

# 平成19年度政策評価・施策評価に係る評価書

(行政活動の評価に関する条例第10条第1項)

平成19年11月

宮 城 県

# 目次

作成に当たって	1
1 趣旨	
2 評価の対象	
3 政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法	
4 本書の構成	
<b>I 評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針</b>	
政策整理番号 1 「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」	6
政策整理番号 2 「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」	74
政策整理番号 3 「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」	77
政策整理番号 4 「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」	79
政策整理番号 5 「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組」	81
政策整理番号 6 「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	12
政策整理番号 7 「県土の保全と災害に強い地域づくり」	16
政策整理番号 8 「地球環境の保全」	26
政策整理番号 9 「環境負荷の少ない地域づくりの推進」	83
政策整理番号 10 「豊かな自然環境の保全・創造」	30
政策整理番号 11 「循環型社会の形成」	85
政策整理番号 12 「産業技術の高度化に向けた研究開発の推進」	87
政策整理番号 13 「新成長産業の創出・育成」	90
政策整理番号 14 「新しい時代を担う産業人の育成」	92
政策整理番号 15 「高度な産業技術の普及推進」	94
政策整理番号 16 「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」	95
政策整理番号 17 「消費者ニーズに即した産業活動の展開」	97
政策整理番号 18 「産業基盤の整備による生産力の強化」	100
政策整理番号 19 「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」	36
政策整理番号 20 「産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」	101
政策整理番号 21 「雇用の安定と勤労者福祉の充実」	40
政策整理番号 22 「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」	44
政策整理番号 23 「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」	104
政策整理番号 24 「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」	105
政策整理番号 26 「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」	107
政策整理番号 27 「多様な主体の協働による地域づくりの推進」	109
政策整理番号 33 「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」	54
政策整理番号 34 「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」	62
政策整理番号 35 「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」	111
政策整理番号 36 「高度情報化に対応した社会の形成」	68

## II 政策、施策及び事業の概要

政策整理番号	1	「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」	116
政策整理番号	2	「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」	120
政策整理番号	3	「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」	122
政策整理番号	4	「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」	126
政策整理番号	5	「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組」	128
政策整理番号	6	「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	132
政策整理番号	7	「県土の保全と災害に強い地域づくり」	134
政策整理番号	8	「地球環境の保全」	136
政策整理番号	9	「環境負荷の少ない地域づくりの推進」	138
政策整理番号	10	「豊かな自然環境の保全・創造」	140
政策整理番号	11	「循環型社会の形成」	142
政策整理番号	12	「産業技術の高度化に向けた研究開発の推進」	144
政策整理番号	13	「新成長産業の創出・育成」	146
政策整理番号	14	「新しい時代を担う産業人の育成」	148
政策整理番号	15	「高度な産業技術の普及推進」	150
政策整理番号	16	「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」	152
政策整理番号	17	「消費者ニーズに即した産業活動の展開」	154
政策整理番号	18	「産業基盤の整備による生産力の強化」	158
政策整理番号	19	「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」	160
政策整理番号	20	「産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」	162
政策整理番号	21	「雇用の安定と勤労者福祉の充実」	164
政策整理番号	22	「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」	166
政策整理番号	23	「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」	170
政策整理番号	24	「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」	172
政策整理番号	26	「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」	174
政策整理番号	27	「多様な主体の協働による地域づくりの推進」	176
政策整理番号	33	「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」	178
政策整理番号	34	「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」	180
政策整理番号	35	「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」	182
政策整理番号	36	「高度情報化に対応した社会の形成」	184



## 作成に当たって

### 1 趣旨

本書は、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）第10条第1項及び同条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第13条の規定に基づき、県が平成19年度に実施した政策評価及び施策評価の結果をとりまとめたものである。

### 2 評価の対象

平成19年度の政策評価及び施策評価の対象としたのは、平成18年度に県が実施した36政策213施策のうち、政策評価指標が設定され、かつ平成18年度事業実績がある30政策103施策である。

### 3 政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果については、政策評価指標の目標値の達成度の分析、施策を構成する事業ごとに設定した指標の分析、社会経済情勢から見た政策、施策又は事業の効果の定性的な分析等により把握している。

### 4 本書の構成

本書は、「Ⅰ 評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針」並びに「Ⅱ 政策、施策及び事業の概要」で構成している。

## 〔凡例〕

### I 評価の結果，評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針（P. 6～）

#### 1 「施策体系」欄

平成19年度の政策評価・施策評価を行うに当たり，宮城県総合計画及び同実施計画に基づき設定した施策体系及び政策評価指標について，政策名，施策名及び政策評価指標名並びに指標値達成度を記載したものである。

##### ①政策整理番号及び政策名

政策整理番号は，施策体系に位置づけられている36政策を1から36の順に番号を付し整理したもの。ただし，全36政策のうち評価対象（政策評価指標設定施策を含む政策）は30政策であり，政策整理番号25，28，29，30，31，32の6政策については，本書では記載していない。

政策名は施策体系の政策名を転記したものである。

##### ②施策番号及び施策名

施策番号は，各政策ごとに政策を構成する施策に番号を付し整理したものである。

施策名は，施策体系の施策名を転記したものである。

##### ③政策評価指標名及び指標値達成度

政策評価指標名は，総合計画第Ⅱ期実施計画からの転記及び候補指標名である。

指標値達成度は，政策，施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果を把握する方法の一つであり，評価対象年度における政策評価指標の目標値に対する現状値の割合を計算し，得られた結果を，政策評価・施策評価基本票のうち政策評価指標分析カードから転記して記載している。記載されている区分の定義は次のとおり。

A：目標値を達成したもの。

B：目標値は達成していないが，初期値から改善傾向にあるもの。

C：目標値を達成しておらず，初期値から悪化しているもの。

…：データが把握できない等の理由により，判定できないもの。

※「候補指標」：総合計画第Ⅱ期実施計画策定後，新たに設定または変更した指標。

#### 2 「評価原案」欄

条例第5条（書面の作成等）の規定に基づき作成された「政策評価・施策評価基本票」から，県の評価原案（評価シート（A），（B）の総合評価及びその内容）を転記したものである。

##### ①政策評価・評価シート（A）関連

政策を構成する施策について，施策体系や政策評価指標の妥当性，施策の有効性をそれぞれ分析・評価するとともに，当該政策を実現するための施策群を「適切」，「概ね適切」，「課題有」の区分により総合的に評価したものである。

##### ②施策評価・評価シート（B）関連

施策を構成する各事業の有効性や効率性，設定の妥当性等について分析・評価するとともに，当該施策を実現するための事業群を「適切」，「概ね適切」，「課題有」の区分により総合的に評価したものである。

### 3 「行政評価委員会政策評価部会の意見」欄

条例第8条（委員会の意見の聴取等）に基づき、県の評価原案に対して調査・審議が行われた11政策41施策について、行政評価委員会政策評価部会からの答申の内容を記載したものである。

「7段階判定」欄は、1から7までの数字（県が自ら行った評価について数字が大きいほど妥当性が高いとの判定。4が中央。）による判定結果を示したものである。

なお、調査・審議が行われなかった政策・施策については、本欄は掲載していない。

### 4 「県の対応方針」欄

上記3の意見に対する県の対応方針を記載したものである。

なお、調査・審議が行われなかった政策・施策については、本欄は掲載していない。

### 5 「評価結果」欄

上記4の対応方針に基づく、県としての最終の評価結果を記載したものである。

なお、政策評価指標を設定している政策及び施策のうち本欄が空欄になっているものは、評価原案どおりであることを示している。

## II 政策、施策及び事業の概要（P.116～）

### 1 「政策整理番号」

前記Iと同様である。

### 2 「政策名及び政策（概要）」欄

政策名は、前記Iと同様であり、各政策の概要については、政策評価・施策評価基本票の評価シート（A）から転記している。

### 3 「施策番号、施策名及び施策（概要）」欄

施策番号と施策名は、前記Iと同様であり、各政策を構成する各施策の概要は、政策評価・施策評価基本票の評価シート（A）から転記している。

### 4 「政策評価指標名及び政策評価指標（概要）」欄

政策評価指標名は、前記Iと同様であり、政策評価指標（概要）は、「政策評価指標の解説」（平成18年4月宮城県企画部作成）から転記している。

なお、評価対象の30政策103施策についてのみ内容を記載しており、それ以外は空欄としている。

### 5 「事業番号、事業名、平成18年度決算額及び事業（概要）」欄

事業番号は、施策ごとに番号を付し整理したものである。

事業名は、政策評価・施策評価基本票の評価シート（B）から転記している。

平成18年度決算額は、各事業の平成18年度の決算額を記載している。

事業（概要）は、総合計画の第II期実施計画に記載されている事業の概要等を転記している。

なお、評価対象の30政策103施策についてのみ内容を記載しており、それ以外は空欄としている。



# I 評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の 意見及び県の対応方針

◇宮城県行政評価委員会の審議対象となった政策 1 1 政策

◇宮城県行政評価委員会の審議対象外となった政策 1 9 政策

政策整理番号	1	「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」	… 6
政策整理番号	2	「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」	… 74
政策整理番号	3	「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」	… 77
政策整理番号	4	「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」	… 79
政策整理番号	5	「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組」	… 81
政策整理番号	6	「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	… 12
政策整理番号	7	「県土の保全と災害に強い地域づくり」	… 16
政策整理番号	8	「地球環境の保全」	… 26
政策整理番号	9	「環境負荷の少ない地域づくりの推進」	… 83
政策整理番号	10	「豊かな自然環境の保全・創造」	… 30
政策整理番号	11	「循環型社会の形成」	… 85
政策整理番号	12	「産業技術の高度化に向けた研究開発の推進」	… 87
政策整理番号	13	「新成長産業の創出・育成」	… 90
政策整理番号	14	「新しい時代を担う産業人の育成」	… 92
政策整理番号	15	「高度な産業技術の普及推進」	… 94
政策整理番号	16	「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」	… 95
政策整理番号	17	「消費者ニーズに即した産業活動の展開」	… 97
政策整理番号	18	「産業基盤の整備による生産力の強化」	… 100
政策整理番号	19	「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」	… 36
政策整理番号	20	「産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」	… 101
政策整理番号	21	「雇用の安定と勤労者福祉の充実」	… 40
政策整理番号	22	「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」	… 44
政策整理番号	23	「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」	… 104
政策整理番号	24	「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」	… 105
政策整理番号	26	「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」	… 107
政策整理番号	27	「多様な主体の協働による地域づくりの推進」	… 109
政策整理番号	33	「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」	… 54
政策整理番号	34	「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」	… 62
政策整理番号	35	「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」	… 111
政策整理番号	36	「高度情報化に対応した社会の形成」	… 68

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり				適切	概ね適切	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本政策目的及び「みやぎ保健医療福祉プラン」の基本理念である「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現のため、障害者や高齢者の生活支援をはじめとした地域で暮らすための仕組み作りや人材育成、地域福祉活動の推進などについて、この6施策により支援している。これらの施策群は、政策目的に沿ったものであり、施策間の重複や矛盾はない。また、障害福祉及び高齢者福祉の社会情勢を見ても、地域で安心して暮らすための取り組みに重点が置かれていることから本施策群の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策3については、より適切な指標の検討を要するが、代替できる他の指標を見出し難い状況である。施策5については、制度改正に伴い政策評価指標について検討を要する。その他の政策評価指標は適切な指標である。政策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5施策のうち4施策を「有効」、1施策を「概ね有効」と評価した。政策評価指標の目標に満たなかった指標があるものの、政策全体としては目指す方向に推移していることが確認できる。このため、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から政策を構成する施策の必要性は十分に認められる。政策評価指標の達成度から判断して、政策の目的である、障害者や高齢者の生活支援をはじめとした地域で暮らすための仕組み作りや人材育成、地域福祉活動の推進などについては、概ね目指す方向に進んでいると考えられることから、政策は「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度改正や高齢化の進展といった社会経済情勢を踏まえつつ、年齢や障害にかかわらず地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現するため、継続して福祉サービスの基盤整備を実施していくことが課題である。</li> </ul>
1	障害者の地域での生活支援	障害者生活支援センター設置数	...	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国により県の関与が制度化された事業や県が進める障害者の地域生活への移行促進などの事業から構成されており、県の関与は概ね適切であると判断している。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることなどから、事業群は概ね有効であると判断している。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位当たりの事業費が縮減しているものや最小限の経費により実施したもの、国庫基準の範囲内で実施したものなどから構成されており、概ね効率的であったと判断している。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることなどから、事業群は概ね適切であると判断している。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度に施行された障害者自立支援法に伴い、旧来のサービス提供に係る平成23年度までの経過措置も設けられたことなどから、今後の状況を勘案しながら、必要な事業を実施していく。</li> </ul>
		グループホーム設置数	A					

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策群の設定の妥当性について「適切」と評価しているが、施策4「元気高齢者の生きがづくり」では施策名称と中身の事業との関わりが合っていない。ここの評価は「概ね適切」が妥当ではないか。</p> <p>・施策4「元気高齢者の生きがづくり」の施策名と政策評価指標「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数」の内容が異なっている。施策の設定だけを見ると適切に見えるが、施策に設定された評価指標を見ると中身は異なっている。施策の設定や政策評価指標を関連づけてはじめて適切な評価ができるのではないか。</p> <p>・施策の有効性について、施策3を「概ね有効」と評価しているが、他の「有効」と評価している施策に比べて評価が低い理由がよく分からない。他の施策に比べてネガティブな内容を根拠のところをしっかり記載するべきではないか。</p> <p>・政策評価は施策の評価内容を機械的にとりまとめるのではなく、各施策の評価をよく吟味して行うべきである。</p>	<p>・意見を踏まえて、評価シート(A)のA-1施策群設定の妥当性については、「適切」から「概ね適切」に修正し、評価の根拠を「…これらの施策群は、概ね政策目的に沿ったものであり、施策間の重複や矛盾はないと言える。また、障害福祉及び高齢者福祉の社会情勢を見ても、地域で安心して暮らすための取り組みに重点が置かれていることから本施策群の設定は「概ね適切」と判断する。」とする。</p> <p>・次回からは、より適切な指標を検討していきたい。</p> <p>・意見を踏まえて、評価シート(A)のA-3施策の有効性中、施策3の有効性を「概ね有効」から「有効」に修正し、評価の根拠を「各事業は施策の目的である介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実に沿って効率的に実施されている。このことから、施策は目指す方向に推移していると考えられるため「有効」と判断する。」とする。併せて、政策全体の施策の有効性を「概ね有効」から「有効」に修正し、評価の根拠を「5施策のうち5施策を「有効」と評価した。政策は目指す方向に推移していることが確認できる。このため、政策全体では「有効」と判断する。」とする。</p> <p>・次回からはより一層意見調整を行ってきたい。</p>	<p>政策評価</p> <p>施策評価</p>
3	<p>・障害者自立支援法の施行で障害者生活支援センターの設置は市町村に移管されたため、今年度の政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」の現況値は空白になっているが、県は市町村の情報を集約して県全体の実態を評価すべきではないか。それで地域差があればそれなりのサポートや支援をしていくことも必要である。各市町村の事業の進捗状況を評価シートにコメントとして記載してはどうか。</p> <p>・現在は施設の設置数などの指標が設定されている。分かりやすい指標だが、これだけでは施策の成果を把握しにくいので、次のレベルに迫れるような指標を検討してはどうか。機能や質を表す政策評価指標を設定して、質的評価も考慮して欲しい。質的評価も達成度評価が可能である。具体的には、設置した施設での活動状況や利用者の意識に関する指標など、利用者の立場が把握できるような指標を設定してはどうか。</p> <p>・グループホーム以外にも多様な生活支援が行われているので、グループホーム以外の生活支援の充実の度合いもはかれるように、多様なサービスを組み合わせた政策評価指標も検討してはどうか。評価指標は一つである必要はなく、それぞれの対象者や種類に応じて作った方がいい。障害者自立支援法の施行に伴って策定された障害福祉計画ではそれぞれのサービスの目標数値を設定したということだが、それを評価の指標としてどうか。</p> <p>・地域での支援がなければグループホームの施設数を増やさなければならぬし、地域での支援が充実している場合はそれほどグループホームの施設数は必要としないかもしれない。グループホームの設置数の目標値を設定する場合は、他のサービスとの関わりから、どのくらい施設が必要かということを検討して欲しい。</p>	<p>・平成19年度の政策評価は、平成18年度に実施した事業についての評価が基本であり、相談支援事業については、市町村が実施主体となったことにより、当該項目の今年度の評価を空欄としたものである。しかし、実施主体が市町村に移った事業の実施状況については、状況把握が必要な事項でもあり、「活動(事業)の分析」欄に参考として現況数値を記載する。</p> <p>・政策評価指標に掲げた施設については、質的な評価手法についても検討していく。</p> <p>・宮城県障害福祉計画の達成状況については、毎年度、宮城県障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、その結果を公表することと定めている。そのため、政策評価においては、宮城県障害福祉計画に定めたそれぞれのサービスの目標数値全てを評価対象とすることは、現在想定していないが、次回の見直し時には、評価対象事業と密接な関連があるかどうかなど、評価すべき目標数値がある場合は、必要に応じて盛り込むことも検討していく。</p> <p>・グループホームの整備目標について、現在県では地域移行者数の見込みをもとに算出しており、地域での支援、つまり日中活動系サービスの量が、グループホームの設置数にあまり影響を及ぼすとは考えていない。</p>	<p>政策評価</p> <p>施策評価</p>

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
2	重度障害者の家庭での生活支援	利用希望者に対する提供率	A	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国により県の関与が制度化された事業や広域的・専門的事业などから構成されており、県の関与は概ね適切であると判断している。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることなどから、事業群は概ね有効であると判断している。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位当たりの事業費が縮減しているものや必要最小限の経費により実施したもので、国庫基準の範囲内で実施したのなどから構成されており、概ね効率的であったと判断している。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることなどから、事業群は概ね適切であると判断している。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度に施行された障害者自立支援法に伴い、旧来のサービス提供に係る平成23年度までの経過措置も設けられたことなどから、今後の状況を勘案しながら、必要な事業を実施していく。</li> </ul>
3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策では、国・市町村・民間団体との役割分担が適切に行われており、県の関与は適切である。</li> <li>・事業は施策目的に沿って実施されている。</li> <li>・以上のことから「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標は頭打ちの状況で推移しているが、「第3期みやぎ高齢者元気プラン」の進行状況としては着実に基盤整備が進められており、サービスに対する一定の施策の効果が認められることから「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準に従い適切な助成により事業執行されており、施策全体としては「概ね効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標は頭打ちの状況で推移しているが、各事業は施策の目的である介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実に沿って効率的に実施されている。このことから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団塊世代が高齢者になる2015年の高齢者介護を視野においた介護保険サービスの基盤整備は、ますます重要になっており「第3期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき継続して事業を実施していく。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・政策評価指標の「利用希望者に対する提供率」は、パーセント表示だけだと利用者が増えているのか減っているのかが把握できないので、人口呼吸器を装着するALS患者と全身性障害者に分けた実際の利用者数を示してはどうか。</p> <p>・難病の患者は医療介護・生活支援を組み合わせ生活しているので、利用している制度も様々である。担当のケアマネジャーが補助制度などをよく知らないために、在宅での難病患者の自己負担が大きくなっている場合が考えられる。制度が利用し易い支援体制の整備や、医療介護・生活支援を関連付けた視点からの施策を検討してほしい。</p> <p>・評価シートBの事業の分析で、問題があると書いてしまうと、評価結果が悪くなるためなのか、どうしても事業には問題がなく、うまくいっているような書きぶりになりやすい。課題があるから事業をやっているの、どの事業も課題をかかえているはずだが、その課題がなかなか書きにくいのではないかと。課題があること自体が分かりやすいように評価シートがつけられていけばよい。</p> <p>具体的には、事業の分析のところプラス面とマイナス面をそれぞれ書いてもらう欄を設けるなどして、課題を解決すべく進んでいるというような、課題が何か分かるような書き方にするとういのではないかと。</p>	<p>・当該事業については、利用を希望しない者もあり、利用者数等の目標ではなく利用希望者に対する提供率を指標としているが、参考として「活動(事業)の分析」欄に利用者数を記載する。</p> <p>・事業番号1「ALS等総合対策事業(難病患者地域支援事業)」において、患者等の状況に応じ保健・医療・福祉のケアコーディネートを実施する事業(ケース検討会議)を実施している。また、難病患者のうち、障害者手帳所持者については、障害者自立支援法の施行に伴い、市町村において障害者に対する相談支援の実施が必須となり、市町村、相談支援事業者、障害者の関係者等を参集した個別支援会議等を随時開催しており、その中で障害者のケアマネジメントを行う体制となっている。</p> <p>・平成20年度からスタートする「宮城の将来ビジョン」の体系に基づいた評価では、事業の分析において、事業の抱える課題や問題点を明らかにし、その対応策を記載することとしており、評価結果が個々の事業の改善につながるようにしていきたいと考えている。</p>	
	4	<p>・B-1の施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性は「適切」と評価しているが、医療の依存度が高い人が増えている中、支援はデイサービスだけで十分なのか。デイサービスと同時にデイケアも支援していく必要があるのではないかと。</p> <p>医療のサービスとリンクして介護が動くので、医療の依存度が高い人に対するリハビリのあり方を考えると、デイケアがこれから必要になるのではないかと。</p> <p>・病院在院日数の短縮などから、医療依存度の高い人たちが在宅での介護や医療を受けるようになってきた。また、療養病床の再編で大幅に療養病床が削減されることから、受け皿が問題になっている。新型老人保健施設がどこまで受け入れられるかわからないが、在宅での役割が大きいので、在宅関連施策の充実が求められる。</p> <p>・訪問看護ステーションが機能しないと在宅医療支援は動かないが、看護師の確保が非常に困難になっていることから、訪問看護ステーションの機能がなかなか向上しない。そうした場合の対応のあり方を考えると、人材確保事業とも連携しなければならないのではないかと。</p> <p>・「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」の目標値を100%に設定しているが、これは自立して自分でやるのはダメだと言っているのと同じである。自立しようとしている人が1割か2割いてもおかしくないし、できればその方がいいと思う。その辺も考慮して目標値を設定してもよいのではないかと。</p> <p>・「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」は、少しでも介護サービスを利用すると、利用した割合にカウントされる。もっと介護サービスを利用したいがサービスの供給がないために利用できなかった人がどのくらいいるかは把握できない。モニタリングの情報を活用して介護サービスの資源が適切にあるか評価することができないかと。</p> <p>・介護サービスが将来的に定着したときに、過剰でも過小でもない適正なサービスの提供という視点が財政面からも必要になると思われる。他県の情報など、現在の80%が適正なのかを把握できるような数値が必要ではないかと。</p> <p>・既存の特別養護老人ホームをユニット化すると面積が減って入所定員が減ってしまうが、減った分を受け入れる施設はないと思う。新型の施設では最初からユニットで作るからいいが、旧型の施設のユニット化を進めることは可能なのか。</p> <p>また、ユニット化を進めるということは、低所得者にはかなり負担になるので、4人部屋の方がよいという希望もあるのではないかと。</p>	<p>・要介護高齢者の介護サービスに重点化し、現在、事業を展開している。</p> <p>医療依存度が高い高齢者に対するデイケアを含めた医療体制の構築については、医療関係課と連携し検討していく。</p> <p>・在宅医療の充実と医療・福祉の連携体制の構築による地域ケア体制の確保については、医療関係課と連携し充実を図っていく。</p> <p>・医療・保健・福祉を担う人材の養成・確保の中で、医療関係課と連携して行っていく。</p> <p>・100%の目標値が妥当とは考えていないし、自立している高齢者の状況を反映した目標値の設定が望ましいものだが、その根拠となるバック・データが不足しているため、新たな目標値の設定は難しい現状にある。</p> <p>・サービスを利用できない事由については、供給面や費用面等様々あると考えているが、モニタリングの情報については、新たな取り組みによらなければ把握できない。</p> <p>・他県の状況などを踏まえると、概ね80%前後が一般的になっているが、それをもって直ちに適正と言えるものとは考えていない。利用率の適正值把握方法については、今後も検討していく。</p> <p>・既存施設の増改築によるユニット化についても、補助対象としている。</p> <p>みやぎ高齢者元気プランによる目標達成に向けて、個室ユニット型施設に対して補助を行っているもので、多床室による整備の必要性も理解している。</p>

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策 評価 指標 群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県 の 関 与 の 適 切 性 ・ 事 業 群 設 定 の 妥 当 性	B-2 事 業 群 の 有 効 性	B-3 事 業 群 の 効 率 性	B 施 策 評 価 ( 総 括)	
4	元気高齢者の生きがいづくり	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度においては、居宅サービスの充実が求められていることから、地域格差の是正を視野にいたした訪問リハビリテーションの供給体制や利用支援体制の整備が必要であり、適切と考えられる。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業とも確実に成果が向上しており、政策評価指標は順調に推移している。介護保険法の改正によるサービス提供事業者の増加等の要因があるなかでも、施策は有効と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率性については、今後の推移を見る必要があるが、全体としては効率的と考える。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業群の設定は適切、有効性は有効、効率性は効率的であり、全体としては適切と考えられる。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が地域で安心して暮らすことのできる環境整備が求められており、地域での生活を支援するこれらの事業は引き続き継続する必要がある。</li> </ul>
5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保	ケアマネジメントリーダー数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業は、介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支援し、人材育成・専門技術的な資質向上を図るものであり、県の関与は適切である。</li> <li>地域でのケアマネジメントの必要性の高まり等、介護サービスを巡る今日的な状況を踏まえた事業であり、妥当である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントリーダーによる介護支援専門員への支援活動を通じ、介護支援専門員の資質向上、ひいては質の高い介護サービス提供に資するものと認められ、施策目的の実現に貢献し、有効である。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係要綱に基づく事業内容であり、効率的な予算執行に努めたものであり、事業は効率的に執行されたと判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスを担う人材の育成・資質向上を通じ、質の高いサービスを提供する仕組みづくりのため、適切な事業が設定されている。ケアマネジメントリーダー養成研修事業を組換え、H18から実施した、主任介護支援専門員研修の修了者数の状況から見て、事業の成果が認められ、また効率的に実施されていると判断される。以上のことから、事業の設定及び推進は適切に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度改正、研修体系の改正等を踏まえ、ケアマネジメントを担う人材育成・資質向上支援施策の一層の充実を図るため、事業1関連事業については、平成19年度から「介護支援専門員支援体制強化事業」として組み換え、また事業2については、平成18年度から「主任介護支援専門員研修」として実施している。これら事業の円滑な実施が課題である。</li> </ul>
6	NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・施策名「元気高齢者の生きがいつくり」に対して、高齢者リハビリテーションや福祉用具プランナーの人材育成などの事業が設定されているが、施策名と事業の設定にかい離がある。高齢者リハビリテーションの事業は施策3「介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実」に設定するなど、適切な施策に設定すべきである。</p> <p>・「みやぎ高齢者元気プラン」では、訪問リハビリの供給量について、全体的に利用が進んでおらず、また地域差が大きいことが課題になっているということだが、それらの課題は評価シートには記載されていない。課題を認識しているのであれば、記載すべきではないか。</p> <p>・福祉用具プランナー研修事業の研修時間は7日間(座学51時間、実技47時間)とのことだが、利用者の様々な介護の状態、要介護度、疾患に応じて福祉用具の利用支援等を行うには短すぎるのではないか。</p>	<p>・次回からは、より適切な施策分類、事業設定を検討する。</p> <p>・評価シート(B)の事業の分析中、高齢者リハビリテーション促進事業の方向性に関する説明に「また、訪問リハビリテーションの利用状況が低く地域差があることから、提供施設が少ない地域において介護保険施設による提供体制の整備に対し補助する。」と加える。</p> <p>・本研修は中級の専門家育成として、テクノエイド協会が認定するカリキュラムに沿って実施していること、また、現職の業務従事者を対象としていることから、現状以上に長期間の研修とすることは困難と考える。</p>	
3	<p>・B-1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性は「適切」と評価されているが、施策3「介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実」に関連して、訪問看護ステーションの看護師の確保が非常に困難になっている。訪問看護ステーションのマンパワーの資源が不足気味であれば、医師不足と同じように施策や事業で何らかの対策をうたなければいけないのではないか。</p> <p>・政策評価指標「ケアマネジメントリーダー数」について、平成18年度から制度改正でケアマネジメントリーダーの制度は主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の制度に変更された。期待される役割は同じであるとしても、同じグラフに盛り込むことは難しいのではないか。誤解を招かないように記載してほしい。</p>	<p>・訪問看護ステーションのマンパワー等の問題については、医療関係課と連携し検討していく。</p> <p>・御指摘の趣旨を踏まえ、制度変更等があった場合には誤解が生じないよう適切な指標を記載するよう留意する。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり				適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの施策も「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」のために必要であることから、施策の設定として「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施策の有効性を評価する上で、各施策に設定されている政策評価指標は「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の有効性は、3施策中、2施策が「有効」、1施策が「概ね有効」であった。</li> <li>・目標を達成した政策評価指標は、6指標中4指標だったが、他の2指標についても、指標が目指す方向に推移している。</li> <li>・以上のことから、政策全体では「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの施策も「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」のために必要であり、また、施策の有効性についても、「有効」であることから、本政策は「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」のため、従来どおり各施策を推進していくこととする。</li> </ul>
1	救急搬送体制の整備	救急車現場到着時間の全国対比値	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの事業も県の関与は適切であり、施策目的・社会経済情勢に照らして必要な事業であり、事業観の重複・矛盾もなく、適切であると判断される。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部有効性判断が困難な事業もあるものの、全体として概ね有効であると判断される。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部効率性判断が困難な事業もあるものの、全体として概ね効率的であると判断される。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部実績のない事業があるものの、全体として概ね適切であると判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的の実現に向けて、継続すべきである。</li> </ul>
		県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合	A					
		活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合	A					
		活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合	B					
2	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・政策評価指標群の妥当性について「適切」と評価しているが、政策評価指標が設定されていない施策や、本来の施策の評価を反映するには少し関連性が弱い指標があることから、あまり「適切」とは言いえないのではないか。</p>	<p>・設定されている政策評価指標については、各施策の有効性を評価する上で「適切」と判断している。</p>	
4	<p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」の仮目標値は4年間横ばいで設定されているが、4年間何もしなくてもよいように見えてしまうので、見直してはどうか。</p> <p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は現場到着までの時間になっていて、患者を搬送している時間が含まれていない。現場到着までの時間が短いことも重要だが、患者をいかに早く医療機関に搬送するかという現場到着から医療機関までの搬送時間が非常に大事である。現場到着から医療機関までの搬送時間を含めた時間を短くする目標をたてるべきではないか。 また、全国平均との対比もよいが、宮城県において短縮された時間や、短い時間で搬送している県をベンチマークとした方が県民にも分かりやすいのではないか。</p> <p>・救急搬送時間等の情報は電算化して基本的な分析ができるよう整備するべきでないか。救急搬送時間が長くなっている状況について基本的なデータがなければ、救急機関の役割についての議論すらできないのではないか。 電算化していなくても、重傷や心筋梗塞や脳卒中の疑いの場合の搬送時間等は把握すべきではないか。</p> <p>・現場到着時間が長くなっているが、なぜ時間が長くなっているかの分析を行う必要があるのではないか。</p> <p>・現場到着時間の平均値について、平均をとることにより誤解を生じる場合がある。長距離の搬送が増えると、到着時間の平均値は長くなる。到着時間の平均と、散らばりも見ていかないといけない。移動距離が短いものと長いものを同じように扱うと問題がある。</p> <p>・気管挿管の件数は年間30件程度とのことで、件数が少ないのは挿管できる救命士が少ないからなのか、必要な事例が少ないからなのか分析が必要だが、有資格者の養成数は挿管件数との兼ね合いで考える必要があるのではないか。 例えば、挿管の件数が少ないのに有資格者をあまり多く養成しすぎると、臨床経験が積めず技術的な向上が図れないことも考えられる。</p>	<p>・グラフの設定上横ばいに表示されているが、目標値は減少となるよう設定している。</p> <p>・病院収容時間に関しては受入病院側の体制との連携の検証が必要な部分が多く、当課だけの取組が困難であることから、今後医療整備課と連携して検証を進め、収容時間短縮を目指す。 目標の設定の仕方については、今後の検証の結果をふまえ、御意見を参考にしてよりの確な指標とできるよう努めていく。</p> <p>・活動記録の電算管理化により、より深い検証が可能となることは御指摘のとおりであるので、各消防本部に働きかけていきたい。 重症患者等の事案の把握についても、御意見を参考にして把握の可否を検討する。</p> <p>・御指摘をふまえ、関係各課と連携して、今後も検討を進めて行く。</p> <p>・値は国の行う年報調査の統計値を活用している。長距離案件と短距離案件とを同様に扱っては問題があることは御指摘のとおりであるが、距離で分類した平均値の算出を消防本部に求めることは過大な労力を強いることとなるおそれがあり、検討を要する。</p> <p>・気管挿管や薬剤投与の実施が求められる事案に出動した部隊に、これら行為を実施可能な隊員がいないという事態をなくすため、より多くの救急救命士が気管挿管・薬剤投与の認定をうけることを目標としているところであるが、個々の救急救命士の水準維持が重要であることは御指摘のとおりであるので、救急救命士の再教育に遺漏のないよう、御意見を参考に努めていく。</p>	

施策体系				評価原素				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
3	事故のない安全で快適な交通社会の実現	年間の交通事故死者数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記事業は安全で快適な交通社会の実現のため必要な事業であり、また道路交通法によって県の役割とされた新たな事業であり、県の関与は「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記事業の成果指標から見て大きく向上しており、多大な成果を上げている。環境問題対策からも施策実現に貢献しており「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の大半が固定的費用であり、また安価な入札額であり「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な交通社会の実現のために適切な事業が設定されている。成果指標から見て、事業の多大な成果が認められ、また効率的に実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車問題への意識の高まりを持続させ、向上させていくことが施策目的の実現に大きくつながる。</li> <li>・駐車監視員による活動範囲の拡充が最も有効であり、効率的に拡充していくことが今後の課題である。</li> </ul>
4	食品や水道水などの安全確保	食の安全安心取組宣言者数	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心については、県民生活に直結するものであることから、県民の関心も高く、各事業は、その確保のために必要な事業であり、事業間での矛盾等もなく、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の成果指標の推移から見て、自主基準公開生産者・事業者の拡大にはさらなる事業の推進が必要であるものの、各事業とも成果を上げており、施策目的の実現の方向に進捗していることから、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は、単位当たり事業費が低減されており、概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心の確保のために必要な事業が設定されているとともに、成果指標及び政策評価指標の達成状況から見て成果を上げており、また、概ね効率的に実施されていると判断されることから、事業の設定及び推進は、「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心の確保のために継続実施し、県民ニーズに応じていく。</li> <li>・消費者、生産者・事業者及び行政の協働が必要であることから、各主体が参画する機会の設定・活用により、さらなる普及啓発を図る必要がある。</li> </ul>
5	建築物の安全性と適正な維持保全の確保							
6	生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実							
7	消費者被害の防止							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・施策の範囲は広いので、設定されている駐車違反对策の事業の他にも様々な事業が考えられる。駐車違反对策は長い目で見れば、駐車違反が減れば事故が減るといって安全で快適な交通社会の実現につながるとは思うが、間接的な印象を受ける。例えば歩道での自転車への対策など、もっと直接的な事業を重点事業として設定して、評価してもよいのではないかと。</p> <p>・「年間の交通事故死者数」は全国的に取り組んでいる指標であり重要な指標だと思うが、県独自の事業や目標に対応する指標を設定してはどうか。 例えば、県が重点的に取り組んでいる高齢者の事故や飲酒運転、自転車事故に対応する指標、あるいは事故の件数や、事故が多い交差点をターゲットにして、その箇所数を減らすなどの指標を設定してはどうか。</p>	<p>・評価制度上、重点事業が評価対象となっているため、重点事業として認められている違法駐車対策事業のみ評価を行っている。</p> <p>・「年間の交通事故死者数」については、宮城県交通安全計画に掲げている数値と同一であり、また、国でも平成15年に政府目標を掲げ、「今後10年間で年間の交通事故死者数を5,000人以下にする。」としているところである。 また、高齢者の事故や飲酒運転、自転車事故に対応する指標を設けてはどうかとの意見であるが、交通事故死者数が減少すれば相対的に個別の形態の事故が減少することとなるので、あえて指標を設ける必要はないと考える。</p>	
5	<p>・安全安心宣言のマークはもっと周知徹底を図る必要があるのではないかと。宮城県の食品が優先的に安心感をもって購買されるようになればよいと思う。</p> <p>・食の安全安心取組宣言をしている事業者は、全体の事業者の1割に満たない状況ということだが、事業者に対して啓発や協力依頼が必要なのではないかと。</p> <p>・政策評価指標「食の安全安心取組宣言者数」は宣言している割合が生産者・事業者それぞれの全体から見るとどのくらいの割合なのか分かるように表現してはどうか。</p> <p>・評価の対象ではないが、食の安全に関して、全ての食品を網羅的に監視するのではなく、社会情勢にあわせて重点的に監視している事業を行っているが、県民に身近な分野であり、重点監視の状況をうまく指標として設定できれば県民に分かりやすい評価となるのではないかと。</p>	<p>・食品衛生監視指導業務との一層の連携等を通じて、安全安心の確保に向けた事業効果の拡充を図るとともに、取組宣言ロゴマークの周知のためのモデル事業等具体的な対策を検討・実施していきたい。</p> <p>・パンフレット等を作成し、食品衛生協会、生活衛生同業組合等を通じて、あるいは直接、事業者への普及啓発に努めているが、宣言者数が伸び悩んでいることは認識しており、上記と併せて、さらなる普及啓発を進めていきたい。</p> <p>・生産者・事業者全体に占める取組宣言者数の割合が分かるよう、表現の仕方を工夫しながら、明記することとしたい。</p> <p>・「重点監視指導事業」は、「宮城県食品衛生監視指導計画」中の監視指導計画で定めている。この監視指導計画は、その時々々の県内外における食の安全に関する情報を踏まえて、年度ごとに重点監視指導項目等を定めることとしており、目標値を定めて経年的な達成状況を評価する指標としては適さないと考える。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
	県土の保全と災害に強い地域づくり			概ね 適切	適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は社会経済情勢から見て必要性が高いと判断される。施策間に若干重複する部分があるが、矛盾する点はない。施策の設定は「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標は、各施策の有効性を評価する上で「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では、5施策のうち2施策を「有効」、3施策を「概ね有効」と判断した。政策評価指標も3指標は目標値を達成しており、達成しなかった4指標も目標値に近づいている。</li> </ul> <p>以上のことから、災害に強い地域づくりは進んでいると判断できるので、政策全体では「概ね有効」と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から見て、施策の必要性は高いと判断する。政策評価指標の達成度からも災害に強い地域づくりが進んでいると認められ、施策の設定及びその推進は「概ね適切」に行われていると評価する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策には、ハード対策が不可欠であるが、しかしながら非常に長い期間を要することから、被害を軽減するためには市町村や住民の意識啓発も重要であり、ソフト対策も推進する必要がある。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・施策群設定の妥当性を「概ね適切」としており、この評価は妥当である。</p> <p>・「防災」には財政面の限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的である。 この観点から、「水害」及び「土砂災害」に関する施策は妥当なものとして評価できる。しかし、「地域ぐるみの防災組織」に関しては、高齢化等に伴うコミュニティの変質や昼間時の被災に対応できるものとなっていない。また、「震災対策」は多様な施策の複合体であって、特に消防水利のような矮小化した次元で捉えるべきではないと考える。県には震災時の司令塔の役割が期待されるから、個別事業の実施主体とは関係なく、全体のコーディネーションを図る方向で施策を体系化すべきである。</p> <p>・国と市町村との狭間において、施策によっては、県の役割が受身的で弱い部分が見られ、改めて県の役割・責務を明確にすることが必要と考えられる。</p> <p>・評価指標として、水害、土砂災害に関するものの妥当性は高いが、地域防災、震災対策に関しては、過年度より問題を抱えていることを指摘しており、「適切」とした政策評価指標群の妥当性は「概ね適切」が適当である。</p> <p>・評価指標の変更に関して、県側の対応は硬直的に思える。新しい宮城の将来ビジョンに基づく評価では、指標に関する協議の場を設けることが望ましい。</p> <p>・施策の有効性は「概ね有効」と思われるが、課題の多い施策1「地域ぐるみの防災体制整備」の評価が「有効」で、施策体系の整っている施策2「水害から地域を守る河川等の整備」の評価が「概ね有効」となっている等、県担当課による評価のばらつきが見られることが課題である。</p> <p>・施策の有効性において、個別・具体的な事業レベルでは概ね有効とされるが、例えば、「自主防災組織の組織率」や「消防水利の基準に対する充足率」が自己目的化することは適切でない。この場合も、「水害」と「土砂災害」については有効性が認められるが、「防災計画」を策定しても実行が伴わなければ震災対策が進んだとは見なせない。その意味で、具体的な施策内容が本来の目的にそぐわないものがある。この場合、施策内容による評価が有効でも、施策目的に対しては有効性がないという評価になる。</p>	<p>・震災対策には、「津波」「土砂災害」を含め、総合的な対策が必要であると考えている。 また、震災時には、県災害対策本部を設置し、初動対応や応急復旧事業など各種の災害対策を行うことになっており、この災害対策本部が各種災害対策の全体的な指揮を取ることとなり、そのための大規模災害対応マニュアル等を作成しているところである。</p> <p>・施策1については、一次的に市町村が主体となって取り組むことであるが、改めて県の役割について検討していきたい。 ・施策5については、震災対策が多岐にわたることから、ハード・ソフトの両面から捉えた施策体系となるよう努めていきたい。 ・施策6については、事業群が地震防災に対応できる体制の整備という目標を満足するような構成となるよう、今後の目標設定において配慮する。</p> <p>・現在の指標については適切なものと考えているが、今後、政策評価指標を策定する上で、より適切な指標について検討していきたい。</p> <p>・宮城の将来ビジョン行動計画では、成果として計画期間中に目指す数値目標を掲げているが、評価に際して変更等の必要があれば、政策評価部会からの助言等も踏まえて検討・調整を行っていく。</p> <p>・施策1については、政策評価指標の達成状況から「有効」と判断し、施策2については、政策評価指標の達成度が目標を達成することができなかったために「概ね有効」と判断したものである。</p> <p>・市町村は、基礎的な地方公共団体として、各種防災に関する計画(地域防災計画)を作成し、法令に基づきこれを実施する責務があり、当該地域防災計画は災害対策を実施する上で必要かつ重要なものであることから、施策目的に対して有効性があるものと考えている。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県との 関係の 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
1	地域ぐるみの防 災体制整備	自主防災組織の 組織率	B	適切	有効	概ね 効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は地域ぐるみの防災体制整備のために必要な事業であり、事業間で重複や矛盾はない。また、市町村との役割分担等も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標等の推移から見て、多くの県民が参加して訓練を実施するなど十分な成果をあげている。また各市町村における防災・震災訓練参加者数など政策評価指標も向上しており、各事業は施策目的の実現に貢献していると考えられるので、「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると判断されるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみの防災体制整備のために適切な事業が設定されている。各事業の政策評価指標の達成状況から見て、事業の十分な成果が認められ、また概ね効率的に実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災体制を充実させるために、各事業を継続して県民の防災意識を高めていくとともに、県内各地域の実情(地域や住民構成等)にあった適切な防災訓練を実施していく。</li> </ul>
		各市町村におけ る防災・震災訓練 参加者数	A					

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・県関与の適切性と事業群設定の妥当性を「適切」としているが、「概ね適切」が適当である。 地域ぐるみの防災体制づくりに向けた市町村との役割分担やリスクマネジメントが不明瞭である。 また、事業群は夜間ベースの対策のみであり、通勤・帰宅時や昼間時等の一日の時間サイクルを踏まえた事業構成になっていない。</p> <p>・「減災」に向けて、住民の自助努力が必要だという点は妥当であり、民間教育や組織育成が重要であることは理解できる。しかし、職住分離や高齢化の結果、伝統的な住民コミュニティへの過度の期待は禁物であり、住民の自助努力が働かない場合の安全網が必要である。1次的には市町村単位で取り組むべきことであるが、広域避難や救援物資配送等、県のコーディネーションが重要となる局面は多い。</p> <p>・事業群の有効性を「有効」としているが、「課題有」が適当である。 教育・訓練事業については、継続的な実施が重要であり、参加者等に関してはそれなりの有効性も認められるが、総合防災訓練事業、民間防火組織育成事業は年1回程度の実施であり、政策評価指標「自主防災組織の組織率」の向上にどれだけ寄与するか疑問である。</p> <p>・事業群の効率性については、「概ね効率的」とする理由が不明確であり、説得性に欠けるため、「課題有」が適当である。</p> <p>・同規模の教育・訓練を少ない予算で実施するという視点から効率性を論じることは、問題を矮小化する。教育・訓練を受けた人が、実際の災害局面で減災に如何に貢献できるかという視点、つまり教育訓練の質から論じるべきだが難しい。定型的な訓練も有効ではあるが、災害はさまざまな形を取るため、状況に応じて適切な対応を取れる応用力を重視すべきである。</p> <p>・地域防災組織を育成することは重要であるが、政策評価指標「自主防災組織の組織率」の定義自体が問題であり、宮城県の組織率が上昇していることと、地域の防災力の向上とはほとんど関係がない。例えば、町内会に属していることを指標にすれば、高齢化の進行で自助から要援護に変質する可能性が大きく、これに過度に期待することは危険ですらある。また、他県とのレベル差が大きく、比較不可能な指標は適切ではない。</p> <p>・消防庁の指標を無批判に受け容れることは正しくない。他県とも比較可能で、地域の防災力を適切に表現する指標を定義すべきである。風水害等に関してはある程度予測可能だが、地震等発生が予測できない災害の場合、居住地のみに依存する組織は役立たない可能性が大きく、通勤・通学先での防災力を表現する指標も検討すべきである。</p>	<p>・県と市町村では、それぞれ地域防災計画を作成しており、それぞれの役割についても明記している。 また、事業(事業群)については、昼夜の区別はしておらず、対象は地域住民や団体等としている。 なお、職場・学校においては、自主的な訓練に努めることとされており、「9・1総合防災訓練」に、開催地の学校や企業が参加するなど、これらの防災意識も高まっている。さらに、公共交通機関の管理者は、防災時の業務計画を策定し、防災訓練を実施するなど、それぞれが災害対策を進めている。</p> <p>・県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域における事務等で広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において市町村が処理することが適当でないものを処理することとなっている。そのため、救援物資の手配等も含め、県災害対策本部を設置し、各関係機関と協力しながら災害対策を実施することとしている。</p> <p>・県と開催地市町村で実施する「9・1総合防災訓練」は年に1度の訓練ではあるが、開催地の民間防火組織や企業等の参加のほか、県内各地から民間防火組織の参観などがあり、防災意識の高揚と防災知識の普及を図っている。また、この訓練以外にも、市町村等における「6・12総合防災訓練」や、自主防災組織や町内会での防災訓練を実施するなどしており、自主防災組織の組織率の向上にも寄与しているものと考えている。</p> <p>・前年度に比べ同規模事業費で、訓練参加者が増加していることから「概ね効率的」と判断したものである。</p> <p>・県と開催地市町村で実施する「9・1総合防災訓練」は、地震災害、風水害災害対策のほか、開催地の特性に合わせ津波対策・林野火災対策や火山災害対策などの訓練を実施しているところである。 また、同訓練では、防災関係機関・各種団体及び地域住民が一体となり、迅速かつ適格な応急活動ができるよう、より実践的な訓練となるよう、県・開催地市町村及び消防機関等と訓練内容を協議しながら開催しているところである。</p> <p>・政策評価指標に関しては、実施状況が反映されるものとし、誤解を招かないような設定となるよう努める。</p> <p>・災害初動時の災害時要援護者対策や夜間に大規模地震等が発生した場合には、居住地等地域の自主防災組織による「共助」が重要になってくるものと考えられる。 なお、職場・学校においては、自主的な訓練に努めることとされているが、これを県の指標として掲載することが妥当かどうかも含めて検討したい。</p>	<p>政策評価</p> <p>施策評価</p>

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
2	水害から地域を守る河川等の整備	ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の目的, 県の役割分担, 事業体系, 社会経済情勢等から判断して, 本施策の事業設定は適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標は概ね順調に推移している。</li> <li>・この施策を構成する事業の成果と考えられ, 施策は「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢としてハザードマップに作成の要求が増大している今, これまで先行的に事業が行われてきたため, その要求に併せて予算を増大せずに対応できており, 「概ね効率的」に事業が行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は施策の目的である水害に強い地域づくりに沿って実施されている。政策指標であるハザードマップ作成済市町村数は, まだ目標値には至っていないが, 上方修正しており, 施策は概ね効率的に執行されている。このことから, 施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップに対する市町村の認識不足が課題である。市町村における洪水ハザードマップの更なる整備を目指し, 作成の支援を行うとともに, 洪水ハザードマップの必要性についてさらに意識啓発に努める。</li> </ul>
3	土砂災害から地域を守る地すべり対策等	土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害から県民の生命・財産を守るべくハード対策・ソフト対策双方から土砂災害への備えを行うものであり, 事業間の重複や矛盾はなく, 必要性の高い事業である。また, 国・市町村との役割分担も適切なものである。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標の推移からみても, ソフト対策における土砂災害全般に対する認識は確実に向上しているものと判断できる。また, ハード対策においても整備率は毎年着実に向上しており, 施策目的の実現に貢献していると考えられ「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は, 制約されている予算のなか優先度を適切に判断し効率的に実施されている。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害から県民の生命・財産を守るべく適切な事業の設定となっている。各事業の成果指標からも事業の十分な成果が認められ, また, 効率的な実施状況と判断される。以上をふまえ事業の設定及び推進は「適切」とであると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な土砂災害対策の推進を図るべく, 今後もハード・ソフト双方からの事業を計画的・効率的に行っていく。また, 災害時要援護者・避難所・孤立化集落など, 重点的に保全を図るべき対象箇所の事業の推進を図ることを今後の課題としている。</li> </ul>
4	高潮や高波等による災害に強い海岸の整備							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
6	<p>・県が河川管理者として、国と協調して水害に対処することは重要である。ハードに依存する防災は予算面で限界があるので、ソフト的な減災を重視することは妥当である。ただし、ハード面の対策が事業群に含まれないことに違和感がある。</p> <p>・ハザードマップ作成のための氾濫解析が主たる事業内容であり、毎年着実に進行しているため、この見地からは有効性が認められる。ただし、「ハザードマップ作成市町村数」は、水防法改正以降増加はしているものの、目標を下回っている。一方、投資額の大きい河川整備事業が対象になっていないため、ハード面も併せた水害への対処という見地からの評価は、事業群構成上不可能である。</p> <p>・ハザードマップ作成需要の増大に対し、県予算を増加させないで成果を上げており、事業群は「概ね効率的」と判断できる。</p> <p>・氾濫解析の義務付けに伴い解析システムの汎用化が図られるなら、大幅な時間短縮及びコスト削減の可能性はある。気候変動や都市化の進行は解析結果の定期的な見直しを要求するが、その際の解析コストは初回に比べ安価になることが期待される。同時に解析のリアルタイム化(計算時間短縮)と、インターネットによる解析結果提供は減災の見地から有効なので、その見地からの効率化も必要である。</p> <p>・ソフト施策に限定するなら、政策評価指標「ハザードマップ作成市町村数」は許容できる。ただし、市町村数は合併によって減少しており、作成済市町村が未作成市町村と合併した場合は、作成済市町村数も減少する可能性がある。その意味では、作成面積比率や作成地域人口比率などの安定的な指標が望ましい。</p> <p>・ハザードマップの配布が義務付けられたにもかかわらず、「ハザードマップ作成市町村数」が目標を下回っていることは、一層の努力を要求する。</p> <p>・ストックマネジメントの考え方を基本に、河川整備とハザードマップ作成のプログラム構成が明確になっており、時節に対応した施策となっていることが評価される。</p> <p>・気候変動による水害の激甚化は、世界各地で観測されている。このため、ハザードマップを一旦作成したら決着ということにはならず、ハード対策の進行も含めて定期的な改訂作業が必要となる。その方向での準備も進められたい。</p>	<p>・「宮城の将来ビジョン」にはハード対策についても位置付けており、来年度以降、事業群に含め評価していきたいと考えている。</p> <p>・来年度以降、ハード面も事業群に含め、評価していきたいと考えている。</p> <p>・氾濫解析結果(浸水想定区域図)については、ホームページで公開している。解析システムの汎用化の可能性については今後調査していきたい。</p> <p>・政策評価指標については現在「ハザードマップ作成市町村数」のみであるが、来年度以降、ハード面の指標についても評価していきたいと考えている。</p> <p>・目標値に近づいてはいるものの、まだ下回っている。平成21年度までに作成義務30市町村が作成済みとなるよう、市町村に指導調整していく。</p> <p>・大きな洪水が来れば、確率(外力)が変わり、ハザードマップやハード対策の見直しということもあり得る。大きな洪水が来たときには的確に判断し、そういった見直し(改訂)を行っていく。</p>	
7	<p>・土砂災害は河川災害より局地的なので、県が関与する意味は大きい。事業群には情報収集とハード対策、ソフト対策がバランスよく含まれており、その設定は極めて妥当と考えられる。</p> <p>・事業群の有効性を「有効」としており、この評価は適切である。ハード対策は予算面から限界があるので、ソフト面での対応に重点が置かれており、着実に対策が進みつつある。</p> <p>・減災の実をあげるといふ行政目標からは、事業群はコストパフォーマンスの意味で「効率的」に実施されており、高く評価できる。</p> <p>・事業群の構成から見て、「土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数」を政策評価指標とすることに異存はない。ただし、ハード対策は生命と財産、ソフト対策は第一義的には生命のみを守ることを目的とするという機能的な差を考えると、今後は単純和ではなくウエイトを考えるべきかもしれない。</p> <p>・この施策が高い評価を得ているのは、数千に上る要対策箇所に対し、ハード対策ではカバーできない実態を認識しつつ、砂防基礎調査を活用した要対策箇所周辺地区での「出前講座」を年間112箇所で開催していることであり、県民の安全性の確保に対する県の姿勢が強く打ち出されている点にある。</p> <p>・県土の危機管理に対する行政の姿勢、事業としてモデルになるものであり、他セクションも参考にすることが望まれる。</p>	<p>・今後も、ハード対策・ソフト対策とも連携を図り、一体的な土砂災害対策事業を実践していきたい。</p> <p>・ハード対策については、限られた予算の中、地域の避難所や要援護者施設などを保全する箇所の整備を優先的に進めていきたい。</p> <p>・ハード対策・ソフト対策を織り交ぜ、効果的に事業執行していきたい。</p> <p>・前出のとおり、ハード対策においては、地域の避難所などを保全する箇所を優先的に進めることとしており、これら施設の保全は、ソフト対策の受け皿を保全する意味からも双方密接に関連している。このことから、機能的には同じものであると考え、ウエイトを同じにしている。</p> <p>・今後も、土砂災害に対する県民の意識・認識の向上を図り、土砂災害から地域を守るべく、ハード対策はもちろん、ソフト対策を精力的に推し進め、減災に向け事業を確実に進めていきたい。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の開 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
5	震災対策の推進	各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県開与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は震災対策の推進のために社会経済情勢を踏まえた必要な事業であり、国・市町村等の役割分担も適切であり、本施策の事業は「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標も概ね順調に推移しており、各事業は施策目的の実現に貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると判断されるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は施策の目的である震災対策の推進に向け、実施されている。</li> <li>各事業の成果指標の推移から事業の成果が認められることから、事業の設定及び推進は「概ね適切」と判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近い将来発生が予想されている宮城県沖地震の再来に備え、震災対策の充実を図り、継続して県民に対し普及・啓発を図っていく。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・事業は、住宅の耐震診断・啓蒙活動・ボランティア研修など多岐に渡るが、問題の重要性に比べて予算額が少ない。例えば、「建築関係震災対策事業」は協議会活動であり具体性に乏しく、一方で避難所の耐震化や耐震水槽の整備など、予算措置を伴う具体的事業が放置されている印象を受ける。宮城県沖地震など、間近に迫る被災に備えて、ハードを伴う対策の事業化と着実な実施が必要と考えられる。</p> <p>・木造家屋の老朽化が確実に犠牲者を増加させることは、経験的事実である。しかし、実際の耐震改修助成件数が100戸不足らずでは効果があったとは言えない。特に学校・病院等の耐震化は、ライフラインの確保と並んで緊急の課題であり、設置者が県でないという理由で放置すべきではない。</p> <p>・防災マップに関しては地震に限定せず、水害等他の災害も考慮したものとすることが望ましい。</p> <p>・平成17年度に予算を集中して取り組んだ事業群であり、成果が現れてきた事実を踏まえ、事業の廃止を含めメリハリのついた事業構成となっている。 減災に向けた事業の実施は有効であるが、政策評価指標「各市町村防災計画の更新市町村数」と事業群との対応が不明瞭である。</p> <p>・個別事業は断片的で予算的にも少額なので、効率性が低くても県全体の行政効率性に与える影響は小さい。しかし、震災対策は極めて重要であり、県が総力を挙げて取り組むべき課題である。総合的な行政ビジョンに基づいて個別事業を体系的に位置づけて、着実に実行に移す必要がある。</p> <p>・政策評価指標「各市町村防災計画の更新市町村数」は、県の計画改定に併せて市町村も改定すべきだとしても、長期的に見れば安定的な計画が望ましいはずで、さらに市町村数は合併により減少するという問題もある。この指標では、計画を小刻みに変化させる方が、長期計画に従って震災対策を着実に進めるより高い評価を得ることになり、誤解を招く。 政策評価指標として、「防災計画の内容」が重要であり、評価指標の見直しが必要とされる。見直しに当たっては、地域を単位として、事業群の実施状況を反映した震災対策の充実度(震災時の危険度)を示す指標等が考えられる。</p> <p>・震災対策は多岐に渡り、例えばライフラインを取っても、道路は国・県・市町村、電気は民間、水道は市町村など、設置者がばらばらである。それゆえ全体のコーディネーションは不可欠で、県には司令塔としての役割が期待される。新しいビジョンの下で、県が総合的かつ主体的に震災対策に取り組むことを期待したい。</p>	<p>・震災対策のハード事業については、市町村及び県の年次計画として、地震防災緊急事業5ヶ年計画を策定し着実に実施してきている。 震災対策は、関係機関が協力して取り組むことが重要であることから、県のほか、避難施設を所有・管理する市町村、ホテルや病院等の民間施設を所有する団体及び建築士会等の建築関係団体により宮城県建築物等地震対策推進協議会を組織し、活動している。 具体的な活動としては、地震防災教育の実施や協議会のホームページによる情報提供等があり、普及啓発を中心に活動を行っているところだが、それらの活動を限られた予算の中で効果的に行うよう努めている。</p> <p>・住宅の耐震化についての施策は「自助」を基本として取り組んでいることから、引き続き、地震防災や建築物の耐震化についての普及啓発事業を実施することとしている。 なお、震災時に避難が容易ではない高齢者や障害者等のいわゆる「避難弱者」については居住する住宅の耐震化の促進を図るため、特に耐震改修に関する助成を実施しており、H18の実績は92件、H19の予算件数は150件となっている。 また、耐震化を促進するためには、所有者が住宅の耐震性を把握することが肝要なことから、耐震診断に関する助成については、対象者を限定せずに実施しており、H18の実績は1,154件、H19の予算件数は1,400件となっている。 設置者が県でない学校・病院等のうち耐震改修促進法に規定する「特定建築物」に該当するものについては、同法に基づき耐震化の指導・助言等を行っている。特に市町村が設置者となっているものについては、平成27年度までに概ね全施設を耐震化することを「市町村耐震改修促進計画」に明記するよう本年度、市町村に対して指導を行っている。</p> <p>・すべての災害を考慮すべきものであるが、地域住民自らが作るという観点から、作成実務において複雑化しないよう、対象を絞らざるを得ない場合がある。しかし、防災マップは地震に限定しているものではなく、各種災害に対応することができるものであり、さらに、交通安全などの情報を加えることで、交通安全マップとして応用できるものである。 なお、防災マップは作成することが目的ではなく、作成したマップを積極的に地域で活用することを求めている。</p> <p>・今後は事業群を代表した政策評価指標を設定するよう努める。</p> <p>・震災対策は、県が総力を挙げて取り組むべき課題であり、その総合的な行政ビジョンとして、震災対策アクションプラン(H20～24)を策定していく。</p> <p>・政策評価指標に関しては、実施状況が反映されるものとし、誤解を招かないような設定となるよう努める。</p> <p>・新しいビジョンにおいては、より体系的に震災対策に取り組んでいく。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
6	地震防災のために必要な施設、設備の整備	消防水利の基準に対する充足率	B	適切	概ね有効		概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役割分担, 施策目的, 事業体系, 社会経済情勢から判断して, 本施策の事業設定は適切と判断できる。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高機能消防指令センター整備費補助の有効性判断は困難であるが, 全体としては概ね有効であったと判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防水利の整備費補助, 高機能消防指令センター整備費補助ともに, 効率性の判断は困難である。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率性の判断は困難であるが, 施策実現にむけた県の関与及び事業群設定が適切であること, 事業群が有効であることから, 施策は概ね適切であったと判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策目的の実現に向けて, 事業を継続する必要がある。</li> </ul>
		119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合	A					
7	学校などの公共施設等の耐震改修							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・県関与の適切性と事業群設定の妥当性を「適切」としているが、「課題有」が適当である。 地震防災のための施設は多岐に渡り、県の主体的関与が必要であるが、事業群の設定は平時の消防機能強化対策であり、地震防災のための事業群となっていない。</p> <p>・事業群の有効性を「概ね有効」としているが、「課題有」が適当である。 指標と事業が1対1に対応するため、指標に対する事業の有効性は高いはずだが、発信位置表示システムに関しては補助実績がなく評価不能である。加えて、位置が表示されても、道路が被災すると到達できないので、消防設備からだけでは有効性を評価できない。消防水利に関しては、少なくとも被災時の雑用水を確保するため耐震水槽への更新を進めるべきで、評価もその観点からなされるべきであろう。</p> <p>・事業群の効率性の判断が困難としている点は評価できる。ただし、設置主体が市町村であることは評価を妨げない。例えば、国道は国道であって、県民から見れば指定区間か区間外かは問題ではない。むしろ縦割り意識が、事業の効率的実施を妨げると見るべきであろう。</p> <p>・政策評価指標「消防水利の基準に対する充足率」は、調査が3年おきであり毎年の進捗状況が評価できない。「119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合」は、2消防本部でシステムが導入されたため、目標値を達成している。これらの指標は主として平時に関するものであり、震災時には、消防水利が利用できない、位置が特定できても到達できないなどの問題が予想されるので、地震防災のために必要な施設の整備状況に関して適切な指標であるとは思えない。</p> <p>・施策と事業とがマッチしておらず、「概ね適切」とした施策評価(総括)は、むしろ「課題有」とすべきである。</p> <p>・震災対策として施策5も含めて総合的に取り組むべき課題であり、消防課の所管とすること自体に無理がある。宮城の将来ビジョンの中で、適切な位置づけと体系的な事業群の構成が望まれる。</p>	<p>・御指摘のとおりであり、評価シート(B)中「B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」を「適切」から「課題有」と改め、「評価の根拠」を「設定された事業群は平時の消防機能強化に資するものであり、施策目的を満足するものとなっていない。」と改める。 今後は、適切な事業群設定を目指すこととする。</p> <p>・御指摘のとおりであり、評価シート(B)中「B-2 事業群の有効性」を「概ね有効」から「課題有」と改め、「評価の根拠」を「設定された事業群は、地震災害時の体制を確保するには十分ではない。」と改める。</p> <p>・縦割り意識の解消が重要であることは御指摘のとおりであり、どのようにすれば効率的に事業が実施できるか検討したい。 なお、評価シート(B)中「B-3 事業群の効率性」については、評価を「課題有」とし、「評価の根拠」を「設定された事業群だけでは、効率性を判断することは困難である。」と改める。</p> <p>・3年ごとの国の調査以外に評価のための指標算出を求めることは、市町村に過大な負担を強いる可能性があり、検討が必要である。 119位置表示システムは平時の通報対応を想定しており、災害時の対応の指標としてこれだけでは不十分であることは御指摘のとおりである。今後目標を設定するに際しては、よりよい目標となるよう検討する。</p> <p>・御指摘のとおりであり、評価シート(B)中「B 施策評価(総括)」を「概ね適切」から「課題有」と改め、「評価の根拠」を「設定された事業群だけでは、地震防災に対応できる体制の確保という施策の目的を達成できない。」と、「施策の次年度(平成20年度)の方向性」を「設定された事業群は継続した上で、地震防災時の体制確保に資する事業群として新たに設定し直す必要がある。」と改める。</p> <p>・「地震防災のために必要な施設、設備の整備」という施策を消防課の所管事業だけで網羅することに無理があることは御指摘のとおりであるので、今後、適切な事業構成を目指すこととする。</p>	<p>・評価シート(B)中「B 施策評価(総括)」を「概ね適切」から「課題有」と改める。</p>

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
地球環境の保全				適切	概ね 適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目的(地球環境の保全)の実現に向け、上記1~3の各施策はその主要な課題の直接的解決のため、また、4~6の各施策は課題解決の環境整備等に関連し欠くことができないものである。なお、地球温暖化対策は喫緊且つ国際的な課題であり、必要なものである。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標を設定した施策「1」「2」の各指標は、各種関連施策の取り組みを通じて実現を目指す政策目標(地球環境の保全)の達成度を直接的に示すものであり、施策の有効性を評価する上では適切なものであるが、実績値の算出に時間を要することから、必ずしも時宜に応じたものとは言えない面もある。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性については、1施策を「有効」、1施策を「概ね有効」と判断した。施策「1」については、設定した評価指標にタイムラグはあるが達成度を出しており、これを補完する社会経済情勢を示すデータ・業績指標・関連成果から「概ね有効」とした。また、施策「2」については、平成18年度の実績値が目標値を上回っていることから、「有効」とした。</li> </ul> <p>以上のことから、環境にできるだけ負担をかけず、持続的に発展することができる地域社会づくりがある程度進んでいると判断できるので、政策全体では「概ね有効」と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から見て、施策の必要性は高いと判断する。また、政策評価指標の達成度及び社会情勢からは、環境にできるだけ負担をかけず、持続的に発展することができる地域社会づくりがある程度進んでいると認められることから、施策の設定及びその推進は「概ね適切」に行われていると評価する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策「1」については、温室効果ガス排出削減目標へ向け、効率的且つ効果的な普及啓発活動の推進が、また、施策「2」については、目標達成に向けた更なる施策展開が必要である。</li> </ul>
1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	1人当たり温室効果ガス年間排出量	B	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律で県の責務が明記されており、これに基づく事業の実施であり、県の関与は適切である。</li> <li>京都議定書の発効により、我が国は平成22年までに温室効果ガス排出量を基準年の値から6%削減する義務を負っており、その実現に向けた事業であり、社会経済情勢に適応した事業である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は、統計データ収集時期との関係で、直近の施策の評価数値が3~4年ズレることから、前年度の施策の有効性を直接判断する指標としては不十分であるが、成果指標については概ね向上してきていることから、概ね有効であったと判断できる。なお、「1人当たり温室効果ガス年間排出量」を施策の有効性を直接判断する指標とできるよう速報値の提示について算出方法も含めて検討しているところである。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費が漸減傾向にある中、業績指標・成果指標の数値が一定の値を堅持していることから事業の効率性は向上しつつあるものと考え、概ね効率的と判断できる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書に基づく温室効果ガス削減目標の達成に向けて、県がなすべき業務を限られた予算の中で適切に実施しており、一定の成果も見られることから、「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスの削減目標達成に向けて、県民への更なる普及啓発活動を地道に展開していくこととしているが、限られた予算の中で、いかに効果的な普及啓発活動を展開していくかが課題である。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・施策群の設定は妥当と考えられる。しかし、構成6施策中政策評価指標の設定が2施策に過ぎず、全体的評価が難しい構造になっているのは問題と考えられる。</p> <p>・二酸化炭素以外の温室効果ガスの量を1990年と2003年で比べると、絶対量も温室効果ガスに占める相対排出割合も減少している。すなわち、問題となるのはやはり二酸化炭素であると言える。産業、民生どの分野でも排出量は増加している。宮城の将来ビジョンでは、産業活動の活性化を目指しており、このことは今後の増加要因ともなる。また、近年横ばいとはいえ、じわじわと上昇傾向を示している「1人当たり温室効果ガス年間排出量」を目標値に持ち込むのは困難と考えられる。もちろん、この指標値は大切であるが、今後単にこの指標値のみを評価に使い続けることの是非を検討すべきではないか。</p> <p>・個々の事業はそれなりの成果を上げていると言えるかもしれないが、総体として政策目的への施策の寄与割合は低いと考えられる。</p>	<p>・評価指標の設定のあり方について、検討を行っていききたい。</p> <p>・「県民1人当たり温室効果ガス年間排出量」については、他都道府県との相対的な比較を行う観点や、県民にとってより身近な問題として捉えやすい等からメリットがあるものと考えている。御指摘の点については、他の有効なサブ指標の設定等を含めて、検討を行っていききたい。</p> <p>・県の責務として、より政策目的への寄与の度合いが高い事業の推進に努めていききたい。</p>	
	<p>・県庁内部やモデル地域などにおける事業群設定は妥当と判断できる。しかし、これらによる効果はCO2全体の削減量からするとわずかなので、より大きな部分を占める県内事業・企業活動量に対する有効な事業群設定がさらに必要と思われる。</p> <p>・事業群では効果を上げているが、政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」の現況値が目標値を大きく上回っている上に、前年度に比べて増加している現状から見て、早急に対策を検討すべきである。</p> <p>・関与した事業に関しては効率的であったと言える。</p> <p>・温室効果ガス排出量をこの施策の政策評価指標とすることは妥当と言える。しかし、県の関与以外の県内事業活動量により大きく左右される数値であるため、県の関与する事業についての指標として使用するの適切かどうか疑わしい。</p> <p>・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」の現況値は平成15年度のデータを使用しているので、事業による効果などが反映されていない。これらの効果を迅速に反映できるような、サブ指標などの検討が必要と思われる。</p> <p>・温室効果ガス排出量を減少方向にもっていくには、「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」も活用し、エネルギー転換、製造業・運輸部門での強力な燃料・電気消費量引き下げ技術などの適用、民生部門においては家庭電気機器による消費量削減生活の導入、省エネ機器への転換、省エネ建築の推進など、目に見える形で企業・県民に対する指導・補助事業なども他部局と連携して検討すべきである。平成19年からのESCO事業に期待する。</p> <p>・この分野は県の事業による削減よりも、企業による削減努力のほうが大きな効果を示すと考えられる。持続可能な社会の形成には、受け入れられるリスクを努力義務のみでなく、規制も必要ではないか。</p>	<p>・二酸化炭素排出量の多い産業部門や民生部門に対する効果的な事業展開について、検討を行っていききたい。</p> <p>・(同上)</p> <p>・有効なサブ指標の設定について、検討を行っていききたい。</p> <p>・データ取りまとめの迅速化及びサブ指標の設定について、検討を行っていききたい。</p> <p>・御指摘のような課題があるものと認識しており、より効果的な事業手法について、検討を行っていききたい。</p> <p>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」による温室効果ガス排出量届出制度の運用状況、他県の先行例の課題等について、情報収集に努めていききたい。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
2	新エネルギー等の導入促進	自然エネルギー等導入量(原油換算k)	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策の動向や役割分担を踏まえ、県レベルでの普及啓発、市町村支援を行っている。</li> <li>・京都議定書目標達成に向け、自然エネルギー等の導入促進に取り組むことは社会経済情勢に適応している。</li> <li>・各事業間に重複があっても全てその普及啓発に寄与するものであり、矛盾はない。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の成果から県民の自然エネルギーへの関心は高まっており、政策評価指標からも着実に導入が進んでいることが確認できるので、「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費を抑制する中で業績指標・成果指標の数値が向上してきていることから効率性は向上しているものとする。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の目的、県の役割、社会情勢等から、また、事業群の有効性・効率性が十分認められることから判断して、本施策は適切と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進により、化石燃料依存度を低下させるべく施策を実施していく。</li> </ul>
3	オゾン層の破壊の原因となるフロン対策の推進							
4	国際的な環境保全活動への積極的な関与							
5	環境教育の推進、環境情報の提供							
6	環境に配慮した生活様式、事業活動の促進							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・事業による効果は認められるものの、政策評価指標「自然エネルギー等導入量」の目標値をクリアしている要因がこれらの事業によるものかどうかの判断が難しい。</p> <p>・新エネルギー確保のための施設建設コストやそのメンテナンスなども考慮したエネルギー問題を論ずるべきと思われるが、現状ではこれらまで考慮されていないので、これらを考慮するためには、新エネルギー源ごとの将来計画を作成することが求められるのではないかと。</p> <p>・事業群の有効性は認められるが、新エネルギーの導入は市町村や企業なので、これらの経済性や効率性などについての情報を提供することが必要ではないかと。</p> <p>・事業動員数の向上、単位当たり事業費の通減から見て、事業は効率的に執行されたと考える。</p> <p>・昨年度から、政策評価指標を「自然エネルギー等導入量」としており、妥当と思われるが、目標値が低いのか既にその値をクリアしているので、現在の自然エネルギーの導入状況についての実状を検討して、目標値の見直しをする必要があるのではないかと。</p> <p>・自然エネルギー等導入量は、原油換算量のみでなく、CO2換算量も提示したほうがよい。</p> <p>・経済的に有効なバイオ燃料が、自然エネルギー等導入量の73.9%を占めているので、これら以外のエネルギーについても将来を見据えた導入について検討すべきと思われる。</p> <p>・太陽光発電などについては、経済性がなくとも将来のエネルギーとして検討することは重要と思われる。そのため、環境教育として、新エネルギーをモデルとして設置し、それらの必要性や問題点などを生徒に示すことも必要ではないかと。</p>	<p>・御指摘のとおり、事業実施に伴う効果についての立証は困難ではあるが、普及啓発による一定の成果があったものと考ええる。</p> <p>・平成17年9月に策定した「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」において、各自然エネルギーごとに導入目標量及び導入促進施策を定めているところである。</p> <p>・これまで、市町村や企業等への情報提供に努めてきたところであるが、なお一層力を入れていきたい。</p> <p>・今後とも、効率的な事業執行に努めていきたい。</p> <p>・「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」については、3年ごとに計画の推進状況に関する調査を行い、計画推進に当たっての問題点や課題等を抽出し、必要に応じて改善を行うこととしている。目標値の見直しについては、その中で、他の課題等も含めて検討していきたい。</p> <p>・御指摘のとおり、CO2換算量も提示していきたい。</p> <p>・平成17年9月に策定した「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」において、各自然エネルギーごとの導入目標量及び導入促進施策を定めているところである。</p> <p>・自然エネルギーの普及啓発については、これまで、様々な機会と対象を捉えて行ってきたところである。今後は、環境教育の充実を図ることとしており、その中で、自然エネルギーの普及啓発に、より一層努めていきたい。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
豊かな自然環境の保全・創造				適切	概ね 適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は、いずれも豊かな自然環境の保全・創造するためのものとして施策間に矛盾はなく、施策の設定は「適切」と判断する。なお、景観・歴史的環境の保全は、優れた景観や歴史的環境を保全することにより、自然環境と一体となった豊かな環境を創出するものとして、施策群に含めている。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの施策も、単一の指標で施策全体の有効性を漏れなく評価することは困難だが、少なくとも各施策の方向性については示していると考えられることから、「概ね適切」と判断する。なお、施策6指標「みどりとふれあえる空間の面積」については、財政状況等から、今後新たな森林公園を設置して面積を増加させることは困難であることから、今後は、別指標の採用について検討する必要がある。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3施策のうち「課題有」が1施策あるが、他の2施策は「概ね有効」であり、政策評価指標も、各施策AまたはBであり、豊かな自然環境の保全創造は、着実に進んでいると考えられることから、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「豊かな自然環境の保全創造」は、長く将来にわたって継続、達成されるべき政策であり、政策及びそれを構成する施策の必要性は十分に認められ、政策評価指標の達成度からもその有効性はある程度認められるので、政策は「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の財政状況から政策評価指標の達成が難しい施策もあるが、短期的な拡大よりも、長期的、継続的な保全・創造を図っていく必要がある。</li> </ul>
1	自然公園等の優れた自然環境の保全	自然環境が保護されている地域の割合	A	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園法や自然環境保全条例等の指定地域における保全施策であり、県が中心に関与すべきものである。また、事業群は特に景観が優れた地域や生物の生息に重要な地域に係るもので、各地域における自然環境の質の保全に対して影響度、緊急度の高いものについて実施しており、適切である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全事業による自然環境への影響効果の検証は、長期的、継続的に行われる必要があり、また、当該事業以外の要因による影響効果も含まれる可能性が高いが、短期的に一定の効果が見られた事業も多く、各事業とも、方向性としては誤っていないと言える。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位あたり事業費は、事業活動量が大きいほど低減し、効率性は高まる傾向にあるが、そうした傾向の事業が多いことに加え、ボランティアの無償の行為により効果を上げている事業も多く、概ね効率的と言える。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業群の設定は県内の一部地域で、部分的ではあるが、各々の地域への影響度は高く、概ね有効に機能している。なお、今後、施策を実施していない他の地域においても様々な活動が必要と考えられる。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全型の事業に加え、自然再生推進法の趣旨に基づく、自然の復元、再生に係る事業も、関係団体との協同を通じて積極的に実施していく。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策群の設定は概ね妥当と思われる。</p> <p>・施策2～4について、今後、都市緑地の面積(割合)・用途、景観・歴史的環境保全のリストと何を守るかの内容、野生動物の実態と保護に関するデータなどをそろえ、充実評価できるようにされたい。</p> <p>・施策のための事業そのものは有効と思われるが、政策評価指標に問題があり適切な評価は難しい。今後、事業の有効性を示す指標に変更することが求められる。</p> <p>・政策評価指標の達成度から施策の有効性をみると、施策1の「自然環境が保護されている地域の割合」及び施策6の「みどりとふれあえる空間の面積」は現状維持以上には望めず、時に減少し、施策5の「民有林の人工林間伐実行面積割合」に関しては根拠数値が適正であるか否か判断に迷うなど、数値上は必ずしも有効とは言えない。長期的視野の必要な分野でもあり、質的にも課題はあるが、現状維持的施策は必要と認められる。</p> <p>・有効性や効率性は、短中長期的なスパンも考慮して評価することが必要と思われる。さらに、評価するに当たって、できるだけ数値で比較するなどするとより理解しやすくなるので、このような工夫を望む。</p>	<p>・施策2～4については、政策評価指標は設定されていないが、個別施策、事業においては、それぞれ保全・保護の対象、目標、時期、方法等について個別計画を定め、また、学識経験者等による委員会等を設置し、計画の進捗状況等も含め、報告、意見聴取を行っており、今後も、引き続き客観的な評価に努めていく。</p> <p>・宮城県自然環境保全基本方針(平成18年11月)に掲げる施策の基本目標は、 ①健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成(場の確保) ②生物多様性の保全と自然環境の再生(質の確保) ③豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり(主体の確保) であるが、政策評価指標としている「自然環境が保護されている地域の割合」等、面積に関する指標は、①の「場の確保」を示す数値指標として適切と考えている。 自然環境に対しては、人間の経済活動の拡大に伴う開発行為による面積縮小への経済的圧力が常に存在する以上、保全という観点からも、現状の面積(割合)を保つことには十分な意義があり、また、保全面積の拡大には、多くの場合、財政支出を伴うが、今後の県財政状況を勘案した場合、安易に面積拡大の数値目標を掲げることは現実性に乏しく、適切とは言えない。(ちなみに、最新の自然公園の都道府県土面積割合では、本県は全国第9位、自然環境保全全地域では第4位と、全国的に見て高い水準にある。)</p>	
	<p>・事業番号1～3については、業績指標はあるが、成果指標がない。事業目的がどのように確保されたか今後に待つものもあるが、ほかに必要な事業があったのか、この事業で十分であったのか、関与の適切性・設定の妥当性を判定できない。今後、具体的改善・防止の状況がわかるようにされたい。</p> <p>・事業群は概ね有効と認められるが、その評価を文章のみで判断するのは困難である。例えば、「金華山森林復元事業」で「防鹿柵の内外で、明らかに稚樹の生育状況に差異が見られ、事業の成果があったと判断される」とあるが、数値や図など対策の効果をどのように客観的に表現できるか、検討する必要があるのではないかと。</p> <p>・政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」は、事業の成果を反映していない。減少させない、現状維持により達成度Aという指標は適切と言えないのではないかと。事業の有効性、効率性を評価する上で事業群と連動する指標、または現状あるものをいい状態にする質的指標なども検討されたい。 この指標は、むしろ施策2の指標として適当ではないかと。</p> <p>・「伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業」の成果指標「ガンなどの生息数」は、平成17年度に比べやや横ばいとなっているが、平成16年度に比べ増加している。短期の増減ではなく、中・長期的環境浄化の効果・生態系保全指標として今後もフォローが必要である。</p> <p>・ボランティアの協力で自然環境が保全されていることは大いに評価できるが、「ボランティアの参加により、効率的な事業となった」との記述は、県の関与という点からすると問題ではないかと。 支出を少なくし、あるいは効率的成果をあげるためにボランティアに頼ることは、環境意識の高い県民が育ち喜ぶべきことであるが、事業主体としての県としては必ずしも誇っていいことではない。そのような事業はボランティアに任せ、県の関与がより必要な事業を起こすことも検討すべきではないかと。</p> <p>・政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」の現況値を、小数点以下2桁まで示してもらいたい。</p> <p>・政策評価指標には問題があるが、施策「自然公園等の優れた自然環境の保全」のために有効な事業群があり、それなりに効果を上げている。</p>	<p>一方、基本目標②の「質の確保」については、自然、生態系の環境質の判断・測定は、その多様性・複合性等からも非常に困難であり、有効性に係る因果関係(何により効果があったのか)の検証も非常に難しい。また、サブデータとして、部分的な複数の要素について数値化した場合にも、それらを総合的に判断するには、それらサブデータ間の重要性、軽重に関する価値判断が必要となり、そこには何らかの主観が入らざるを得ない。 しかし、政策・施策・事業として、一定の公的資源を投入している以上、その効果・結果について、議論の共通材料として「数値」により示すことは、行政の説明責任としても必要であり、上記のような限界も踏まえた上で、「自然環境の豊かさ」について、数値指標化できる部分の拡大に努めていく。</p> <p>・「ガンなどの生息数」については、毎年度、県下一斉にガン・カモ科鳥類生息調査(年3回)により把握しており、今後についても、調査を継続することとしている。</p> <p>・「ボランティアの参加により、効率的な事業となった」という表現は使用しておらず、あくまで、事業群全体の事業効率性を総括する記述として、「ボランティアの無償の行為により効果を上げている事業も多く、概ね効率的と言える。」としたものである。事業効率性とは、費用対効果であり、費用に関する事項として、ボランティアの協力により効果を生じたという事実については、むしろ積極的に記述すべきことであると考える。 しかし、評価調書に関する県民意見の1つに、「無償ボランティアは費用がかからないのでよいと受け止められる」との記述もあったので、誤解を避ける意味で、「ボランティアの協力により効果を上げている」との記述に改める。 なお、ボランティアやNPO等、多様な主体との協働による自然環境保全活動の推進については、宮城県自然環境保全基本方針の施策目標「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり(主体の確保)」にも明記されているが、「協働」という点が重要であり、全てをボランティアに委ねる、あるいは全てを県が実施するというのではなく、それぞれ共通認識の下に連携・協力して行動できるよう、県として一定の方向性を示しつつ、多様な主体の関与を促していく。</p> <p>・今後は、分科会の資料で示したような小数点以下2桁の数値で表示する。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
2	身近な緑の保全・再生・創造							
3	景観・歴史的環境の保全							
4	野生動植物の保護							
5	森林の適正な管理	民有林の人工林間伐実行面積割合	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の目的, 県の役割分担が適切に行われたとともに社会情勢からも重要な位置づけと判断して, 本施策の事業設定は「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標は仮目標値を下回ったが, いずれの事業も間伐等の森林整備を直接的に推進するものであり, 総合的に判断して事業は「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業については, コスト削減等に取り組んでいることから「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は施策の目的に沿って実施されている。政策評価指標の達成状況も向上しているとともに, 概ね効率的に実施されている。以上のことから施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全で活力ある多様な森林を整備し, 安全・安心な県民生活を実現するとともに, 地球温暖化防止・森林吸収源対策に貢献するために積極的に間伐を推進する。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「間伐材などの有効利用を図るため、機械設備や加工施設整備などへの支援などに取り組み」としているが、これらが事業に示されていないので、今後検討する必要があるのではないかと。</li> <li>・間伐のために民有林へ補助金を出しているが、補助金を出す基準に対する説明が不十分である。</li> <li>・例えば、間伐が必要な区域の設定など、間伐事業はもっとわかりやすく説明しないと第三者は理解できないので、有効性についての判断は難しい。</li> <li>・間伐による森林の保全状況についても、具体的な説明が望まれる。</li> <li>・間伐材の有効利用が進行しているなどの効果は認められる。</li> <li>・CO2吸収・固定源としての杉についての資料があったが、試算には種々の考え方があって、広葉樹の資料も含め複数の論文の紹介により、森林の適正管理による効果の判断に資するべきではないかと。</li> <li>・事業群の効率性は低い、もともと森林造成、中でも混合林造成は経済性のみでは計れない大切な事業である。</li> <li>・間伐の補助金によって、民有林での経済性が確保されるが、それがない場合は、赤字になると算出しており、この差をどのように縮小させるのかなど、全体としての事業による効率の検討が望まれる。</li> <li>・政策評価指標「民有林の人工林間伐実行面積割合」について、一定間隔で間伐が必要であれば、目標値・現況値とも60%前後では間伐を必要とする森林面積が累積するのではないかと、指標が適正であるか検討が必要ではないかと。</li> <li>・この施策のために行う間伐事業の必要性は認められるが、これらの事業の実施により、県が健全な森林の保全に努力していることがわかるような指標を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業機械の整備については、「林業に必要な基盤の整備」の施策の中で、間伐材の加工の取組は、「県産木材のブランド化と品質の向上」の施策により、鋭意進められている。</li> <li>・事業の採択基準・補助率等は全国一律の要綱等で定められているが、より一層県民の理解が得られるよう広報誌、県ホームページ等を活用した説明に努めていく。</li> <li>・間伐の必要性、間伐事業の仕組みについては、あらゆる機会を捉え、森林所有者等に説明しているが、今後より分かりやすく資料等を作成するよう努める。</li> <li>・間伐による森林機能の向上について、具体的なデータ収集、説明に努めていく。</li> <li>・今後も間伐材の安定生産と間伐材の活用に努めていく。</li> <li>・一定期間のCO2吸収・固定量に限って言えば、スギなど針葉樹がブナなどの広葉樹よりも吸収・固定量が多いことは明らかであると考えているが、森林の有する多面的機能の評価については種々の考え方があつた。</li> <li>・今後も一層の推進に努めていく。</li> <li>・林道・作業道等の基盤整備、高性能林業機械の整備と併せて、合板等への利用拡大をさらに進め、全体として収益性の改善に努めていく。</li> <li>・間伐必要面積については、現在、林齢による標準的な森林施業の計画や森林の現況による収量比数及び形状比等から間伐の必要性を判断してきているが、今後、どのような指標が適正であるか検討していく。</li> <li>・県民から理解の得やすい指標について、検討していく。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
6	自然とふれあう場 や機会の提供	みどりとふれあえ る空間の面積(森 林公園等の面積)	B	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が優れた多様な自然と親しめる場として、県民に対する場の提供と整備は県以外に開放できない。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が自然と触れあえる施設として、利用者の安全・安心を図るための事業を中心に実施しており、事業群は有効と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施設や遊歩道等については、きめ細やかな管理を行うことにより、事業費の削減を図っている。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は、自然環境への県民のふれあい機会の充実を図るものとして、十分な効果を上げており、実施も効率的であり、施策全体としては「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目標に対して、財政面から森林と親しめる面積の増加が見込まれないが、県民が安心して自然を楽しめるよう適正な維持・管理を行う必要がある。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策実現にむけた県の関与は適切、事業群の設定も概ね妥当と思われるが、県の提供する自然とのふれあいの場の整備だけではなく、さらに利用活性化のための事業も設定することにより、事業の有効性、効率性を高めることができると考えられる。</p> <p>・公園等の整備事業の成果・効果などを短期間で評価することは難しいと思われる。そのため、長期的な視点(実施した事業は○年後に効果を発揮するなど)からの評価を記述することも必要ではないか。</p> <p>・現在ある公園等の整備を少ない予算で実施している状況はある程度理解できるが、効率性の具体的な記述が必要と思われる。</p> <p>・事業の業績指標から考えると、効率性を求めるのはもとより無理なことである。しかし、事業によっては事業費の削減、利用者増の推進策が行われている。</p> <p>・「県民の森」、「昭和万葉の森」、「こもれびの森」の入場者は過去5年横ばいであり、整備費の上昇により入場者あたりの単価で見ると効率性は下がっている。</p> <p>・この施策に対して、政策評価指標は森林公園等の面積だけでいいのか。事業は森林公園等の保全が中心であり、この施策の目的がふれあいの機会を増やすことであれば、政策評価指標は利用者数などとするのが妥当である。環境教育、自然観察の機会をさまざまな年代層に働きかけることによって、利用者数の増加が期待できるので、そのような目標も設定可能と考えられる。</p> <p>・事業の効果が政策評価指標の現況値には表れないので、それとは関係なく仮目標値が年々増加しているのは問題である。</p> <p>・もともと、森林公園等の面積を緩やかに増加するカーブで目標値設定したことが妥当であるか検討が必要と考えられる。</p>	<p>・利用も含めた総合的な事業設定を今後検討する。</p> <p>・長期的な視点を持った評価の記載方法を今後検討する。</p> <p>・面積単位当たりの整備経費等を明示するなど、記載方法を検討する。</p> <p>・森林公園内の施設については、整備後30数年を経過し、施設の補修に要する経費は増加傾向にあるが、指定管理者が企画する自然観察会やイベント等の実施を通じて利用者の増加を図ることにより、事業効率性を高めていきたい。</p> <p>・指標を利用者数とすることが適当であると考えられるが、広大な面積を有する森林公園内への入林者の把握は困難である。また、森林公園内における自然観察会等の設定については、今後もNPO団体との連携等により、積極的な展開を図り利用者の増加を図る。</p> <p>・近年の公共事業の見直し等により、目標と実績の乖離に繋がってきているので、今後の新たな目標設定について検討する。</p> <p>・H14までは計画的な整備が可能であったが、近年の公共事業の見直し等により整備が困難となってきたもので、今後目標の設定については見直しを検討する必要があると考えている。</p>	

施策体系				評価原素				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
	足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化			適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次産業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあり、地域経済を担う産業として経営基盤の強化は政策の目的に沿っており、中小企業においても、県内の足腰の強い産業育成の柱となるもので、社会情勢に適合した適切な施策である。また、建設業者に対しては、経営多角化や新分野進出を支援することにより経営体質の強化・向上が図られる。</li> <li>・県内の貿易額は年々増加傾向にあり、経済のグローバル化は年を追うごとに進んでいる。今後県内企業が海外でのビジネスを展開していくための各種支援は適切な施策である。</li> <li>・各施策は社会情勢から見て必要性が高いと判断される。施策間に矛盾や重複もなく、施策の設定は「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標である「製造品出荷額」は、中小企業が経営基盤の安定・強化のために実施する設備投資等により増加し、また統計的にも把握が容易であることから、施策の有効性を評価する上で「適切」だと判断する。</li> <li>・企業の海外におけるビジネス展開と成果を示す貿易額は、国際化への対応指標として「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の経営基盤の強化施策及び国際化への対応施策とも「有効」と評価した。中小企業が行う経営基盤の安定・強化のための設備投資が順調に進んでおり、貿易額は年々増加傾向にあることが確認できる。また、社会情勢を示すデータの推移からは、政策の目的である経営基盤の整備・強化が進んでいることが確認できる。</li> <li>以上のことから政策全体では「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策群の設定及び政策評価指標は適切であるとともに、政策評価指標「製造品出荷額」は目標を達成し、施策は有効であることから、施策として適切であると判断する。</li> <li>・経済のグローバル化に対応するにあたり、海外進出を希望する企業への情報提供や、ビジネスマッチングの機会を創出することは、その後のビジネス展開に大きく貢献できるものと推察される。原油高や円安を要因とした貿易額増加のみならず、県内の貿易総額は堅実に伸びており、これらの施策が適切に設定され有効に活用されていると考えられる。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外進出した企業が、長期にわたり安定した経営を持続させることにより貿易の振興が図られる。そのためコンサルティングによる問題解決や情報の提供といったフォロー体制をより充実させていくことが必要と考えられる。</li> </ul>
1	農業における経営基盤の強化							
2	林業における経営基盤の強化							
3	水産業における経営基盤の強化							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策4, 5以外の施策に関しては、政策評価指標が設定されておらず、政策全体としての体系性が欠如している。指標がブランクの部分について、今後明確な対応が求められる。</p> <p>・経営基盤の強化は本県産業施策の上で、重要な課題であり、成果が即現れるものではないため、地道な取組をかさねることが必要である。職員による積極的な企業訪問は評価に値する、その情報をいかに活用し、経営基盤の強化に結びつけるか一層の工夫を期待する。</p>	<p>・農林水産業各分野については、各々の分野で振興計画を策定するとともに目標を設定し、経営体の強化育成や経営基盤の強化を図っている。</p> <p>また、農林漁業者に対しては、制度資金等のPRによってその活用を促し、経営改善及び安定に向けた取り組みを行っている。</p> <p>・商工団体の活動の充実状況を評価するため、経営指導員の相談指導件数を指標として設定する。</p> <p>・専門的人材の育成については、職員の専門性を維持、向上させることはもちろん必要であり今後も継続するが、専門的資格取得のためには、国家試験に合格する必要がある、指標化することは困難である。</p> <p>・平成19年度から市町村・商工団体等関係機関と連絡を密にしながら、3年間で2,000件以上の企業訪問を目指して、企業のニーズを的確に把握し、その支援を通じて地域経済の活性化を促進する企業訪問強化プロジェクトを実施している。企業訪問で得られた情報の有効な活用に取組むとともに、企業や事業者の課題に総合的に対応しながら、企業が操業しやすい環境整備等への支援を行っていく。</p>	

施策体系				評価原素				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
4	中小企業の経営基盤の強化	製造品出荷額	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この施策では、国、市町村、民間団体との役割分担が適切に行われ、県は適切に関与している。</li> <li>中小企業の経営基盤の安定・強化を図るため、各種金融支援や経営多角化・新分野進出を支援するものであり、必要な事業である。</li> <li>景気は、緩やかな回復傾向にあるものの、県内中小企業は厳しい状況が続いていることから、中小企業の経営基盤強化を支援していくことは社会経済情勢からも必要である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景気回復傾向にある中、民間補完的な制度融資の実績は昨年を上回り、十分な成果をあげている。また、経営多角化支援セミナーの開催を通じて経営多角化等の必要性の意識向上が図られるなど、施策目的の実現に貢献していると考えられる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度融資や再生企業を対象とする保証制度は、民間補完的な位置づけにあることから、効率性の判断は困難である。</li> <li>経営多角化支援セミナーについては効率的に執行しており、さらなる経費削減は難しい。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は、施策の目的である中小企業の経営基盤の強化に沿って実施されている。施策は、十分な成果が上がっており、概ね効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景気は、緩やかな回復傾向にあるものの、中小企業は厳しい状況にあることから、引き続き中小企業の資金調達を支援していく。</li> <li>地域経済に貢献する産業育成のため、次年度以降も支援の強化を図る必要がある。</li> <li>中小企業の経営基盤の強化のため、意欲ある中小企業に対する支援を行うとともに、経営多角化支援セミナーを通じて意識向上を図る。</li> </ul>
5	国際化への対応	国際経済コンサルティングの利用事業所数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JETRO等、他機関と役割分担及び協力の下事業を行ったことで、適切に企業の海外展開を支援することができたと考えられる。各事業に関しては、企業支援・ビジネスマッチング・情報提供と、重複することなくステップアップが可能であり、妥当であると考えられる。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急経済産業再生戦略事業が終了したことに伴い、事業によっては業績指標数値が減少したものがあがるが、成果指標における増加傾向は継続している。このことから、施策として有効であると判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3か年の推移で見ると効率の落ちた事業はあるが、業績指標、事業費総額、成果指標を総合的に勘案すると、事業全体としては効率的に実施されたと考えられる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内企業の海外展開をサポートし貿易の振興につなげていくために必要不可欠な事業であり、支援施策は適切であると判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易の更なる振興を図るために、コンサルティングや情報提供等、海外進出後の企業へのフォロー体制を整備していくことが重要と考えられる。</li> </ul>
6	農協、漁協、商工会等産業関係団体の育成							
7	経営診断等の専門的人材の育成							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・中小企業再生支援協議会運営費補助事業については、事業の成果の「質」の部分が十分に捉えられていないきらいがある。本来は相談件数よりも二次経営計画策定後の再生策そのものに評価の焦点を当てるのが税金投入の観点からも望ましいと判断される。情報開示のあり方との関連を含め、さらに検討する必要がある。</p> <p>・経営基盤の強化を図らず、企業の成長は望めない重要度の高い施策である。本県中小企業の経営基盤が東北以外の他地区と比較し、強いとは云えない、外部資源も充分活用し、積極的な展開を期待する。</p> <p>・政策評価指標「製造品出荷額」の上昇は景気全体の回復により、達成された要素が中心であり、直接施策遂行努力の結果を表しているとはいえない。</p>	<p>・中小企業再生支援協議会においては、相談件数の割には再生計画の策定数が少ない状況であるため、今後とも再生計画の策定支援の充実を指導するとともに、計画策定企業のフォローアップについても指導していく。また、情報開示の方法については、協議会や国とも協議していく。</p> <p>・中小企業の経営基盤の強化に向け、引き続き積極的に取り組んでいく。</p> <p>・当該政策評価指標は、景気動向の影響を受けることはもちろんであるが、中小企業が行う経営基盤の安定・強化のための設備投資等は、生産能力の向上、ひいては製造品出荷額の増加等に寄与することから、当該政策評価指標設定は適切と考える。</p>	
5	<p>・県の関与がなければ遂行が困難な施策であり、事業群設定も妥当なもの判断され、県の自己評価についても、平均を超える妥当性をもつ施策である。政策評価指標も期待どおりの方向に推移している。</p> <p>・適切な情報収集とPRの展開は効果的である。事後の追跡により、一層効果的な成果を期待する。</p>	<p>・県内企業の海外展開を支援するための施策を更に充実させ進展する経済のグローバル化に対応した事業展開を行うことにより、県内産業経済の活性化を図りたい。</p> <p>・貿易の更なる振興を図るため適切な情報収集とPRに努め、海外進出を果たした企業へのフォローアップについても、逐次体制を整備していくこととした。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県との 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
雇用の安定と勤労者福祉の充実				適切	適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は社会経済情勢からみて必要性が高いと判断される。施策間に重複する部分もなく、矛盾する点はない。施策の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策に設定されている政策評価指標は、各施策の有効性を評価するうえで「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5施策とも「概ね有効」と評価した。すべての施策が政策の目指す方向に進んでいることが確認できることから政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から政策を構成する施策の必要性は十分に認められる。社会経済情勢及び政策評価指標の達成度から判断して、政策の目的である雇用の安定と勤労者福祉の充実が概ね適切に進展していると考えられることから、政策は「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景気の回復に伴い雇用情勢の改善が進んでいるが、雇用形態の多様化が進展する中において今後さらに安定的、常用的雇用の創出に向けた雇用対策を講ずる必要がある。</li> </ul>
1	雇用の創出	緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)	A	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用機会の創出については、国の公共職業安定所が中心的な役割を担っており、県は国等と連携を図りながら企業等へ各種事業・制度の周知・啓発等を実施している。</li> <li>事業間における重複・矛盾はない。</li> <li>完全失業率は改善の傾向にあるが、依然として雇用情勢は厳しい状況下であり、事業設定等は適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標達成度や社会経済情勢から施策の有効性がある程度認められることから「概ね有効」と判定する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標達成度や社会経済情勢、業績指標などの各種データは施策のめざす方向に進んでおり、事業群は概ね効率的に実施していると判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策目的達成のための事業群の設定は適切であり、県の関与も適切である。</li> <li>事業群の有効性、効率性が概ね有効、効率であることから、施策は概ね適切と判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景気回復を背景として雇用情勢の改善が進んでいるが、雇用形態の多様化が進む中、安定的、常用的雇用の創出に向けた雇用対策を実施していく必要がある。</li> </ul>
2	労働者の業種間の円滑な移動							
3	勤労者福祉の充実							
4	女性が働きやすい環境の整備	育児休業取得率(男性)	B	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本施策に係る事業群は、役割分担に沿って設定、実施されている。</li> <li>②女性が働きやすい環境の整備や仕事と家庭の両立支援は必要とされる事業である。</li> <li>③勤労女性支援事業と仕事と家庭の両立支援事業は重複や矛盾は無い。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①政策評価指標では一定の効果が認められたことから、事業群は概ね有効と認められる。</li> <li>②普及啓発を中心とする事業の性格上、短期間で大きな効果を出すことは難しく、長期的に継続して行うことで効果が期待できるものであるが、政策評価指標は施策目的と同方向に推移していることからある程度の貢献が認められる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、事業費から見ても効率的と判断でき、全体として概ね効率的に実施されている。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B-1～3の各項目を総合的に判断し、概ね適切と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性が働きやすい環境の整備は県民の重視度も高く、深刻化する少子化問題とも関わる施策であり、継続して実施することにより効果が期待できる施策であり、継続して実施する必要とされる。</li> </ul>
		育児休業取得率(女性)	A					
		ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	A					

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策番号2, 3の政策評価指標の不設定部分に関しては政策全体としての体系性に問題を残しているものの、他の施策群については、政策の目的から見て一定の妥当性をもつものと判断される。</p> <p>・施策番号1の政策評価指標「緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)」については、緊急経済再生戦略に合わせて設定されたものであり、今後は指標の見直しを検討する必要がある。</p> <p>・景気の回復により、雇用率の改善にも一定の成果が見られるが、県内の失業率は依然として高く、一層の取組が必要である。非正規雇用者対策等未着手の課題があり、勤労者福祉も含め、雇用条件の質の向上に注力する必要がある。</p>	<p>・施策番号2, 3については、政策推進のための施策として特に問題があるとは考えていないが、政策評価指標がないこと、宮城の将来ビジョン行動計画との整合性などの観点から、今後検討する。</p> <p>・施策番号1の指標の見直しについては、宮城の将来ビジョン行動計画との整合性等を勘案しながら、今後検討する。</p> <p>・完全失業率、有効求人倍率ともに改善傾向にあり、雇用情勢の改善が進んでいるが、依然として雇用情勢には厳しいものがあり、引き続き国等と連携を図りながら、企業等へ各種事業・制度の周知、啓発等を働きかけ、安定的、常用的雇用の創出に向けた雇用対策を実施していく。</p>	
5	<p>・若年者就職支援ワストップセンター事業については、他県の取組みと比較してもめざましい成果を上げており、ワストップセンターの立地の利便性も手伝って、若年の安定した雇用創出に効果をあげている。</p> <p>・緊急経済再生プログラムの終了により、企業に対する新規創業、第二創業等の支援が先細りとなっている。雇用創出は長期的な取組が重要であり、引き続き積極的な施策の展開が必要である。</p>	<p>・若年者就職支援ワストップセンター事業については、今後とも関係機関等との連携・協力を密にし、若年者の就職支援を促進する。</p> <p>・雇用情勢の改善が進んでいるが、地域経済の中核となる企業等の誘致、金融面の支援、雇用奨励金の支給等、引き続き安定的、常用的雇用の創出に向けた雇用対策を実施していく。</p>	
4	<p>・この施策の効果をあげるには、「子育て支援」と連動した取組みが必要であり、施策間の谷間への対応にさらに配慮することが求められる。</p> <p>・男性の育児休業取得率の向上策についても、さらなる検討が求められる。(もともと県だけでやれる部分には限界があることは十分理解できることではあるが。)</p> <p>・住む市町村によって受けられるサービスの差が著しい、女性が第三子以降も安心して産める環境作りが重要である。育児休業の取りやすい事業所の表彰等、積極的な取組みを期待したい。</p>	<p>・今年1月、知事を本部長とする「宮城県次世代育成・少子化対策推進本部」を設置し、次世代育成支援及び少子化への対策について、庁内の子育て支援、男女共同参画その他のセクションと連携・協議しながら県の総合的な施策として対応していくこととしている。事業所の表彰等についても「子育て支援優良中小企業支援事業」等の実施、子育て支援経営企業に対する優遇金利融資制度、フォーラムやセミナーの開催等により普及啓発を図っていくこととしており、育児取得率の向上策も含めて総合的な施策の推進をすることとしている。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
5	高齢者の雇用・就業機会の拡大	シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率	B	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は高齢者雇用・就業対策の一環としてシルバー人材センター事業の推進を実施しており、県はその立ち上げに係る支援を実施している。</li> <li>・センターの設立当初は財政基盤も脆弱であり、設立を促進し運営を軌道に乗せるための支援が必要である。以上のことから「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・微増ではあるが、成果指標が伸びており、効果が認められる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が支援を行った結果、着実に国の補助対象基準を満たす団体が増えてきており、単位当たりの事業費が逡減している。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的の達成のための事業の設定及び県の関与が概ね適切であり、有効性及び効率性も概ね有効、概ね効率的であることから、施策として「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターの設立促進・育成指導のため、事業運営経費の補助を引き続き実施する。</li> </ul>
6	障害者の多様な就業対策	障害者雇用率	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用促進と職業の安定については、国(労働局、公共職業安定所)が中心的役割を担い、県は国及び関係団体と連携を図り、雇用要請・支援・啓発等を行っている。</li> <li>・県内の企業等に対して障害者雇用要請・啓発活動、就職面談会、職場適応訓練等は、施策目的を実現するため障害者や雇用主双方にとって必要な事業である。以上のことから「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業群の実施によって、障害者の就職へ直接結びついており、事業群の有効性がある程度認められる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位当たりの事業費が若干ながら逡減している事業が多いことから、事業群としての効率性については、問題はないと判断される。</li> <li>・障害者雇用といった施策の性格上、効率性を追求することには課題が残ることはやむを得ない。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の役割分担、事業体制は適切であり、政策評価指標の目標に達成していないものの、業績指標や成果指標が改善傾向にあることから概ね有効であることから、施策としての総合的評価は概ね適切であると評価される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国(労働局、公共職業安定所)及び関係団体等との連携を図り、さらに障害者雇用を推進していく必要がある。</li> </ul>
7	新規学卒者の就職対策	新規高卒者の就職内定(決定)率	A	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規高卒者の就職支援は国(労働局、公共職業安定所)が中心的役割を担っており、県や市町村も面談会の開催や事業主等への雇用奨励等の就職支援を行っている。</li> <li>・施策目的を実現するため必要な事業である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の新規高卒者の就職内定(決定)率は、平成14年3月高卒者の81.9%が底値で、平成19年3月高卒者は95.9%と改善傾向にあるものの、全国的にみると依然低いレベルにある。</li> <li>・こうした中、新規学卒者の就職対策の事業は、多くの参加者を得ており概ね有効であると判断される。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標値は施策の目指す方向に推移しており、業績指標・成果指標の推移も概ね正の相関があることから概ね効率的と判定する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的達成のため、国、県、市町村がそれぞれの役割分担に応じて事業を展開しており、県の関与は概ね適切であり、事業群の有効性も概ね有効かつその効率性も概ね効率的であることから、施策について概ね適切と判定する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規学卒者の就職環境は、新規高卒者の就職内定(決定)率に見られるように改善傾向にあるが、全国的に見ると未だ下位で推移しているため、今後さらに改善が進むように、関係部局が一体となった取り組みが必要である。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標「シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率」については、設置数が増えれば伸びは鈍化する。シルバー人材センターの会員数や就業人員の延べ人数などが考えられるが、今後質の充実を表す指標が必要になると思われる。</p> <p>・高齢化社会を迎え、益々ニーズの高まる課題であり、シルバー人材センター設置支援のみでは解決につながるとは思えない。例えば、経験者の持つスキルデータベース、働きたい高齢者に対する自己啓発も可能な止り木のような施設の設置等、働く意欲の継続につながる施策が望まれる。</p>	<p>・高齢者の多様な雇用機会の確保を図るため、県内全市町村にシルバー人材センターの設置を目標としている。会員数や就業人員の延べ人数については、現状分析の記述の中で取り上げたいと考えている。</p> <p>・県シルバー人材センター連合会と連携しながら、業務の充実について指導していきたい。</p>	
4	<p>・政策評価指標「障害者雇用率」は、目標値が未達であるものの、近年少しずつ上昇しており、一定の成果が認められる。今後は障害者雇用率の高い県も参考に、県内のトップ企業、モデル企業をつくっていくことも大切である。</p> <p>・自らが自立して生活できるよう、社会全体が支援する施策の充実が重要であり、一層の努力を期待する。</p>	<p>・今後とも労働局や関係団体等との連携を図り、雇用要請、支援、啓発等により、さらに障害者雇用を推進していく。</p> <p>・障害者就業・生活支援センターの整備、障害者の資格取得の促進を図るなど、就労・雇用のための支援策を進め、障害者が自ら自立して生活できるよう施策を推進する。</p>	
5	<p>・全体としては、景気の回復も手伝って、政策評価指標「新規高卒者の就職内定(決定)率」も上昇傾向にあるが、ここに満足することなく、さらに高い就職内定率を目指して施策を推進して欲しい。</p> <p>・就職率は企業業績と連動する部分が多く、地道な取組が重要である。若者が働く意欲をしっかりと持つような施策の展開を期待する。</p>	<p>・新規高卒者の就職内定(決定)率が上昇しているが、全国的には未だ下位であることから今後とも積極的に施策を推進する。</p> <p>・関係機関と連携し、経済団体や企業に対する雇用要請を継続して行うとともに、就職面接会の開催、進路ガイダンスの実施、若者の職業意識の醸成を図るための施策などを推進する。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県との 関与の 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進			適切	適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本政策は、主に学校教育の充実を目指したものであり、創造性に富んだ個性豊かな人材を育成する上で、本政策を構成する施策は必要不可欠なものである。施策間の重複・矛盾もなく、施策の設定は「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本政策においては、7施策に対して10の政策評価指標を設定している。1施策に対して複数の指標を設定するなど、各施策の有効性を評価する上で「適切」であると考ええる。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6施策のうち2施策を「有効」、4施策を「概ね有効」と評価した。政策評価指標からは目標値に達成していない指標が7指標あるものの、政策の目指す方向には進んでいることが確認でき、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施策は、社会的要請も強く、必要性は十分に認められる。政策評価指標の達成度から判断して、特色ある教育の推進が着実に進んでいると考えられることから、政策は「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育改革が進む中、学力の向上に重点を置きながら、児童生徒の興味・関心、多様化に対応した特色ある学校づくりを進めるとともに、学校と家庭、地域との連携などにより、社会の変化に対応した教育を推進する必要がある。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・本政策を実施していくためには、施策群はいずれも必要不可欠な施策である。施策群の設定には、それぞれ独自性があり「適切」とであると判断できる。</p> <p>・政策評価指標の設定について、いずれも重要な指標があげられており、「概ね適切」とであると判断できる。</p> <p>・施策の有効性について、施策の全体構成とともに内容も、「概ね有効」とであると判断できる。</p> <p>・衰退してしまった地域の教育、これを再興する上で、学校は大変重要な役割を担うことになると思うので、その効果的な在り方がどのように開発されるか注目したい。</p>		

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
1	特色ある学校づくり	総合学科等の新しいタイプの県立学校数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業番号1・2・4・5・6・8は県立学校を対象とした事業であり、設置者である県が主体となって行うものである。3・4・7の事業も市町村を超えて展開している事業であることから、県がその中心的な役割を担うことが求められている。</li> <li>・いずれの事業も、生徒の多様化に対応して個性や能力の育成を図ることを目的としており、施策の実現に不可欠である。</li> <li>・以上のことから適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が独自性を最大限に発揮出来るよう支援する事業や、学校評価制度により学校の質的向上を目指す事業、生徒の学力向上を図る事業等、特色ある学校づくりを様々な角度から推進することにより、学校の特色化が一層進むとともに生徒の学力状況や進学達成率にも向上が見られた。各事業ともそれぞれ概ね有効であったと判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の終期が近づき指定校が限定された一部の事業を除き、単位あたり事業費はいずれも減少した。各事業とも効率的に執行され、施策全体としては効率的であると判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも本県児童生徒の現状を踏まえ取り組んだ事業であり概ね成果が認められ、事業も効率的に執行されている。従って事業の設定及び推進は概ね適切に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度全県1学区を見据え、生徒の興味・関心、多様化に対応した魅力ある高校づくり、特色ある学校づくりの重要性が増している。これまで各種事業の推進により教員の中に授業改善や学力向上に対する意欲も高まっているところである。さらに事業の充実と効率化を推進し、生徒の個性・能力の伸長を図ることが必要である。併せて家庭における学習習慣の定着が課題となっている。</li> </ul>
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校) (正答率60%以上の問題数の割合)	C					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校) (授業が分かると答えた児童生徒の割合)	B					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校) (平日に家庭等で学習時間(30分以上)を確保している児童生徒の割合)	C					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校) (正答率60%以上の問題数の割合)	C					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校) (授業が分かると答えた児童生徒の割合)	A					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校) (平日に家庭等で学習時間(1時間以上)を確保している児童生徒の割合)	B					
		生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校) (平日に家庭等での学習時間が2時間以上の生徒の割合(高等学校1年生))	C					
		生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校) (現役進学達成率の全国平均との乖離)	A					
		外部評価実施学校(小・中)の割合	C					
外部評価実施学校(高)の割合	C							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・全体的にみて、行政的な努力が報われてきているように思われる。</p> <p>・特色ある学校づくりにむけて、全体的にバランスのよい事業群となっている。</p> <p>・県の事業は主体的に、市町村との連携を取る事業は県が中心的役割を担って進められており、県の関与は「適切」と判断できる。</p> <p>・事業群の有効性について、総合学科などの組織改革は順調であり、授業改善と学力向上策も成果をあげていると判断できる。全体的に特色ある学校づくりは「概ね有効」に進めていると思われる。ただし、特色ある学校づくりには、再編後のカリキュラム改革とその研究のあり方が大切であると思われる。</p> <p>・事業費の伸びは低いにも関わらず、「効率的」に実施されていると判断できる。</p> <p>・総合学科による新しいタイプの高校づくりは順調に進んでいるが、その成果として魅力あるカリキュラムづくりに成功しているか、という懸念が残る。</p> <p>・学習意欲・進学達成度は、全国平均に近いと思われる。やはり家庭での学習時間の確保が課題であるが、同時に、そのような家庭学習を引き起こすような授業のあり方も求められるので、ぜひ、良い授業づくりに努力していただきたい。</p> <p>・より厳しい外部評価の時代が来ても応えられるだけの準備を怠らず進めてほしい。</p> <p>・今年度で終わる学校活性化プロポーザル事業は成果を上げてきており、今後とも、授業改善は学校の基本であるので、その施策を継続して進めてほしい。進学予備校への研修派遣だけでなく、小・中・高教員が交流できる授業研究会を進めてほしい。</p> <p>・22年度からの全県一学区制への準備は怠りなく進めていると思われるが、ぜひ、教員人事のあり方も含めて、新しい高校教育の創出に向けて体制を整えてほしい。</p>	<p>・時代や社会の変化、生徒の多様化に対応した高校の再編を今後とも適切に進めるとともに、各学校が生徒一人一人の能力を十分に伸ばし教育理念の実現や目標の達成を図るため、現状分析とそれに基づくビジョンづくり、効果的なカリキュラムの編成・実施と評価・改善を計画的・組織的に行っていかなければならない。そのため今後は大学との連携を強化し、各学校を積極的に支援してカリキュラムに関する研究を継続的に進めるとともに、カリキュラムマネジメントに基づく学校経営の中核となるような人材の育成にも努めていく。</p> <p>・近年学校を取り巻く教育環境の変容もあり、一部カリキュラムが形骸化している可能性もある。この点を十分に考慮しながら教育活動を展開しているが、学習指導要領も改訂される時期でもあることから、さらに充実したカリキュラム構成に向け検討していきたい。また、学校の教育活動に対して十分な協力、支援、理解を得る観点からも、学校の教育活動の情報を積極的に発信していく必要があると考えている。</p> <p>・学力状況調査の結果に基づき、小・中学校においては、児童生徒の実態に応じた課題を与えることに努めるとともに、各地域に地域学習支援センターを設置して、児童生徒の自主的な学習習慣の形成や家庭の教育力向上の支援を進めている。また、教科の指導に優れた実績を有する教員等を学校や教育委員会に派遣し、児童生徒の学習意欲や学力の向上に向けた授業改善のための具体的な指導助言等を行う「学力向上成果普及マンパワー活用事業」を展開しており、今後ともこうした家庭学習の促進に繋がる取組を継続的に実施していく。高校においては、これまでも家庭学習記録簿等により、家庭学習習慣確立のための指導を計画的・継続的に行う取組を推進してきたが、今後はさらに、生徒が計画的・効果的に家庭学習習慣を身に付けられるような、学習の手引きと学習記録簿を有機的に結びつけた学習カルテの開発を進め、県内各校への普及と自校化を図っていく。また、要請による指導主事訪問等により、生徒の主体的な学習を促すような授業づくりを支援するとともに、組織的な授業研究や家庭学習支援の取組について、学年主任、進路指導主事、教務主任の研修会等を通して紹介していく。</p> <p>・学校教育法に学校評価及び情報提供に関する事項が新たに設けられたことを踏まえ、外部評価委員会の導入を一層促進して、教育活動等の状況の評価、不断の検証及び学校情報の積極的公開を図り、信頼される学校づくりを推進していく。また、評価結果を学校経営の改善に生かした取組や組織マネジメントの手法等を研修等を通して紹介する等、実効性のある学校評価システムの構築と普及を進める方策について検討したい。</p> <p>・現在、「学力向上ステップアップ事業」として、県内の4つの地域において、国・教・英・理・社のそれぞれの教科の研究実践校を指定し授業改善を進めているが、今後は、中学校の授業を参観したり、授業公開・授業研究会を地域の中学校教員も対象に開催したりするなど、校種を超えた交流に基づく授業研究をより一層推進する。</p> <p>・「個性かがやく学校づくり事業」を展開し今後とも特色ある学校づくりを支援するとともに、有為な人材の登用、市部と郡部間等の地域間交流の促進、同一校・同一地区内在任期間の長い者の積極的異動等、人事異動を一層効果的に進めて学校づくりを支える中堅教員を県内全域に適正に配置し、特色ある学校づくりを人的な面からも支援する。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
2	不登校児童生徒等への支援	不登校児童生徒の在籍者比率(出現率) 小学校	B	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校対策は一つの市町村で対応できる課題ではなく、国、県、市町村が一体となって取り組んでいる。</li> <li>・不登校やひきこもりの支援対策は、将来における未就労、社会保障の課題とも関わりがあり、社会経済情勢に適応した事業である。</li> <li>・相談体制や支援体制の整備を含め、心の教育等の充実を目指し、総合的に「子どもの心すこやかに育成事業」を展開し、事業の相互関連を図り、不登校対策を進めている。</li> <li>・以上のことから「概ね適切」と判断している。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)の達成度は、小学校がB、中学校がA、中学校1年がCである。</li> <li>・児童生徒一人ひとりの不登校状態は千差万別であるが、相談体制の充実により再登校や学校復帰等の効果がうかがえる。</li> <li>・本県における不登校児童生徒の学校復帰率が増加している(H16小学校31.79%, 中学校30.9%, H17小学校32.5%, 中学校37.9%)。</li> <li>・以上のことから「概ね有効」と判断している。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業群の有効性及び効率性、業績指標の推移等から事業の成果が認められ、概ね適切な事業展開と言える。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中1ギャップ対応のための学級編制弾力化事業及び小学校教科担任制事業を実施するとともに保護者をはじめ、地域住民に対する啓発活動を行い、心の教育も視野に入れた事業を展開していく。</li> </ul>
		不登校児童生徒の在籍者比率(出現率) 中学校	C					
		不登校児童生徒の在籍者比率(出現率) 中学校1年	C					
3	特別支援教育の充実	特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立小・中学校と互いに連携しながら事業を実施している。</li> <li>・各事業は施策目的を十分に踏まえたものであり、ノーマライゼーション社会の実現という社会情勢にも合致している。</li> <li>・事業間に矛盾や重複はない。</li> <li>・以上のことから「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の評価から判断して、十分な成果をあげており、施策目的の実現に貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の十分な成果が認められ、また概ね効率的に実施されていると判断される。よって、事業は「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宮城県障害児教育将来構想」の実現を目指し「特別支援教育」を推進するため、各事業を継続して実施する。</li> <li>・ノーマライゼーション社会の一層の推進を図るため、教育関係者のみならず、広く県民の理解を求めるとともに意識啓発を継続して推進していく。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・不登校児童生徒等への支援の事業が手厚く展開されており適切である。</p> <p>・県関与の適切性について、市町村と連携を取りながら、県がこれらの施策の実現に向けて主体的な役割を取っており「概ね適切」と判断できる。</p> <p>・事業群の有効性について、前年度から問題として指摘した、いわゆる「中1ギャップ」への対応が明瞭には見えないところが懸念される。不登校児童生徒の学校復帰率が増加しているので、おそらく全体的に対応する仕方でもバランスを保ちながら進めているものと思われるが、対応が見えるようにしたほうが効果的と考える。 なお、中1不登校児童生徒出現率を指標として新たに設定したことは、その改善に対する行政の意欲として評価できる。</p> <p>・みやぎアドベンチャープログラム(高校教育課)において、指導者養成数と事業費との関係で、平成18年度はこれまでに比して単位あたり事業費がかなり高くなっているが、効率性からみて懸念される。</p> <p>・これらの事業は、それを実施するマン・パワーであるので、研修会等を県が主体的に進めていくことが大切と思われる。</p> <p>・高校生の不登校の状況はどうなっているのだろうか。これもグラフで見られるなら、より全体的に問題構造を把握できるのではないだろうか。これは中学校から高校への接続性の問題として、全県1区の学区制になるだけに点検したいところである。</p>	<p>・平成19年度から、中学校スクールカウンセラーを全ての公立中学校に配置し、相談体制の拡充を図るとともに、公立中学校1年生の1学級あたり35人とする「学級編制弾力化(少人数学級)事業」と、小学校から中学校への円滑な適応を目指した「小学校教科担任制モデル事業」に取り組んでおり、今後とも教員研修、各種会議、教員用指導資料等による指導の充実とともに、これら事業に総合的・重層的に取り組んでいくことにより、「中1ギャップ」への対応を図っていく。</p> <p>・PAJ(プロジェクトアドベンチャージャパン)主催研修会受講者を県内指導者としているが、平成18年度は2名の派遣予定のところ、結果的に1名の参加となったため単位当たり事業費が高くなった。なお、研修予算には、体験会や段階別研修も含まれているため、PAJ研修受講者数が減少しても、総事業費は大きく減少しなかったものである。今後、指導者の計画的養成に加え、研修体系の改善に努めたい。</p> <p>・高校生の不登校出現率の経年変化を見ると、平成15年度以降減少しており、平成18年度はここ10年間で出現率が最も低い。なお、今後不登校の状況を把握しやすいようにグラフ化したデータ等の参考資料の提供等に努めたい。</p>	
4	<p>・事業群設定の妥当性について、すべての事業について同じ文面ではなく、それぞれの事業について、その設定の適切性を説得するように記述してほしい。なぜこの5事業なのか、それぞれの意味と役割を明確にしてほしい。</p> <p>・事業群の効率性については、「概ね効率的」に実施されていると判断できる。</p> <p>・政策評価指標について、特別支援教育の理念からして、指標は「交流及び共同学習」でいいのか、という問題がある。何を指標とするかは、宮城県教育委員会の特別支援教育に対する基本的姿勢が問われる問題で、慎重な検討を要する。おそらく何が可能なのか、その条件の設定抜きには、その指標の良し悪しを論じることは難しいと思われる。</p> <p>・ノーマライゼーション社会の実現により、何らかの障害を持った児童生徒が普通学級に在籍する率が高まっている。「特別支援教育」(学校教育法一部改正)は、それを保障している。今後は、これらの特別支援教育の施策を立ち上げる必要があると思われる。</p>	<p>・意見を踏まえ、評価シート(B)の事業の分析中、B-1施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性について、各事業の意味と役割が明確になるよう次のように修正する。 「障害児教育充実事業(医療的ケア推進事業)」 県立特別支援学校に看護師を派遣することにより、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学して学習できる環境の整備充実を図ることができ、施策目的を十分に踏まえた事業である。 「共に学ぶ学習システム整備事業(学習システム整備モデル事業)」 モデル実施校において障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習活動を行うことができるための指導体制等を検証することにより、新たな学習システムの構築を進めることができ、施策目的を十分に踏まえた事業である。 「共に学ぶ学習システム整備事業(居住地校学習推進事業)」 県立特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と学習する機会をもつことにより、学校生活の充実や社会参加の促進、特別支援教育に対する地域の理解を図ることができ、施策目的を十分に踏まえた事業である。 「共に学ぶ教育研修充実事業」 コーディネーター等へ研修を行うことにより、共に学ぶ教育及び特別支援教育の理解を深め、知識の習得や実践力の育成を図ることができ、施策目的を十分に踏まえた事業である。 「障害児教育広報啓発事業」 シンポジウムの開催やアニメーションの公開をすることにより、共に学ぶ教育及び特別支援教育について、広く県民の理解を深めることができ、施策目的を十分に踏まえた事業である。</p> <p>・政策評価指標の設定については、「宮城県障害児教育将来構想」の実現を反映したものでなければならぬと考えているが、「交流及び共同学習」以外の設定の可能性については検討したい。</p> <p>・特別支援教育の実践には、教員の特別支援教育に対する理解促進や資質の向上といった人材育成は必要不可欠なものであり、共に学ぶ教育研修充実事業においてコーディネーターの育成を図っている。また、特別支援教育体制推進事業においては、幼稚園から高等学校までの発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援体制を整備することを目指し、推進地域や推進校の拡大を図っている。今後、さらに特別支援教育の充実を図っていくため、市町村の障害のある子どもやその保護者に対する相談体制づくりへの支援や、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関と連携を深めていく。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
4	私立学校教育の 振興							
5	大学等高等教育 の充実	県立大学卒業生 の就職率	A	適切	有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本施策での県の役割は国の指導の下、県立大学を設置・運営することである。事業内容は宮城大学に新たに食産業学部を設置することであり、施策目的を実現するために必要である。</li> <li>【事業群の有効性:有効】</li> <li>政策評価指標「県立大学卒業生の就職率」からは宮城大学新学部設置事業の有効性を判断することは出来ないが、学生の教育・研究環境の向上を図るための事業であり、業績指標である出願倍率が定員の4倍を超える状況にあることから、有効性は高いと推測される。</li> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <li>政策評価指標及び社会経済情勢データから効率性を確認できないが、事業は計画どおりに実施されたので、概ね効率的であると判断できる。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>妥当性が「適切」、有効性が「有効」そして効率性が「概ね効率的」であることから判断して「概ね適切」と判断する。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>事業そのものは、施設整備事業であり、平成18年度をもって終了している。</li> </ul>
6	地域に開かれた 学校づくり	全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(小学校)	C	概ね 適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業間での重複や矛盾はない。市町村等との役割分担も適切であり概ね適切と判断した。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <li>各事業の成果指標の推移等から見て効果を上げていると判断したため概ね有効と判断した。</li> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると考え、「概ね効率的」と判断した。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>地域に開かれた学校づくりのために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標等は上がっており、事業の成果が伺える。したがって「概ね適切」と判断した。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>開かれた学校づくりは進んでいるものの、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の育成に努めていくという観点は重要であり、今後とも、それに沿った事業展開を図っていく。</li> </ul>
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(中学校)	A					
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(高等学校)	A					
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(小 学校)	A					
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(中 学校)	B					
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(高 等学校)	A					

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食産業学部の新設は、時代の課題であり、県民のニーズもあるので、妥当である。また、県内の他大学と重複する学部・学科は見られないので、県の役割として「適切」である。</li> <li>・食の安全や食育の必要性が求められている社会状況において、この事業は「有効」である。</li> <li>・業績指標である出願倍率が4.2倍とあり、少子化時代の中で、評価されるべきであろう。しかし、全国的に漸減傾向にあり宮城大学にも表れているので、将来的には4倍を切ることも懸念される。何らかの手立てが求められる。しばしば学生の活動などが社会にアピールしていることは望ましいひとつである。</li> <li>・業績指標、及び学生の就職率の高さなどから見て、事業の効率性は問題ないと判断できる。卒業生の就職率は、相変わらず高水準にあり、この継続が期待される。</li> <li>・就職率の高さの背景に、キャリア開発室による指導と教育があり、かつ各教員によるインターンシップ先の開発(企業への依頼)があることに注目したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学案内の配布、オープンキャンパスや首都圏での説明会の開催、また、高校教員を対象とした説明会や高校訪問を行うことで学部の認知度を高め、大学の理念及び学部の目的・教育目標に合致した優秀な学生を確保する。その上で、キャリア開発室の指導等をより充実させ、今まで以上に高い就職率の実現に努める。</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の関与の適切性について、国や市町村の役割との関係で、(1)キャリア教育総合推進事業、(2)特別非常勤講師制度、(3)学校評価支援事業、(4)地域学習支援センター設置事業は適切である。特に(4)に関しては、学力向上策として他県には見られない取り組みで、さまざまな困難を越えて安定した事業にまで仕立てている。地域の人材や観点・評価を取り入れると同時に、児童生徒の学力向上・多様化した教育的ニーズにも対応した事業となっている。</li> <li>・事業費縮減の中で、効率性を高める仕方で行われている。</li> <li>・政策評価指標「全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合」について、小学校の指標変更(社会人講師の学習支援に係る活用に限定したこと)は妥当である。</li> <li>・社会人講師が教える日数はどの程度が妥当なのか、あまり多いのも考えものであるので、15%を超えたあたりから、内容に即した評価の段階に入らなければならないように思われる。</li> <li>・「地域に開かれた学校づくり」の裏返しとして、全国的には、学校や教員に対して、理不尽な要求が目立ち始めている。特に若い教員の人的力量が細っていることが予想されるので、そのような調査と教員への支援策、対応事例集づくりなどを準備すべきではないかと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人講師の活用は年々増加傾向にある。これは、学校側のより質の高い教育を求める結果である。平成22年度の目標値は小学校15%、中学校15%、高等学校5%であり、今後、さらに効果的な活用を図るよう進めていく。</li> <li>・初任層の教員から中堅層の教員まで、対応についての研修等を工夫し行っていきたい。また、対応策等についても検討していきたいと考えている。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県との 関与の 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
7	地域社会と学校教育との協働の推進	小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>①国は、学校教育、社会教育の方向性を示す(教基法13条など)。県は、市町村等が、協働教育を推進するための環境整備と普及啓発を行い、市町村は、協働教育の主体者である。上記の役割に沿って事業群を設定しており、県の関与は適切。</p> <p>②昨今、子どもたちをとりまく新たな教育課題が噴出しており、学校教育だけで対応できる状況ではない。今こそ、家庭、地域と学校が協働し、地域全体で教育を推進すべき時で、社会経済情勢に適合した施策である。</p> <p>③地域の側と学校教育の側から、地域と学校の協働の取組みについて働きかけるものであり適切である。</p> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <p>①平成19年度の現況値は87.5%で、目標値を大きく上回っており成果があった。</p> <p>②各市町村、地域、学校が地域と学校の協働の趣旨を理解し実践に力を入れたものと考えられ、施策は目的の実現に貢献したと判断する。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <p>①政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、業績指標の増加の推移と相関が認められ、効率的と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢等を考えたときに、本施策の推進は非常に重要であり、成果があがっていると判断することから、平成18年度は適切であった。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の動きとして、教育基本法13条に明示されたが、国に先駆けて宮城県として取組んできた本施策は、将来ビジョンへの位置づけとともに、県・教育庁の重点事業としての取組を続けていく必要がある。</li> </ul> <p>協働教育推進事業は4年間の時限で立ち上げているが、この4年間で、その後の協働教育推進施策を定め、その後も施策を推進することとしている。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
7	<p>・事業設定の妥当性について、(1)みやぎらしい協働教育推進事業と(2)13歳の社会へのかけ橋づくりという2つの事業から成っている。いずれも今日の衰退しつつある地域社会の再興と学校教育の再生をする上で待望された事業であり妥当である。</p> <p>・県の関与の適切性について、小・中学校を対象としながら、県が中心的役割を取り、施策の実現に「適切」に取り組んでいる。</p> <p>・地域と学校とのよい協働が企図されている。各市町村・学校・保護者・地域社会の人々が理解し、実践しているため「有効」と判断できる。地域社会は高齢化し過疎化しているため、学校を引き込むことが活性化をもたらす条件となっている。</p> <p>・この事業は、児童生徒・保護者・学校または地域社会の人々が求めているニーズと一致しており、また、自発的な参加をひき起こしており、「効率的」に進められていると判断できる。</p> <p>・よい事業なので、「学社連携・融合事業」に向けて、地域や学校の自発的な参加をひき起こしているように思われる。</p>	<p>・行政評価委員会政策評価部会の意見を受け、今後も自信を持って地域社会と学校教育との協働の推進をしていく。</p> <p>・国の動きとして教育基本法第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が明示されたが、国に先駆けて取り組んできた本施策は、宮城の将来ビジョンに位置づけ、県・教育庁の重点事業として今後も継続していく。</p> <p>・みやぎらしい協働教育推進事業は平成17年度から4年間の時限で立ち上げているが、この4年間の中で、その後の協働教育推進施策を定め、平成21年度以降も本施策を推進することとしている。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県との 関与の 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化				適切	適切	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は社会経済情勢から見て必要性が高いと判断される。施策間に重複や矛盾する点はなく、施策の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策に設定されている政策評価指標は、各施策の有効性を評価する上で「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では4施策のうち2施策を「有効」、2施策を「概ね有効」と判断した。政策評価指標は3指標とも目標値を達成した。社会経済情勢からも、空港や港湾機能の強化はある程度進んできていると判断できるので、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から見て、施策の必要性は高いと判断する。また、政策評価指標の達成度及び社会経済情勢からは、空港や港湾機能の強化がある程度進んでいると認められる。施策の設定及びその推進は「概ね適切」に行われていると評価する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済のグローバル化が進み、企業等が国際的にビジネス展開を図るため、人やモノの交流が活発化される。その対応のため、空港・港湾及びその周辺施設等も含めてハード・ソフトの両面から整備していく必要がある。</li> </ul>
1	仙台空港の機能の強化と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	A	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は仙台空港の機能強化や活用のために必要な事業であり、事業間で重複や矛盾する事業はない。また、国、市町村、民間団体との役割分担も適切であり、「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標を達成しており、「概ね有効」と判断した。(政策評価指標比較)</li> </ul> <p>H17年度 目標値 3,223千人 実績値 3,245千人 H18年度 目標値 3,323千人 実績値 3,382千人</p> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台空港の機能の強化と活用のために適切な事業が設定されている。事業の成果指標のうち、仙台空港貨物量が減少しているという課題はあるものの、政策評価指標の達成状況から見て、事業の十分な成果が認められ、また概ね効率的に実施されていると判断される。以上のことから事業設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台空港の機能の強化と活用のため事業を継続していく。なお、仙台空港新貨物ターミナル建設等促進事業(貸付金)については平成19年度以降廃止する。</li> <li>仙台空港利用者数を持続的に増やしていくことがこの施策の目標である。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・空港・港湾に関して、各々本体部分と周辺部分に分ける施策区分は重要である。前者に関しては本体部分のハード関連事業終了に伴って、担当課の統合が行われたことは妥当である。周辺部分としては、両者とも区画整理事業が中心になるが、前者については一般の市街地開発事業と大差なく、無理に空港と関連付ける必然性が感じられない。</p> <p>・施策2「仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用」と施策4「仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用」は、同種の事業内容が中心であるにもかかわらず、評価指標が大きく異なる。施策2は社会资本整備期にあり、評価指標である「仙台空港利用者数」が評価できない現状を踏まえると、評価指標が4つの施策の有効性を評価する上で適切とは言えず、政策評価指標群の妥当性は「概ね適切」が適当である。結局、施策2についても施策4と同様の「市街化率」を用いることが妥当だと考えられる。</p> <p>・行政費用と地球環境の観点からはコンパクトシティが効率的であり、市街地を広げる前に十分な検討が必要である。同様に、国内航空旅客の増加は地球環境面でマイナス、陸運の海運への転換はプラスという、施策単独の効果に限定されない、広い視点が今後の行政には要求されるだろう。</p>	<p>・施策2に関しては、東北の拠点空港である仙台空港のポテンシャルを最大限に活用し、東北の空の玄関にふさわしいまちづくりを推進する「仙台空港臨空都市整備基本計画」に位置付けられたアクセス鉄道と増田地区・関下地区の整備を一体のものとして進めてきた。</p> <p>・施策2の政策評価指標に関しては、施策2が臨空都市の整備だけでなくアクセス鉄道や空港周辺の関連道路整備を含めた事業群であるため、施策の最終目標として設定している。</p> <p>・意見の趣旨を真摯に受け止め、事業を進めていきたい。</p>	
4	<p>・県関与と事業群設定を「概ね適切」としており、この評価は妥当である。</p> <p>・空港本体は国の管轄であるため、県の関与は周辺の機能に限定される。このため、空港利用促進と貨物ターミナル整備関係が中心となることはやむを得ない。このうち、新貨物ターミナルへの貸付事業は平成18年度で終了するため、次年度以降これに代わる取り組みが無ければ、施策2との統合が必要である(担当課は既に空港臨空地域課に統合されている)。</p> <p>・航空貨物の減少を食い止めるための対策が必要だと思われる。</p> <p>・事業費面では新貨物ターミナルへの貸付が大部分を占めるが、期間終了に伴って有効性の如何にかかわらず事業としては廃止となる。ただし、貨物量で見ると、成田の容量増加を受けて減少傾向にあり、有効性は疑わしい。一方、旅客数は順調に伸びているが、景気回復の効果が大きく、県の広報活動やイベントの寄与分がどれほどあったかは疑問である。</p> <p>・旅客数増加へのイベントの寄与分と同様に、ポートセールスに関しても、国内外の航空会社等に対する訪問回数による評価は自己完結的であり、実際に路線開設・増便に結びついたかで判断されるべきである。</p> <p>・国内・国際旅客数を政策評価指標とすることは妥当である。平成15年を底に漸増傾向にあるが、これは県の施策よりも景気回復と感染症脱却に助けられた面が大きい。 国際線に関しては、チャーター便は増加しているが、定期便は東アジア近距離路線がほとんどで、3,000m滑走路が活用されているとは言えない。関西空港のように貨物便特化を目指すことも考えられるが、成田の代替という位置づけでは難しい。</p> <p>・社会情勢は一時の旅客低迷期から脱却しつつあり、この追い風を踏まえ、ポートセールスやチャーター便、定期空路の開拓に積極的であり評価される。</p> <p>・地球温暖化の面で航空機が望ましいわけではないので、総合交通政策の中で新幹線鉄道との役割分担を位置づけるべきである。その結果、国内航空旅客が減少することはやむを得ない。</p>	<p>・今後の施策体系を整理していきたい。</p> <p>・東北六県での貨物のPR(新聞広告)や航空会社への増便要請等を行っており、今後も継続する。</p> <p>・マスメディアによる広告やイベント活動の継続も旅客数増加の一助になっており、今後も継続する。</p> <p>・地道なエアポートセールスの積み上げが新規路線開設等に繋がるものであるため、今後とも努力を重ねていく。</p> <p>・アクセス鉄道も含めた仙台空港PR活動により、今後も需要喚起に取り組みたい。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県との 関係の 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この施策では国、市、民間団体との役割分担が適切に行われ、県は適切に関与している。各事業とも施策目的に直結しており、事業間で重複や矛盾もないことから「適切」と判断する。</li> <li>仙台空港アクセス鉄道が開業したことから、今後の事業構成は見直しが必要である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台空港アクセス鉄道の開業、臨空都市の一部まちびらき、関連道路の一部供用開始と各事業は大きな成果を上げることが出来たため、「概ね有効」と判断する。各事業の成果は年度末に集中したため、政策評価指標への反映は今後であると考えられる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業進行管理のため、業績指標を事業進捗率に設定しており、事業の単位当たり事業費は横ばいであるが、政策評価指標や成果指標の各種データは、施策の目指す方向と概ね一致しており、「概ね効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業とも施策目的に合致した一定の成果を上げることができ、概ね効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台空港アクセス鉄道が開業したことから、臨空都市や関連道路の整備の推進と共に、空港利用の促進を図っていく。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・この施策の事業構成は、インフラ整備主体であり、社会資本ストックの形成を推進する観点からは評価できるが、臨空都市形成に向けたインフラ以外の事業群が弱く、事業群設定は「適切」と言えない。</p> <p>・空港アクセスと空港周辺地域の整備を通じて、側面から空港利用促進を図る施策である。前者は航空旅客数増加への貢献が期待できるが、後者は本質的に新市街地開発事業であって、この目的に寄与することは期待できない。前者は第3セクター方式、後者は組合施行方式を採り、県関与は間接的であるが、この事業フレームでは妥当なものと考えられる。</p> <p>・アクセス鉄道や沿線の区画整理事業の効果はこれから現れてくるものであり、事業群の有効性は今後評価されるものであるが、計画に沿ってアクセス鉄道の開業や一部まちびらき等の第一段階の整備を実現させたことは評価され、事業群は「概ね有効」と判断できる。</p> <p>・「臨空都市整備推進事業」の核施設は大規模ショッピングセンターであり、物流系施設は当該地区外(岩沼側)に立地するなど、一部空港勤務者の居住を除けば空港との機能的な関連は希薄である。</p> <p>・半分強という空港アクセス鉄道への県出資比率の妥当性には疑問の余地が残る。施工段階での効率性は、予定入札額に対する落札率や借入金の利率等で量れる可能性があるが直接的ではない。区画整理事業に関しては、保留地処分は順調に進んでおり、事業としての効率性はあると見てよいが、空港利用促進という指標からは評価できない。</p> <p>・施策を構成する事業群はストック形成期にあるため、現段階では政策評価指標「仙台空港利用者数」の増加に寄与せず、評価ができない課題を抱えている。 また、臨空地域整備は区画整理事業としては成功に見えるが、「空港を核とした交流・物流・情報の拠点」という位置づけとは乖離している。区画整理事業はアクセス鉄道の乗客数には貢献するが、航空旅客増に寄与したとは思えず、指標が適切ではない。</p> <p>・ストック活用期に向けては、政策目標である国内外の交流促進の観点から臨空都市の広域的な交流活動を評価できる指標を設定することが望ましい。</p> <p>・仙台空港アクセス鉄道のようなストック形成型事業では、事業期間中には効果が出ず、効果が出る段階になると事業廃止に伴って評価対象から外れるという構造的問題がある。これらに関しては、(維持管理も含めて)事後評価の枠組みを導入しないと適切な評価が不可能である。</p>	<p>・ハード整備については一定の区切りがついたことから、事業群の設定については検討していく。</p> <p>・東北の拠点空港である仙台空港のポテンシャルを最大限に活用し、東北の空の玄関にふさわしいまちづくりを推進する「仙台空港臨空都市整備基本計画」に位置付けられたアクセス鉄道と下増田地区・関下地区の整備を一体のものとして進めてきた。</p> <p>・(同上)</p> <p>・政策評価指標は施策の最終目標として設定している。区画整理事業の指標に関しては、今後の個別取組の指標を検討していきたい。</p> <p>・政策評価指標は施策の最終目標として設定している。区画整理事業の指標に関しては、今後の個別取組の指標を検討していきたい。</p> <p>・(同上)</p> <p>・今後、適切な指標が設定できるかどうか検討していきたい。</p> <p>・評価対象となる施策を構成する事業の範囲は、評価を行う前年度に実績のある事業としているため、終了した事業を評価対象とはしていない。 なお、政策評価・施策評価とは別枠で、事業担当課において供用開始後の事業効果等を検証することは必要であると考えている。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
3	仙台国際貿易港の整備と活用	仙台塩釜港(仙台港区)外貨コンテナ貨物取扱量	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理者として、京浜港を経由している外貨コンテナ貨物を仙台港利用への転換を図るため、施設整備及びポートセールスを実施しているものであり、県の関与は適切である。また、事業間での重複や矛盾はなく、市町村、民間との役割分担もなされている。よって、「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物量の増加を目指すポートセールスと、増加する貨物量に対応する施設整備を並行して行っている。政策評価指標「仙台塩釜港(仙台港区)外貨コンテナ貨物取扱量」は順調に推移し、平成12年以降毎年目標値を上回っていることから、「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標データは施策の目指す方向に進んでおり、事業全体の業績指標・成果指標の推移と比較して「効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が中心となった官民一体となったポートセールスと、増大するコンテナ取扱量に対応する施設整備を効率的に行うことにより、順調に外貨コンテナ取扱量が増加しており、適切と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主企業のコスト削減、環境負荷の軽減をすすめるため、京浜港を経由している外貨貨物コンテナの仙台港区への転換を一層推進する必要がある、ポートセールス、施設整備を一層推進していく。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・港湾本体の整備は国の所管であるため、県は埠頭用地やコンテナヤードなどの物流施設の整備を担当している。他に荷主・船主に対するポートセールス事業が含まれるが、予算規模は小さい。今日の海上物流はコンテナ船と専用船が中心であり、後者は主として専用岸壁を使用することから、港湾整備の事業フレームを前提とすれば、事業群・県関与の方針とも概ね妥当であろう。</p> <p>・コンテナ貨物取扱量は順調に増加しており、この観点から事業は「有効」とであると判断される。ポートセールスの業績指標（企業訪問件数）は自己完結的であって、目的への貢献を切り離して評価することは難しいが、フィーダー輸送も含めれば定期航路数・便数ともに漸増傾向にある。</p> <p>・ストック整備型事業の場合、実施中の施策目的に対する効率性評価は一般に難しい。ただし、港湾整備の場合は供用中施設の改善であり、部分的な効果を捉えやすい。事業費節減に関しては、落札率等による評価も考えられるが、施工品質の問題もあるため一概には言えない。ポートセールスの効果を単年度で捉えることは適当でないが、長期的にはやはり航路数・便数によって評価されるべきだと考える。</p> <p>・フィーダー輸送の場合、内貿と外貿を区別する意味は少ないので、政策評価指標をコンテナ貨物取扱量としたことは妥当であり、この指標について順調な発展が見られる。地球温暖化の観点からも、京浜港への陸送は海運に切り替えるべきで、その意味でも運賃の相当部分を占めるターミナル費用の縮減につながる港湾整備の重要性を、県民に積極的に訴える必要がある。</p> <p>・仙台港整備の結果として周辺諸港湾の取扱量の減少が生じるが、選択と集中の結果としてある程度はやむを得ない。この面からも県民の理解を得る必要がある。</p>	<p>・便数については、国際的に船舶の大型化が進展している（少ない便数で多くの荷物を運搬可能）中で、短期的な評価指標としては必ずしも適当ではないと考える。</p> <p>・一方、航路数については、利用者の選択可能性が拡大することから、長期的な視点においては、評価指標とすることに一定の妥当性があると考える。</p> <p>・陸送から海運への転換や、他港から仙台港利用への転換を求め企業に対してポートセールスを積極的に展開しているが、県民の理解を深めるために、ホームページ、各種催事等を通して今後とも理解を得るよう努めていきたいと考えている。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
4	仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	仙台港背後地区市街化率	A	概ね適切	有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市や民間との役割分担は概ね適切であるが、地価の下落で厳しい事業運営を余儀なくされている。一方仙台湾コンテナ利用数も順調に増加しており、本県の国際競争力強化に貢献する事業であり、事業間での重複もないので、「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標は目標値を常に上回っているので事業の有効性は高く、施策目的の「東北の産業経済拠点としての強化」が進んでいることを表している。またセンター地区土地利用開始により港湾との一体的利用、地域への貢献が見込まれるので「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率性は概ね上昇しているので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の国際競争力・産業経済拠点強化に大きく貢献し、政策目標の発現を成果指標が表しており、港湾との一体性も高く、事業効率も概ね適切なので、事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業の基盤整備を推進させる。また土地利用及び保留地販売をいっそう戦略的に進める。</li> </ul>
5	地域を支える港湾の整備と活用							
6	輸出入を促進する貿易振興策の充実							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
6	<p>・県関与と事業群設定を「概ね適切」としており、この評価は妥当である。 臨空地区と異なり、この施策での区画整理事業は県・市の直営であるためリスクが大きい、一方で港湾関連施設用地を多く見込んでいるため、施策目標への親和性は臨空地区より高い。また、流通業務用地を多く予定することは、施策目標から見て有効である。</p> <p>・事業群の有効性を「有効」としており、この評価は適切である。 事業は区画整理事業のみであるが、基盤整備だけでなく、土地活用や土地利用に対するソフト策を政策的に実施しており、センター地区の整備やその他地区の計画的市街地形成の誘導に成果を上げている点及びセンター地区開発において中心市街地との競合を避けた開発手法を採用している点等、整備された背後地の処分ではなく、広域的都市構造や土地利用形成に留意している点が評価できる。</p> <p>・事業群の効率性を「概ね効率的」としており、この評価は適切である。</p> <p>・土地造成単価が下がる傾向にある等の効率性の改善は見られるものの、遺跡調査等、実施主体の責に帰することが適当でない費用もあるため、造成費の多寡で単年度の効率性を論じる意味は少ない。ただし、臨空地区と異なり組合施行ではないため、リスクは実施主体の県・市が負うことになり、損失発生の可能性がある。結果的に売却が順調なら問題はないが、然るべきリスク分散の方策を事前に準備することが、効率性の意味で重要だろう。 今後は事業収束に向け、土地区画整理事業全体の事業効率からみた評価が課題とされる。</p> <p>・政策評価指標「仙台港背後地地区市街化率」の達成度から、目標値を上方修正していることは評価できるが、過去実績の回帰曲線を採用しており、目標値の設定根拠に明確でない点がある。例えば、売却完了年度から逆算して定める等が理解しやすいのではないかと。</p> <p>・「市街化率」は建築済画地面積の使用可能宅地面積に対する比として定義されるなら、造成が遅れて分母が小さい場合には過大になる可能性があるという意味の不安定さがある。</p> <p>・港湾地区内の夢メッセ等との機能連携・分担に関する協議会等は、事業化も含めて強調されるべきである。これには、ペDESTリアンデッキ等の動線計画、機能の補完性、あるいは相乗効果の明視化等が含まれる。</p>	<p>・H23年度の事業完了に向け、より効率的な事業執行に努める。</p> <p>・旧目標値は仙台都市圏内の入居率に基づき事業完了時の目標値を設定していた(50%)。新目標値はそれを基に実績で補正したものである。</p> <p>・H19年度末で使用可能宅地の造成率は81%に達する見込みなので、造成の遅れにより分母が小さくなる可能性は今後想定されない。</p> <p>・10月には事業者への賃貸契約が締結されるので、臨港地区内の既存集客施設との連携・一体的利用の事業化に向けて具体的な検討を進めているところである。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
								<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策間に重複する部分や矛盾する部分はなく、施策群の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策に設定されている政策評価指標は、各施策の有効性を判断する上で「適切」と判断する。</li> <li>政策評価指標の設定がない施策4については、指標の設定について検討していく。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では、3施策とも「概ね有効」と判断した。</li> <li>政策評価指標は、4指標のうち2指標で目標値を達成しており、目標値を達成していない2指標についても改善傾向にある。</li> <li>以上のことから、交通基盤の整備が進んでいると判断し、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から施策の必要性は高いと判断する。また、政策評価指標の達成度からも交通基盤の整備は進んでいると認められ、施策の設定及びその推進は「概ね適切」に行われていると評価する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路等のハード整備については、絶えず効率的な執行が求められており、さらなる事業の効果的な展開及びコスト削減を図る必要がある。</li> <li>高齢化の進展に伴い高齢者等の移動手段の確保が課題であり、バス路線の維持等公共交通の充実のための施策を推進していく必要がある。</li> </ul>
1	高速道路の整備	高速道路IC40分間交通圏カバー率	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市町村・民間団体との役割分担は適切で、事業間に重複はなく、社会情勢から判断して、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資額が巨額で、事業実施に年数を費やすことから、評価指標には大きな向上は見られないが、着実に進行しているため「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の性格上、平成18年度は新たな供用開始区間がなかったこともあり、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の関与は適正であるが、事業の性格上、事業群の有効性・効率性は単年度での判断は下しにくい面もあるが、着実に事業進捗しているため、「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内の広域的交流を進めるためには、高速道路ネットワークの形成を図ることは急務であるが、絶えずコスト削減と効率化を図る必要がある。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・国内交流を進めるための高速道・一般道・公共交通・交通結節点という施策構成は妥当であり、総合交通の観点で踏まえられている。今後は、地球温暖化・高齢化・コミュニティ維持の見地から公共交通の維持・展開が重要となるが、公共交通でdoor-to-doorの需要を賄うことは不可能なので、公共交通と私的交通との連携を図る施策が重視されなければならない。その意味で、公共バスターミナル、パーク&amp;ライド等の交通結節施設の整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>・政策評価指標群の妥当性を「適切」としているが、「概ね適切」が適当である。 道路整備に関する指標である「高速道路IC40分間交通圏カバー率」及び「道路の改良率」は、感度に問題がある。「緊急輸送道路橋梁整備率」は当面妥当だと判断される。施策3の指標「県内移動における公共交通の利用率」は、定義と信頼性に問題があり、妥当とは言えない。</p> <p>・ストック整備型施策について、単年度の有効性を評価することは適当ではないため、この種の施策に対する評価方法は別途検討されるべきである。</p>	<p>・高齢化社会の到来に向けては、公共交通の維持・充実が必要であり、県内では、市町村などが主体となり、コミュニティバスやデマンド交通などにより生活交通の確保に努めているが、限られた財源においては、すべての需要に対応していくことは難しいと考えられる。 このため、今後は、委員意見のとおり、パークアンドライドなどの自家用車と公共交通との連携を図っていく必要があると考えるが、持続可能な「地域の足」を確保していくためには、幹線は行政が運行し、地域内路線は住民が自主運行するなどの役割分担を図っていくことも検討していく必要があると考えている。</p> <p>※デマンド交通:利用者の要望に応じて、運行ルート・時間・乗降場所などを柔軟に対応させる仕組みの交通。定時定路線型・乗合タクシーなど、さまざまな運行の形態がある。</p> <p>・現在の政策評価指標は、各施策の有効性を判断する上では適切と考えているが、今後、政策・施策を評価する上でより適切な指標を設定するよう検討していきたい。</p> <p>・施策の有効性については、政策評価指標の達成度及び社会経済情勢を示すデータの推移から見て成果があったかどうかで判断している。ストック整備型施策では、事業が終了しないと成果が現れないなど、単年度の有効性を評価することが難しい面もあるが、施策を構成する事業の進捗状況や上位目的に貢献しているかどうか等の観点から評価することは可能と考える。</p>	
4	<p>・高速自動車国道の整備はほぼ完了しており、現在整備中の路線は高規格幹線道路等のスキームにより整備しているが、整備主体と県負担の関係が県民に見えにくい。高規格幹線道路と地域高規格道路の違いは整備スキーム上の差であって、本来道路網として一般道の整備と一体的に考えるべきである。計画が国から下りてくる印象があるので、道路特会の使途という観点からも構成を議論すべきだろう。</p> <p>・事業費自体を効率性指標と考えることは、県民の理解が得られない。ストック形成型事業では、単年度の新規供用延長を用いることは適当ではなく、単に安いだけでは施工品質の問題が捨象される。このため、ストック形成型事業全体について、新しい指標を提案する必要がある。</p> <p>・政策評価指標「高速道路IC40分間交通圏カバー率」は、新規高速道路区間の供用がないと指標に変化がなく、高速道路既存供用区間でのIC設置やICアクセス道路整備等の利便性向上策が評価しにくい面があり、今後は、整備の進行に合わせて20～30分を基準としたカバー率等を検討する必要がある。</p>	<p>・意見の趣旨を真摯に受け止め、事業を進めていきたい。</p> <p>・今後の取り組み上で、参考にしていきたい。</p> <p>・高速道路IC40分圏カバー率の他に、地域格差の状況を示す主要都市間連絡時間や高次緊急医療施設60分圏域及び環境の状況を示す渋滞について、評価指標として検討していきたい。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	
2	国道、県道、市町 村道の整備	道路の改良率	B	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は道路ネットワーク整備のために必要な事業であり、国・県・市町村との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に年数を費やすことから、評価指標には大きな向上は見られないが、着実に進行しているため「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路事業は複数年事業であるため、事業の効率性を単年度ごとに判断するのは難しいが、効率的に実施されているため「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の関与は適切であるが、事業の性格上、事業群の有効性・効率性は単年度での判断は下しにくい面もあるが、着実に事業進捗しているため、「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊縮財政の下では、効率的な執行を求められており、事業の効果的な展開及び絶えずコスト削減を図る必要がある。</li> </ul>
		緊急輸送道路橋 梁整備率	A					

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・事業であげている代表的な道路整備と県内のネットワーク化や道路改良との関係が不明確であり、事業のあげ方に工夫が必要である。県関与は、道路管理者の相違や負担割合によって義務付けられるが、県民としては管理者の相違よりも、道路網としての一体整備の視点が重視される。</p> <p>・一般道路の整備だけでなく、緊急輸送道路の確保に向けた橋梁耐震補強事業を行っていることは評価できるが、地震発生時の道路確保の弱点は橋梁に限らないため、全体的な目配りが必要である。</p> <p>・ストック形成型事業では事業継続中の成果は出ないので、効率性の判断は難しい。橋梁に関しては、1箇所当たりの事業費で効率性を図ることは可能だが、橋梁そのものの規模・構造に差があり、一律に評価することは適当ではない。今後、新設より既存道路の維持・管理の比重が高くなるので、その観点からの評価を導入すべきだろう。しかし、道路整備の単年度での効率性評価が困難であることを認識しており、また事業費が横ばい傾向の中で、土木行政推進計画に基づくプログラムにより計画的に事業実施している点は評価される。</p> <p>・政策評価指標「道路の改良率」は、内容が不明確で、それほど感度のよい指標とは言えない。例えば、歩道設置率や右折ポケット設置等の指標化は、わかりやすいかもしれない。</p> <p>・政策評価指標「緊急輸送道路橋梁整備率」は、設定したばかりでトレンドは不明だが、着実な進行が見られる。日常交通の安心・安全は災害時の避難路確保と並んで重要であり、そのためには日常的な維持管理が不可欠である。その意味で「公共事業＝悪」という単純な図式を覆す努力が必要である。</p>	<p>・意見の趣旨を真摯に受け止め、事業を進めていきたい。</p> <p>・橋梁耐震補強事業だけではなく、災害時・緊急時に安全で円滑な道路交通を確保するために、道路内の施設に対して防災工事を計画的に実施している。</p> <p>・歩道設置率を政策評価指標として検討していきたい。</p> <p>・意見の趣旨を真摯に受け止め、事業を進めていきたい。</p>	

施策体系				評価原素				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
3	バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	県内移動における公共交通の利用率	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、市町村、事業者の役割分担が適切に行われている。</li> <li>・各事業とも施策目的に添って実施されており、地域生活交通の確保という観点からいずれも必要な事業である。</li> <li>・また、事業間で重複や矛盾する事業はない。</li> <li>・これらのことから「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方生活バス路線の維持・活性化事業において補助系統数が減少しているが、当該事業により地域の生活交通の維持が確保できた。</li> <li>・また、離島航路運行維持対策事業における補助航路数の減少については、網地島ライン(株)と石巻市営汽船との航路統合によるものであり、事業の効率化が図られている。</li> <li>・以上のことから、事業群の有効性は「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方生活バス路線の維持・活性化事業において補助系統数が減少しているが、当該事業により地域の生活交通の維持が確保できた。</li> <li>・また、離島航路運行維持対策事業における補助航路数の減少については、網地島ライン(株)と石巻市営汽船との航路統合によるものであり、事業の効率化が図られている。</li> <li>・以上のことから、事業群の効率性は「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の関与の適切性及び事業群設定の妥当性は「適切」と判断し、また、事業群の有効性及び効率性については、各事業により地域の生活交通の維持が確保できたことにより、それぞれ「概ね有効」「概ね効率的」と判断したことから、事業群の設定及び推進は「概ね適切」と行われていると判断した。</li> <li>・なお、平成18年度に県単独のバス補助制度を改正し、平成19年度事業から補助対象範囲を大幅に拡大(H18実績 12系統 → H19見込 約260系統)することとしていることや、平成19年度に県内の交通ビジョンである「宮城県交通計画」を改訂することとしており、計画改訂後は、国・県・市町村・交通事業者の連携により、交通体系の整備促進が進むことが期待され、今後、事業群の有効性及び効率性が大きく向上することが見込まれる。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活交通の確保は、独自の移動手段を持たない人にとって必要不可欠な事業であり、引き続き推進していく。</li> </ul>
4	各輸送機関相互の連携の強化							

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
2	<p>・県関与の適切性と事業群設定の妥当性を「適切」としているが、「概ね適切」が適当である。 車社会の進展により公共交通離れが進み、公共交通の維持が厳しい状況下において、国・市町村・事業者との役割分担が適切に行われているとは言えない。また、県の関与としてバスや地方鉄道などへの事業補助のみでいいのか問われている。高齢化社会に向かって地方バス路線をシビルミニマムと捉える等、より積極的な県の関与が必要である。</p> <p>・事業群の有効性を「概ね有効」としているが、「課題有」が適当である。「地方生活バス路線の維持・活性化事業において、地域の生活交通が維持できた」としているが、補助路線系統数の減少の中で、どのような維持ができたのかが不明瞭である。大切なことは県民の地域生活を維持することであり、この点から見た有効性の根拠がない。</p> <p>・事業群の効率性を「概ね効率的」としているが、「課題有」が適当である。公共交通事業の効率とは何かを示しておらず、事業効果も不明であり評価できない。バス事業の補助路線数が減少するのは、路線の健全化ではなく撤退に因るから、1路線当たりの事業費で効率性を論じては意味がない。地方部の人口減少の結果は潜在的乗客数の減少をもたらす、採算性の見地からは撤退は必然なので、路線維持には別の論理が必要となる。くりはら田園線についても、代替バスの乗客数が鉄道と比べてどの程度減少したかを調査し、地方公共交通を維持することの意味について考慮されたい。航路については、住民が居る限り、効率性とは無関係に維持する必要がある。</p> <p>・政策評価指標「県内移動における公共交通の利用率」は、全国旅客流動調査のデータを用いているが、この調査の目的と精度からみて、県単位の公共交通利用率が正確に把握できているかどうか問題がある。また、このデータは、地域の生活交通を公共交通から見るデータとしては不適切である。これらのことから、この指標に依拠すれば、行政判断を誤りかねない。例えば、「徒歩20分以内で1日10便以上のバス停にアクセスできる人口比率」など、地道な指標が望ましい。</p> <p>・地方部での公共交通の維持は大変難しく、政策運営は難しい局面におかれている。これまでのようなバス事業補助だけでは、利用者は減少するのみであり、地域のニーズに対応した柔軟なサービス、自動車との連携方策、県民の意識改革による公共交通への転換策、県自ら総合交通の観点から施策・事業のあり方を示し、市町村や地域を指導していく姿勢が求められる。</p>	<p>・事業者の路線廃止に対応し、代替交通の確保や交通ネットワークの再構築など、国・県・市町村・事業者が連携し、生活交通の維持・充実に努めており、現在の生活交通確保の枠組みにおいて、適切に役割分担が図られていると考えている。 また、県は、運行費補助だけでなく、生活交通のあり方を検討するために市町村が設置する地域公共交通会議などの検討会に参画し、指導・助言を行うなど、生活交通確保に向けて、積極的に取り組んでいる。 以上のことから、県関与の適切性と事業群設定の妥当性については、「適切」であると考えます。 なお、県では、平成19年度中に県交通計画を改訂することとしており、各地域における生活交通の維持・充実にに向けた指針としたいと考えている。</p> <p>・生活交通バス路線の維持・確保については、行政、交通事業者等の関係者により構成される県地域バス等対策連絡協議会において、生活交通路線維持確保3カ年計画の策定や路線存廃に関する協議を行い、事業者路線の存続や廃止代替交通の確保に努めている。 また、市町村等が行う代替交通に対しては、平成18年度に県単独バス補助制度を改正し、こうした代替交通を含む交通ネットワークを構成する路線を補助対象とするよう補助対象範囲を大幅に拡大することとし、事業者及び市町村に対して周知を図ったところである。 こうした取組により、市町村において、40を超える生活交通ネットワークを構成する路線が新たに運行されるなど、生活交通の維持・充実に向けて、国・県・市町村・事業者の連携により、有効に事業が実施されたと考えている。 さらに、離島航路においては、島民にとって離島と本土を結ぶ唯一の交通機関が維持されたことから、事業が有効に実施されている。 以上のことから、事業群の有効性は「概ね有効」であると考えます。 なお、平成19年度以降は、改正された県単独バス補助事業の効果等により、県内の交通ネットワークの再構築に向けて、さらに有効に事業を進めていけるものと考えている。</p> <p>・1路線当たりの事業費については、委員意見のとおり、この数値により効率性を議論することはできないと考える。 生活交通バス路線の維持・確保については、行政、交通事業者等の関係者により構成される県地域バス等対策連絡協議会において、生活交通路線維持確保3カ年計画の策定や路線存廃に関する協議を行い、事業者路線の存続や廃止代替交通の確保に努めている。 また、平成18年度に県単独バス補助制度を改正し、交通ネットワークを構成する路線を補助対象とするよう補助対象範囲を大幅に拡大することとし、事業者及び市町村に対して周知を図ったところである。 こうした取組により、市町村において、40を超える生活交通ネットワークを構成する路線が新たに運行されるとともに、既存路線の見直しが行われるなど、生活交通の維持・充実に向けて、国・県・市町村・事業者の連携により、効率的に事業が実施されたと考えている。 また、離島航路においては、航路統合により、事業の効率化が図られている。 以上のことから、事業群の効率性は「概ね効率的」であると考えます。 なお、平成19年度以降は、改正された県単独バス補助事業の効果等により、県内の交通ネットワークの再構築に向けて効率的に事業を進めていけるものと考えている。 さらに、人口減少社会において、路線維持を図っていくには、交流拡大を図るとともに、自らの生活交通を自らが守るマイルール意識等の醸成が必要であると考えており、平成19年度に改訂する県交通計画においても、大きな柱として位置づけていきたいと考えている。</p> <p>・旅客地域流動調査は、国土交通省が毎年実施している調査で、鉄道、バス、自動車、旅客船、航空の各輸送機関毎の統計データやサンプル調査などを統合したものであるため、年度毎に多少のバラツキがあるものと認識しているが、相対的な傾向の判断は可能であり、ある程度の行政判断の根拠となり得ると考えている。 なお、本政策評価指標は、暫定的な指標であり、平成19年度中に改訂する県交通計画において、より適切な政策評価指標を示したいと考えている。</p> <p>・県では、市町村が生活交通のあり方を検討するために設置する地域公共交通会議などの検討会に参画し、指導・助言を行うなど、生活交通確保に向けて、積極的に取り組んでいる。 また、平成19年度中に県交通計画を改訂することとしており、生活交通の維持・充実にに向けた対応方策を示したいと考えている。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
高度情報化に対応した社会の形成				適切	概ね 適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は本政策を実現するための基盤を形成するものであるとともに、高度情報化社会のあり方を示して具体化していくものであることから、すべて政策の目的に沿った施策である。また、社会経済情勢からみても必要性は高いと判断され、施策の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策2の政策評価指標「情報サービス産業企業数」は経済産業省の「特定サービス産業実態調査」を出典とした数値であるが、この調査は悉皆調査ではなく、抽出調査によるもので、売上高等の経年変化等を把握することを目的としたものであることから、県内の企業数を純粋にとらえたものではなく、達成度を判定する上で適当ではない。したがって、これに代わる統計数値を設定する必要がある。</li> <li>その他施策に設定されている政策評価指標は、各施策を達成する上で密接に関係するものであることから、政策評価指標の設定は「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では、5施策のうち1施策を「有効」、残り2施策を「概ね有効」とした。</li> <li>政策評価の達成度をみると、目標値を達成した政策評価指標は1指標であり、残り2指標については目標値を達成することができなかった。</li> <li>各施策に関する社会経済情勢のデータの推移をみると、県内の情報化は着実に進んでいることが窺われる。</li> <li>以上、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢からみて、各施策の必要性は高いと判断する。また、政策評価指標の達成度及び社会経済情勢から、高度情報化社会に対応した社会の形成はある程度進展しているものと認められる。</li> <li>A1～3の各評価項目を総合的に検証した結果、本政策は「概ね適切」に行われていると評価する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルデバイド(情報格差)の解消に向けて、情報通信環境の整備、電子自治体化による利便性の提供を行いながら、更なる情報化を推進していく必要がある。</li> <li>地域社会の活性化に向けて、県民自らがそれぞれの立場でITを活用して生産性や暮らしの質を高めることができるためにも、ITのメリットを身近に実感しやすいように具体的なIT活用の姿を県民生活・産業・公共等の分野で示していく必要がある。</li> </ul>
1	高速情報通信ネットワークの整備							
2	産業の情報化、情報産業等の集積促進	情報サービス産業企業数	C	適切	有効	概ね 効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は、産業の情報化、情報産業等の集積促進を図る上で、必要不可欠な事業であり、事業間の重複や矛盾もない。また産学官の連携を図りながら実施されており「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業を有機的に連携して展開した結果、企業立地により新規雇用が創出されたほか、またビジネスマッチングの実現により県内IT企業の市場獲得にも結びついていることから、「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部に単位別事業単価が高くなっているものも見られるが、各事業とも、概ね効率的な事業執行がなされていることから、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業の情報化、情報産業の集積促進のため、各事業が適切に設定されている。立地による新規雇用創出やマッチングを通じた市場獲得など一定の成果も認められ、また概ね効率的な事業運営がなされている。以上のことから事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策目的の実現に向け、「情報産業振興戦略」の各支援策を有機的に連携しながら実施するとともに、企業スピードに対応したサービスを提供していく。</li> <li>将来の大きな成果に向け、小さな成功事例を早期に創出していくことが今後の課題である。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策の設定が広範囲に及びすぎ、施策群の設定との関係に体系的性を欠いている。別途定められているIT推進計画とも整合性のある施策群の設定の仕方が望ましい。 また、事業群は寄せ集め的で、関係部課も責任をもってトータルに企画することが難しいように思われる。</p> <p>・政策評価指標について、自己評価でも指摘されているが、施策2の「情報サービス産業企業数」は別の指標に変えるのが望ましい。決定的な別の指標を見つけることは難しいが、業界売上高か従業者数あたりが妥当と思われる。他の施策の政策評価指標は「概ね適切」と考える。</p> <p>・各施策に関して、県内の情報化はある程度進んでおり、「概ね有効」だと思われるが、電子自治体化を本格的に早急に進めないと高度情報化に対応した社会の形成は難しい。地域格差の是正にも貢献度の高い政策であるので、この施策に重点的に知事がリーダーシップをとって進めてほしい。そうすれば、多くのところに大きな影響を与えていくことができるのではないかと。</p>	<p>・平成18年11月に策定した「宮城県IT推進計画」は、政策36の施策体系に沿って重点分野及び各事業を設定しており、県民が暮らしの中でITの恩恵が受けられるよう、今後も各関係課室との連携のもと、全庁的な視点により情報化を推進していく。</p> <p>・施策の達成度を適切に把握するため、「事業所・企業統計」、「特定サービス産業実態調査」及び県が実施する企業アンケート等を活用し、「情報関連産業売上高」を新たな指標として実施していく。</p> <p>・急速に進展する高度情報通信ネットワーク社会に対応するため、宮城県IT推進計画において「電子自治体化の推進」を重点分野として設定しており、この分野で位置づけられた各事業を着実に推進していく。また、知事を本部長とする宮城県高度情報化戦略推進本部において計画の進行管理を行うとともに、社会経済情勢等を踏まえた所要の見直しを図りながら、更なる情報化施策の推進に取り組んでいく。</p>	
5	<p>・コールセンターの誘致政策では効果を上げており、今後より付加価値の高い分野で引き続き誘致を進めることが望ましい。 県の関与が生きている成果が見られ、県関与の適切性については「適切」とであると判断できる。</p> <p>・事業番号6のベンチャー企業への投資（ベンチャー育成ファンド組成事業）についても、県全体の下請構造からの脱却を目標に、規模は小さくとも独自性のある企業を伸ばしてほしい。</p> <p>・情報サービス産業企業数増加率の指標は、評価Cであるが、社会経済情勢データで示されている他県の情報関連企業事業所の平成11年から16年の増加率の状況を見ると、全国は-23.4%、首都圏以外は-35.9%であり、これに比して宮城県は+19.4%である。全国的動向から見れば、厳しい条件下でも宮城県は奮闘したとみるべきで、施策としての評価はAに値する。</p> <p>・情報産業集積には人材育成が急務である。これまでの取組は評価するが、引き続き強化すべき課題である。</p> <p>・付加価値の高いソフト開発や情報処理等の産業を育成するためには、行政自ら地場企業に優先して発注すべきである。地域に仕事が少ないから企業が育たないのであり、自治体向けのソフト開発だけでも力強い支援となる。大手ベンダーは海外への依存率を高めており、地域産業育成への貢献は今後期待できない。</p>	<p>・今後も ①コールセンターの地方都市への立地促進 ②質の高いコールセンターの誘致（正社員比率が高い、長期運営が期待されるテクニカルサポートなどインバウンド（受信）業務、公共業務など） ③自動車産業、高度電子産業に関連する企業の開発部門の誘致を方針として、雇用の拡大と地域経済の活性化に向け、戦略的な企業誘致を展開する。</p> <p>・ベンチャー育成ファンド組成事業により造成されたベンチャーファンドは、投資対象地域内の先進的又は独自性の技術・製品等を持つベンチャー企業や第2創業を行おうとする企業を対象に投資を行っており、今後とも企業の規模に関係なく独自性のある県内企業を育成するための投資等を行うよう、ファンド育成会社に対して要請を行っていく。</p> <p>・「東北テクノロジーセンター」における地元企業の技術者向けの高度IT技術研修のほか、先進企業等への技術者派遣による人材育成を支援するなど、情報産業の集積に向け、市場獲得に直結する人材育成を強化していく。</p> <p>・地元IT産業の育成・振興の観点から、県の情報システムの開発・調達に当たっては、地元IT企業が参加しやすい方策について、今後策定予定の「調達ガイドライン」の中で検討していく。</p>	

施策体系				評価原案				
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容
				B-1 県 関 与 の 適 切 性・ 事 業 群 設 定 の 妥 当 性	B-2 事 業 群 の 有 効 性	B-3 事 業 群 の 効 率 性	B 施 策 評 価 ( 総 括)	
3	県民生活に関する情報化の推進							
4	電子自治体化の推進	電子申請・届出件数の割合	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体運営の効率化や住民サービス向上に向けて、電子自治体の構築は不可欠である。また、これらの事業群は電子自治体化達成に向けた課題解決に必要であり、適切に設定された事業であると判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムの構築・県民への情報の発信・情報通信基盤の安定的な運用・IT化を担う職員の育成など各種事業を着実に実施している。また、電子自治体化の推進に向けて効果的・効率的に事業を実施しており、概ね有効なものと判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業については、年次計画や実施方針に基づき着実に実施されており、概ね効率的に実施されているものと判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子自治体化推進のために適切な事業が設定されている。各事業について、概ね事業の成果が認められ、概ね効率的に事業が実施されていると判断する。</li> <li>B-1, 2, 3の各項目を総合的に判断して概ね適切と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットの普及など社会を取り巻く情報化技術の進展や、自治体経営の効率化が求められる中、迅速で質の高い行政サービスを提供するため、電子自治体構築の一層の進展が望まれる。</li> </ul>
5	次世代を担うIT人材の育成	コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、市町村、民間団体の役割分担は確立しており、事業間に重複や矛盾はない。この役割分担に沿って、県の事業を展開しており、県の関与は適切と判断する。</li> <li>施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の事業で成果指標が低下したが、全体では次世代を担うIT人材である児童・生徒の学習環境は順調に向上しており、また、県民向け講習・研修も一定の需要があることから、概ね事業の成果があったものと判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的または概ね効率的に実施されており、全体としては概ね効率的に実施されたものと判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代を担うIT人材の育成のために適切な事業が設定されている。各事業について、概ね事業の成果が認められ、また概ね効率的に事業が実施されていると判断する。</li> <li>B-1, 2, 3の各項目を総合的に判断して概ね適切と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策目的を実現するため、各事業を継続しながら、情報教育環境の充実や教員の学習指導能力の向上を図るとともに、子どもたちや県民の情報リテラシー(情報活用能力)を高めていく必要がある。</li> </ul>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・自治体の電子化はインフラの整備から利活用に視点が移っている。政策評価指標「電子申請・届出件数の割合」について、ほぼ目標はクリアしているものの、現状で電子化により行政手続の簡素化や行政コストの削減が進んでいるとは思えない。電子自治体をさらに強力に推進していく必要があり、施策としてより高い優先順位を設定すべきである。</p> <p>・公務員制度改革とも絡んで、この施策は早急に進めるべき課題であるので、知事などトップのリーダーシップが求められる。今後の計画を開いても進め方が遅すぎるように思われる。</p> <p>・事業群について、ひとつひとつの効率性はあっても、電子自治体化を進めないかぎり意味をなさない。</p> <p>・宮城県に限ったことではないが、自治体のIT投資やシステム更新には問題が多いことが指摘されている。過日、新聞で長崎県で民間出身のコーディネーターが効果的な投資に大いに貢献していることが報じられていた。ぜひ参考にしてほしい。</p> <p>・特定ベンダ(業者)に依存する体質を改め、ソースコードを公開し、広く門戸を開いて活性化を図ることが重要である。職員の資質の向上と民間から有能な人材を採用し、使いやすいシステムを構築することが求められている。</p>	<p>・電子自治体の推進に当たっては、業務手続きの見直しによる簡素化を進めるとともに、迅速で効率的・効果的な行政サービスの提供の実現に努めている。また、電子申請については、手続きの簡素化や添付書類の簡略化、使い易さを重視した機能改善を行うなど、利用者の視点に立った利便性の高いサービスの提供を行っていくとともに、情報担当課と事業担当課との連携や情報共有を図っていく。</p> <p>・本施策は宮城県IT推進計画の重点分野の一つであり、知事を本部長とする宮城県高度情報化戦略推進本部のもと、現状分析や課題整理を行いながら各事業の着実かつ迅速な実施に努めているところであり、今後とも投資効果を見極めながら本施策の推進に向けて取り組んでいく。</p> <p>・情報システムの開発・運用に当たっては、非効率な運用や調達コストの増加などの課題を抱えていることから、他自治体等の動向を踏まえ、中長期的かつ全庁的な視点から費用対効果の高い情報システムの調達と運用の適正化に取り組んでいく。なお、本県では、専門知識・経験を有する民間企業との業務委託により、平成20年度までに庁内の情報システムの最適化計画を策定する予定である。</p> <p>・情報システムについて、特定ベンダや特定技術に依存しないオープンなシステムを基本とした開発や調達を実現するため、今後策定予定の「開発標準書」の中で検討を行う。また、利用者の視点に立った利便性の高い情報システムを構築するため、職員研修の充実や外部専門家等の活用により、情報システムの開発・調達に関する職員の専門的知識の習得・共有を図っていく。</p>	<p>・電子自治体の推進に当たっては、業務手続きの見直しによる簡素化を進めるとともに、迅速で効率的・効果的な行政サービスの提供の実現に努めている。また、電子申請については、手続きの簡素化や添付書類の簡略化、使い易さを重視した機能改善を行うなど、利用者の視点に立った利便性の高いサービスの提供を行っていくとともに、情報担当課と事業担当課との連携や情報共有を図っていく。</p>
4	<p>・義務教育、高校教育で基礎基本を教え、情報政策課の「情報化ひとづくり事業」で小中高の上級レベルへのIT講習会を開き、障害福祉課では、障害児及び身体障害者、そして生涯にわたる情報教育という展開で、全体的な構造が見え、かつ、国・市町村そして民間企業の役割にも配慮があるなど、全体として妥当な事業群設定になっている。また、県が主体となってこの施策の役割分担をし、「適切」に関与している。</p> <p>・IT化の進展により、県民はいろいろ情報リテラシー(情報活用能力)を向上する必要があると感じている。自治体の遊休施設等を活用し、低廉で能力向上が図れる機会を充実させることはできないか。</p> <p>・公立小中高の学習情報ネットワーク高速接続率は51.9%だが、接続されていない学校が48%もあり、接続率の低さが気になる。もっとスピーディに進められないか。それとも必要とされない実態にあるのか。</p> <p>・政策評価指標「コンピュータを使って教科等の指導ができる教員等の比率」の前提条件として、各教員へのコンピューター供給率ほどの程度なのか。小中高の教員一人一人への供給率を明確にしたい。また、それぞれの教室に投影するための液晶プロジェクター、スクリーンや、教材投影機、デジカメなどはどの程度配置されているのか。各教室、教員に配備されなければ、コンピュータを使った教科等の指導はできないのではないかと。努力していると思うが、さらなる普及を期待したい。</p> <p>・「コンピュータを使って教科等の指導ができる教員等の比率」の高等学校教員の現況値が低いと、授業方法への意欲と努力が低いということの意味するのか。ITに限る必要もないが、これを一つの梃子として、わかる授業の開発に努力する教員を創出してほしい。</p>	<p>・県民誰もが安全・安心にITを活用し、その恩恵が受けられるよう、今後も本施策に掲げる各事業を実施し、県民への様々な学習機会の提供や教員の学習指導能力の向上を図っていく。併せて、県内産業全体の競争力を強化するため、高度IT技術者を養成するなど、高度情報通信ネットワーク社会に対応する多様なIT人材の育成にも取り組んでいく。</p> <p>・県では、本施策に掲げる事業の実施のほか、企業、NPO、各種団体等が実施する講習会等を支援しているところである。今後も、これらの事業や支援を実施するとともに、これらの取組を通して、様々な施設での低廉な学習機会を充実していく。</p> <p>・学習情報ネットワーク高速接続率は、H18年度では、県立高校、特別支援学校においては100%の接続率であるが、公立小中学校においては、小学校が41.4%、中学校が44.0%という状況であり、依然として高速の学習情報ネットワークに接続できない市町村がある。今後ともインターネット接続環境を整備するため、市町村立学校への光回線等による高速回線接続の切替を一層促進し、高速回線の学習情報ネットワークへの接続対応を図っていく。また、安全で安心なネットワーク環境を整備し、授業に活用できるコンテンツ等の充実により、授業での活用の促進を図り、接続市町村の拡大を図る。</p> <p>・公立小中高特別支援学校の校務用コンピュータの教員に対する整備率は、小学校23.4%、中学校26.1%、高校111.2%、特別支援学校110.4%である。また、プロジェクタの1校当たりの平均台数は、小学校が2.0台、中学校は2.4台、高校は6.3台、特別支援学校は2.4台となっており、その他大画面ディスプレイ、電子黒板などの整備が進められている。実物投影機は、小中高特別支援学校とも、各学校にほぼ1台ずつの割合で整備されている。デジタルカメラは、小学校で7.4台、中学校で6.8台、高校で7.0台、特別支援学校で5.2台となっている。</p> <p>・コンピュータを操作できる教員の状況については、各人にコンピュータが配布された経緯もあって向上している。コンピュータの授業への活用率については各教科の特性などもあり、また、指標に対して厳しい自己評価を行っている教員もいるなど、認識の違いもあり、一律に測れないところもあるが、今後とも、教員のICTの活用も含めわかる授業の展開に向けた指導を行ってきたい。</p>	<p>・県民誰もが安全・安心にITを活用し、その恩恵が受けられるよう、今後も本施策に掲げる各事業を実施し、県民への様々な学習機会の提供や教員の学習指導能力の向上を図っていく。併せて、県内産業全体の競争力を強化するため、高度IT技術者を養成するなど、高度情報通信ネットワーク社会に対応する多様なIT人材の育成にも取り組んでいく。</p>



◇宮城県行政評価委員会の審議対象外となった政策

19政策

政策整理番号	2	「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」	… 74
政策整理番号	3	「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」	… 77
政策整理番号	4	「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」	… 79
政策整理番号	5	「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組」	… 81
政策整理番号	9	「環境負荷の少ない地域づくりの推進」	… 83
政策整理番号	11	「循環型社会の形成」	… 85
政策整理番号	12	「産業技術の高度化に向けた研究開発の推進」	… 87
政策整理番号	13	「新成長産業の創出・育成」	… 90
政策整理番号	14	「新しい時代を担う産業人の育成」	… 92
政策整理番号	15	「高度な産業技術の普及推進」	… 94
政策整理番号	16	「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」	… 95
政策整理番号	17	「消費者ニーズに即した産業活動の展開」	… 97
政策整理番号	18	「産業基盤の整備による生産力の強化」	…100
政策整理番号	20	「産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」	…101
政策整理番号	23	「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」	…104
政策整理番号	24	「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」	…105
政策整理番号	26	「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」	…107
政策整理番号	27	「多様な主体の協働による地域づくりの推進」	…109
政策整理番号	35	「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」	…111

注) 「行政評価委員会政策評価部会の意見」欄及び「県の対応方針」欄については、該当がないため掲載していない。

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり				適切	適切	概ね有効	概ね適切		<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は社会経済情勢から見て必要性が高いと判断される。また、各施策は、それぞれ目的、対象が違い重複しないことから、施策の設定は「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策に設定されている政策評価指標は、各施策の進捗度を反映しているため、各施策の有効性を評価するうえで、「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6施策のうち1施策を「有効」、5施策を「概ね有効」と評価した。</li> <li>政策評価指標が目指す方向に進んでいることが確認できるため、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から見て、施策の必要性は高いと判断する。また、政策評価指標の達成度から、必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくりがある程度進んでいると認められる。施策の設定及びその推進は「概ね適切」に行われていると評価する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関、市町村等関係機関との一層の連携を図りながら、必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくりを充実させることが求められる。</li> </ul>
1	地域の中核的な病院の整備	入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率	A	適切	概ね有効	効率的	概ね適切		<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、市町との役割分担の下、地域の中核的な病院は、救急医療及びへき医療など民間医療機関によるサービスが不足している分野を運営しており、県は適切に関与している。本事業は、施策目的に沿って実施されているが、医療の専門化と患者の意識の変化から、受療行動は広域化しており地域内での完結が困難になっている。本事業を実施していない3病院は、名実共に地域の中核病院であり、その医療機能の向上を支援する本事業は妥当と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年(速報値)の入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率は、76.7%と向上しているが、社会情勢データからは各病院の病床利用率が平成17年度・18年度比較で、刈田病院78.2→78.3、県南中核病院71.0→63.3、栗原中央病院64.7→66.9、石巻赤十字病院86.4→85.2となっている。医療圏ごとの入院率は、刈田病院78.3→78.6、県南中核病院59.6→67.7、栗原中央病院61.8→71.0、石巻赤十字病院73.2→74.9となっている。概ね向上しており、施策全体としては概ね有効と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の対象は県地域保健医療計画に記載された中核的な病院であり、医療資源を集約・重点化することは厳しい財政状況の中では効率的と判断できる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は身近な地域で入院できるような医療体制の構築である。施策は政策評価指標上では目標を達成しているが、本事業実施済み病院の病床利用率などでは十分なレベルに達していないところもあることから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も継続実施していくが、石巻赤十字病院が新型の救命救急センターを実施できるよう、院内体制の充実を注視しながら対応していく。</li> </ul>
2	周産期・小児医療体制の充実	周産期死亡率(出産千人当たり)	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切		<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と県との役割分担は適切であり、周産期・小児医療の担い手が減少している中で、安定した医療を提供していくためには、県による支援が必須である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者による連携の促進、周産期医療体制の整備の推進により、政策評価指標は順調に推移している。この施策を構成する事業の効果も一定程度貢献していると考えられ、「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業単価はほぼ横ばいであるが、成果指標は確実に低下しており、概ね効率的と判断する。</li> <li>ドクターバンク事業などと連携し産科・小児科医の確保に努める。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周産期・小児医療の担い手の地域偏在等が著しい中で、安定した医療を提供していくためには、県が関係機関と連携を図りながら事業を推進していく必要があり、成果指標からも十分な成果が認められることから、事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周産期・小児医療の担い手の地域偏在等が著しい中で、国からも集約化・重点化に係る通知があり、関係者との連携を十分に図りながら効果的な周産期・小児医療体制の整備を図るための具体策を取りまとめる。</li> </ul>

施策体系				政策評価				評価原案		評価結果
政策名	A-1 施策群の妥当性	A-2 政策評価指標群の妥当性	A-3 施策の有効性	A 政策評価(総括)		政策評価・シート(A)の内容		政策評価		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価	
				B-1 県の関与の適切性・事業群設定の妥当性	B-2 事業群の有効性	B-3 事業群の効率性	B 施策評価(総括)			
3	救急医療体制の充実	救急搬送患者の二次医療圏内搬送率	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急搬送件数が増加する中、緊急性の高い救急医療を確保するためには、人材、医療機関等の医療資源が適切に確保されていることが重要であり、救急医療へ県が積極的に関与する各事業は適切と判断した。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <li>救急搬送件数が増加する中、かつ、患者の大病院指向が高まる中で、救急搬送は医療圏域を越えて仙台圏へ集中しがちであるが、一定割合の圏域内搬送が維持されており、概ね有効と判断した。</li> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <li>全体として事業費が抑制される中で、関係者の創意工夫により、取り組みの後退や縮小をすることなく実施されており、概ね効率的と判断した。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>救急医療を確保するため、人材、医療機関等の医療資源の適切な確保のため適切な事業が設定されている。事業の一定の成果が認められ、また総じて効率的に実施されていると判断される。以上のことから、事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>救急医療の適切な確保のため、各事業を継続して実施する。黒川圏域に顕著にみられるような圏外搬送の改善を図ることが今後の課題である。</li> </ul>	政策評価	
4	精神医療体制の充実	精神障害者の措置入院者の県内対応率	B	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業に係る国・市町村等との役割分担は次のとおり。 (国)各種法律等制度の枠組み整備、補助金等財政支援等 (県)緊急な医療を必要とする際のシステム整備(市町村)身近で利用頻度の高い保健サービスの実施 (民間団体)精神障害者に対する一般的な医療の提供 また、施策目的を踏まえた事業であるほか、事業間に重複や矛盾もなく、概ね適切である。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <li>精神障害者救急医療システム整備事業 緊急な医療を必要とする精神障害者のために休日等の昼間は病院輪番制により、通年夜間は県立精神医療センター(17:00～22:00)において精神科救急医療体制の確保を図った。</li> <li>精神障害者夜間等相談窓口運営事業 日曜・祝日等の昼間及び通年夜間において、宮城県援護寮内に一般電話相談窓口を設置(H15.6開始)し各種相談に応じた。</li> <li>上記のとおり、年間を通じて、安定的なサービス提供を行ったことから、それぞれ多くの対応件数、相談件数があり、概ね有効に機能している。</li> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <li>単位当たりの事業費の分析結果から、事業群は概ね効率的に実施されているものと判断できる。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>事業群の設定、有効性、効率性とも、概ね適正であることから、事業の設定及びその推進が概ね適切に行われていると判断できる。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>24時間安心して医療を受けることを可能とすることを目指し、今後とも精神科救急医療システムの円滑な運営を行うとともに、さらなるシステム内容の充実(時間延長等)を図るための医師確保等精神医療体制の充実を図る必要がある。</li> </ul>	政策評価	
5	在宅ホスピスケアの推進	がん患者在宅看取り率	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療制度改革やがん対策基本法の中で在宅医療の推進が示されており、県としては体制整備・人材育成を中心に、市町村はがん患者等への直接サービスの実施等役割分担は適切に行われている。H20年度に改正される地域医療計画においても在宅医療の推進の指標として「在宅看取り率」が上げられている。また事業間での目的対象者が選定されており重複はない。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <li>在宅ホスピスケアを推進していくためには、保健医療福祉関係者の人材育成等は重要であり、成果指標も増加しており概ね有効である。</li> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <li>事業評価は横ばい状況にあり、成果指標からみても概ね効率的である。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>医療制度改革・地域医療計画の見直し・医療費適正化計画の中で在宅医療の推進は重要な柱である。成果指標からも成果が認められることから事業は概ね適切に展開されている。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>医療制度改革・地域医療計画の見直し・医療費適正化計画の中で在宅医療の推進は重要な柱であり、がん患者は増加傾向にあることから、市町村、民間団体等と連携しながら実施していく必要がある。</li> </ul>	政策評価	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
6	医療・保健を担う人材の養成・確保	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県としては、関係市町村、大学、県自治体病院開設者協議会等と密接に連携・協力しながら、当面は自治体病院等の医師確保に向け可能な限りの支援を行っていく。</li> <li>・「医師の絶対的な不足・偏在に対応する視点」及び「地域医療システムの整備により効率的な医師の配置を可能にする視点」の両方からの事業構成となっており、施策実現に向けて必要な事業である。</li> <li>・目的、対象者に応じて事業が適正に設定されており、事業効果としても即効性や中・長期的なものをバランスを考慮して設定しており、重複や矛盾はないと判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標において一定の成果が認められ、総合的に見て事業は概ね有効と判断する。</li> <li>・しかし、政策評価指標は目標値に達していないことから、ドクターバンク事業や医学生修学資金等貸付事業、地域医療医師登録紹介事業などで引き続き成果を上げていく必要がある。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの事業は、平成17年度から新たに取組を開始したものであり、事業全体の業績指標、成果指標の推移から事業群の効率性を判断することは困難であるが、政策評価指標値は緩やかではあるが施策の目指す方向に進んでおり、概ね効率的と判断する。</li> <li>・しかし、政策評価指標は目標値に達していないことから、今後も全ての事業を総合的にかつ協力を展開することにより、事業群の効率性を向上させていく必要がある。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担に応じて県の事業を展開しており、施策目的達成のための事業の設定は適切である。</li> <li>・また、施策評価指標は施策の目指す方向に進んでいることから、概ね適切と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの事業は、平成17年度からの新たに取組であり、今後も事業を総合的にかつ強力で展開することにより、実効性のある医師確保対策を推進する必要がある。</li> </ul>	
7	医療・保健・福祉の総合的な情報システムの構築								
8	子どもや障害者等の医療費の負担の軽減等医療費制度の充実								

施策体系				政策評価				評価原案	評価結果
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり			適切	概ね適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新みやぎ子どもの幸福計画」(宮城県次世代育成支援行動計画)に基づき、少子化の流れを変え、次世代の健全な育成を図るためにはこれらの施策を総合的に実施していく必要がある、各施策には特段の重複もなく、政策を実現するため7施策すべてが必要と認められる。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策番号3については、県の主な役割が市町村に対する財政支援から指導へと変化していることから、市町村の動向によるところが大きい指標を設定することには課題もあるが、重要な目標でありかつ他に適切な指標がないことから、やむを得ないものと評価する。その他の政策評価指標については適切であり、政策全体としては「概ね適切」と評価する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3施策のうち2施策を「有効」、1施策を「概ね有効」と評価した。</li> </ul> <p>政策評価指標からは施策番号3の「保育所入所待機児童数」について達成度がCとなっている。これについては、待機児童数は微増となっているものの、県内の保育所定員は着実に増加しており、政策の方向性には沿っているものと認められる。</p> <p>以上のことから、政策全体では「有効」と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化や子供に関する問題の深刻化などの昨今の社会情勢から、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりは急務であり、政策を構成する施策の必要性は十分に認められる。政策評価指標については、未達成の施策もあるが、方向性としては、政策目的の達成に向けて進んでいると考えられることから、政策は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この政策については、施策3についての取組で保育所定員数の増加を上回る保育需要があり、政策評価指標の仮目標値の達成が困難な状況となっている。待機児童の多い市町村を中心に、引き続き待機児童解消を図るよう指導を行う必要がある。</li> </ul>	
1	安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実								
2	出産や子育てのしやすい労働環境の整備								
3	多様な保育サービスの充実	保育所入所待機児童数	C	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①この施策では、国、県、市町村等の役割分担が適切に行われている。</li> <li>②核家族が進行する中、女性の就労機会の増大などにより、保育需要は今後も増大すると考えられ、多様な就労形態等に対応した保育サービスの充実には社会経済情勢に適切に対応しており、適切な事業と判断する。</li> <li>③多様なニーズに対応した事業が設定されており、重複や矛盾はない。</li> </ol> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①施策を構成する事業については、一定の成果が認められ概ね有効と判断した。</li> <li>②成果指標の推移から各事業は施策目的の実現に貢献していると考えられる。しかし、多様な保育サービスの充実とは、住民ニーズに対応し各市町村が提供する種々の保育サービスの充実であり、この施策のみで有効性を判断するのは妥当ではない。</li> </ol> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①各事業は、制度に沿って効率的に実施された。</li> </ol> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの事業は、施策目的、社会経済情勢に沿っており、政策評価指標では目標値に達していないものの、各種保育関係事業は着実に充実されてきており概ね適切と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の就労機会の増大などにより、保育需要は今後も増大すると見込まれる。多様な就労形態等に対応した保育サービスの充実には、深刻化する少子化問題とも関わる施策であり継続して実施することが強く求められる。</li> </ul>	
4	子育て家庭の経済的な負担の軽減								

施策体系				政策評価				評価原案	評価結果
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				施策評価					
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	施策評価・シート(B)の内容	施策評価
5	子ども連れでも安心して活動できるまちづくり								
6	子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実	児童相談所における児童虐待相談の相談率	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と連携を図りながら、児童相談所等の体制を整備するとともに、市町村や民間団体への支援・助言等を行う県の役割分担に沿って設定・実施されており、県の関与は適切である。</li> <li>・児童虐待をはじめ子どもとその家庭を巡る問題が増加している現在の社会経済情勢を踏まえて事業が構成されている。また、目的、対象者等に応じて事業が適切に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。</li> <li>以上のことから、「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標の達成は、子どもを取り巻く困難な状況が増加したとも解されるが、相談体制の整備・充実が図られたことにより、これまで表面化しにくかった児童虐待について、相談件数が増加したためとも考えられる。</li> <li>・厳しい財政状況から事業費を圧縮せざるを得ず、事業費を圧縮した事業については成果の落ち込みがみられる事業もあるが、全体的に見れば「概ね有効」と評価できる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の効率性において、一部事業において向上が困難なものもあるが、相対的には向上していると認められ「概ね効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は、施策の目的とするすべての子どもの健やかな成長のために、成果が上がっており、また、概ね効率的に執行されており、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの虐待や不登校、育児不安など、子どもに関する問題が増加しかつ深刻化している中で、厳しい財政状況を踏まえた効率的な事業の展開を図っていく。</li> </ul>	
7	青少年の健全育成	引きこもり支援機関の設置数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は青少年の健全育成のために必要な事業であり、それぞれ事業ごとに実施内容を区分しており、事業間で重複や矛盾はないと判断している。県や市町村及び関係団体との役割分担等も適切であり「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の成果指標等の推移から見て十分な成果を上げている。また政策評価指標も向上する傾向にあり、各事業は施策目的の実現に貢献していると考えられるので「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は限られた予算の中にあるが、効率的に実施されていると判断できるので、「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、事業の十分な成果が認められ、また効率的に実施されていると判断される。これらを踏まえ事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き各事業を継続して各成果の指標を高めて行くこととする。</li> <li>※政策評価指標「青少年育成市区町村民会議の設置率」については、達成度を「A」から「B」に訂正し、事業群の有効性の記述を一部修正しています。</li> </ul>	
		青少年育成市区町村民会議の設置率	B						

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備				適切	適切	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は、高齢化の進展や障害者の社会参加の促進といった社会経済情勢から見て、バリアフリー社会実現への取組みとして引き続き必要である。また、高齢化の進展やだれもが住みよい福祉のまちづくり条例の趣旨からもバリアフリー社会の実現に向け必要性は高いと判断される。各施策は、目的に応じて設定されており、施策間に重複や矛盾はない。施策の設定は「適切」と判断する。</li> <li>【政策評価指標群:適切】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標の「外出時に不自由を感じている障害者、高齢者の割合」は、利用者の不満足度を直接的に指標に設定したものであり、「適切」と判断される。また、手段としては、高齢者や障害を持つ県民に直接アンケート調査をしており、県民の満足度を知らうえで有効な評価手段であり、各施策の有効性を施策別及び総合的に評価するうえで「適切」と判断する。</li> <li>【施策の有効性:概ね有効】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性は「概ね有効」と判断した。</li> <li>政策評価指標の目標値は達成していることからバリアフリー社会実現への政策の効果が現れてきていると判断できるので「概ね有効」と判断する。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>高齢化の進展や障害者の社会参加の促進といった社会経済情勢から見て、バリアフリー社会実現への取組みとして政策の必要性は高いと判断する。また、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の趣旨からもバリアフリーの実現に向けて支援は必要である。政策評価指標の達成状況からも施策の設定及び推進は「概ね適切」に実施されていると評価する。</li> <li>【総括(課題)】</li> <li>「外出時に不自由を感じている障害者、高齢者の割合」は、高齢者や障害を持つ県民に直接アンケート調査を実施しており、県民の満足度を知らうえで有効な手段であるが、バリアを感じるかどうかは調査対象者の生活している地域の状況や主観等によっても影響されるものであると考えられることから、バリアフリー社会への実現に向け各施策によりハード及びソフト面でのバリアフリーを推進していくことが必要であり、さらなる県民意識の向上などが図られていくことが求められる。</li> </ul> </ul> </ul>	
1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業はバリアフリー社会実現への取組みとして実施している単一事業であり、他の事業との重複、矛盾はない。また、市町村等との役割分担も適切であり、施策目的等から本施策の事業設定は妥当であり、「適切」と判断した。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標は現況値が仮目標値を上回っており(不満足度の現況値が仮目標値より下回っている。)、また、業績指標でも効果が認められていることから、施策目的の実現に向け、「概ね有効」と判断した。</li> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標の達成度、業績指標の割合から事業は効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>バリアを感じるかどうかは主観等によっても影響されるものであることから、中期的スパンで推移を見守る必要があるが、事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>バリアフリー社会実現への理解を高め、県民意識の向上と高齢者や障害者が外出しやすい生活環境づくりを推進していくことが必要である。</li> </ul> </ul> </ul>	
2	誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	A	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業はバリアフリー社会実現への取組みとして実施している事業であり、事業は目的に応じて適切に設定されているため重複や矛盾はない。また、市町村等との役割分担も適切であり、施策目的等から本施策の事業設定は妥当であり、「適切」と判断した。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標は現況値が仮目標値を上回っており、また、業績指標でも効果が認められていることから、施策目的の実現に向け、「概ね有効」と判断した。</li> <li>【事業群の効率性:効率的】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体の膨大な施設数に対し、各事業が即効性を持ちにくいことが起因していると考えられるが、バリアフリー又はユニバーサルデザイン化された施設が着実に増加していることから、「効率的」と判断した。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>政策評価指標の達成状況から見て、事業の成果は認められるが、公益的施設への適合証交付率が低下していることから「概ね適切」と判断する。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>バリアフリー社会への理解を高め、県民意識の向上と高齢者や障害者が外出しやすい生活環境づくりを促進していく。</li> </ul> </ul> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
3	誰もが利用しやすい情報の提供								
4	誰もが使いやすい製品づくり								
5	バリアフリー等を進める専門家、NPO、ボランティアの育成								

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県との 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組				適切	課題有	概ね有効	概ね適切		<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は、社会経済情勢から見て必要性が高いと判断される。施策間に重複や矛盾はない。施策の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:課題有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標のうち「健康寿命」は指標としてふさわしいと考えられるが、現況値を算定できないことから、政策の有効性を評価するうえで課題があると判断する。その他の政策評価指標は適切な指標である。政策全体としては「課題有」と判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では、3施策のうち1施策を「有効」、2施策を「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>目標値を達成した政策評価指標は1指標、現況値を把握できない政策指標が1指標あるものの、社会経済情勢を示すデータの推移からは、健康づくりと病気の予防に向けた取組みが進んでいることがうかがえる。以上のことから、政策全体では「概ね有効」と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から政策を構成する施策の必要性は十分に認められる。社会経済情勢及び政策評価指標等の達成度から判断すると、成果の目的である健康づくりと病気の予防への取組みについては着実に進んでいると考えられることから、政策は「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策2生活習慣病の早期発見と予防については、国がメタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣病対策の推進を打ち出したことや社会的な関心も高いことから、今後も重点的に取組んでいく必要がある。</li> </ul>
1	健康づくりに関する意識の向上	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切		<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は、県民の健康づくりに関する意識の向上を図るために必要な事業であり、事業間で重複や矛盾はない。また、市町村との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標等の推移から見て、多くの県民が事業に参加するなど成果をあげている。各事業は、施策目的の実現に貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は施策目的である「健康づくりに関する意識の向上」のために適切な事業が実施されている。各事業の成果指標から施策は十分な成果が認められ、また概ね効率的に実施されている。このことから、施策全体としては、「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりは県民一人ひとりの取り組みが重要であり、栄養・食生活、運動、たばこ等健康づくりに関する県民意識の一層の向上を図る。特に働き盛り世代への働きかけを強化するとともに、メタボリックシンドロームに着目した、運動習慣の定着、食生活の改善等に向けた普及啓発を推進する。</li> </ul>
2	生活習慣病の早期発見と予防	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切		<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は、生活習慣病の早期発見と予防を図るために必要な事業であり、事業間で重複や矛盾はない。また、市町村との役割分担も適切であり、「適切」と判断される。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標等の推移から見て、生活習慣病の早期発見・早期治療を推進するための体制整備や予防に関する普及啓発などに十分な成果をあげている。各事業は、施策目的の実現に貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は施策目的である「生活習慣病の早期発見と予防」のために適切な事業が実施されている。各事業の成果指標から施策は十分な成果が認められ、また概ね効率的に実施されている。このことから、施策全体としては、「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国では医療制度改革の中で、メタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣病対策の推進を打ち出しており、都道府県健康増進計画にメタボリックシンドロームの有病者・予備群等に関する目標を設定することとしている。今後は、これに沿って生活習慣病対策を強化・推進していく。</li> </ul>

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
3	歯と歯ぐきの健康 づくり								
4	結核等感染症の 予防と正しい知識 の普及								
5	難病患者等の健 康維持の支援								
6	地域リハビリテ ーションサービスの 提供	健康寿命(65歳 時の平均自立期 間)	・・・	適切	有効	概ね 効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策がない中、県全体の課題を把握した上で、市町村支援や広域的に波及効果を目指すモデル的な事業、人材育成等を行うものであり、事業間で重複はない。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県のリハビリテーションサービスの充実を図るためには、市町村の体制整備、サービス提供施設や専門スタッフの増加及びサービスの質の向上が不可欠であるが、これらが着実に進んでいる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続事業のほとんどで効率性が改善及び横ばいとなっており、また、新規事業についてもできるだけ経費をかけないで事業を執行するよう努めた。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的の達成のため、関係者の意見を聴きながら県として必要とされる具体的な取組を事業化しており、一定の成果が挙げられている。また、概ね効率的に執行されていることから、施策全体としては「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方角性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、維持・強化を図っていくが、一部事業については、市町村合併や県の組織の動向を踏まえながら実施方法の見直し等を行っていく。</li> </ul>	
		65歳以上人口 の中で重度要介護 者数(介護保険の 要介護度4及び5 の認定を受けて いる人の数)の占 める割合	A						
7	薬物乱用防止啓 発活動の推進								

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
環境負荷の少ない地域づくりの推進				課題有	概ね適切	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:課題有】</p> <p>・環境負荷の少ない地域づくりの推進は、県民の生活活動や事業者の事業活動を通して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音・振動・悪臭などの公害を未然防止し、また、改善を図り、環境に対する負荷を軽減しようとするものである。各施策についてはこの政策目的に沿ったものであるが、「環境負荷を減らす仕組みづくり」については、施策分野において仕組みが異なり、施策分野を横断した政策評価指標の設定が困難なので、将来ビジョンにおける施策展開においては各施策に含めて評価する方向での調整が必要である。</p> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <p>・3つの指標ともに施策の有効性を把握する上で効果的な指標である。しかし、窒素酸化物が一般県民にはなじみがなく、施策の効果を県民が理解する上で分かりにくいという短所がある。</p> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <p>・目標値を達成している施策及び平成18年度末の達成度は把握できていないものの、改善の方向にあると考えられる施策であり、概ね有効と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <p>・当該政策に関し、施策群設定の妥当性には課題があるものの、政策評価指標群の妥当性、施策の有効性から判断し、概ね適切である。</p> <p>【総括(課題)】</p> <p>・「施策群設定の妥当性」欄に記載したとおり、施策の設定において、今後の見直しが必要と考える。</p>	政策評価
1	大気環境の保全	窒素酸化物排出量(自動車からの)	...	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <p>・各行政機関及び民間団体においてそれぞれ法に基づく指導や、自動車交通公害防止計画に基づく事業の管理、目標達成の取り組みを実施している。</p> <p>自動車交通公害は全国的に行政及び業界が積極的に取り組んでいる問題である。</p> <p>事業間に重複や矛盾はない。</p> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <p>・現時点では平成18年度末の政策評価指標の現況値を把握できないため、達成度は「判定不能」であるが、低公害車の普及が進んでおり自動車由来の窒素酸化物排出量は着実に減少していると考えられ「概ね有効」と判断する。</p> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <p>・事業費は減少しているが、業績指標は一定水準を維持しているものが多いことから、「概ね効率的」と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <p>・自動車交通公害防止対策については全国的に行政及び業界が積極的に取り組んでいる問題である。現況値を把握できないため、達成度は「判定不能」だったが、低公害車の普及が進んでおり、自動車由来の窒素酸化物排出量は着実に減少していると考えられ「概ね適切」と判断する。</p> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <p>・平成18年度に「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定し、窒素酸化物については今後、環境基準の達成を目標として引き続き排出量の削減を目指すこととしている。</p>	政策評価
2	河川や湖沼、海等の水環境の保全	公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>・水質保全対策事業として国が事業補助、県と市町村が連携し各種保全対策事業を実施している。</p> <p>・下水道の整備や畜産環境の整備は、水質汚濁負荷の軽減につながり水質保全対策に結びつく。</p> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <p>・公共用水域の環境基準の達成率は79%であり、特に、河川については100%と有効である。</p> <p>・しかし、閉鎖性の湖沼や海域での環境基準の達成率は17%、58%と低く課題となっている。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <p>・関係機関の役割分担のもと、各事業が計画的に効率的に推進されている。下水道事業は効率的に推進され普及率は、全国平均を上回っている。また、家畜排せつ物処理施設の整備も効率的に推進され、陸域対策の効果は、河川の環境基準の達成率(100%)に表れている。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <p>・関係機関が役割分担し、連携のもと適切に事業を遂行、これにより陸域対策の効果は、河川の環境基準達成率100%と考える。</p> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <p>・閉鎖性水域である伊豆沼や長沼の水質は、全国ワースト5に入るなど課題となっており、閉鎖性水域の水質改善対策を実施していく必要がある。</p>	政策評価

施策体系				政策評価				評価原案	評価結果
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
3	土壌汚染や地盤沈下の防止								
4	騒音や振動の防止								
5	悪臭の防止								
6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業はダイオキシン類の排出抑制には必要な事業であり、事業間での矛盾はない。</li> <li>市町村との役割分担も適切である。</li> <li>廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出に関する意識は高い。</li> <li>以上から、評価を「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類対策の推進に伴い、政策評価指標は順調に推移している。</li> <li>以上から、「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費が削減傾向の中で、事業内容そのものは前年度とほぼ同等もしくはそれ以上の内容を実施しており、事業は「効率的」に実施されたものと判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類の排出抑制のために適切な事業が設定されている。</li> <li>政策評価指標の達成状況からみて、事業に十分な成果があると認められる。</li> <li>事業群も効率的に実施されている。</li> <li>以上から、評価を「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物焼却施設からのダイオキシン類に関する指導は今後も継続する。</li> <li>ごみ処理施設の集約化に向けた各ブロックの意識を高める必要がある。</li> </ul>	
7	環境負荷を減らす仕組みづくり								

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				政策評価シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
循環型社会の形成				適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを脱却し、環境への負荷の少ない循環型社会を目指して、県が率先して、廃棄物の排出抑制や省資源・再生利用を推進するとともに、普及啓発活動や県民、事業者の取組を積極的に支援し、環境負荷の少ない生活様式や事業活動への転換を促進する施策となっており、政策目的と一致している。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物対策は排出抑制を最優先し、廃棄物となった場合は再生利用することが基本であり、廃棄物の排出量や排出されたものを資源としてリサイクルされる割合を指標とすることは、県民や事業者自身が理解しやすい指標であり適当である。</li> <li>不適正処分された産業廃棄物の残存量は、発見された廃棄物の適正処理の推進結果として、施策の成果を示す指標として適当である。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法が整備・施行され、県民・事業者の意識が高まっており、政策評価指標や県内の不法投棄発生量も、方向性は一致しており有効である。</li> <li>社会経済情勢等廃棄物に係る各種指標(排出量、再生利用量、埋立処分量等)は、全体として目指す方向に進んでおり、政策は全体として有効である。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法が整備・施行され、県民・事業者の意識が高まっており、社会経済情勢や政策評価指標を含む廃棄物に係る各種指標(排出量、再生利用量、埋立処分量等)も、全体として目指す方向に進んでおり、政策及び施策群は有効かつ適切である。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢等が目指す方向へ向かっているとはいえ、廃棄物に係る目標達成に向けて成果が出るには時間がかかり、県民や事業者一人ひとりへのねばり強く継続的な啓発に加えて、市町村等との連携及び市町村の取組に対して支援して行くことも必要である。</li> </ul>	
1	廃棄物の排出量の抑制	1日1人当たりごみ排出量	C	適切	有効	概ね効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係る各種法令の整備・施行や各種補助金等による基盤整備の枠組みを作成、県は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援、市町村は地域住民、一般廃棄物の排出事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発、民間団体は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係るシステムや体制整備の一端を担っており、役割分担は適切、県の関与は妥当である。</li> <li>また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行され、事業者並びに県民の意識が高まっており、各方面(農業、畜産、建設、下水道、環境教育等)にわたって適切かつ施策目的を実現するために必要な事業である。</li> <li>目的、対象者に応じ適切に設定されており、事業間の重複、矛盾は無い。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標「一人一日当たりごみ排出量」は平成13年以降減少傾向にあり、全国平均の前後を推移しており、平成15年度は一時増加に転じたものの、平成16,17年度は減少し、もう一つの指標「産業廃棄物排出量」についても平成17年度は減少し、目標値を下回った。</li> <li>現状は目指す方向に進んでおり、有効である。</li> <li>廃棄物に係る最終処分場の逼迫状況等から一層の排出抑制・再資源化を行う必要があり、事業者はこれらを推進する構成となっており有効である。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業績指標と事業費について、単年度毎では効率性は判断できないが、成果が徐々に現れており、全体的には概ね効率的に事業が実施されている。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の目指す方向に進んでおり、事業群の設定及び有効性は妥当であり、適切に事業が実施されている。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物(ごみ)については、目標値とのかい離は大きく一層の施策の推進が必要である。</li> <li>また、一般廃棄物(ごみ)に係る目標達成のためには、県民一人ひとりへのねばり強く継続的な啓発が必要であり、市町村等との連携及び市町村の取組への支援が必要である。</li> </ul>	
		産業廃棄物排出量	A						

施策体系				政策評価				評価原案		評価結果
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容		政策評価
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容		施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価(総 括)			
2	廃棄物の資源化によるリサイクル	産業廃棄物再生利用率	A	適切	有効	概ね効率的	適切	【県関与・事業群設定:適切】 ・国は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係る各種法令の整備・施行や各種補助金等による基盤整備の枠組みを作成、県は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援、市町村は地域住民、一般廃棄物の排出事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発、民間団体は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係るシステムや体制整備の一端を担っており、役割分担は適切、県の関与は妥当である。 ・また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行され、事業者並びに県民の意識が高まっており、各方面(農業、畜産、建設、下水道、環境教育等)にわたって適切かつ施策目的を実現するために必要な事業である。 ・目的、対象者に応じ適切に設定されており、事業間の重複、矛盾は無い。 【事業群の有効性:有効】 ・政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は目標値の前後を推移しており、有効であるが、もう一つの指標「ごみのリサイクル率」は、目標値とはやや離れ、全国平均を下回った。(市町村等のごみ減量化に係る事業を一層支援する必要がある。) ・廃棄物に係る最終処分場の逼迫状況等から一層のリサイクル・再資源化を行う必要があり、事業者はこれらを推進する構成となっている。 ・本事業の効果によるものが全てではないが、県内の廃棄物に係る排出量及び最終処分量は、前年に比較し減少し、リサイクル率も若干上昇しており、県内の状況は施策の目指す方向に進んでおり、有効である。 【事業群の効率性:概ね効率的】 ・業績指標と事業費について、単年度毎の効率性は判断できないが、成果指標が徐々に現れており、全体的には概ね効率的に事業が実施されている。 【総括(評価の根拠)】 ・施策の目指す方向に進んでおり、事業群の設定及び有効性は妥当であり、適切に事業が実施されている。 【総括(施策の次年度の方向性)】 ・産業廃棄物再生利用率は目標値の前後を推移しているが、停滞しており事業者等へ一層の働きかけや支援が必要である。 ・また、一般廃棄物(ごみ)に係る目標達成のためには、県民一人ひとりへのねばり強く継続的な啓発に加えて、市町村の取組への支援が必要である。	【県関与・事業群設定:適切】 ・国は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係る各種法令の整備・施行や各種補助金等による基盤整備の枠組みを作成、県は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援、市町村は地域住民、一般廃棄物の排出事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発、民間団体は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係るシステムや体制整備の一端を担っており、役割分担は適切、県の関与は妥当である。 ・また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行され、事業者並びに県民の意識が高まっており、各方面(農業、畜産、建設、下水道、環境教育等)にわたって適切かつ施策目的を実現するために必要な事業である。 ・目的、対象者に応じ適切に設定されており、事業間の重複、矛盾は無い。 【事業群の有効性:有効】 ・政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は目標値の前後を推移しており、有効であるが、もう一つの指標「ごみのリサイクル率」は、目標値とはやや離れ、全国平均を下回った。(市町村等のごみ減量化に係る事業を一層支援する必要がある。) ・廃棄物に係る最終処分場の逼迫状況等から一層のリサイクル・再資源化を行う必要があり、事業者はこれらを推進する構成となっている。 ・本事業の効果によるものが全てではないが、県内の廃棄物に係る排出量及び最終処分量は、前年に比較し減少し、リサイクル率も若干上昇しており、県内の状況は施策の目指す方向に進んでおり、有効である。 【事業群の効率性:概ね効率的】 ・業績指標と事業費について、単年度毎の効率性は判断できないが、成果指標が徐々に現れており、全体的には概ね効率的に事業が実施されている。 【総括(評価の根拠)】 ・施策の目指す方向に進んでおり、事業群の設定及び有効性は妥当であり、適切に事業が実施されている。 【総括(施策の次年度の方向性)】 ・産業廃棄物再生利用率は目標値の前後を推移しているが、停滞しており事業者等へ一層の働きかけや支援が必要である。 ・また、一般廃棄物(ごみ)に係る目標達成のためには、県民一人ひとりへのねばり強く継続的な啓発に加えて、市町村の取組への支援が必要である。	
		ごみのリサイクル率	B							
3	廃棄物の適正処理の推進	不適正処分された産業廃棄物の残存量	A	適切	有効	効率的	適切	【県関与・事業群設定:適切】 ・産業廃棄物に係る各種許可及び指導・監督権限は法律により都道府県等により認められている。なお、不適正処理への対応については必要に応じ、市町村や民間と連携しながら実施している。 ・それぞれ、業者指導を図るもの、不適正処理の未然防止のための監視を行うものであり、事業間で重複や矛盾はなく、役割分担も適切である。 ・以上のとおり評価を「適切」と判断した。 【事業群の有効性:有効】 ・各事業とも、手法は異なりながらも廃棄物の適正処理を進めるものであり、施策目的に合致しており「有効」と判断した。 【事業群の効率性:効率的】 ・各事業とも効率的に実施しており、「効率的」と判断した。 【総括(評価の根拠)】 ・県の関与は適切であり、事業群の設定も適切である。また、政策評価指標の達成状況等からみて、適正処理の推進に向けて施策が有効に機能しているものと認められる。 ・さらに、各事業とも効率的に実施されており、評価を「適切」と判断する。 【総括(施策の次年度の方向性)】 ・不適正処理の未然防止が最重要課題であることから、引き続き、排出事業者や処理業者の指導により適正処理の必要性を周知させていく。さらに、監視手法を多様化することにより、早期発見・早期対応を図り不適正処理の拡大を防止する。		
4	資源循環に配慮した企業活動の促進									
5	県民や民間団体等の自発的なリサイクル活動の促進									
6	限りある資源の持続的な利用									

施策体系				政策評価				評価原案		評価結果
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容		政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				B 施策評価 (総括)	施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価(総 括)			
産業技術の高度化に向けた研究開発の推進				適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業技術の高度化に向けて、各産業分野の連携による政策的な研究開発とそれぞれ各産業分野ごとの研究開発を推進する施策となっており、政策目的に沿った施策である。</li> <li>企業や生産現場からの技術開発等の期待や県民の農林水産物への安全・安心に対するニーズの高まりなど、社会情勢も踏まえて判断し、全ての施策は必要と判断した。</li> <li>施策1は産業分野を超えた連携を必要とする政策的な研究課題について、外部評価制度を導入し、効果的で効率的な研究開発を推進するもので、施策2～5は各産業分野固有の試験研究課題を大学・企業等と連携しながら、生産現場への技術普及・移転を進めるもので、施策の重複はない。</li> <li>各施策とも、各産業分野の生産現場が抱える技術的な課題解決や先端技術の開発、技術移転により、地域産業の持続的な発展を目的としており、矛盾点はない。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域産業が競争力をもつためには、技術の高度化や新製品の開発促進等が極めて重要である。このような観点と背景として、産業界のニーズを踏まえた県試験研究機関における研究開発の推進及びその成果の着実な移転が本県産業の競争力の向上に資すると考えられる。</li> <li>このことから、県試験研究機関が取り組んだ試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された課題数の割合を指標として選定したことは合理的な理由であり、適切と考えられる。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標(研究成果普及率)は目標値を上回っており、社会経済情勢の推移からも、有効と判断できる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各分野の社会経済情勢からみて、施策の必要性は高いと判断される。また、政策評価指標の達成度からは、研究成果の普及が目標以上に進んでいることが認められる。各施策については政策目的に沿っており、重複や矛盾もないことから、政策は適切であると判断できる。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本政策の昨年の県民満足度調査では、「さらなる取り組みの必要性を感じている」という結果となっており、このような県民の期待に応えられるよう各産業分野のニーズを踏まえた研究課題の選定とその成果普及・活用促進に取り組んでいくとともに、機会を捉えて研究成果等をPRし、政策の認知度をアップさせていく必要がある。</li> </ul>		
1	創造的研究開発の推進	産業技術研究成果普及率	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の目的、県等の役割分担、社会経済情勢から判断して、本施策の事業群の設定は適切と判断される。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標は向上しており、本施策における事業群は有効と判断される。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位当たり事業費の推移は、低下傾向にあり、限られた事業費の中で、業務評価と政策的・業際連携型共同研究の実施、成果普及を実現しており、効率的と判断される。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策実現にむけた県の関与は適切であり、事業群の設定は妥当である。また、事業群は有効であり、効率的である。以上のことから、施策は適切と判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域産業の活性化や競争力の強化のためには本施策は必要不可欠である。さらに、大学等のもつシーズを各研究機関及び生産者・企業が連携して迅速かつ確実な技術開発と実用化を推進する必要がある。</li> </ul>		

施策体系				評価要素				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
2	農業分野の研究 開発	産業技術研究成 果普及率	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この施策では国、市町村、民間団体との役割分担が適切に行われ、県は適切に関与している。各事業は社会的ニーズに沿って課題設定されており、本施策の事業群の設定は「適切」と判断する。</li> <li>【事業群の有効性:有効】</li> <li>成果指標(農業産出額)は5.2%減少したが、大きく成果を向上させた事業が多く、政策評価指標(研究成果普及率)は2.6%増加し順調に推移していることから、施策は「有効」と判断する。</li> <li>【事業群の効率性:効率的】</li> <li>政策評価指標等各種データは、施策の目指す方向に向いており、事業群は「効率的」に実施していると判断される。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>各事業は、施策の目的である自給率の向上及び安全・安心な農畜産物の生産力強化に沿って実施されている。施策は十分な成果があがっており、効率的に執行されている。このことから、施策全体としては、「適切」と判断する。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>技術開発・試験研究事業は平成20年度以降も継続することとし、農業者・民間団体のニーズにあった課題設定に努め実施していく。</li> </ul>	
3	林業分野の研究 開発	産業技術研究成 果普及率	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林業試験研究事業は新たな経営手法や製品の開発などの地域ニーズに的確に応えるものであり、国(独法)で行う基礎的研究との連携・分担も明確である。</li> <li>森林林業センター整備事業は、森林・林業関連の研修に活用する展示林等の管理であり、市町村や民間では所管しない分野であることから役割分担も明確である。</li> <li>各事業間にも重複はないことから「適切」と判断した。</li> <li>【事業群の有効性:有効】</li> <li>各事業の成果指標の推移から見て、技術開発等に関与したそれぞれの分野で成果が上がっていることから、「有効」と判断した。</li> <li>【事業群の効率性:効率的】</li> <li>単位当たり事業費の推移から見て、事業は「効率的」に実施されていると判断した。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>森林・林業の振興を技術的側面から支援するため、適切な事業が設定されている。</li> <li>各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て事業の十分な成果が認められ、効率的に実施されている。</li> <li>以上のことから、事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>技術的な支援体制を強化するためには、機械・設備等の整備が必要である。</li> <li>地域のニーズを的確に把握し課題のスムーズな解決を図るため、組織体制の整備についても検討する。</li> </ul>	
4	水産業分野の研究 開発	産業技術研究成 果普及率	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や市町村、民間団体等と役割分担に沿って県の事業を展開しており、県の関与は適切である。</li> <li>施策目的や社会情勢を踏まえた課題を設定し県試験研究評価委員会において評価を受けた上で各事業が行われており、施策目的は適切であり、事業間の矛盾はない。</li> <li>【事業群の有効性:有効】</li> <li>社会的な背景(魚価安)などから一部成果指標に増減の変動が見られるものの、政策評価指標は着実に増加しており、水産業振興の基礎となる技術開発とその普及を目指した事業群は有効と判断する。</li> <li>【事業群の効率性:効率的】</li> <li>既存事業の重点化や県単独事業費の減少を受託事業で補うなど事業の効率化・予算の確保に努め、成果を上げている。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>各項目を総合的に判断し、「適切」と判断した。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>施策評価からは、本県水産業の振興のため、技術開発、研究課題の究明、普及について、引き続き実施する必要があると判断される。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
5	工業分野の研究 開発	産業技術研究成 果普及率	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業の活性化と競争力強化のためには、企業の技術力強化が必要であり、そのための研究開発、技術移転、技術支援が必要である。また、県民生活の向上のためには、高い生産性と国際競争力をもつ産業の育成が必要である。</li> <li>・研究開発においては、国、市町村、民間団体などがそれぞれの役割を担い、それに基づいて課題設定しており、県の関与は適切である。</li> <li>・関係機関や地域企業と連携しながら研究ニーズの抽出と課題設定を行っており、重複や目的が矛盾する事業はない。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標である製造品出荷額等が前年より増加しているとともに、政策評価指標である産業技術研究成果普及率も目標値を上回っており、着実な成果をあげていると考え、「有効」と判断した。</li> <li>・継続して効果を上げるため、企業ニーズの把握と技術課題の解決を目指した研究開発、技術移転、技術支援を行っていく。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費は、減少傾向にあるものの、着実に成果が上がっていることから、効率的に実施されたと考える。</li> <li>・さらに成果をあげるため、競争的資金の獲得と受託研究の受入れによる研究開発に取り組むとともに、試験研究機関の内部評価と外部評価により、効率的な研究開発の推進に努めていく。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内産業の振興には、県内企業を技術面から支援するための研究開発等が必要である。事業費の推移と成果指標・政策評価指標の数値から事業の成果と効率的な実施が認められる。以上のことから、当該事業は「適切」に実施されていると考える。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業の生産性向上と競争力強化のためには、企業ニーズに対応した研究開発、技術支援を継続して行う必要がある。</li> <li>・事業費が縮小するなか、競争的資金などの事業費獲得と企業ニーズに基づく適切な研究課題の設定を進めていく。</li> </ul>	

施策体系				政策評価				評価原案		評価結果
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容		政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容		施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)			
新成長産業の創出・育成				適切	適切	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は、「みやぎ産業振興ビジョン」「みやぎ商工業振興中期行動計画」、さらには「みやぎの将来ビジョン(行動計画)」を構成するものであり、政策実現のためには必要と認められ、各施策を連携して進める必要がある。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の政策評価指標の妥当性から適切であり、妥当と認められる。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該政策に関し、施策群設定の妥当性(A-1)、政策評価指標群の妥当性(A-2)に関しては、それぞれ「適切」と判断しているが、政策評価指標では達成度等から見て、施策の有効性は「概ね有効」と判断した。以上のことから総合的に判断して、施策全体を「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の成長が期待される分野の産業の育成・支援を進める政策のためには、各施策は「みやぎの将来ビジョン」などを構成するなど必要なものである。それぞれの施策には重複や矛盾が認められず、各施策の評価指標は施策の有効性を判断する上で妥当と判断される。一方、施策の有効性に関しては、一部には政策評価指標の達成度から目標値に達していない施策があることや測定不能な施策があることなどから、「概ね適切」と判断している。そのため、施策群設定の妥当性(A-1)、政策評価指標群(A-2)、施策の有効性を総合的に検証した結果、政策の評価としては「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の施策には、目標まで達していないものも見られるので、施策の実施方法や目標値の設定方法についての検証が必要。</li> </ul>		政策評価
1	医療・福祉関連産業の創出・育成	医療・福祉分野における産学官共同による先端的研究成果移転件数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県では医療・福祉関連産業の下地が薄い状況にあり、本県で同産業の振興を図るためには、県の関与が必要である。また、同産業の振興のためには技術的及び関係者のネットワーク支援の他に、資金支援が必要であり本事業設定は妥当である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県の企業による医療・福祉関連分野における商品化が進んでおり、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療・福祉関連企業への資金支援を通して同産業へ取り組む企業を後押しするとともに、また、生活支援機器産業育成・支援事業(開発補助金)の終了後も試作品が商品化につながるなど効率的に事業展開されている。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県で下地が薄い状況にある医療・福祉関連産業の振興を目指すなかで、同産業分野の商品化が着実に進んでおり、また、試作品が事業終了後にも商品化につながる事例もみられ、事業を総括して適切であると判断できる。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き成果の達成に向けて事業展開する。</li> </ul>		施策評価
2	環境関連産業の創出・育成	環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数	A	適切	有効	概ね効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境産業は成長が期待できる新分野であることから、県で総合的に支援する取組みが重要であり、適切である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連の新分野に取組む事業者への直接支援により、実用化件数が増加していることから、有効と考えられる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されているので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新成長分野として期待される環境産業の創出・育成に向けて、技術開発・事業化のための直接支援を中心とした総合的な支援を行っており、成果指標や政策評価指標の状況からは事業の有効性が確認できるので適切と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連産業が根付いていくよう引き続き、関連技術の研究開発・事業化を支援していく必要がある。</li> </ul>		施策評価

施策体系				政策評価				評価原案	評価結果
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
3	IT(情報技術)関連産業の創出・育成	高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数	...	適切	有効	概ね効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は、産業の情報化、情報産業等の集積促進を図る上で、必要不可欠な事業であり、事業間の重複や矛盾もない。また産学官の連携を図りながら実施されており「適切」と判断した。</li> <li>【事業群の有効性:有効】</li> <li>各事業を有機的に連携して展開した結果、企業立地により新規雇用が創出されたほか、またビジネスマッチングの実現により県内IT企業の市場獲得にも結びついていることから、「有効」と判断した。</li> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <li>一部に単位別事業単価が高くなっているものも見られるが、各事業とも、概ね効率的な事業執行がなされていることから、「概ね効率的」と判断した。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>IT関連産業の創出・育成のため、各事業が適切に設定されている。立地による新規雇用創出やマッチングを通じた市場獲得など一定の成果も認められ、また概ね効率的な事業運営がなされている。以上のことから事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>施策目的の実現に向け、「情報産業振興戦略」の各支援策を有機的に連携しながら実施するとともに、企業スピードに対応したサービスを提供していく。</li> <li>将来の大きな成果に向け、小さな成功事例を早期に創出していくことが今後の課題である。</li> </ul>	政策評価
4	食関連産業の創出・育成	新たな機能性加工食品の売上を計上した企業数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県の優れた資源を活用した食関連産業の振興を図るためには記載のある各事業のような資金、技術開発及び関係者のネットワーク支援による情報交換等のサポート体制が必要であり、県内の食材を使った食産業の振興を図ることから県の関与及び事業設定は妥当である。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <li>現状としては十分な成果を達成していない部分も見られるものの、本県において下地の薄い新たな機能性加工食品分野で着実に実績を残してきていることから概ね有効であると判断できる。</li> <li>【事業群の効率性:効率的】</li> <li>ベンチャー企業に不可欠なベンチャーファンドのほか、ネットワーク構築による関係者のマッチング支援及び技術支援という予算をかけない形での商品開発支援を行っており、事業として効率的であると判断できる。</li> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <li>現状として成果が目標値を十分達成していない部分も見られるものの、予算をかけないスキームでの事業展開のもとで、着実に実績を積み重ねてきていることから、概ね適切であると判断できる。</li> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <li>十分な成果を達成していない部分が見られるので今後は成果達成に向けて留意しながら事業展開する。</li> </ul>	政策評価
5	その他の新成長産業の創出・育成								
6	起業家の育成								

施策体系				政策評価				評価原案	評価結果
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
新しい時代を担う産業人の育成				適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は政策の目的に沿っており、社会経済情勢からみて必要性が高いと判断される。分野毎に施策が講じられており矛盾点はない。施策の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策に設定されている政策評価指標は、各施策の有効性を評価するうえで「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策のすべてを「有効又は概ね有効」と評価した。政策評価指標の達成度が目標を下回っている施策もあるが、すべての施策が政策の目指す方向に進んでいることが確認できることから、政策全体では「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢から政策を構成する施策の必要性と重要性は十分に認められる。社会経済情勢及び政策評価指標の達成度から判断して、政策の目的である新しい時代を担う産業人の育成が着実に進展していると考えられることから、政策は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標はほぼ達成されているが、主要施策でもあり、今後さらに産業人材育成体制の強化と体系化を進めより効果的な育成に努める必要がある。</li> </ul>	
1	農林水産業の発展を担う人材の育成	意欲ある農林漁業者・経営体数・認定農業者数	A	適切	有効	概ね効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域農業を主体的に担う多様な担い手の確保が喫緊の課題となっている中で、担い手への支援の集中化・重点化と担い手を対象とした新たな経営安定対策の導入を打ち出しており、対象となる担い手の確保・育成が求められている。</li> <li>林業従事者の減少や森林所有者の経営意欲の後退が惹起する一方、合板材料等としてのスギ伐材の需用増加に対応した就業者が必要である。</li> <li>水産物の安定供給を図るためにも、中核的漁業者の確保・育成は重要である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産組織設置数や農業法人設立数など成果が認められる事業があるので、一定の有効性が認められる。</li> <li>技能向上に意欲的かつ優秀な林業技能士が育成されていることから、事業の成果が認められる。</li> <li>漁業経営改善計画認定件数はなかったものの、青年女性漁業者や中核的漁業者である漁業士の研修会への参加人数は増加しており、漁業経営の改善に積極的に取り組む傾向が認められる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費が減少する中、多くの業績指標や成果指標はほぼ堅調に推移し、3つの政策評価指標で目標が達成されていることから、概ね効率的であると判断される。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業績指標、成果指標が施策目的と同方向に推移している。政策評価指標は3指標で仮目標値を達成している。</li> <li>事業群の設定は適切と判定。事業群の有効性は有効と判断、事業群の効率性は概ね効率的であると判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢の変化に対応し、農林水産業の次代を担う人材・後継者の育成確保に取り組む。</li> </ul>	
		意欲ある農林漁業者・経営体数・認定林業事業体数	A						
		意欲ある農林漁業者・経営体数・専門的漁業経営体数の割合	A						
		意欲ある農林漁業者・経営体数・新規農林水産業就業者数	B						

施策体系				評価原案				評価結果
政策名				政策評価				政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
2	製造業等の発展を担う人材の育成	技能検定合格者数(累計)	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は新たな技能・技術の習得のための訓練を実施したり、企業の職業訓練を支援するものであり、適切である。また、国、県、民間の役割分担も適切である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業訓練の修了者数はほぼ堅調に推移しているが、認定職業訓練の受講者数は減少傾向にあり、概ね有効と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費が減少する中で、業績を堅調に確保しており、概ね効率的と判断できる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成のための適切な事業が設定されているが、成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、成果は概ね有効と判断された。1人当たりの事業費が若干増加している事業もあるが、事業費が減少している中で業績を確保しており、概ね効率的と判断し、総じて概ね適切と判断した。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等の発展を担う人材の育成のため、継続して公共職業訓練の実施とともに民間企業の職業訓練を支援していく。</li> <li>・体系的な産業人材育成体制を整備し、その中で明確な位置付けの基に効果的に訓練を実施する。</li> </ul>
3	商業・サービス業の発展を担う人材の育成	商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策に係る事業群は、国、県、民間団体との役割分担に沿って設定・実施されており県の関与は概ね適切である。各事業は、県内商業界の中核を担う中小小売・サービス業を営む経営者等の管理能力の向上、受講者派遣企業の業績の向上を目的とするものであり、施策目的を実現するために必要な事業である。また、目的、対象者に応じ事業が適正に設定されている。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の成果は向上したが、政策評価指標は目標値に未達であった。しかし、成果指標の推移は堅調に推移しており、施策は「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標各種データは、施策の目指す方向に概ね進んでおり、効率性指標も向上している。施策の目的に対して効率的に実施されていると判断される。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は施策目的である商業・サービス業の発展を担う人材の育成に沿って実施されている。施策は十分な成果があがっており、効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者の本事業に対する評価は高く、事業の有効性は認められる。他の研修機関との連携により、さらに研修内容の充実と歳出削減を図り、効率化に努める。</li> </ul>
4	IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成	情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成を行うためには必要な事業であり、また現時点では唯一の事業である。なお、他団体等で実施していない中で県が主体的に行っているものであり、重複等もないことから「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標等の値は減少したが、派遣内容の充実により効果が高まっていると思われることから「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業は効率的に実施されていると判断できるので、「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策実現に向けた県の関与の適切性、事業の有効性、効率性は適切に行われていると思われる一方、成果指標の値が減少していることから、全体的には「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標の値を目標値に近づけていくためには、事業の活用を促進するため積極的に事業のPRを行うとともに、関連する他の施策と連携しながら事業を展開していく必要がある。</li> </ul>
5	人材育成に必要な指導者の育成							

施策体系				政策評価				評価原案	評価結果
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
高度な産業技術の普及推進				適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1～6までの各施策は、試験研究機関や学術研究機関の高度な産業技術を地域産業へ普及・移転するという政策目的に沿っているものであり、特に重複や矛盾はない。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標(施策6のみ設定)は、市場ニーズを考慮した基盤技術を地域企業へ円滑に技術移転していくためには、産学における連携グループ(研究会等)が持続して増えていくことが必要であることから設定したものであり、適切である。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標「先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数」は、高度化支援センターや協定参加学術研究機関による技術支援、技術交流会等を通じて向上し、目標を達成した。施策が目指す方向に推移していることが判断できるので、施策は「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標「先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数」は、高度化支援センターや協定参加学術研究機関による技術支援、技術交流会等を通じて向上し、目標を達成した。施策が目指す方向に推移していることが判断できるので、政策は「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高度化センター」による技術支援や「みやぎ知的財産活用推進方策」に基づく知財活用支援について、今後より一層のPR・積極的な取組が必要である。</li> </ul>	
1	普及活動を推進する専門的技術者の養成								
2	普及を推進する施設の整備								
3	早く確実な技術移転								
4	技術に関する情報の迅速な提供								
5	各産業分野の課題やニーズの適切な把握								
6	産学官連携による技術の普及	先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策では、県・学術研究機関・産業支援機関・企業等の役割分担が適切に行われ、県は適切に関与している。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標は順調に推移しており、この施策を構成する事業の成果と考えられ、有効と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は効率的に執行され、施策全体としては、「効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は施策の目的である「産学官連携による高度技術産業の集積促進」に沿って実施されている。施策は十分な成果があがっており、概ね効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方針)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度化支援センターや協定参加機関による技術支援や「みやぎ知的財産活用推進方策」に基づく知財の活用支援等に係る周知が不十分なので、今後はより一層のPR・積極的な取組を展開していく。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出				適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は政策の目標に沿っており、必要性が高いと判断される。施策間に重複や矛盾はなく、施策の設定は「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策に設定されている政策評価指標は、各施策の有効性を評価するうえで「適切」だと判断した。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では、4施策のうち3施策を「有効」、1施策を「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>目標値を達成した政策評価指標は3指標であり、目標値を達成していない指標は1指標あるものの、1指標に2単位を設定しており、1単位は目標値を達成している。</p> <p>以上のことから、政策全体では「有効」と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は政策の目標に沿っており、必要性が高いと判断する。また、政策評価指標の達成度からは、産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出が進んでいると考えられることから、政策の設定及びその推進は「適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この政策では、アグリビジネスに取り組む農業者の掘り起こしや、まちづくりの一環の中で商店街の活性化支援を展開していく必要がある。</li> </ul>	
1	農林水産物の付加価値の向上	アグリビジネス経営体数	A	適切	有効	概ね効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は農林水産物の付加価値の向上のために必要な事業であり、事業間での重複矛盾はなく、役割分担等も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標の推移から見て、施設導入組織累計販売額、農漁家民宿及びレストランの軒数など十分な成果をあげている。また、年間販売額1億円以上の農業経営体の数の政策評価指標も向上しており、各施策目的の実現に貢献していると考えられるので「有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産物の付加価値の向上のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、事業の効果が認められ、また概ね効率的に実施されたと判断される。以上のことから事業設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産物の付加価値を向上させるために、各事業を継続して、アグリビジネスに取り組む農業者の掘り起こしや育成、支援を推進していく。</li> </ul>	
2	農林水産業や観光産業などの産業間の連携	地域資源活用事業創出件数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は市町村や民間団体が地域産業活性化に資する事業を行うに当たり、各事業を通じての活動支援や情報発信等を行う役割を担っており、関与は適切である。</li> <li>地域の資源を活かした特色のある地域産業育成への必要性が高まっており、施策目的を実現するために必要な事業である。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新商品開発・販路開拓数、モデル経営体数、生椎茸生産量、観光客入り込み数ともに順調に推移しており、成果があった。この事業の成果は地域資源活用事業創出の実現につながると考えられるので、施策の実現に貢献したと判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的に執行されており、施策全体としては「効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策は十分な成果があがっており、効率的に執行されている。施策全体としては「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に平成22年度の目標値を上回っているが、地域産業の振興を推進する必要性は高く、さらなる地域資源活用事業の創出により、富県宮城の実現に寄与することが可能と考えられることから、平成20年度も継続して事業を実施する。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
3	地域資源を活用した観光産業の振興	観光客入込数	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光立県行動計画において、観光振興の4つの基本的方向を示し、これに基づく事業群を5か年戦略プロジェクトにおいて内容・バランス、役割分担とも十分整理した事業で、全て施策目的を達成するために必要である。</li> <li>【事業群の有効性:有効】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>官民一体となったキャンペーン等の実施により、観光客入込数が伸びていると考えられる。</li> <li>他の指標からも、事業成果を伺える。</li> </ul> <li>◇県内における観光消費額(推計)宿泊費等の直接消費額 H16年5,086億円→H17年5,284億円 ◇観光消費額がもたらす各種産業の誘発効果(推計) H16年3,618億円→H17年3,848億円</li> <li>【事業群の効率性:効率的】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>役割分担と費用負担の適正化により効率的に事業を実施できた。</li> </ul> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の関与の適切性等、事業の有効性・効率性から、適切と判断できる。</li> </ul> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>20年度実施予定の大型観光キャンペーンへの取組と併せて、さらに事業を充実させていく。</li> </ul> </ul>	
4	地域間の連携による地域産業の育成								
5	地域資源を活用するための情報集積・情報提供								
6	農林水産業者、商工業者、NPOなどによる地域ネットワークの形成								
7	魅力ある商店街づくりによる商業の振興	中心市街地活性化基本計画策定市町村数	A	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商店街及び中心市街地の活性化は、まちづくりをしていく上で重要な課題であり、魅力ある商店街づくりの主体となる商工団体等、中心市街地の活性化によるまちづくりの主体となる市町村の取組に対し、国、県がサポートする形で支援を行っている。役割分担等については、国、市町村、商工団体等と連携し分担して事業を実施しており「適切」と判断した。</li> <li>【事業群の有効性:概ね有効】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標・政策評価指標である中心市街地活性化基本計画策定市町村数は仮目標値を上回っているが、TMOの認定数は仮目標値を下回っている。しかし、政策評価指標は2つとも向上しており、事業の成果は上がっていると考えられるので、「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <li>【事業群の効率性:概ね効率的】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的及び概ね効率的に施行されており、施策全体としては「概ね効率的」と判断する。</li> </ul> <li>【総括(評価の根拠)】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は施策の目的である魅力ある商店街づくりに向け実施されている。施策は成果があがっており、概ね効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <li>【総括(施策の次年度の方向性)】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>商店街の衰退は地域住民の生活の利便性に大きな影響が与えることが予想されることから、今後も継続的に商店街の活性化を支援していく必要がある。なお、今後の商店街の活性化支援については、まちづくりの一環の中で考え実施していく必要がある。</li> </ul> </ul>	
		TMO認定数	B						

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価(総 括)		
消費者ニーズに即した産業活動の展開				適切	適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は政策の目標に沿っており、必要性が高いと判断される。施策間に重複や矛盾はなく、施策の設定は「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策に設定されている政策評価指標は、各施策の有効性を評価するうえで「適切」だと判断した。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では、7施策のうち2施策を「有効」、5施策を「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>目標値を達成した政策評価指標は5指標であり、目標値を達成していない指標は7指標(実質4指標)あるものの、現況値は前年度実績をほぼ上回って推移している。</p> <p>以上のことから、政策全体では「概ね有効」と判断する。</p> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は政策の目標に沿っており、必要性が高いと判断する。また、政策評価指標の達成度からは、消費者ニーズに即した産業活動の展開がある程度進んでいると考えられることから、政策の設定及びその推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ブランド商品や地産地消に対する消費者の関心が高まりを見せており、今後とも地域の特性を活かした本県の優れた産品を積極的に県内外の消費者・実需者に対して発信していく必要がある。</li> </ul>	
1	米、麦、大豆の高品質化と低コスト化	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))	B	適切	概ね 有効	効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は米、麦、大豆の高品質化と低コスト化のために必要な事業であり、事業間での重複矛盾はない。また、役割分担等も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の業績指標や成果指標は、ほぼ順調に推移しているが、生産額20億円以上の農畜産物の品目数の政策評価指標は目標値を達成できなかったことから、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の業績指標単位当たり事業費は前年度を下回っていることから、効率的に実施されていると判断できるので、「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米、麦、大豆の高品質化と低コスト化のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標の達成状況から見て、事業の効果が認められ、また効率的に実施されたと判断されるが、政策評価指標は目標値を達成できなかった。以上のことから事業設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>激化している産地間競争に勝ち抜き、水田における主要農作物の安定供給を図るため、機械等の導入や技術支援、生産基盤等の整備や良品質麦・大豆の生産促進に向けたハード、ソフトでの支援を推進していく。</li> </ul>	
2	野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))	B	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上のために必要な事業であり、事業間での重複矛盾はない。また、役割分担等も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の業績指標や成果指標は、ほぼ順調に推移しているが、生産額20億円以上の農畜産物の品目数の政策評価指標は目標値を達成できなかったことから、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標の達成状況から見て、事業の効果が認められ、また概ね効率的に実施されたと判断される。以上のことから事業設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上、販路拡大を図るために、各事業を継続して、稲作の比重が大きい本県農業をよりバランスのとれたものとする。</li> </ul>	

施策体系				政策評価				評価原案		評価結果
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容		政策評価
				施策評価						
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標達成度	B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	施策評価・シート(B)の内容		施策評価
3	県産木材のブランド化と品質の向上	安心・安全なみやぎ製品の供給量(優良みやぎ材(品質規格基準適合製材品)出荷量)	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業とも、県産木材の品質向上とブランド化という施策目的や県の役割、社会経済情勢等の推移から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標の推移から施策目的と同方向に推移していることから、本施策の一定の効果が認められ、事業群は有効と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業とも、業績指標や成果目標から事業群は効率的に実施されていると判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、事業の一定以上の成果が認められ、効率的に実施されていると判断されることから、事業の選定及び推進は適切に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者が安心して使用できる木材の提供と販路の拡大を図るため、みやぎ材利用センターを核に県産木材のさらなる品質の向上とブランド化を推進し、県内流通拡大をより一層図っていく。</li> </ul>		施策評価
4	県産水産物のブランド化と品質の向上	みやぎ産品認知度・シェア(水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))	C	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この施策では国・県・市町村・民間団体との役割分担が適切に行われており、事業間の重複や矛盾する事業はないことから、県の関与は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日銀仙台支店調査による業況判断指数においてマイナスが続く経済状況の中、単位当たりの県事業費が前年度とほぼ変わらないにも関わらず、主要商品販売額が現状維持であること、高付加価値商品の継続販売数が増加していることから、今後一層の成果を期待できる事業と認められる。よって、施策は「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的に執行されており、施策全体としては「概ね効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標の達成状況、社会経済情勢等から見て、施策を構成する事業の有効性・効率性が十分に認められ、事業の設定及び推進が適切に行われた。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業は平成20年度以降も継続することを検討しており、今回の評価を踏まえて、より一層の効率的な取り組みを図っていく。</li> </ul>		施策評価
		水産加工品品評会受賞品の継続製造・販売品目数	A							
5	有機農産物等の生産	環境保全型農業に取り組む農家数の割合	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この事業は、法律やガイドラインといった中で役割分担が明確であり、県は適切に関与している。</li> <li>各事業は施策目的に沿って実施されており、環境保全に関するニーズを受け、今後重要度が増していく事業である。</li> <li>事業間での重複や矛盾する事業はない。</li> <li>以上のことから適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標は順調に推移している。</li> <li>研修会等の周知を広く行う必要があるものの全体的にこの施策を構成する事業の成果と考えられ、施策は「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的に執行されており、施策全体としては「効率的」と判断する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、研修会の周知についてさらに徹底することにより効率性をさらに向上させることが可能と考える。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の施策の目的である「環境保全型農業の推進」に沿って実施されている。施策は十分な成果が上がっており、効率的に執行されている。このことから施策全体としては「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の求めている安全・安心志向に対応するために、各事業をを継続し、有機農産物などの生産を一層推進する。</li> </ul>		施策評価
		県認証制度、エコファーマー等取組農家数の割合	A							

施策体系				政策評価				評価原案		評価結果
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容		政策評価
				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容		施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)			
6	安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化	安心・安全なみやぎ製品の供給量(HACCP方式等高度衛生管理導入施設数)	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的達成のために各事業は適切に設定,実施されている。また,この施策においては,国,県,市町村の役割分担は適切に行われ,県は適切に関与している。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標は目標に達成しないものの目標値に順調に推移しているものであり,施策を構成する事業群において大きく成果を向上させた事業が多いことから,施策は「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は効率的に施行されており,施策全体としては「効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標の達成状況,社会経済情勢等から見て,施策を構成する事業の有効性,効率性が十分に認められ,事業の設定及びその推進が概ね適切に行われていると判断された。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心確保のための検査の充実や技術開発の推進を図るとともに,生産団体の実施する施設整備や安全対策に対する支援を今後とも重点的に実施していく。</li> </ul>	政策評価	
		安心・安全なみやぎ製品の供給量(県産牛の出荷頭数)	B							
7	県産品の流通・販売の促進	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施策は,県内外の消費者・実需者を対象とした多様な事業で構成されており,県産品の認知度向上と販路拡大を図り,県産品の流通・販売を促進するという目的に対して,県は適切に関与していると判断している。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノロウイルスによる食中毒事故の風評被害の影響を受けたカキ販売量の大幅減少や輸入農畜水産物の増加等による販売価格の低迷などにより,農畜産物と水産物において政策評価指標の目標値を達成することができなかった。</li> <li>しかし,施策を構成する事業の多くが,県産品の流通・販売につながる成果を出すことができており,施策としては,「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の業績指標,成果指標ともほぼ順調に推移している。</li> <li>しかし,政策評価指標については,「事業群の有効性」欄に記載のとおり2つの指標で目標を達成することができなかったため,施策全体としては「概ね効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は施策の目的達成に向け,概ね効率的に執行されているが,政策評価指標の目標達成度が期待どおりの値となっていないことから「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブランド商品や地産地消に対する消費者の関心が高まりを見せており,今後とも地域の特性を生かした本県の優れた産品を積極的に県内外の消費者・実需者に対して発信していく必要がある。</li> </ul>	政策評価	
		みやぎ産品認知度・シェア(水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))	C							
		みやぎ産品認知度・シェア(木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率))	A							

施策体系				評価要素				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県との 適切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評価 (総括)		
産業基盤の整備による生産力の強化				適切	適切	有効	適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の概要は上記のとおりであり、政策を実現するため6施策全てが必要である。</li> <li>施策6「物流、情報通信、エネルギー等産業活動に必要な基盤の整備」は施策4「企業活動に必要な工業団地等の基盤整備」と一部重複している部分はあるが、矛盾はしていない。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先端技術を活用した高付加価値製品を製造する工場の立地は、産業の集積と県民所得の向上や雇用の場を創設するために重要であり、政策評価指標として適切である。</li> </ul> <p>【施策の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性を評価する政策評価指標が施策5のみに設定されており、その施策が有効であることから、政策全体も有効と判断される。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A-1 施策群設定の妥当性, A-2 政策評価指標群の妥当性, A-3 施策の有効性を総合的に検証した結果、「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業集積に当たっては、当面、高度電子技術等の先端産業を重点的に行なうこととするが、今後は航空機等の新分野にも力を入れていく必要がある。</li> <li>「富県宮城」の実現のため、民間企業と協働した物流拠点整備について検討する必要がある。</li> </ul>	
1	ほ場整備等農業に必要な基盤の整備								
2	漁港、漁場等水産業に必要な基盤の整備								
3	林道など林業に必要な基盤の整備								
4	企業活動に必要な工業団地等の基盤整備								
5	戦略的な企業誘致	全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合	A	適切	有効	効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、先端技術産業を優遇した奨励金制度を制定し、戦略的な企業誘致活動を取り組み、一方、市町村は県と連携しながら、県内外の企業誘致活動を展開しており、重複や矛盾はない。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の設備投資に明るい動きが見られ、本県への18年度の企業立地件数は53件と前年比2件増であり、増加傾向であり、有効と判断される。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標達成度がAであり、業績指標・成果指標の推移と相関が認められることから効率的である。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的な企業誘致のための、適切な事業が設定されており、県の役割分担にも妥当である。また事業の成果も認められ、効率的に実施されていると判断される。以上のことから、事業の設定及び推進は「適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北大学等との共同研究、開発を行なう研究所・工場を積極的に誘致する。</li> </ul>	
6	物流、情報通信、エネルギー等産業活動に必要な基盤の整備								

施策体系				評価原案				評価結果
政策名				政策評価				政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)	
産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進				課題有	課題有	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:課題有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は政策の目的に沿っているが、各施策に重複等が見られ、今後施策群の見直しが必要である。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:課題有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策を1つの政策評価指標で評価しており、各施策群の見直しとともに政策評価指標の見直しも必要である。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では、6施策を「概ね有効」と判断した。政策評価指標は目標数値を下回り「B」判定となったが、6施策は「概ね有効」であり、施策全体でも「概ね有効」であると判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の必要性は高いと判断する。政策評価指標の達成度はほぼ堅調に推移していることから、多様な職業能力開発はある程度進んでいると判断できるので、政策全体では「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この政策実現のため、産業の振興を推進する施策として体系的な人材育成を目的とした「産業人材育成プラットフォーム」を立ち上げ、企業、教育機関、行政が連携し、産業人材育成体制の整備を図ることとしているが、それに伴い、現在の施策群及び政策評価指標の見直しが必要となる。</li> </ul>
1	IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発	県の支援による職業技術向上者数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は、新たな技能・技術の習得や企業の職業訓練を支援するために適切である。また、国、民間との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部成果指標が設定されていないが、公共職業訓練に係る修了者数はほぼ堅調に推移しており、政策評価指標は僅かに目標を下回ったが、各事業は施策目的の実現に概ね貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的に実施されていると判断できるので「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職業能力開発のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、成果は概ね有効と認められた。また、効率的に事業が実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の産業振興を担う人材の育成のため、継続して公共職業訓練及び民間職業訓練を実施していく。</li> <li>体系的な産業人材育成体制と連携し、より効果的に実施することが今後の課題である。</li> </ul>
2	より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制	県の支援による職業技術向上者数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は、新たな技能・技術の習得や企業の職業訓練を支援するために適切である。また、国、民間との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部成果指標が設定されていないが、公共職業訓練に係る修了者数及び新規技術者数はほぼ堅調に推移しており、政策評価指標は僅かに目標を下回ったが、各事業は施策目的の実現に概ね貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的に実施されていると判断できるので「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職業能力開発のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、成果は概ね有効と認められた。また、効率的に事業が実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の産業振興を担う人材の育成のため、継続して公共職業訓練及び民間職業訓練を実施していく。</li> <li>産業振興施策の一環である体系的な産業人材育成体制と連携し、より効果的に実施することが今後の課題である。</li> </ul>

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				政策評価シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
3	職業能力開発のための施設、設備の充実	県の支援による職業技術向上者数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は、新たな技能・技術の習得や企業の職業訓練を支援するために適切である。また、国、民間との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部成果指標が設定されていないが、公共職業訓練に係る修了者数はほぼ堅調に推移しており、政策評価指標は僅かに目標を下回ったが、各事業は施策目的の実現に概ね貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は効率的に実施されていると判断できるので「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、成果は概ね有効と認められた。また、効率的に事業が実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の産業振興を担う人材の育成のため、継続して公共職業訓練及び民間職業訓練を実施していく。</li> <li>・体系的な産業人材育成体制と連携し、より効果的に実施することが今後の課題である。</li> </ul>	施策評価
4	高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成	県の支援による職業技術向上者数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は、新たな技能・技術の習得や企業の職業訓練を支援するために適切である。また、国、民間との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部成果指標が設定されていないが、新規技術者数は、ほぼ堅調に推移しており、政策評価指標は僅かに目標を下回ったが、各事業は施策目的の実現に概ね貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は効率的に実施されていると判断できるので「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、成果は概ね有効と認められた。また、効率的に事業が実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の産業振興を担う人材の育成のため、継続して公共職業訓練及び民間職業訓練を実施していく。</li> <li>・産業振興施策の一環である体系的な産業人材育成体制と連携し、より効果的に実施することが今後の課題である。</li> </ul>	施策評価
5	企業内における職業能力開発の推進	県の支援による職業技術向上者数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は、新たな技能・技術の習得や企業の職業訓練を支援するために適切である。また、国、民間との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部成果指標が設定されていないが、公共職業訓練に係る修了者数はほぼ堅調に推移しており、政策評価指標は僅かに目標を下回ったが、各事業は施策目的の実現に概ね貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は効率的に実施されていると判断できるので「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、成果は概ね有効と認められた。また、効率的に事業が実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の産業振興を担う人材の育成のため、継続して公共職業訓練及び民間職業訓練を実施していく。</li> <li>・体系的な産業人材育成体制と連携し、より効果的に実施することが今後の課題である。</li> </ul>	施策評価

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
6	個人が自ら職業能力開発できる環境整備	県の支援による職業技術向上者数	B	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は、新たな技能・技術の習得や企業の職業訓練を支援するために適切である。また、国、民間との役割分担も適切であり、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部成果指標が設定されていないが、公共職業訓練に係る修了者数はほぼ堅調に推移しており、政策評価指標は僅かに目標を下回ったが、各事業は施策目的の実現に概ね貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は効率的に実施されていると判断できるので「効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発のために適切な事業が設定されている。各事業の成果指標や政策評価指標の達成状況から見て、成果は概ね有効と認められた。また、効率的に事業が実施されていると判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の産業振興を担う人材の育成のため、継続して公共職業訓練及び民間職業訓練を実施していく。</li> <li>・体系的な産業人材育成体制と連携し、より効果的に実施することが今後の課題である。</li> </ul>	
7	熟練技能者の能力の活用・継承								

施策体系				政策評価				評価原案	評価結果
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)	政策評価・シート(A)の内容	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
生涯にわたって学び楽しめる環境の充実				適切	適切	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」という政策を実現するには、5つの施策全てが必要であり、施策間での重複や矛盾はない。</li> <li>学校教育、社会教育、ともに包括する生涯学習の必要性は今後ますます高まることはあっても、低くなることはない。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2つの指標は、ともに生涯学習機会の提供の進捗状況を示すものであり、適切である。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「みやぎ県民大学受講者数(累計)」については、事業費が大幅に削減されたにもかかわらず、前年度より28人増加し、目標値を達成した。</li> <li>「公立図書館における図書資料貸出数(県民一人当たり)」については、前年度より0.1冊減り、目標値には及ばなかったものの、設定時と比較した場合、増加傾向にあることは間違いない。なお、県図書館から市町村図書館への協力貸出数については、前年度をも上回っている。</li> <li>以上のことから、生涯にわたって学び楽しめる環境づくりは、ある程度進んでいると判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口の高齢化等、社会経済情勢から政策を構成する施策の必要性は十分に認められる。また、政策評価指標の達成度から判断した場合、図書資料貸出数については、目標値をかなり高く設定していたこともあり、達成できなかったものの、みやぎ県民大学受講者数については達成しており、当政策の目的である「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」は、進んでいることには間違いないことであり、「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習施設の中心施設である図書館の設置率が、市は13市すべてに図書館があるものの、町村においては23町村中8町にあるだけで、その設置率は34.8%と低い。今後、この数値を高めていく取り組みが必要である。</li> </ul>	
1	多様なニーズに対応した学習機会の提供	みやぎ県民大学受講者数(累計)	A	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は多様なニーズに対応した学習機会の提供のためには必要な事業であり、事業間での重複や矛盾はない。また、役割分担等も適切であることから、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部事業の成果指標については、若干減少したところもあったが、県図書館から市町村図書館への図書の協力貸出数が増加するなど、順当に事業の成果は出てきている。なお、各事業は施策目的の実現にはそれぞれ貢献していると考えられることから、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数値的にも、内容的にも、各事業は効率的に実施されていると判断できる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様なニーズに対応した学習機会の提供のために適切な事業が設定されている。成果指標については減少したところもあったが、経済情勢等を考慮すれば、概ね有効で、また効率的と判断される。以上のことから事業の設定及び推進は「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会の進展など私たちを取り巻く社会情勢を踏まえれば、住民の多様なニーズに応えることのできる学習機会の提供により努めていかなければならない。また、そのため、公立図書館の充実を図っていくことは必要不可欠である。</li> </ul>	
2	地域の主体的な生涯学習を支援する人材の育成								
3	行政、大学及びNPO等生涯学習に関わる様々な機関・団体のネットワーク化								
4	生涯学習を支援する関連施設の整備・充実								
5	生涯学習に関する様々な情報提供システムの充実								

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成				適切	概ね 適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は社会情勢から見て必要性が高いと判断される。施策間に重複もなく、矛盾する点もない。施策の設定は「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策4の指標については5年ごとの指標値であるため施策の有効性を評価するうえであまり適切とは言えないが、残りの2指標については施策の有効性を評価するうえで適切だと判断され、「概ね適切」と判断した。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策4については5年ごとの評価指標であるため達成度が不明であるが、施策1及び施策5については、目標値は達成していないものの、指標が目指す方向に推移しており、政策全体としては「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢から見て施策の設定は適切と判断され、政策評価指標の設定されている施策3つのうち、1施策は5年ごとの指標であるため達成度が不明であるが、残りの2施策については、評価指標も概ね適切であり、目標値には達していないものの、指標が目指す方向に推移しており、政策全体として「概ね適切」と判断される。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策4について、政策評価指標が5年ごとにしか得られない指標であるため、政策評価指標の検討が必要である。</li> </ul>	
1	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり	県の審議会等委員の女性比率	B	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくりのために必要な事業であり、県の関与は適切である。また、目的、対象者に応じて事業が適正に設定されており、「適切」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の成果指標等の推移から見てある程度の成果をあげており、「概ね有効」と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は概ね効率的に実施されたと判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各項目の評価は左記のとおりである。事業群は男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくりのために成果をあげており、それぞれ概ね効率的に実施されていると判断されるので、「概ね適切」と判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくりへの取組みは即時に効果が明らかになるものではなく、継続的な取組みが必要である。</li> <li>各事業とも、さらに強力に推進していくための取組みが必要である。</li> </ul>	
2	青少年の社会参加								
3	障害者の社会参加								
4	高齢者がいきいきと生活する社会づくり	高齢者のうち就業・社会活動している者の割合	...	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的、役割分担、事業体系、社会経済情勢から判断して、この事業の事業設定は適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標からは判定不能であるが、業績指標、成果指標では、一定の施策の効果が認められることから、事業群は「概ね有効」と判定する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標が判定不能であるが、業績指標、成果指標では、施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、事業群は、概ね効率的に実施していると判定できる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業群の設定は適切、有効性は概ね有効、効率性は概ね効率的であり、全体としては概ね適切と判断できる。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10年先の高齢社会を見据え、団塊世代など元気シニアを対象とした取組を強化する必要がある。</li> <li>平成17年度から「元気シニアのいきいき生活応援プロジェクト」をスタートしているが、団塊世代を含む元気高齢者に向けた核となる事業の展開やシニアカレッジアカデミー等の施策に継続的に取り組む必要がある。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策 評価 指標 群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県 の 関 与 の 適 切 性・ 事 業 群 設 定 の 妥 当 性	B-2 事 業 群 の 有 効 性	B-3 事 業 群 の 効 率 性	B 施 策 評 価 ( 総 括)		
5	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護	提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合	B	適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢の推移から判断して、この事業群の設定は適切と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が行った身体拘束廃止取組状況調査でも、介護保険施設等のうち、身体拘束を行っている事業所の割合は、平成16年度41.5%、平成17年度36.9%、平成18年度34.8%と着実に減少しており、事業は概ね有効と認められる。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標、成果指標が施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、事業群は概ね効率的に実施していると判定できる。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業群の設定は適切、有効性は概ね有効、効率性は概ね効率的であり、全体としては概ね適切と判断できる。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、特に認知症高齢者等の介護が必要な高齢者の増加に伴い、高齢者の権利擁護は重要な行政課題であり、引き続き実施することが必要である。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興				適切	課題有	概ね有効	概ね適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策の目的に合った施策群であり、ライフスタイルの変化や団塊世代の大量退職など社会情勢から見ても、文化芸術活動に対するニーズはますます高まっていくことが予想され、矛盾はない。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:課題有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年、行政評価委員会政策評価部会から指摘があったとおり、政策評価指標については、施策番号2と3が同じ指標であり、「文化の鑑賞と参加を一つの指標で判断することは困難である」ことから、「社会経済情勢を表すデータ」に記載した指標を新たな指標とする予定(「みやぎの将来ビジョン」における指標とも整合性を取る。)</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標は前年及び目標値を下回ったが、概ね増加基調に推移していることや社会情勢から見て、2施策とも概ね有効と判断した。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢から見て、政策の必要性は高いと判断する。また、施策の設定は適切であり、政策評価指標及び社会経済情勢から見てある程度有効性が確認できるので、政策は概ね適切であると判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算的な制約の中で、より多くの県民が文化芸術に触れる機会を提供できるよう、更に効果的な事業の展開が求められている。</li> </ul>	
1	文化財、伝統文化の保存・継承・活用								
2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	B	概ね適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策目的や社会情勢に沿った事業であり、県の関与も概ね適切と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の芸術文化事業における参加者が概ね増加基調にあり、特に民間ベースでの増加が順調であることから、「概ね有効」と判断するが、価値観の多様化により県民の文化・芸術活動への取り組み方も高度化・多様化しており、事業の展開についてもそのような状況に対応していく必要がある。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)は、県・市町村・民間の芸術文化活動を総合的に結びつけるものであり、事業費が縮小されている中でも、参加者数が増加基調にあり、効率的に実施されていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくりのため適切な事業であり、参加者数も概ね増加基調にあることから、総合的に判断して、「概ね適切」とした。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県文化芸術振興ビジョンの基本方針である、「子どものころから一人一人の創造性を育む環境づくり」、「文化芸術による地域づくり」、「文化芸術で世界とつながる環境づくり」について、重点的に推進していく。</li> </ul>	
3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	B	概ね適切	概ね有効	概ね効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策目的や社会情勢に沿った事業であり、県の関与も概ね適切と判断した。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芸術家団体や、文化関係団体が主体的に事業を実施しており、参加者数も、開催圏域の違いによる差は認められるものの、ほぼ横ばいで推移しており、「概ね有効」と判断する。価値観の多様化により県民の文化・芸術活動への取り組み方も高度化・多様化しており、事業の展開についてもそのような状況に対応していく必要がある。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場者・参加者数は増加基調で推移しており、事業は概ね効率的に実施されていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民が行う創作活動や表現活動への支援のため適切な事業であり、入場者・参加者数も概ね増加基調にあることから、総合的に判断して「概ね適切」とした。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域文化及び県民の文化芸術活動の持つ力をそれぞれの地域の活性化につなげるために、引き続き県内文化団体の文化活動への支援を継続していく。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
4	食文化等の生活文化の保存・継承・活用								
5	文化・芸術活動を創造・先導する人材の育成								
6	海外との文化交流等の推進								

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				政策評価シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
多様な主体の協働による地域づくりの推進				概ね 適切	課題有	概ね 有効	概ね 適切	<p><b>【施策群設定:概ね適切】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目的の実現には、市町村やNPO等多様な主体と県とが対等なパートナーシップを構築し、適切な役割と責任分担の下で施策を推進する必要がある。各施策は、それぞれの課題と主体に応じて設定されたものであることから、政策の目的に沿っていると判断される。特に、施策番号1は、市町村合併や構造改革の流れの中、多様な主体の協働による地域づくりを進める上で、県と市町村が担う役割は依然として大きいことから、政策の目的に沿っている。施策番号5は、政策目的の実現には市民団体間の交流を促進する必要があることから、政策の目的に沿っている。</li> <li>右肩下りの時代に対応した官民役割分担のシフトが必要な社会情勢から、多様な主体との協働を目指す各施策は必要であると判断される。</li> <li>各施策の対象者は市町村・NPO・社会福祉協議会等となっており、それぞれの主体に応じて設定されたものであることから、重複や矛盾は無いと判断される。</li> </ul> <p><b>【政策評価指標群:課題有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標「NPOの法人設立認証数」は、「NPO花ざかりのみやぎに」をスローガンに、法人の設立の認証数の増=「量」の拡大を目指して設定したものである。しかし、当該指標は特定非営利活動法人による活動の広がり一定程度示し得るが、委員指摘のように県の施策を適切に評価するものとは言えない。このため、宮城の将来ビジョンの行動計画編の「3 将来ビジョン実現を支える基礎的な取り組み」を構成する個別事業に関しては、「NPOと行政(県・市町村)との協働件数」を内部管理指標として設定したところである。</li> </ul> <p><b>【施策の有効性:概ね有効】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価指標の達成度」はCである。しかし、当該指標は委員指摘のとおり県の施策を適切に評価するものとはいえないことから、宮城の将来ビジョンの行動計画編の「3 将来ビジョン実現を支える基礎的な取り組み」を構成する個別事業に関しては、「NPOと行政(県・市町村)との協働件数」を内部管理指標として設定したところである。</li> <li>2006年をピークとして人口減少社会を迎え、義務的経費が一般会計歳出総額の大層を占める財政状況の中、従来型の官に大きく依存したシステムは、今後維持していくことは難しく、右肩下りの経済情勢に対応した官民役割分担のシフトが必要である。しかし、H12、H16及びH17に内閣府が全国のNPOを対象に実施した「市民活動団体等基本調査」の結果、必要な行政支援の第1位は、各年度を通じて「活動に対する資金援助」であった。また、「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」が2位、2位、4位であり、「活動メンバーの能力向上のための研修」が5位、6位、5位となっている。このことから、官民役割分担のシフトに向け、非営利組織として自立したセクターへ成熟するためにも、NPOの課題に即した本施策の必要性は高い。</li> <li>また、ボランティア団体や市民活動団体などの活動の広がりや示す、「市町村とNPOとの協働実績(委託を含む)」が、H16の192件からH17の264件、「みやぎ地域づくり団体協議会」の加盟団体数はH15の379団体、H16の393団体、H17の409団体、H18の412団体及びH19の414団体と増加していることから、本施策は「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p><b>【総括(評価の根拠)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A-1から、各施策は政策の目的に沿っており、社会情勢から見て必要と判断され、各施策間の重複や矛盾も見られないことから、概ね適切である。</li> <li>A-2から、宮城の将来ビジョンでは、委員の指摘に基づき、県の施策を適切に評価するものとして「NPOと行政(県・市町村)との協働件数」を内部管理指標として設定したところである。</li> <li>A-3から、「社会経済情勢を示すデータの推移」からは、非営利組織として自立したセクターへの転換に向け、NPOのニーズに即したものであり、NPO活動の広がりも一定程度示されていることから、概ね適切である。</li> </ul> <p><b>【総括(課題)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業を継続するための財源の確保。</li> </ul>	
1	県・市町村・住民の協働による地域づくり								

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
2	NPO(民間の非 営利組織)の活動 の支援	NPOの法人設立 認証数(人口10 万人当たりの全 国順位)	C	適切	概ね 有効	概ね 効率的	概ね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの事業も役割分担は適切であり,社会経済情勢を示すデータからNPOの課題に即していること,一定程度の成果が出ていることも示されている。また,事業間の重複や矛盾も無いことから,施策実現にむけた県の関与の適切性及び事業群設定の妥当性は,「適切」とであると判断される。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の仕組み上,事業の有効性が成果指標の推移に表れにくい,その中でも,有効な指標も見られ,また,NPOの課題に即し,その解決を通してNPO活動が促進されるものであることから,事業群は,「概ね有効」とであると判断される。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の仕組み上,事業の効率性が単位当たり事業費の推移に表れにくい,その中でも,効率的な指標も見られることから,事業群の効率性は,「概ね効率的」と判断される。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業は,施策の目的であるNPOの活動の支援に沿って実施されている。また,各事業は,成果指標や単位当たりの事業費に表れ難いが,概ね有効・効率的に執行されている。このことから,施策全体としても「概ね適切」と判断される。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を構成する各事業は,「概ね有効」「概ね効率的」と判断されることから,平成20年度以降も継続して取り組んでいく。</li> </ul>	
3	環境美化運動な ど地域コミュニ ティ活動								
4	住民主体の地域 福祉活動等の推 進								
5	市民団体等の ネットワークづくり								

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
	国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進			適切	概ね 適切	概ね 有効	概ね 適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際化時代にふさわしい人づくり, 外国籍県民と共に生活する地域・多文化共生社会づくり, 世界との友好をはぐくむ様々なレベルの交流の推進など, 政策の目指すところに合った事業からなる施策である。施策間に重複, 矛盾する点はない。施策の設定は「適切」だと判断する。</li> </ul> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策1の指標「ALT1人当たりの生徒数」は行政の努力が反映されない指標, 施策2の指標「県内外国人留学生数」は外国籍県民の暮らしやすさを示す指標が必要との指摘を受けており, 施策を十分正確に反映する指標とはなっていない。しかし, これまでの推移等も考慮すれば, 施策の有効性を一定程度示し, 「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【施策の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の有効性では, 3施策のうち2施策を「有効」, 1施策を「概ね有効」と判断した。</li> <li>目標値は, 全ての施策で達成している。</li> <li>国際化を担う人材育成, 県内在住外国人支援, 海外との様々なレベルでの交流とさまざまな内容の施策群から構成されており, 政策の目指す方向に著実に進展している。</li> <li>以上のことから, 政策全体でも「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際化時代にふさわしい人づくり, 外国籍県民と共に生活する地域・多文化共生社会づくり, 世界との友好をはぐくむ様々なレベルの交流の推進など, 政策の目指すところに合った事業からなる施策である。施策間に重複, 矛盾する点はない。施策の設定は「適切」だと判断する。</li> <li>指標そのものは, 過去に見直すべきとの指摘を受けているものである。</li> <li>施策を十分反映する指標ではないかも知れないが, 目標は3施策とも達成しており, 施策の目指す方向に著実に進展していると判断できることから, 「概ね適切」に行われていると判断する。</li> </ul> <p>【総括(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成では, JETプログラムを活用しながら学校教育での英語教育を中心にして, 国際理解等の推進を図ってきたが, Non-JETも含めた施策の構築が必要となっていくと考えられる。</li> <li>外国人の暮らしやすい環境作りでは, 外国人登録者の増加を背景に施策へのニーズが高まっており, 多文化共生の推進の観点からの事業展開も必要となっている。</li> <li>国際交流においては, 県民参加型の国際交流・協力の展開, 地域を豊かにすることに結びつくような経済交流の視点をふかしていくことも必要である。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策設定の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				政策評価シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		
1	国際化を担う人材育成の推進	ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数	A	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>①国(総務省・外務省・文部科学省)、(財)自治体国際化協会、都道府県、市町村それぞれの役割分担が明確化されて進められている施策である。</p> <p>②小学校での英語教育の充実、中学校・高等学校の英語教員の資質向上、ALTの生きた外国語を活用した外国語教育の推進などを通じた、生徒の外国語コミュニケーション能力の向上や国際理解の進展は、地域レベルでの国際化、国際的に通用する人材育成を進める上で有効である。</p> <p>③対象者に応じて事業が展開されており、重複や目的の矛盾はない。語学指導等を行う外国青年招致事業において、県の国際交流部門は県内全体のとりまとめとともに、市町村配置のATL等の支援を行い、県教育庁が県立高校でのALTの活用、教科指導等における市町村支援等を担っている。</p> <p>以上のことから「適切」と判断した。</p> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業績指標推移から、事業1, 2, 4については、各事業とも、増加、横ばいの状況であり、概ね有効である。また、事業3については、業績指標は低調であるが、成果指標の推移は順調で事業の成果は上がっていると考えられるため、概ね有効と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的に執行されており、施策全体としては、効率的と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は、小学校・中学校、高校それぞれの段階の学校教育での外国語教育の充実という施策の目的に沿って実施されている。施策の成果は上がっており、効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国際交流員3名を配置し、市町村配置ALT等の活動、活用などに対する支援を強化していく。</li> <li>モデル地域の小学校の英語活動を支援するとともに、その成果を県内の小学校に普及させる。</li> <li>「英語集中研修」は平成19年度で終了するため、研修の成果を教員が現場で生かしていけるよう支援していく。</li> <li>「宮城県版英語検定事業」は、分析結果を有効活用し、英語力の向上に資する。</li> <li>「宮城スキット甲子園」は、財政難から平成19年度から東北外国語専門学校が主催となり、県は共催として実施する。</li> <li>財政難のため、平成19年度からNON-JETのALTを試験的に導入し、効果的なALTの配置及び活用を実施する。</li> </ul>	
2	外国人の暮らしやすい環境づくり	県内外国人留学生数	A	適切	概ね有効	効率的	概ね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この施策で、県は外国人への対応が進まない、あるいは困難な市町村に代わり広域的な対応を行うなど、適切な関与を行っている。</li> <li>各事業は施策目的に沿って実施されており、その社会的要請もますます増大している。なお、事業間で重複や矛盾する事業はない。</li> <li>以上の状況から「適切」と判断するものである。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:概ね有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果を向上させた事業が多い。政策評価指標については、前年度と比較し若干の低下が見られるものの、依然として高い水準で推移していることから、施策は「概ね有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は効率的に執行されており、施策全体は「効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は施策の目的に沿って実施されている。政策評価指標は前年度と比較し若干の低下が見られたものの依然高い水準で推移し、個別の事業ごとには成果も上がっており、効率的な事業執行もなされていることから、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人登録者の増加を背景に、各事業へのニーズは高まっており、引き続き各事業の充実を図っていく。</li> <li>なお、外国人留学生里親促進事業については、多文化共生の推進の観点から見直しを行っていく。</li> </ul>	

施策体系				評価原案				評価結果	
政策名				政策評価				政策評価・シート(A)の内容	政策評価
				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評 価 (総括)		
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	施策評価				施策評価・シート(B)の内容	施策評価
				B-1 県の関 与の適 切性・ 事業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		
3	さまざまな分野の 県民の国際交流・ 協力の推進	公的主体による 交流事業で海外 と往来した延べ人 数	A	適切	有効	概ね 効率的	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この施策では市町村、民間団体との役割分担が適切に行われ、県は適切に関与している。各事業は施策に沿って実施され、地域特性を活かした地域間交流の促進という社会情勢に適応している。また、事業間で重複や矛盾する事業はない。以上のことから「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業によっては、直ちに業績指標の増加に反映されないものもあるが、施策全体としては、施策の目指す方向に進んでいる。</li> <li>また、政策評価指標は順調に推移しており、この施策を構成する事業の成果と考えられ、施策目的の実現に貢献していることから、「有効」と判断する。</li> </ul> <p>【事業群の効率性:概ね効率的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業によっては、前年度に比較し効率性が反映されないものもあるが、施策全体としては単位当たりの事業費(効率性)が向上しており、「概ね効率的」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(評価の根拠)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業は施策の目的である「さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進」に沿って実施されている。施策は十分に成果が上がっており、概ね効率的に執行されている。このことから、施策全体としては「適切」と判断する。</li> </ul> <p>【総括(施策の次年度の方向性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>友好関係にある省州県との国際交流については、県民参加型の国際交流・協力を展開するとともに、経済交流の実現に努めていく。</li> <li>市町村、民間団体等の姉妹友好関係では、HPでの有益な情報の提供等、支援の充実を図っていく。</li> <li>海外技術研修員については、専門技術の習得や国際交流の架け橋となる人材育成を促進するため、研修内容の充実を図っていく。</li> </ul>	
4	国際交流活動を 支える体制づくり								



## Ⅱ 政策、施策及び事業の概要

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり</p> <p>障害、加齢、病気などにより生活のための支援が必要になったときでも、住み慣れた家や地域で、いつまでも自分らしい暮らしをおくることのできる環境づくりを目指します。</p>	<p><b>1 障害者の地域での生活支援</b></p> <p>様々な障害などにより日常生活をする上で誰かの支援が必要な状態になったときでも、これまでと同じように住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会的な体制づくりを目指します。</p>	<p><b>障害者生活支援センター設置数</b></p> <p>障害者生活支援センター：地域で生活する障害者を総合的に支援するために、日常生活上の不安解消、在宅サービスの利用援助、働く場や自立のための情報提供等の援助を行う機能を持つ。</p> <p><b>グループホーム設置数</b></p> <p>グループホーム：在宅での生活が困難な少数の知的障害者及び精神障害者が、家庭に近い環境で生活できるよう、食事提供等を行う世話を置き、共同生活を送ることができるようにしたもの。</p>
	<p><b>2 重度障害者の家庭での生活支援</b></p> <p>難病や重い障害のために全身がほとんど動かせない方とその家族の生活の質の向上を目指します。</p>	<p><b>利用希望者に対する提供率</b></p> <p>人工呼吸器を装着するALS患者及び全身性障害者の介助人派遣利用希望者に対する提供率（利用者数÷利用希望者数×100）                      介助人派遣：常時介護が必要なALS患者、全身性障害者に介助サービスを提供する。</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決 算 額	事業(概要)
1	精神障害者地域生活支援センター運営事業	20,029千円	在宅の精神障害者の地域生活を支えるため、交流の場の提供、情報交換、相談等を行います。
	精神障害者地域生活支援センター利用者移行支援事業	14,657千円	精神障害者地域生活支援センター利用者の市町村事業への移行を支援します。
2	精神障害者地域生活支援センター運営費補助	10,516千円	在宅の精神障害者の地域生活を支えるため、交流の場の提供、情報交換、相談等を行う支援機能の整備を促進します。
3	障害児等療育支援事業(旧障害児(者)地域療育等支援事業)	85,843千円	在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の整備を促進します。
4	精神障害者地域生活支援事業(精神障害者生活技能訓練コーディネーター派遣事業)	2,335千円	精神障害者の社会的入院の解消、地域での自立生活の支援のため、体制及び社会復帰施設等の整備を図ります。
	精神障害者地域生活支援事業(精神障害者自立生活支援事業)	15,148千円	
	精神障害者地域生活支援事業(精神障害者社会復帰施設運営費補助事業)	130,480千円	
5	精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者グループホーム運営事業)	223,139千円	精神障害者が地域で自立的に生活できるようにするため、食事提供等の援助体制を整えたグループホームに対して補助を行い、その整備を促進します。
6	知的障害者地域生活援助事業		知的障害者が地域で自立的に生活できるようにするため、食事提供等の援助を行うグループホームに対して補助を行い、その整備を促進します。
7	共生型地域生活総合支援事業	430千円	障害者や高齢者等が地域で自分らしい生活を安心して送る共生型のグループホームの運営に向けた地域生活支援体制の整備を図ります。
8	知的障害者地域生活移行推進事業	9,249千円	知的障害者の生活を支援するため、重度知的障害者の入居するグループホームに対し、世話人等の加配等補助を行います。
9	知的障害者グループホーム体験推進事業	3,197千円	知的障害者の社会復帰を支援するため、体験型グループホームの運営に対し補助します。(基本票の事業費は市町村分を含む。)
10	障害児者レスパイトサービス支援事業(知的障害者レスパイトサービス支援事業)	7,039千円	障害者やその家族の地域における生活を支援します。(基本票の事業費は市町村分を含む。)
11	重症心身障害児(者)通園事業	71,287千円	障害者やその家族の地域における生活を支援するため、運動機能等に係る訓練、保護者に対する療育技術の習得等により在宅生活の安定を図ります。
12	知的障害者グループホーム整備促進事業	300千円	知的障害者の自立を支援するため、知的障害者のグループホーム等設置に伴う住宅改修や備品購入に対する補助を行います。
13	知的障害者援護施設特別処遇加算事業	43,064千円	重度知的障害者の地域での生活を支援するため、重度の知的障害者を受け入れている更生(通所)施設に対して人件費補助を行います。
14	高次脳機能障害者支援事業	1,726千円	高次脳機能障害者の地域での生活を支援するため、相談支援、専門的な評価及びリハビリテーションの提供、研修の開催を行います。
1	ALS等総合対策事業(神経難病医療ネットワーク事業)(相談事業)	10,954千円	重症難病者が地域で安心して生活できるよう緊急時医療及び地域支援体制の整備を促進するほか、介助人派遣などのケアサービスを提供することにより、重症難病者の自立と社会参加を促進させるとともに、患者・家族のQOL(生活の質)の維持・向上を図ります。
	ALS等総合対策事業(ALS在宅療養患者介助人派遣事業)	14,423千円	
	ALS等総合対策事業(難病患者個人ネットワーク構築事業)	711千円	
	ALS等総合対策事業(コミュニケーション機器導入支援事業)	1,268千円	
	ALS等総合対策事業(難病患者地域支援対策推進事業)	1,496千円	
2	難病相談支援センター事業	8,925千円	難病患者の地域における生活を支援するため、難病相談支援センターを拠点とした相談支援を行います。
3	特定疾患訪問看護治療研究事業	1,175千円	人工呼吸を装着した難病患者の在宅療養環境の整備のため、診療報酬で認められた回数を超えた訪問看護費用の交付を行います。
4	難病患者居宅生活支援事業(難病ホームヘルパー養成研修事業)	147千円	難病ヘルパーの養成のための研修を行います。
5	難病特別対策推進事業(難病患者医療相談事業)	859千円	難病患者等の不安の軽減等のため、難病患者等を対象とした医療相談会等を開催します。
6	障害児者レスパイトサービス支援事業(知的障害者レスパイトサービス支援事業)(再掲)	7,039千円	障害者やその家族の地域における生活を支援します。(基本票の事業費は市町村分を含む。)
	重症心身障害児(者)通園事業(再掲)	71,287千円	障害者やその家族の地域における生活を支援するため、運動機能等に係る訓練、保護者に対する療育技術の習得等、在宅生活の安定を図ります。
7	知的障害者援護施設特別処遇加算事業(再掲)	430千円	重度知的障害者の地域での生活を支援するため、重度の知的障害者を受け入れている更生(通所)施設に対して人件費補助を行います。
8	重度障害児・者日常生活用具給付事業	47,412千円	障害者の地域における生活を支援するため、重度の障害児・者に対し、市町村が日常生活用具を給付・貸与することに対する補助を行います。(決算額は市町村分を含む。)
9	全身性障害者介助人派遣事業	0千円	障害者の地域における生活を支援するため、障害者が自ら選んだ介助人を指定居宅支援事業者者に斡旋します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
	<p><b>3 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実</b></p> <p>高齢者が介護が必要になったときに、必要なサービスを自分で選択し、そのサービスが適切に提供されるような仕組みづくりを目指します。また、高齢者が、いつまでも健康で、できる限り自立した生活を送れるようみんなで支援する体制づくりを目指すとともに、認知症高齢者にとってより良いサービスを提供するための仕組みや介護を行っている家族を支える仕組みづくりを目指します。</p>	<p>要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合</p> <p>介護保険制度において、要支援又は要介護の認定を受けた高齢者のうち、実際に何らかの介護保険サービスを利用している者の割合</p>
	<p><b>4 元気高齢者の生きがいづくり</b></p> <p>高齢者が、多年にわたり培ってきた知識・経験を生かしながら、心身ともに健康で住み慣れた地域で社会的な活動に参加し、生きがいをもって生活できる社会づくりを目指します。</p>	<p>訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数</p> <p>介護保険の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用回数を成果指標としているが、3年に1度集計される市町村介護保険計画のデータとなっており、評価に当たりタイムラグが生じることから、国民健康保険連合会による介護報酬におけるデータに改めることとした。</p>
	<p><b>5 障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保</b></p> <p>福祉サービスに従事する人材の確保とともに、その人材の専門的、技術的な質の一層の向上を図り、質の高いサービスを提供するための仕組みづくりを目指します。</p>	<p>ケアマネジメントリーダー数</p> <p>ケアマネジメントリーダーの人数 ケアマネジメントリーダーとは介護支援専門員への個別指導、助言や地域のケア体制（ケアチーム）の構成支援などにより、介護支援専門員の業務を支援する者であって、国や県が実施する「ケアマネジメントリーダー養成研修」を修了した者。</p>
	<p><b>6 NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進</b></p> <p>地域で暮らす方々が、その地域の福祉の課題を発見し、NPOやボランティアをはじめとする自発的な活動でその解決を図っていく仕組みづくりを目指します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	在宅ケア推進事業	51,852千円	在宅ケア推進のための基盤を充実するため、老人デイサービスセンター及びショートステイ床の整備の促進を図ります。
2	ユニットケア推進事業	379,100千円	生活支援に視点を置いた介護サービスに対応すべく個室・ユニット型特別養護老人ホームの整備を促進するとともに、ユニットケアに携わる職員の資質向上を通じ、特別養護老人ホームにおけるサービスの質の向上を図ります。
1	高齢者リハビリテーション促進事業	676千円	訪問リハビリテーションサービスの充実のため、訪問リハビリテーションサービスを提供しようとする介護保険施設に補助を行います。
2	福祉用具プランナー研修事業	500千円	高齢者の自立生活を支援する福祉用具の需要拡大に対応して、適切な選択援助、使用計画の策定、利用支援等を行える専門家（福祉用具プランナー）を育成します。
1	ケアマネジメントリーダー活動支援事業	2,333千円	介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支えるケアマネージャーに対し、スーパーバイザーとして活躍する人材を育成します。
2	主任介護支援専門員研修	1,337千円	介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う、主任介護支援専門員を養成します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり</p> <p>かぜや腹痛など日常的な医療はもちろんのこと、高度で専門的な医療や救急医療が必要となったとき、いつでも、どこでも、誰もが適切な医療サービスを受けられる環境づくりを目指します。</p>	<p><b>1 地域の中核的な病院の整備</b></p>	<p>入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率</p>
	<p>病院と診療所の適切な役割分担と連携を図り、身近な病院の機能を充実させるため、地域で中心的な役割を担う7つの「地域の中核的な病院の整備」を進めています。</p>	<p>県民が自分が住んでいる二次医療圏（県内10医療圏）内の医療機関に入院する割合 二次医療圏：通常の入院に係る医療を供給する体制の整備を図るべき地域的単位</p>
	<p><b>2 周産期・小児医療体制の充実</b></p>	<p>周産期死亡率(出産千人当たり)</p>
	<p>妊娠中の母親・胎児、さらには生まれてからの子どもの成長過程に応じた適切な医療の提供を図るため、総合周産期母子医療センターとして指定した「仙台赤十字病院」や「宮城県立こども病院」などが役割を分担し、県内の小児科病院・診療所が相互に連絡し協力する総合的な小児医療体制の整備を目指します。（周産期：妊娠22週以後生後1週間未満の期間）</p>	<p>1年間の周産期死亡数（妊娠22週以後の死産数+早期新生児死亡数（生後1週未満の死亡数））÷1年間の出産数（出生数+妊娠22週以後の死産数）×1000</p>
	<p><b>3 救急医療体制の充実</b></p>	<p>救急搬送患者の二次医療圏内搬送率</p>
	<p>休日や夜間に外来診療を行う医療機関や救急車等で運ばれる患者の診察を行う救急医療機関の充実を目指しています。</p>	<p>救急搬送患者の各二次医療圏を単位とした自圏域内の医療機関への搬送患者の全搬送患者に占める割合 二次医療圏：通常の入院に係る医療を供給する体制の整備を図るべき地域的単位</p>
	<p><b>4 精神医療体制の充実</b></p>	<p>精神障害者の措置入院者の県内対応率</p>
	<p>精神障害者等が休日・夜間でも安心して暮らせるよう、精神疾患の急な発症や症状の悪化に対応する救急医療体制の充実を目指します。</p>	<p>県内（仙台市を除く。）において、単年度内に精神障害者に対して措置入院を命じた件数のうち、県内の医療機関に入院を行った割合 措置入院：入院させなければ自傷他害のおそれのある患者に対して知事の権限で行われる入院</p>
<p><b>5 在宅ホスピスケアの推進</b></p>	<p>がん患者在宅看取り率</p>	
<p>がん末期の方が、自宅等自分が望む生活の場で、最期の時まで人間としての尊厳を保ちながら生を全うできるように、保健・医療・福祉を総合化したサービスを提供するシステムを構築し、QOL(生活の質)を重視したケアを目指します。</p>	<p>がん患者が自分の望む生活の場（自宅等）で最期の時まで人間としての尊厳を保ちながら生を全うすることができた割合</p>	
<p><b>6 医療・保健を担う人材の養成・確保</b></p>	<p>医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合</p>	
<p>誰もが、住んでいる地域で、必要な医療・保健サービスが十分に受けられるよう、その担い手である医師の確保を支援するとともに、看護師、保健師をはじめとする保健・医療従事者の養成・確保の取組を進めています。</p>	<p>医療法に定める医師数の標準を満たす県内病院の割合</p>	
<p><b>7 医療・保健・福祉の総合的な情報システムの構築</b></p>		
<p>誰もがいつでも必要とする情報が容易に得られるよう、医療・保健・福祉についての総合的な情報提供を行うためのシステムづくりを目指します。</p>		
<p><b>8 子どもや障害者等の医療費の負担の軽減等医療費制度の充実</b></p>		
<p>子どもや障害者等が、病気やけがなどのために治療が必要になったときでも、経済的な負担を心配せず、安心して医療機関で受診できる制度の整備を目指します。</p>		

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	地域の中核的な病院整備推進事業	541,752千円	各圏域ごとの医療提供体制を整備するため、地域医療を支援する機能を有する病院を「地域の中核的な病院」として指定し、その建設等を支援します。
1	小児総合医療整備事業	27千円	妊娠、出生から思春期、成人に至る子どものすべての成長過程において、成育医療の理念に基づき、専門的医療を集約的に提供する宮城県立こども病院と、これを中核とする総合的な周産期・小児医療システムを整備する。
2	周産期医療対策事業	37,742千円	周産期医療部会の開催により、医療機関等関係機関の連携を促進します。
1	救急医療確保対策事業	50,157千円	
2	救急医師養成事業	5,999千円	内科医等が積極的に救急医療に携われるように研修を行います。
3	小児救急医療対策事業	6,310千円	土・日、祝祭日、年末年始に子供の急な発熱等への対処について電話による相談を受け付けます。
4	AEDによる緊急救命措置普及事業	1,780千円	県施設で発生する心肺停止者の救命装置ができるAEDを設置し、県職員を対象に講習会を開催します。
5	救急医療体制強化推進事業	39,980千円	東北大学高度救命救急センターの機能を活用し救急科専門医の養成等を委託します。
1	精神障害者救急医療システム整備事業(精神科救急医療システム整備事業)	108,302千円	精神障害者の休日・夜間の受診・加療の機会を確保するための体制を整備し、適正な精神科救急医療の供給を図ります。
2	精神障害者救急医療システム整備事業(精神障害者夜間等相談窓口運営事業)	7,028千円	
1	在宅ホスピスケア推進事業	3,351千円	在宅ホスピスケアを県全域に普及し、もって宮城県在宅ホスピスケア推進計画の基本理念である「がん末期患者が『自分が望む生活の場』で最期の時まで人間としての尊厳を保ちながら生を全うできる」の達成に資するものです。
1	自治体病院開設者協議会支援事業	950千円	協議会が行う医師確保対策事業に対して補助を行います。
2	自治体病院等臨床研修支援事業	20,400千円	自治体病院等が行う臨床研修事業に対する補助を行います。
3	宮城県ドクターバンク事業	4,727千円	自治体病院で勤務する医師を募集し配置します。
4	医学生修学資金等貸付事業	53,195千円	将来、自治体病院で勤務する意欲のある医学部学生、大学院生、臨床研修医・専門研修医に修学資金を貸付します。
5	地域医療システム学講座設置事業	40,000千円	東北大学に県の寄附による地域医療システム学講座を設置し、地域医療システムの研究を行います。
6	地域医療システム検討促進事業	1,401千円	二次医療圏ごとの地域医療体制構築に向けた検討経費に対して補助を行います。
7	地域医療医師登録紹介事業	402千円	県が無料職業紹介所を設置して自治体病院・診療所の求人情報を登録し、医師を希望する病院に斡旋します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>子どもを安心して生み育てることができる環境づくり</p> <p>核家族化、少子化の進行など子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもがその個性を尊重され健やかに成長できる環境づくりを目指します。</p>	<p><b>1 安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実</b></p> <p>母体の変化の著しい妊娠、出産期において、母親の心身の健康を保ち、安心して妊娠・出産ができる環境をつくり、また、生まれた子が健やかに成長、発達できるような支援体制をつくります。</p>	
	<p><b>2 出産や子育てのしやすい労働環境の整備</b></p> <p>働いている人が出産や育児を行うときの負担を軽減し、子どもを育てている労働者の雇用の継続や再就職が円滑にできるような仕組みの充実を目指します。</p>	
	<p><b>3 多様な保育サービスの充実</b></p> <p>子どもを安心して生み育てるためには、出産後も働き続けられる環境等の整備が重要であることから、多様化する地域の保育ニーズに応じたサービスの充実を目指します。</p>	<p>保育所入所待機児童数</p> <p>認可保育所に入所を希望して登録している待機児童の数</p>
	<p><b>4 子育て家庭の経済的な負担の軽減</b></p> <p>子どもを持った人が安心して子どもを育て、そして生活できるよう、子どもを育てていくことによって生じる経済的な負担を軽減します。</p>	
	<p><b>5 子ども連れでも安心して活動できるまちづくり</b></p> <p>子どもを連れていても、安心して気軽に買い物等ができるまちづくりを目指します。</p>	
	<p><b>6 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実</b></p> <p>子どもの虐待や不登校、育児不安など、子どもに関する問題が深刻化していることから、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもと家庭を総合的に支援、育成する相談・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>児童相談所における児童虐待相談の相談率</p> <p>本県の0～19歳までの人口（仙台市を除く）に対する児童相談所における児童虐待相談数の割合</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	乳児保育促進事業	4,704千円	乳児の保育所入所待機の解消を図るため、年度途中の乳児受入の取り組みに対し補助を行い、乳児保育を促進します。
2	一時・特定保育事業	30,302千円	断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、一時保育の取り組みに対し補助を行い、その整備を促進します。
3	地域子育て支援センター事業	179,282千円	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援等に対する補助を行い、その機能整備を促進します。
4	仕事と家庭両立支援事業	3,034千円	育児等を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援するためのファミリーサポートセンターの設置促進及び運営面の支援を行います。
5	地域まるごと子育て支援モデル事業	1,272千円	地域全体がまるごと子育てに関わり、地域の人財を活用しながら良好な子育て環境を整備します。
1	放課後児童クラブ等活動促進事業	144,710千円	昼間保護者のいない家庭の児童（主に小学校低学年）の健全な育成を図るため、放課後に児童館等を活用して児童に適切な遊び、生活の場を与える活動等に対する補助を行い、これらの活動を促進します。
2	子どもメンタルサポート事業(子どもメンタルクリニック事業)	6,970千円	児童虐待や不登校など子どもに関する問題の複雑化、増加に対し、児童精神科医を中心としたクリニックにおいて、心の問題を有する子どもの治療や親に対する診療指導などの専門的なケアを行います。
	子どもメンタルサポート事業(子どもデイケア事業)	2,312千円	ADHD、不登校及びLDなどの精神医学的な支援を必要とする子どもたちを対象に、精神科通院医療の一形態であるデイケアを実施します。
	子どもメンタルサポート事業(学校不適応対策総合推進事業)	215千円	増加傾向にある学校不適応児童生徒の復学や未然防止及び児童生徒の社会的・精神的自立を図るため、適応指導教室への支援や専門カウンセラーによる保護者との相談、家庭訪問等を実施します。
3	母子保健児童虐待予防事業(児童虐待等研修会)	871千円	母親の育児不安や児童虐待要因のひとつである産後うつ病を早期発見し適切な支援を行うことにより、児童虐待を予防します。
	母子保健児童虐待予防事業(処遇困難事例検討会への助言者派遣)		
	母子保健児童虐待予防事業(EPDSによるスクリーニング後の適切な継続支援)		
	母子保健児童虐待予防事業(母と子のグループミーティング)		
4	次世代育成支援対策推進事業(子ども専用相談推進事業)	2,713千円	子ども専用相談に寄せられた相談から施策の課題把握と分析を行います。
	次世代育成支援対策推進事業(子育てフォーラム)	1,080千円	子育てフォーラムを県内2箇所で開催し、基調講演を行うなど地域全体での次世代育成の機運醸成を図ります。
5	不妊治療相談・助成事業(特定不妊治療費助成事業)	17,198千円	体外受精・顕微授精の治療に要した費用の一部を助成します。
	不妊治療相談・助成事業(不妊専門相談センター事業)	2,001千円	不妊専門相談センターにおいて相談を実施するとともに、不妊に対する事業について懇話会を実施します。
6	親(母)と子の宿泊型生活サポート事業	10,511千円	すこやかハウスで、母と子が一緒に生活しながら、母に対して育児生活技術を高めるための支援を行います。
7	ファミリーグループホーム事業	724千円	保護を要する児童を家庭的な環境で心身共に健全に育成し、児童の自立の支援を行います。
8	子ども総合センター整備事業	5,607千円	子どもと家庭を総合的に支援する拠点として、将来的な施設整備を検討します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
	<p><b>7 青少年の健全育成</b></p> <p>県内各地で青少年の健全育成をテーマとした講演会や少年の主張大会などを開催し、健全育成運動の普及・定着化を図ります。</p>	<p>引きこもり支援機関の設置数</p> <p>社会的引きこもりへの支援を行う機関数（行政機関又は民間機関）</p> <hr/> <p>青少年育成市区町村民会議の設置率</p> <p>青少年のための宮城県民会議を構成する青少年育成市区町村民会議の設置率                      地域における青少年育成活動において中核的役割を果たす「青少年育成市区町村民会議」を設置している市区町村の割合（ただし、仙台市については5区として計上）</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	社会的引きこもりケア体制整備事業(旧:社会的引きこもり社会復帰支援事業)	3,297千円	社会的引きこもりの専門相談や関係職員等への研修会等を実施しています。
2	青少年専門員設置事業	15,823千円	少年の主張地区大会の開催、健全育成研修会の企画・実施、みやぎ青年育成推進事業、有害環境実態調査への協力、合併自治体における市区町村民会議設立支援を行います。
3	青少年育成県民運動推進事業	5,130千円	青少年育成推進(指導)員設置、少年の主張宮城県大会の開催、会員研修会の開催、健全育成県民のつどいの開催、家族の会話促進事業の実施、市区町村民会議の設置促進
4	青少年育成環境浄化事業(健全育成条例運用事業)	1,430千円	有害図書類の購入・指定(月1回)、社会福祉審議会育成部会、立入調査員の指定・調査実施、青少年健全育成条例周知、条例改正説明会の実施
4	青少年育成環境浄化事業(健全育成啓発活動事業)	1,041千円	青少年健全育成県民総ぐるみ運動推進会議の開催、総ぐるみ運動啓発ポスター、チラシ等の作成・配布、環境浄化懇談会の開催
4	青少年育成環境浄化事業(環境浄化モニター設置事業)	1,549千円	有害環境の実態把握とはがきによる報告、県が指定する有害図書の自販機収納状況の把握と報告、有害環境浄化活動とその啓発、モニター研修会の実施
4	青少年育成環境浄化事業(有害環境実態調査事業-隔年実施)	0千円	県、県警、市町村、モニターで構成された調査員2~3名を1組。仙台市においては青少年指導センターの協力、その他地域は各地方振興事務所単位で実施。調査対象は図書取扱店、ビデオレンタル店、図書自動販売機及びパソコンソフト取扱店など。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備</p> <p>障害者や高齢者、妊婦や子どもをはじめ、だれもが不便を感じることなく安心して生活できる環境づくりを目指します。</p>	<p>1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発</p> <p>障害者や高齢者を特別視することなく、すべての人が個人として尊重され共に支え合いながら安心して生活できる社会を目指します。</p>	<p>外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合</p> <p>県内在住の障害者（身障手帳所持者）や高齢者（65歳以上）のうち、外出時に不自由を感じている人の割合</p>
	<p>2 誰もが利用しやすい施設や道路等の整備</p> <p>だれもが安全かつ快適に移動や活動のできるまちづくりを目指します。</p>	<p>外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合</p> <p>県内在住の障害者（身障手帳所持者）や高齢者（65歳以上）のうち、外出時に不自由を感じている人の割合</p>
	<p>3 誰もが利用しやすい情報の提供</p> <p>だれもが必要な情報を取得したり、利用したりすることができるような環境を目指します。</p>	
	<p>4 誰もが使いやすい製品づくり</p> <p>年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけ多くの人が利用しやすい製品づくりを進めます。</p>	
	<p>5 バリアフリー等を進める専門家、NPO、ボランティアの育成</p> <p>様々な県民のニーズに対応するため、専門家、NPO、ボランティアによるバリアフリー等に関する活動を支援し、育成します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	バリアフリーみやぎ推進事業	2,650千円	高齢者等をはじめすべての県民が安心して生活できる住み良い社会実現のため、福祉学習の副読本として「福祉のまちづくり読本」を小学校に配布するとともに、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合している公益的施設に「適合証」を交付するなど、「だれもが住みよい福祉のまちづくり」に関し、普及啓発、指導助言等を行います。
1	バリアフリーみやぎ推進事業(再掲)	2,650千円	高齢者等をはじめすべての県民が安心して生活できる住み良い社会実現のため、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合している公益的施設に「適合証」を交付するなど、「だれもが住みよい福祉のまちづくり」に関し、普及啓発、指導助言等を行います。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組</p> <p>健康が日々の豊かな生活のみなもであることから、一人ひとりが生涯にわたって質の高い生活を送れるよう、ふだんの健康づくりや病気の予防、個々人の状態に応じた健康の増進・維持を目指します。</p>	<p><b>1 健康づくりに関する意識の向上</b></p> <p>一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健康やかに安心して暮らせるよう健康づくりに関する積極的な意識の啓発を図ります。</p>	<p>健康寿命(65歳時の平均自立期間)</p> <p>65歳時からの、心身ともに自立して健康に生活できる期間(日常生活を送る上で、食事摂取、排せつなどに援助を必要とせずに生活できる期間)</p>
	<p><b>2 生活習慣病の早期発見と予防</b></p> <p>生涯を通じて健康な生活を送れるよう、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が関わるがん、心臓病、高血圧、糖尿病などの生活習慣病について、早期発見や予防などの適切な対策を講じます。</p>	<p>健康寿命(65歳時の平均自立期間)</p> <p>65歳時からの、心身ともに自立して健康に生活できる期間(日常生活を送る上で、食事摂取、排せつなどに援助を必要とせずに生活できる期間)</p>
	<p><b>3 歯と歯ぐきの健康づくり</b></p> <p>80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことを目標とした「みやぎ8020運動」の達成が図れるよう、一人ひとりの健康状態やライフスタイルに応じた歯と歯ぐきの健康づくりを目指します。</p>	
	<p><b>4 結核等感染症の予防と正しい知識の普及</b></p> <p>結核やインフルエンザ、0-157等の感染症の予防及びまん延の防止を図るとともに、感染症に対する正しい理解のための普及啓発を進めます。</p>	
	<p><b>5 難病患者等の健康維持の支援</b></p> <p>原因が不明で治療方法が確立されていない病気の患者や原爆被爆者がこれまでと同じように住み慣れた地域で生活でき、健康が維持できる支援体制づくりを目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
	<p><b>6 地域リハビリテーションサービスの提供</b></p> <p>年齢を重ねることにより体力が衰えた方や身体に障害を有する方が、住みなれた地域でいきいきと暮らしていけるように、その方に応じた各分野のリハビリテーションサービスが総合的に提供できる体制づくりを目指します。</p>	<p>健康寿命(65歳時の平均自立期間)</p> <p>65歳時からの、心身ともに自立して健康に生活できる期間(日常生活を送る上で、食事摂取、排せつなどに援助を必要とせずに生活できる期間)</p> <p>65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受けている人の数)の占める割合</p> <p>(65歳以上人口のうち、介護保険制度において、要介護度4及び5の認定を受けた人の数) / (65歳以上人口)の割合</p>
	<p><b>7 薬物乱用防止啓発活動の推進</b></p> <p>麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止のため、行政のみでなく、事業者、民間団体、県民等社会を構成する全ての主体が一体となり総合的な対策を講じていきます。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	地域リハビリテーション支援体制整備事業(県リハビリテーション協議会等の開催)	1,993千円	地域においてリハビリテーションを必要とする方々が、継続的に一貫したサービスを受けられるよう、地域リハビリテーション支援体制を整備します。
2	地域リハビリテーション支援体制整備事業(地域リハビリテーション広域支援センターの指定・体制整備)	2,329千円	
3	地域リハビリテーション支援体制整備事業(地域リハビリテーションモデル地区推進事業)	521千円	
4	地域リハビリテーション支援体制整備事業(市町村に対する技術的支援)	963千円	
5	地域リハビリテーション支援体制整備事業(地域リハビリテーション啓発事業)	616千円	
6	地域リハビリテーション支援体制整備事業(専門研修等)	1,678千円	
7	県リハビリテーション支援センター機能整備事業(関係機関・団体によるネットワークの形成)	31千円	各種課題解決のため、関係機関による連絡会等を開催します。
8	県リハビリテーション支援センター機能整備事業(保健福祉事務所に対する技術的支援)	561千円	各圏域で対応困難なケースに対して、より専門的見地からの支援を行います。
9	県リハビリテーション支援センター機能整備事業(調査・研究)	299千円	リハビリテーション資源の充実に向けた調査や様々な障害のスクリーニング・支援に関するチェック表、マニュアルを作成します。
10	県リハビリテーション支援センター機能整備事業(研修)	598千円	住民からの相談に応じて各種支援やサービスの調整を行う人材(地域リハビリテーションコーディネーター)の養成やリハビリテーション専門職の知識・技術の向上のための研修会を開催します。
11	県リハビリテーション支援センター機能整備事業(専門職確保対策)	0千円	リハビリテーション専門職の県内定着を促進するため、リハビリテーション専門職養成校卒業予定者が、今後採用を予定している施設から直接話を聞く場を設定します。
12	県リハビリテーション支援センター機能整備事業(情報システムの構築)	2,993千円	インターネットを活用してリハビリテーションに関する情報の提供及び共有化を図るシステムを構築します。
13	リハビリテーション支援センター整備費	66,109千円	リハビリテーション支援センターに係る施設の整備を行います。
14	地域リハビリテーション医療体制整備推進事業	5,000千円	リハビリテーション医療の取組推進が緊急に必要な地域に対して短期・集中的に支援策を講じます。
15	高齢者リハビリテーション促進事業(再掲)	676千円	訪問リハビリテーションサービスを提供しようとする介護保険施設に補助を行います。
16	リハビリテーション職員研修会開催支援事業	144千円	リハビリテーション専門職等を対象とした研修会の開催を支援するため、補助金を交付します。
17	福祉用具プランナー研修事業(再掲)	500千円	福祉用具貸与事業者等に対し、福祉用具プランナー養成研修を実施します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり</p> <p>犯罪等の予防, 病気や事故への対応, 食品の安全確保対策等が適切に実施され, だれもが安心して生活できる安全な社会環境の実現を目指します。</p>	<p><b>1 救急搬送体制の整備</b></p> <p>「万が一」の事故や急病になった場合, 「いつ, どこにいても」救急患者に対し, 高度な救急処置を施しながら, 素早く安全に病院まで運ぶ体制づくりを目指します。</p>	<p><b>救急車現場到着時間の全国対比値</b></p> <p>本県の平均救急搬送時間(覚知～現場到着) / 全国平均救急搬送時間(覚知～現場到着)の対比</p> <p><b>県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合</b></p> <p>救急救命士運用隊数 / 県内の救急対数の割合</p> <p><b>活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合</b></p> <p>活動救急救命士のうち薬剤投与有資格者 / 県内の活動救急救命士数の割合</p> <p><b>活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合</b></p> <p>活動救急救命士のうち気管挿管有資格者 / 県内の活動救急救命士数の割合</p>
	<p><b>2 犯罪のない安心して暮らせるまちづくり</b></p> <p>誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図るため, 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p>	
	<p><b>3 事故のない安全で快適な交通社会の実現</b></p> <p>交通事故から県民を守り, 安全で快適な交通社会の実現を目指します。</p>	<p><b>年間の交通事故死者数</b></p> <p>宮城県内における年間の交通事故による死亡者数</p>
	<p><b>4 食品や水道水などの安全確保</b></p> <p>県民すべてが安心して健康に生活できるよう, 安全で衛生的な生活環境の一層の確保と, 食の安全安心確保に向けた取り組みを行います。</p>	<p><b>食の安全安心取組宣言者数</b></p> <p>県では現在, 「みやぎ食の安全安心推進条例(平成16年4月施行)」に基づき, 消費者, 生産者・事業者及び県の協働した取組として「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進している。</p> <p>「県民総参加運動」では, 生産者・事業者が, 食の安全安心に関する取組についての自主基準を自ら設定し, それを消費者に公開する「食の安全安心取組宣言」を実施しており, 政策評価指標としては, 自主基準を設定し公開する「食の安全安心取組宣言者(生産者・事業者)数」とする。</p>
	<p><b>5 建築物の安全性と適正な維持保全の確保</b></p> <p>県民が安心して生活できるよう建築物の安全性の確保を目指します。</p>	
	<p><b>6 生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実</b></p> <p>思いがけない病気やけがなどにより働けなくなったり, 様々な事情で生活に困った時に, 最低限度の生活を保障するとともに, 自分たちの力で生活できるように支援する制度の充実を目指します。</p>	
	<p><b>7 消費者被害の防止</b></p> <p>悪質商法等による被害にあわないよう消費者の自立を支援し, 県民の消費生活の安定と向上を目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>県土の保全と災害に強い地域づくり</p> <p>県民が安全に安心して暮らせるようハード・ソフト両面から、自然災害に強い地域づくりを目指します。</p>	<p><b>1 地域ぐるみの防災体制整備</b></p> <p>いつ起こるかわからない災害に対して、素早く、確実な対応ができるように、そこで暮らす人々や会社等の防災意識を高め、自主的な防災組織の育成を促進し、充実、強化を目指します。</p>	<p><b>自主防災組織の組織率</b></p> <p>組織されている地域の世帯数の総世帯数に対する割合                      自主防災組織：平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行い、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等の活動を行う組織で、町内会等を単位として設立されるもの。</p> <p><b>各市町村における防災・震災訓練参加者数</b></p> <p>市町村等が主催、共催する防災訓練への参加者数</p>
	<p><b>2 水害から地域を守る河川等の整備</b></p> <p>大雨による洪水被害から県民の生命、財産を守るため、ハード・ソフト両面から水害に強い地域づくりを進めます。</p>	<p><b>ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)</b></p> <p>避難地や避難路を示したハザードマップを作成し住民に配布している市町村の数                      ハザードマップ：災害時における迅速な対応に役立てるため、また、少しでも被害を軽減するためにつくられた災害避難地図。</p>
	<p><b>3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等</b></p> <p>土石流等による土砂災害から県民の生命、財産を守るため、自然や景観と調和した地すべり対策等を進めます。</p>	<p><b>土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数</b></p> <p>土砂災害重点対策箇所(3,306箇所：保全対象人家5戸以上で対策事業の採択基準を満たす箇所)のうち、砂防ダム等のハード整備及び警戒避難対策(土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定準備の完了)が行われた箇所数</p>
	<p><b>4 高潮や高波等による災害に強い海岸の整備</b></p> <p>津波・高潮や高波等による被害から、国土や県民の生命、財産を守るため、海岸整備を進めます。</p>	
	<p><b>5 震災対策の推進</b></p> <p>宮城県沖地震の再来に備え、震災対策の充実を図り、併せて県民の意識の高揚や知識の普及を図る取組を進めます。</p>	<p><b>各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数</b></p> <p>各市町村が定める「地域防災計画(震災対策編)」の平成16年度を基準日とした更新市町村数</p>
	<p><b>6 地震防災のために必要な施設、設備の整備</b></p> <p>地震による被害から県民の生命や財産を守るため、これに欠くことのできない施設等の計画的・早急な整備を進めます。</p>	<p><b>消防水利の基準に対する充足率</b></p> <p>消防水利現有数(水利を確保できているメッシュ枠の合計数)／消防水利の基準数(地域内のメッシュ枠の合計数)の割合</p> <p><b>119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合</b></p> <p>119番通報発信位置情報表示システム機能を有する指令台を運用している消防本部数／県内消防本部数の割合</p>
	<p><b>7 学校などの公共施設等の耐震改修</b></p> <p>地震災害に備え、学校などの公共施設等の耐震性の向上を目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>地球環境の保全</p> <p>県民、事業者、行政が一体となり、あらゆる活動において環境にできるだけ負荷をかけず、持続的に発展することができる地域社会づくりを目指します。</p>	<p><b>1 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減</b></p> <p>急激に進行しつつある地球温暖化を防止するため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の「温室効果ガス」の削減を図ります。</p>	<p>1人当たり温室効果ガス年間排出量</p> <p>県内における化石燃料等の消費や廃棄物焼却等の人為的な行為に伴う県民1人当たりの温室効果ガス年間排出量(単位は二酸化炭素換算重量)。</p>
	<p><b>2 新エネルギー等の導入促進</b></p> <p>化石燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を少なくする新しいエネルギー等の導入の拡大を目指します。</p>	<p>自然エネルギー等導入量(原油換算kl)</p> <p>自然エネルギー等(太陽光発電、バイオマス利用、燃料電池など)のそれぞれについて、県内における導入量(増加量)を原油換算した量。</p>
	<p><b>3 オゾン層の破壊の原因となるフロン対策の推進</b></p> <p>有害紫外線から生命を保護する大切な役割を果たしている「オゾン層」を保護するため、その破壊の原因となるフロン類の大気中への排出抑制を進めます。</p>	
	<p><b>4 国際的な環境保全活動への積極的な関与</b></p> <p>人類共通の課題である地球環境問題の解決のため、国際的な環境協力を推進します。</p>	
	<p><b>5 環境教育の推進、環境情報の提供</b></p> <p>県民一人ひとりが環境とのかかわりについて認識を深め、環境に配慮したライフスタイルに転換するよう促すため、学校や社会における環境教育の推進等を図ります。</p>	
	<p><b>6 環境に配慮した生活様式、事業活動の促進</b></p> <p>今日取り組むべき環境問題の多くは、事業者や県民の日常的な社会経済活動に起因するものであることから、環境への負荷の低減を図るため、すべての主体が環境に配慮した社会経済活動の促進を目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>環境負荷の少ない地域づくりの推進</p> <p>良好な生活環境を維持するため、事業者の事業活動や県民の生活活動に伴い発生する大気汚染物質や水質汚濁物質等の抑制に努めます。</p>	<p>1 大気環境の保全</p> <p>安全できれいな大気環境を維持するため、事業者や県民の活動に伴い発生する大気汚染物質の抑制に努め、環境基準の達成を目指します。</p>	<p>窒素酸化物排出量(自動車からの)</p> <p>自動車から排出される窒素酸化物の排出量</p>
	<p>2 河川や湖沼、海等の水環境の保全</p> <p>安全できれいな水環境を維持するため、河川や湖沼、海等の公共用水域などの環境基準や農業の水質目標値等の達成を目指します。</p>	<p>公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質</p> <p>公共用水域の全環境基準点(128地点)における生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の年間平均値の平均 (BODは河川の汚染、CODは海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標で、数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す)</p>
	<p>3 土壌汚染や地盤沈下の防止</p> <p>土壌の汚染に係る環境基準の達成と、地盤沈下の未然防止並びに進行の抑制を目指します。</p>	
	<p>4 騒音や振動の防止</p> <p>地域の静かな生活環境を維持し、騒音や振動がない快適な暮らしができるよう、事業者や県民の活動に伴い発生する騒音や振動の防止対策を推進します。</p>	
	<p>5 悪臭の防止</p> <p>さわやかな大気環境を維持し、地域の快適な暮らしができるよう、事業者や県民の活動に伴い発生する悪臭の防止に努めます。</p>	
	<p>6 ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進</p> <p>ダイオキシン類、PCB廃棄物や環境ホルモンなど環境リスクのある化学物質の低減と適正処理の推進を目指します。</p>	<p>ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)</p> <p>宮城県内における一般廃棄物の焼却処理に伴って発生するダイオキシン類の排出量</p>
	<p>7 環境負荷を減らす仕組みづくり</p> <p>良好な生活環境を維持するための規制的措置などを行うとともに、県の試験検査機関等で各種の調査研究を推進します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	自動車交通公害防止対策事業	8,431千円	「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づく各種施策の進行管理を行うとともに、県民・事業者に対する計画の普及啓発活動を行います。
2	エコドライブ運動推進事業	3,438千円	自動車交通公害対策の推進を図るために、環境にやさしい車に乗ることやアイドリング・ストップなどの「エコドライブ」を県民運動として展開します。
1	水質保全対策事業	50,702千円	公共用水域等で、水質の保全を図るため、環境基準の達成状況を把握するとともに、工場事業場の排水規制、生活排水対策等を推進します。
2	下水道整備事業(流域・公共下水道事業)	36,962,435千円	公共用水域の水質保全のため、下水道施設の整備を行います。
3	畜産環境総合整備事業	1,278,401千円	畜産に起因する環境汚染の防止を図り経営の改善を促進するため、家畜排せつ物処理施設や畜産施設周辺環境の整備を行います。
4	生物を利用した水質浄化事業	5,203千円	藻場の分布調査、藻場の水質調査、アカモクの生態系調査
5	水環境の整備事業	269,350千円	農業用排水施設を環境に配慮した良好な水辺空間とするため、護岸広場等の整備を行います。
6	松島湾リフレッシュ事業環境改善効果評価事業	1,754千円	水質モニタリング調査
7	水循環保全基本計画及び流域水循環計画策定事業	9,010千円	健全な水循環の保全のため、水循環保全基本計画の策定及び鳴瀬川流域水循環計画の策定に着手します。
1	ダイオキシン対策事業(廃棄物処理施設改善指導費)	2,767千円	廃棄物の処理に伴って発生するダイオキシン類を削減するため、廃棄物焼却施設等に対する規制・指導の強化を図ります。
2	ダイオキシン対策事業(ごみ処理広域化計画推進事業)	56千円	

政策名  政策(概要)	施策名  施策(概要)	政策評価指標名  政策評価指標(概要)
<p>豊かな自然環境の保全・創造</p> <p>多くの生物が生息している森林、河川、湖沼など多様で豊かな自然環境を保全し、かけがえのない財産として次代に継承するとともに、人と自然との豊かなふれあいの場を創出していくことを目指します。</p>	<p>1 自然公園等の優れた自然環境の保全</p> <p>優れた自然環境を将来の世代に引き継ぐため、自然公園や県自然環境保全地域などに指定された地域を守り、保全します。</p>	<p>自然環境が保護されている地域の割合</p> <p>自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域の合計面積の県土面積に占める割合 自然公園：自然公園法や県立自然公園条例に基づいて、指定される公園 県自然環境保全地域、緑地環境保全地域：県自然環境保全条例に基づき指定された地域</p>
	<p>2 身近な緑の保全・再生・創造</p> <p>潤いのあるみどり豊かな県土の創造を図るため、都市化の進展などにより減少する傾向にある緑を守り、増やすことを目指します。</p>	
	<p>3 景観・歴史的環境の保全</p> <p>優れた景観や歴史的環境を保全して、次代に継承します。</p>	
	<p>4 野生動植物の保護</p> <p>野生動植物の多様性によって健全な生態系が維持されていることを踏まえ、多様な動植物を保護し、その生育、生息環境を守ることを目指します。</p>	
	<p>5 森林の適正な管理</p> <p>水源のかん養や県土の保全、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源など、森林の持つ様々な働きを高度に、かつ、持続的に発揮させるため、健全な森林の育成を目指します。</p>	<p>民有林の人工林間伐実行面積割合</p> <p>宮城県内における民有林の中で、間伐が必要な人工林に対する間伐実施率（面積割合） （間伐：植栽した樹木が健全な森林となるよう不良木を中心に伐採し、樹木の密度を適正に保つ）</p>
	<p>6 自然とふれあう場や機会の提供</p> <p>自然に対する理解を深め、自然保護の意識をはぐくむため、自然とのふれあいの機会の充実、拡大を目指します。</p>	<p>みどりとふれあえる空間の面積（森林公園等の面積）</p> <p>森林公園の指定面積と生活環境保全林整備事業（事業主体：県）の実施森林面積の合計 森林公園：県民の森等の設置及び管理に関する条例等に基づき管理している施設 生活環境保全林：都市・市街地周辺などにおいて、保健休養の場としても利用できる、地域住民のための安全でおいしいのある生活環境を保全・創出する森林</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	栗駒山自然景観保全修復事業(雪田植生の復元)	1,585千円	土壌浸食等により荒廃している雪田植生の復元事業と乾燥化傾向にある世界谷地湿原の保全事業を推進します。
2	蔵王芝草平保全対策事業	12,756千円 (うち繰越12,756千円)	湿原内の植生踏みつけ防止及び土砂流失防止のため、高床式木道、休息デッキ、土砂防止柵等を設置します。
3	金華山森林復元事業	16,844千円 (うち繰越3,190千円)	雅樹生育面積の拡大のため、鹿による雅樹採食を防ぐ防鹿柵を設置します。
4	伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業(マコモ植栽)	1,733千円	鳥類をはじめとする、野生生物の生息環境の保全を図るため、「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」に基づき、総合的な保全対策を推進します。
5	伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業(ヨシ群落適正管理)	903千円	
6	伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業(買上地管理)	指定管理者に包括的に管理委託しているため、部分的算定不可。	
7	蒲生干潟自然再生事業	11,006千円	自然再生全体構想を策定し、干潟の保全、復元、湿地内水循環の再生、砂浜環境の保全、回復、保全活動への積極的な市民の参加を図ります。
1	豊かな森林づくり推進対策事業	922,231千円	森林の多面的な機能の高度発揮のために重要な間伐等を推進するとともに、健全で多様な森林整備を目指し、水源のかん養・県土保全、木材の安定供給など森林の持つ多面的機能の発揮を図ります。
2	くらしを守る森林整備対策事業	939,047千円	水源地の保全等公益上重要な森林である保安林の機能強化を図るため、森林整備を推進します。
3	リアスの森保全対策事業	4,995千円	松くい虫により枯損し放置された被害木の処理を実施し、南三陸国立公園における海岸線の景観の回復とともに、沿岸養殖施設等への被害を未然に防ぎます。
1	みやぎ未来の森林(七ツ森森林公園)整備事業	1,077千円	快適な生活空間を形成する上で不可欠な森林の拠点として「みやぎ未来の森林」を後世に継承するため、環境・文化資源として保全・整備を推進します。
2	みやぎ未来の森林(縄文の森等)の整備	584千円	
3	市民の川づくり支援事業	221千円	河川に関する様々な市民団体(NPO)の活動や河川を題材とした総合学習について支援します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>循環型社会の形成</p> <p>大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方は、生活の豊かさを支えてきましたが、一方では様々な環境問題を発生させてきたことから、天然資源の消費を抑制し、廃棄物を資源化・利活用して環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現を目指します。</p>	<p><b>1 廃棄物の排出量の抑制</b></p> <p>廃棄物の焼却によるダイオキシン類の発生や廃棄物の埋立処分量を減らし、環境への負荷を低減するため、廃棄物の排出量の抑制を目指します。</p>	<p>1日1人当たりごみ排出量</p> <p>県民1日1人当たりの一般廃棄物の排出量</p> <p>産業廃棄物排出量</p> <p>宮城県内で発生する産業廃棄物の排出量</p>
	<p><b>2 廃棄物の資源化によるリサイクル</b></p> <p>限りある天然資源の利用を抑制し、持続的発展を可能とする循環型社会の形成を推進するため、リサイクル関連産業の振興を図るとともに、廃棄物の資源化によるリサイクルの促進を目指します。</p>	<p>産業廃棄物再生利用率</p> <p>宮城県内で発生する産業廃棄物の再生利用される割合</p> <p>ごみのリサイクル率</p> <p>宮城県内の一般廃棄物の資源化率</p>
	<p><b>3 廃棄物の適正処理の推進</b></p> <p>良好な生活環境を維持保全し、安全で安心な生活を確保するため、廃棄物処理施設における適正な維持管理の確保や不法投棄等の未然防止など、廃棄物の適正処理の推進を目指します。</p>	<p>不適正処分された産業廃棄物の残存量</p> <p>不適正な処分がなされた1か所10t以上の、産業廃棄物の年度末の合計量（仙台市所管分を除く）。</p>
	<p><b>4 資源循環に配慮した企業活動の促進</b></p> <p>生産・流通・消費等の社会経済活動の各段階において、廃棄物を資源として循環させ、有効活用が図られる資源循環に配慮した企業活動の促進を目指します。</p>	
	<p><b>5 県民や民間団体等の自発的なリサイクル活動の促進</b></p> <p>ごみの排出抑制とリサイクルを促進するためには、県民一人ひとりによる自主的な取組が重要であることから、県民や民間団体等による自発的な活動の促進を目指します。</p>	
	<p><b>6 限りある資源の持続的な利用</b></p> <p>県民生活に欠かせない魚貝藻類や樹木などの、自然の中ではぐくまれる資源の将来にわたる持続的な利用を目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>産業技術の高度化に向けた研究開発の推進</p> <p>地域産業の活性化や競争力の強化が図られるよう、県内農林水産業や工業の技術的課題の解決や産業技術の高度化に向けた研究開発を目指します。</p>	<p><b>1 創造的研究開発の推進</b></p> <p>試験研究計画やその結果について、内部評価とともに、学識経験者等による外部評価を行い、より一層の効率性・効果性と透明性の確保に努めています。また、複数の産業分野にまたがる試験研究課題については、農業・林業・水産業・工業の各分野の試験研究機関が連携・協力を図り、即効性のある成果重視型の共同研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p><b>2 農業分野の研究開発</b></p> <p>農業・園芸総合研究所、古川農業試験場及び畜産試験場において、食料自給率の向上や、消費者の食料に対する安全・安心志向、さらには、自然環境に優しい農業生産に対する要望に応えるため、生産力の強化、高付加価値化、環境に配慮した農業の持続的発展を目指した技術開発・試験研究を推進します。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p><b>3 林業分野の研究開発</b></p> <p>林業試験場において、森林の健全な整備と持続可能な森林経営の確立及び木材関連産業の振興を技術的側面から支援するため、森林の育成管理手法、木材利用加工技術、特用林産物（きのこ等）栽培技術等の技術開発・試験研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p><b>4 水産分野の研究開発</b></p> <p>水産研究開発センター、気仙沼水産試験場、内水面水産試験場、水産加工研究所及び栽培漁業センターにおいて、本県の自然と共生した地域社会を支える活力ある水産業の発展と、安全で良質な水産物の安定供給を具現化するための、技術開発・試験研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p><b>5 工業分野の研究開発</b></p> <p>産業技術総合センターにおいて、生産拠点の海外移転など製造業を取り巻く環境が変化する中、県内製造業が国内外の競争に打ち勝ち安定した企業経営活動を確保するために、産業技術力の向上や産業人材の育成に向けた以下のような技術開発・試験研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	創造的付加価値創出型研究開発等推進事業	9,768千円	業務連携等による試験研究を推進します。 また、より一層の効率性・効果性と透明性等を確保するため、試験研究の外部評価を実施します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(農業試験研究事業)	166,767千円	農業分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(林業試験研究事業)	7,733千円	森林・林業分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。
2	森林・林業センター(仮称)整備事業	651千円	林業試験場を森林・林業・木材産業に関する研究・情報発信の拠点として整備します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(水産試験研究事業)	37,363千円	水産分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(工業試験研究事業)	28,877千円	工業分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>新成長産業の創出・育成</p> <p>宮城県における新たな経済活力の創出を促すため、医療や福祉、環境、情報などの分野で、今後急速な成長が見込める事業に新たに取り組む企業や創造的、革新的な事業展開を行うベンチャービジネスの創出・育成を目指します。</p>	<p>1 医療・福祉関連産業の創出・育成</p> <p>医療・福祉関連産業分野での新たな機器等の開発や商品化を活性化することにより、新たな医療・福祉関連産業の創出と育成を目指します。</p>	<p>医療・福祉分野における産学官共同による先端的研究成果移転件数</p> <p>県内での産学官共同研究による医療・福祉分野における先端的技術研究成果の民間企業への移転延べ件数</p>
	<p>2 環境関連産業の創出・育成</p> <p>企業による環境関連技術の実用化、事業化を支援することにより、新たな環境関連産業の創出と県内産業の環境共生型産業への転換促進を目指します。</p>	<p>環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数</p> <p>環境産業事業化計画支援事業における計画認定事業及び同環境ビジネスサロン等から立ち上がった先進的環境関連技術開発プロジェクトの事業化件数</p>
	<p>3 IT(情報技術)関連産業の創出・育成</p> <p>IT関連産業分野で、全国的な企業へと成長する潜在的能力を持つ企業を支援することにより、IT関連産業の創出と育成を目指します。</p>	<p>高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数</p> <p>事業所・企業統計の小分類で、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、電気通信業、通信器械機具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業に該当する従業員の総数を指標に採用。 「事業所・企業統計(総務省)」：5年に1度の悉皆調査で、その間に1度簡易調査が行われる。H20(測定年H18)に本調査が実施される予定。</p>
	<p>4 食関連産業の創出・育成</p> <p>多彩で豊かな食材に恵まれた宮城県の優位性を活かして、食関連産業全体の振興を図ります。また、本県から全国へ発信できる新たな食関連産業の振興を目指します。</p>	<p>新たな機能性加工食品の売上を計上した企業数</p> <p>県が行う新産業としての食ビジネス関連の付加価値増加策等により新たな機能性食品を製造し、売上を計上するに至った企業数</p>
	<p>5 その他の新成長産業の創出・育成</p> <p>自動車・マイクロテクノロジーなど成長が見込まれる産業分野での新たな技術や商品の開発を活性化することにより、県内における新産業の創出と既存産業の活性化を目指します。</p>	
	<p>6 起業家の育成</p> <p>新たな産業の担い手として、事業に必要とされる経営資源を自ら調達、準備して事業を立ち上げていくような行動力と積極性を備えた人材を育てることを目指します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	ベンチャー育成ファンド組成事業	100,000千円	新規開業等に係る資金調達支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
2	生活支援機器産業育成・支援事業	4,891千円	県内中小企業による生活支援機器の補修、フィッティングメンテナンス及び製品開発の誘導、育成・支援を行います。
1	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	100,000千円	新規開業等に係る資金調達支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
2	環境関連新技術開発支援事業	13,358千円	環境関連分野の研究開発や事業化への支援を行います。
1	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	100,000千円	新規開業等に係る資金調達支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
2	情報通信関連企業立地促進奨励金	77,714千円	県内に情報通信関連事業所を新設又は移転する企業及び県内にソフトウェアを営む事業所を新設若しくは増設又は移転する企業に対し、その事業所設置等に要する経費について、立地促進奨励金を交付します。
3	東北テクノロジーセンター運営事業	5,000千円	高度IT技術者養成機関「東北テクノロジーセンター」の運営を支援し、応用実践力を備えた高度なIT人材を育成します。
4	ITビジネス市場開拓支援事業	4,102千円	携帯電話、自動車、家電製品などの分野で市場が拡大している組込みシステムの技術者を育成し、県内IT企業のビジネス競争力強化及び市場獲得を支援します。
5	みやぎe-ブランド確立支援事業	26,749千円	本県情報産業のブランドの確立を図るため、情報産業振興戦略に掲げる5つの分野に取り組む県内IT企業の優れたビジネスプランを具現化するための補助金の交付、優れた商品の表彰やマッチング機会の提供などの販促活動の支援を行います。
6	コールセンターサポート事業	14,797千円	県内へのコールセンターの立地促進及び立地企業への安定的な人材確保を図るため、コールセンターのオペレータ養成や求職者向けの企業合同説明会等の機会を提供します。
1	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	100,000千円	新規開業等に係る資金調達支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
2	機能的食品等開発普及支援事業	1,520千円	新たな食品機能を持つ新商品の製品開発や事業化に向けた取組みを支援します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>新しい時代を担う産業人の育成</p> <p>地域産業全体の活力を高めるために、新事業への進出や創意工夫、革新に挑戦する人材の育成を目指します。</p>	<p><b>1 農林水産業の発展を担う人材の育成</b></p> <p>産業人としての自覚を持ち意欲的に農林水産業に取り組む若い就業者を確保するとともに、農林水産業の発展を担う中核的な農林水産業者の育成を目指します。</p>	<p>意欲ある農林漁業者・経営体数 ・認定農業者数</p> <p>認定農業者 農業経営のプロを目指す農業者自らが経営の一層の高度化を図るための経営改善目標（農業経営改善計画）を作成し、市町村が基本構想により 地域における担い手として認定する農業者</p> <p>意欲ある農林漁業者・経営体数 ・認定林業事業体数</p> <p>認定林業事業体数 持続可能な森林経営及び木材の安定供給推進の中核となる林業者や生産・加工事業体など、県が新たに制度を設けて認定する事業体数</p> <p>意欲ある農林漁業者・経営体数 ・専門的漁業経営体数の割合</p> <p>専門的漁業経営体数の割合 漁業経営体のうち、専門経営体、第1種兼業経営体数の全体に対する割合</p> <p>意欲ある農林漁業者・経営体数 ・新規農林水産業就業者数</p> <p>新規農林水産業就業者数 農業、林業、水産業の年間の新規就業者の合計人数を指標とする。</p>
	<p><b>2 製造業等の発展を担う人材の育成</b></p> <p>新たに事業を起こしたり新しい分野へ進出するなど、新しい時代の製造業を担うチャレンジ精神にあふれる人材の確保や育成を目指します。</p>	<p>技能検定合格者数(累計)</p> <p>職業能力開発促進法に基づき実施されている技能検定の合格者数(累計) (特級, 1級, 単一等級は厚生労働大臣名, 2級, 3級は都道府県知事名の合格証書が交付され, 「技能士」と称することができる。)</p>
	<p><b>3 商業・サービス業の発展を担う人材の育成</b></p> <p>低迷する地域中小商業・サービス業の振興の推進役となるリーダーの育成を目指します。</p>	<p>商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)</p> <p>商業・サービス業者が、自己又は自社のスキルアップを図るための研修を受講した数</p>
	<p><b>4 IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成</b></p> <p>ITの活用や環境問題などの社会経済の変化に対応できる人材の確保や育成を目指します。</p>	<p>情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数</p> <p>IT活用経営革新事業を利用し、経営革新を図るために専門家の支援を受けた企業数(累計)</p>
	<p><b>5 人材育成に必要な指導者の育成</b></p> <p>農林水産業や商業、工業を担う人材を育成するための指導者となるそれぞれの産業分野のエキスパートやリーダーを育成します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	次世代型経営体育成支援事業	1,405千円	競争力のある優れた農業経営体の育成を図るため、経営改善に取り組もうとする経営体への技術面・経営面からの支援を行います。
2	地域農業担い手育成支援事業	7,053千円	優れた経営感覚を持つ経営体の育成を行います。
3	農業法人総合支援事業	5,326千円	経営体の農業法人化を推進するため、法人指向者への法人化支援を行います。
4	農産物直売所等経営体指導事業	395千円	競争力のある産直組織等の育成を図るため、産直実践者に対する企業化研修会の開催及び経営指導を行います。
5	林業後継者育成事業(林業教室開催事業)	272千円	地域の中核的な林業従事者の育成を行うため、専門的な技術・知識を付与する研修(経営造林・林業機械・特用林産)を開催します。
6	沿岸漁業担い手活動支援事業	2,466千円	青年女性漁業者や中核的漁業者である漁業士の資質向上を図るため、経営等改善学習会や新技術習得交流事業のほか、中学生を対象とした体験学習を開催します。
7	新規就農者支援事業	37,921千円	新規就農者の確保・育成を行うため、就農支援資金の貸し付けを行います。
8	浜のマネージメント・リーダー育成支援事業	949千円	漁業経営改善制度の効果的運用と中核的漁業者の育成を図るため、「漁業経営改善制度」活用者への経営改善計画の認定支援を行います。
9	林業担い手育成対策事業(森林整備担い手対策基金事業)	17,627千円	森林整備の担い手である林業労働者の新規就業、就労安定対策及び労働安全衛生対策を図るため、労働環境、募集方法、雇用管理等の改善及び森林施業の機械化など事業の合理化計画策定等の支援を行います。
10	担い手農地情報活用集積促進事業	879千円	農地に係る流動化の情報を集約し、農業の担い手への農地集約を促進するため、耕作放棄地の増加や担い手不足が深刻な地域を中心に、農地の引き受け希望者を募集できる仕組みを構築します。
11	漁業後継者育成事業(沿岸漁業担い手グループ活動推進事業)	410千円	漁業担い手グループ活動を支援するため、青年・女性漁業者グループが実施する活動に対し支援を行います。
12	林業担い手育成対策事業(林業担い手育成確保対策事業)	2,152千円	地域林業の中核的担い手となる林業技術者を確保・育成するため、専門的な技術・資格取得に必要な実践的な研修を開催します。
13	新みやぎの農業教育訓練システム整備事業	755千円	農業実践大学校における教育内容の見直しと所要の体制整備を行います。
1	公共職業訓練推進事業	350,868千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	企業における職業能力開発促進事業	37,869千円	職業能力開発関係機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともに、キャリア形成を支援します。
3	研修事業	3,649千円	工業分野における人材育成を支援するため、専門技術に関する各種研修を実施します。
1	地域商業活力創造事業(若手マネージャー等実践研修)	795千円	事業者による自店の経営改善や商店街のにぎわいづくり、経営革新への取組等を支援し、地域商業の活性化を図る。
2	地域商業活力創造事業(中小企業大学校仙台校が実施する研修事業)	4,710千円	
3	地域商業活力創造事業((財)みやぎ産業振興機構が実施する実践経営塾)	9,687千円	
4	地域商業活力創造事業((財)みやぎ産業振興機構が実施する起業家育成講座)	6,377千円	
1	IT活用経営革新支援事業(H16年度から県中小企業支援センター事業へ組替)	1,203千円	高度情報社会の進展に伴い、本県既存産業の競争力の維持・回復を図るため、ITと経営の専門家の派遣により企業のIT活用戦略を支援し、地域企業の経営革新を推進します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>高度な産業技術の普及推進</p> <p>各種試験研究機関における研究成果や調査・収集した技術情報等について、地域に密着した普及活動を効果的に展開し、高度な産業技術を地域産業へすみやかに移転することを目指します。</p>	<p><b>1 普及活動を推進する専門的技術者の養成</b></p> <p>農林水産業や工業に関する技術的な課題の解決や新たな技術導入などを支援する普及指導員などの指導水準、指導能力の向上を図ります。</p>	
	<p><b>2 普及を推進する施設の整備</b></p> <p>試験研究成果や新たに紹介された技術について、生産者や企業が実際に体験や試作ができる機能的な施設の整備を目指します。</p>	
	<p><b>3 早く確実な技術移転</b></p> <p>農林水産業、工業の生産者や企業が新技術の導入が容易に行えるよう、それぞれの分野の特徴に合った方法を工夫しながら、より速く確実な技術の移転を目指します。</p>	
	<p><b>4 技術に関する情報の迅速な提供</b></p> <p>生産者や企業が必要とする技術に関する多様な情報を迅速で的確に提供することを目指します。</p>	
	<p><b>5 各産業分野の課題やニーズの適切な把握</b></p> <p>農林水産業や工業の発展のために必要な技術を効率的・効果的に開発し着実に普及するため、それぞれの分野での課題や多様なニーズを速やかに正確に把握することを目指します。</p>	
	<p><b>6 産学官連携による技術の普及</b></p> <p>県、大学等の研究機関と地元企業など、産学官連携による技術の普及を目指します。特に、企業のものづくり基盤技術の高度化を図るため、県内の学術研究機関が連携し、技術相談・支援やものづくり開発を進める研究会などへの支援を行っています。</p>	<p>先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数</p> <p>石巻専修大学、一関工業高等専門学校、仙台電波工業高等専門学校、東北学院大学、東北工業大学、東北職業能力開発大学校、東北文化学園大学、宮城教育大学、宮城工業高等専門学校、宮城大学の各校における産学連携グループ(研究会等)の設置数</p>



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出</p> <p>農林水産業や商業などの産業分野を越えた連携、消費者のニーズに対応した新しい地域製品の開発、観光資源の創出、情報発信など地域資源を総合的に活かした地域産業の振興を目指します。</p>	<p>1 農林水産物の付加価値の向上</p> <p>県内の農林水産物を活用した新たな商品開発や生産者自身による加工・販売など、付加価値を高めることにより、農林水産業の生産・販売額の向上を目指します。</p>	<p>アグリビジネス経営体数</p> <p>年間販売額1億円以上の農業経営体の数</p>
	<p>2 農林水産業や観光産業などの産業間の連携</p> <p>地域の自然環境や農林水産業の特色を活かし、新たな観光に結びつけるなど、地域産業を育成するため、農林水産業と観光産業の連携を目指します。</p>	<p>地域資源活用事業創出件数</p> <p>地域の農林水産物を生かした新たな事業及び地域の環境を生かした新たなレクリエーションや観光事業の創出件数</p>
	<p>3 地域資源を活用した観光産業の振興</p> <p>地域の歴史や文化、豊富な食材、祭り、イベントなどの地域資源を活用した観光産業の振興を目指します。</p>	<p>観光客入込数</p> <p>県内市町村観光地点の年間観光客入込総数</p>
	<p>4 地域間の連携による地域産業の育成</p> <p>地域間や分野間の交流や連携により、これまで地域ごと、分野ごとに培われてきた起業化のための知識や経験、商品開発のアイデアや技術を融合し、新しい産業の育成を目指します。</p>	
	<p>5 地域資源を活用するための情報集積・情報提供</p> <p>地域の生産物・商品・観光などの地域資源の活用に向け、消費者ニーズの的確な把握と情報の収集を行うとともに、これら地域資源の積極的な情報提供ができる環境づくりを目指します。</p>	
	<p>6 農林水産業者、商工業者、NPOなどによる地域ネットワークの形成</p> <p>地域産業の活性化を図るため、地域の事業者、NPO、ボランティアなど関係機関が連携し、地域資源の活用に向けた組織づくりや異業種間の人的交流などによるネットワークづくりを目指します。</p>	
	<p>7 魅力ある商店街づくりによる商業の振興</p> <p>人々の日常の買い物の場となっている商店街をきれいで明るい空間に整えたり、人々が集える場所や買い物をしやすい仕組みをつくり、買い物に行きたくするような商店街づくりを目指します。</p>	<p>中心市街地活性化基本計画策定市町村数及びTMO認定数</p> <p>中心市街地活性化法に基づく「中心市街地活性化基本計画」を策定した地区数及びTMO（タウンマネージメント機関）の認定数</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	新世代アグリビジネス総合推進事業	20,114千円	年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体の育成を図るため、発展段階に応じた経営支援および食関連企業とのビジネスマッチング等を行います。
2	アグリビジネス支援事業(企業のアグリビジネス経営体育成支援事業)	0千円	アグリビジネス(消費者ニーズをとらえ、生産と加工・販売等を組み合わせた高付加価値農業)を推進するため、生産・加工・販売に至る総合的な整備計画の策定や推進体制の整備等を支援します。 また、第1次産業に加え、第2次・3次産業の関係機関を含めた支援機関と県による総合的な支援体制の構築を図ります。
	アグリビジネス支援事業(ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業)	994千円	
	アグリビジネス支援事業(アグリビジネス創造型生産基盤整備支援事業)	2,000千円	
	アグリビジネス支援事業(グリーン・ツーリズム推進活動事業)	1,350千円	
3	グリーン・ツーリズム促進支援事業	6,436千円	グリーン・ツーリズムの普及により、モデル地域の農林漁業の活性化を図ります。
1	地域産業振興事業	25,374千円	地域資源を活かして産業活動の活性化や産業創出を図ります。
2	みやぎ「海・山・大地の恵み」総合事業(地域産業活性化支援事業)	7,780千円	本県の豊かな海・山・大地で育まれた地域資源を活用したコミュニティー・ビジネスの形成及び産業間連携の促進を図るため、専門家の派遣や事業を具体化するための助成を行うことにより、地域産業の新たな展開を目指します。
3	コミュニティビジネス経営体育成事業	397千円	県及び地域の推進体制整備、地域資源活用と産業間連携によるモデル経営体の育成を行います。
4	山の幸振興総合対策事業	10,653千円	原木・菌床しいたけの県内シェアを確保及び「ユナイテッド」きのこの消費拡大を図るため、高品質で効率的生産が可能な椎茸や、各種「ユナイテッド」きのこの生産施設整備などを行います。
5	地域資源観光化事業	688千円	地域の観光資源を現地確認し、各種メディアに情報提供を行う。
6	個性派野菜(ブントレラ)ブランド化促進事業	993千円	個性派野菜(ブントレラ)について、農業・園芸総合研究所の技術力及びローマ県との交流を生かした適正な栽培指導により、品質の向上を図ります。 HP・ブログ・各種イベント等の活用による情報発信、シェフ研修会、試食会などによる認知度向上を図ります。
1	観光立県みやぎ戦略推進事業	6,269千円	「みやぎ観光戦略プラン」策定、観光動態調査の完成
2	みやぎの観光イメージアップ事業	3,200千円	新球団誕生などにより、知名度を向上させた「宮城」のイメージを活かし、本県への観光客の誘致を促進します。
	外国人観光客誘致促進事業	7,021千円	定期便が就航し、かつ本県の観光客数が多い韓国、台湾及び中国を対象に重点的に観光客誘致促進を図ります。
	観光情報案内システム整備事業	524千円	県内約百か所のガソリンスタンド及び観光情報案内所(市町村観光案内所、中核観光施設等)等を「スマイルあつたか宮城ミニ観光案内所」として指定し、本県を訪れる観光客に対して観光マップの配布等により観光情報を提供し、ホスピタリティーの向上に努めます。
	インターネット観光情報提供事業	3,854千円	観光情報をインターネットで提供し、誘客に努めます。
	面白山・刈田岳・硯石線登山道整備事業	14,000千円	県内観光地における観光施設の整備を進めます。
	3	地域資源観光化事業(再掲)	688千円
4	観光客誘致ステップアップ事業	4,000千円	「新規旅行市場の開拓」と「開拓後間もない旅行市場への強化」のため、香港及びタイを対象に現地国際旅行博覧会へ出展し、現地旅行関係者等へ本県の観光資源を紹介し商品造成の動機付けを図ります。また、香港テレビ局を招請し、本県の観光資源を取材させ、現地放映を通じて観光旅行の動機付けを図ります。
5	民間主導型国内観光客誘致対策連携事業費	3,393千円	国内の主要な市場である首都圏・関西・中京を中心に民間と共同で観光キャラバンを展開するとともに、一般消費者への広告PRを行います。
1	地域商業活力創造事業(商店街魅力アップ総合支援事業)	519千円	商店街の魅力向上のため、商店街の活性化を図るためのソフト事業に対し助成します。
	地域商業活力創造事業(中心市街地商業活性化支援事業)	2,237千円	中心市街地の活性化を図るため、中心市街地の活性化を図るためのソフト事業に対し助成します。
	地域商業活力創造事業(商店街魅力アップ総合支援事業)	1,499千円	TMOの経営安定のため、TMOの事業基盤確保事業に対し助成します。
	地域商業活力創造事業(商店街魅力アップ総合支援事業)	0千円	中心市街地の活性化を図るため、TMOや行政を対象に研修会等を実施します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>消費者ニーズに即した産業活動の展開</p> <p>多様化する消費者ニーズに対応し、流通現場の目線に立った県産農林水産物の生産と販売力の向上を目指します。</p>	<p><b>1 米、麦、大豆の高品質化と低コスト化</b></p> <p>産地間の競争を勝ち抜き、消費者に選択される高品質で安心・安全な米、麦、大豆の低コストによる生産を目指します。</p>	<p>みやぎ産品認知度・シェア (農畜産物(生産額20億円以上の品目数))</p> <p>農畜産物：生産額20億円以上の品目数</p>
	<p><b>2 野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上</b></p> <p>稲作の比重が大きい本県農業をよりバランスのとれたものとするため、野菜、花き、果樹、肉牛などのブランドの確立、生産性の向上、販路拡大を目指します。</p>	<p>みやぎ産品認知度・シェア (農畜産物(生産額20億円以上の品目数))</p> <p>農畜産物：生産額20億円以上の品目数</p>
	<p><b>3 県産木材のブランド化と品質の向上</b></p> <p>住宅を建築する際に、消費者が安心して使用できる木材の提供と販路の拡大を図るため、県産木材の品質向上とブランド化を目指します。</p>	<p>安心・安全なみやぎ産品の供給量 (優良みやぎ材(品質規格基準適合製材品)出荷量)</p> <p>優良みやぎ材出荷量：県産スギ材のうち、品質規格基準適合製材品「優良みやぎ材」の出荷量</p>
	<p><b>4 県産水産物のブランド化と品質の向上</b></p> <p>生産者自らがマーケティング活動を展開し、多様化する消費者ニーズや流通形態に対応した県産水産物のブランド化と品質向上による、販路・シェアの拡大を目指します。</p>	<p>みやぎ産品認知度・シェア (水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))</p> <p>水産物：仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア</p> <p>水産加工品品評会受賞品の継続製造・販売品目数</p> <p>毎年、水産加工品品評会を開催しており、そこで受賞した水産加工品が継続して製造・販売している品目数</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	競争力のある7水田農業確立推進事業(宮城県米づくり推進事業)	2,897千円	激化している産地間競争に勝ち抜き、水田における主要農作物の安定供給を図るため、機械等の導入や技術支援、生産基盤の整備等を行います。また、基幹となる稲作と転作を組み合わせさせた良品質麦・大豆の生産促進に向けたハード面・ソフト面での支援を行い、生産性の高い水田農業を確立します。
	競争力のある水田農業確立推進事業(土地利用型作物に係る農業生産総合事業)	355千円	
	競争力のある水田農業推進事業(経営体育成基盤整備事業)	13,465,171千円	
2	みやぎの水田農業改革支援事業(水田営農条件整備事業、ビジョン達成支援事業)	84,539千円	需要に応じた米の生産を図りながら、水田における麦・大豆等の本作化に必要な機械・施設等の条件整備や高位生産への取組を支援します。
3	米ビジネス推進事業(需要創出支援)	645千円	オリジナルブレンド米「みやぎっ娘」の需要拡大と、新形質米を活用した商品アイテム開発を支援します。
3	米ビジネス推進事業(リモートセンシング導入事業)	15,705千円	リモートセンシング精度の向上や「プレミアムひとめぼれ宮城吟撰米」の創出による県産米のブランド力強化を図ります。
	米ビジネス推進事業(みやぎ米情報ネット整備事業)	11,447千円	水稻の生産情報や流通販売情報の提供により、需要に対応した宮城米の生産を図ります。
	米ビジネス推進事業(気象変動対応稲作推進事業)	944千円	水稻直播栽培の技術向上及び定着により、稲作経営の安定と産地としての安定供給を図ります。
	米ビジネス推進事業(気象変動対応稲作推進事業[再掲])	944千円	晩期栽培を推進し、気象変動リスクの分散により米の品質向上と安定生産を図ります。
4	地域営農システム推進支援事業	1,545千円	地域営農システムの普及啓発と構築支援により、地域の合意形成促進を図ります。
5	麦・大豆ビジネス推進事業	3,343千円	生産技術の向上研修会の開催、作況試験、生育調査ほの設置、実需者ニーズ調査を行い、高品質な麦・大豆の安定生産と供給を図ります。
1	みやぎの園芸・畜産強化推進事業(山の幸振興総合対策事業)(再掲)	10,653千円	生産施設・機械の整備、技術支援等の総合的な支援、普及啓発を通して、施設栽培への取組を促進し、高品質で周年生産が可能な野菜・花き・果樹産地拡大、特用林産物の生産・流通・販売の強化を図ります。また、肉用牛の雄牛側と雌牛側の双方から組織的な改良を実施し、特色ある牛づくりを推進します。  県内で生産された良質な農林水産物を主原料としてつくられた特産品を県が認証する制度を通じ、農林水産業と食品産業の振興を図ります。
	みやぎの園芸・畜産強化推進事業(園芸特産重点強化整備事業(養蚕経営合理化対策))	203千円	
	みやぎの園芸・畜産強化推進事業(21世紀みやぎの牛づくり活性化事業(肉用牛集団育種推進事業))	350,232千円	
	みやぎの園芸・畜産強化推進事業(地域特産品認証事業)	551千円	
	みやぎの園芸・畜産強化推進事業(野菜価格安定対策事業)	45,248千円	
2	みやぎの野菜ブランド化推進事業	3,073千円	本県園芸作物のブランド化を図るため、ブランド化研究会等を開催します。
3	園芸特産戦略産地育成事業	3,020千円	園芸特産産地の維持・拡大による園芸産出額の増加を図るため、会議、研修会、現地実証等を行います。
4	アグリビジネス支援事業(ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業)(再掲)	994千円	アグリビジネス(消費者ニーズをとらえ、生産と加工・販売等を組み合わせた高付加価値農業)を推進するため、生産・加工・販売に至る総合的な整備計画の策定や推進体制の整備等を支援します。また、第1次産業に加え、第2次・3次産業の関係機関を含めた支援機関と県による総合的な支援体制の構築を図ります。
5	みやぎの養液栽培普及推進事業	1,168千円	宮城県養液栽培システム導入経営体の経営安定化や養液栽培の普及推進を図るため、宮城県養液栽培モデル経営体の支援や夏秋栽培の低コスト生産システムの現地実証等を行います。
1	県産品販売促進支援事業(みやぎブランド材流通強化対策事業)	4,866千円	県産品生産者・販売事業者等のマーケティング力向上のための主体的な活動を資金面で支援するとともに、水産物、県産材などのブランド化、生産技術の向上、情報発信力の強化、農林水産品、加工食品等の展示販売イベント等を通して、県産品の認知度向上、販売・消費拡大を図る。 (高品質県産材「みやぎブランド材(品質基準適合製材品)」の生産・流通の確立と、新用途開発など新たな県産材の需要拡大の促進により、県産品の販売強化を図る。)
2	県産品販売促進支援事業(みやぎ木づかいモデル創造事業)	4,012千円	
3	県産品販売促進支援事業(「もっともっと・みやぎの間伐材」流通拡大対策事業)	7,228千円	
4	安心・安全みやぎ材利用促進事業(木とのふれあい促進事業)	1,722千円	
1	県産品販売促進支援事業(みやぎの水産加工振興対策事業)	1,164千円	県産品生産者・販売事業者等のマーケティング力向上のための主体的な活動を資金面で支援するとともに、水産物、県産材などのブランド化、生産技術の向上、情報発信力の強化、農林水産品、加工食品等の展示販売イベント等を通して、県産品の認知度向上、販売・消費拡大を図る(市場ニーズの把握力や商品企画力の向上のため、事業者の主体的な活動を支援するとともに、県産品の情報発信機能の強化を図る。)
2	みやぎの水産物トップブランド形成事業	4,304千円	市場関係者や生産者団体の連携の強化と、本県水産物のブランド化や販路拡大の取組を推進するため、「カツオ」「マグロ」等ブランド魚の創出や、養殖魚を主体とした水産物を対象とした各種イベントの実施を行います。
3	みやぎおさかな12つき提供事業	771千円	仙台近郊において旬の県産水産物を提供する場所を創出・PRするための仕組みづくりを行います。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
	<p><b>5 有機農産物等の生産</b></p> <p>農業のもつ自然循環機能を活かして、環境にできるだけ負荷をかけずに、消費者の求めている安全・安心志向に対応した有機農産物などの生産を目指します。</p>	<p>環境保全型農業に取り組む農家数の割合及び県認証制度、エコファーマー等取組農家数の割合</p> <p>2000年現在の慣行栽培における化学肥料(窒素成分)及び化学合成農薬の単位面積当たり使用量を基準とし、県内の販売農家のうち、これら肥料又は農薬を慣行以下に抑え、環境保全型農業に取り組んでいる農家数の割合</p>
	<p><b>6 安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化</b></p> <p>消費者が求めている安全で安心な食材や食品の生産と流通の確保を図るため、農林水産物や食料品の品質の向上と衛生管理の高度化を目指します。</p>	<p>安心・安全なみやぎ製品の供給量 (HACCP方式等高度衛生管理導入施設数)</p> <p>HACCP方式等高度衛生管理導入施設数：製造工程の中で、どのような危害をどこで制御できるかを見極め、危害制御のための重要な管理点を頻繁に監視・記録することにより、食品の衛生管理を行う食品衛生管理方式を導入した施設数</p> <p>安心・安全なみやぎ製品の供給量 (県産牛の出荷頭数)</p> <p>県産牛の出荷頭数：県産牛のと畜場(仙台、米山、東京)への出荷頭数</p>
	<p><b>7 県産品の流通・販売の促進</b></p> <p>消費者ニーズや市場における評価を的確に把握しながら、県産品のPR活動やブランド化を進め、消費の拡大と販路の拡大を目指します。</p>	<p>みやぎ産品認知度・シェア (農畜産物(生産額20億円以上の品目数))</p> <p>農畜産物：生産額20億円以上の品目数</p> <p>みやぎ産品認知度・シェア (水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))</p> <p>水産物：仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア</p> <p>みやぎ産品認知度・シェア (木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率))</p> <p>木材：県の製材用木材需要量に占める県産材率</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決 算 額	事業(概要)
1	人と環境にやさしい農業推進事業(土づくり推進事業)	3,261千円	農業の持つ自然循環機能を活かし、環境と調和した持続的な農業への転換を図るため、地域有機質資源である堆きゅう肥等を活用した土づくりを基本とした技術指導、普及啓発を推進するとともに、無農薬・無化学肥料栽培農産物等に係る認証制度を運営するなど、有機農産物等の生産を支援する「人と環境にやさしい農業」の普及・定着を図ります。
	人と環境にやさしい農業推進事業(みやぎの有機農業等推進事業(環境にやさしい農業定着促進事業))	7,175千円	
	人と環境にやさしい農業推進事業(資源循環型畜産確立対策事業)	980千円	
2	エコファーマー支援普及事業	1,236千円	セミナー等を通じて環境保全型農業を呼びかけ、環境保全型農業に取り組もうとする農業者をエコファーマーとして県が認定します。
1	安全・安心みやぎの食品品質管理対策事業(有用貝類毒化監視対策事業)	4,432千円	農林水産物や食料品の生産過程での品質・衛生管理の向上を支援するとともに、有用貝類の安全供給のための調査・研究の実施、米・麦・大豆の生産・流通体制の整備(トレーサビリティの確立)に向けた普及啓発、関係機関への支援など、本県の食関連産業における食材や食品の安全性の確保と競争力の強化を図ります。
2	牛海綿状脳症(BSE)対策事業(家畜伝染病予防事業)	54,891千円	安全な牛肉等の提供のため、15年4月からの24か月齢以上の死亡牛に対する全頭検査に対応した体制の整備や畜産経営の安定に向けた利子補給を実施するなど、安全・安心できる牛肉等の流通を促進し、本県畜産業の競争力の強化を図ります。
3	水産物産地衛生管理定着事業	1,470千円	産地魚市場及び水産加工場における衛生管理体制の定着を図ります。
4	養殖水産物ブランド化推進・強化事業	11,803千円	消費者への安全安心な貝類供給のため、浄化処理施設の普及を図ります。
5	生がき安全安心対策事業	8,316千円	消費者への安全安心な貝類供給のため、ノロウイルス対策を行います。
6	野菜衛生管理生産規範推進事業	1,436千円	野菜生産における衛生管理の実践のためのモデル実証ほの設置を支援します。
1	みやぎいいモノテクノフェア開催事業	4,500千円	ビジネスマッチングの場とする商品展示会「いいものテクノフェア」と製品開発意欲の喚起と市場開拓を目的とした「みやぎものづくり大賞」の開催を支援します。
2	みやぎのおいしい「食」ブランド化戦略事業	679千円	「食王国みやぎ」のテーマのもと本県「食」に関する基本イメージを集約し、トップセールス商品などの県産品と共に全国に情報発信することで本県「食」のアピール力とイメージを高めることを内容としたブランド化戦略推進方針を策定します。
3	食料王国みやぎ総合推進事業(食料王国みやぎ創造事業)	7,604千円	多彩で豊かな食材に恵まれた本県の優位性を生かして、食に関連した情報ネットワークの整備や食に関するイベントの開催、地域の資源を活用した料理・食材の開発・PRなどを行い、食関連産業の振興を図ります。また、「食」に着目したユニバーサルデザインの視点を広く定着させるための研究会等の開催、他県に先駆けた次世代型食品の開発支援を行います。さらに、県内の食材の学校給食における利用拡大を図ります。
4	みやぎの水産物トップブランド形成事業(再掲)	4,304千円	市場関係者や生産者団体の連携の強化と、本県水産物のブランド化や販路拡大の取組を推進するため、「カツオ」「マグロ」等ブランド魚の創出や、養殖魚を主体とした水産物を対象とした各種イベントの実施を行います。
5	みやぎまるごとフェスティバル	9,000千円	県産品の展示即売、製作実演等により、県産品の消費拡大及び認知度向上を図ります。
6	首都圏県産品販売等拠点運営事業	156,932千円	県内で物産品を製造・販売している企業に対して、首都圏での試験販売、情報の収集等販路拡大に向けた支援を行うための拠点を整備し、県内産品の販売促進による県内産業の振興を図ります。
7	学校給食地場野菜等利用拡大事業	1,576千円	県内各地域で生産・加工・出荷される食材の学校給食における継続的な利用推進のためのシステムを構築します。
8	安心・安全みやぎ材利用促進事業(流域林業活性化対策事業)	2,493千円	みやぎブランド材(品質基準適合製材品)の加工・流通体制の整備を促進するとともに、木材の利用推進活動等を実施します。(木材生産におけるコスト削減に向けたシステムづくりや木材関連業界のネットワーク化の推進に対して助成することにより、県産材の利用促進を図り、県産材率の向上を推進します。)
9	県産品販売促進支援事業(みやぎの水産加工振興対策事業)	1,164千円	県産品生産者・販売事業者等のマーケティング力向上のための主体的な活動を資金面で支援するとともに、水産物、県産材などのブランド化、生産技術の向上、情報発信力の強化、農林水産品、加工食品等の展示販売イベント等を通して、県産品の認知度向上、販売・消費拡大を図ります。(市場ニーズの把握力や商品企画力の向上のため事業者の主体的な活動を支援するとともに、県産品の情報発信機能の強化を図ります。)
10	食べらみやぎ事業	2,520千円	県産食材を使用した料理コンテストを実施し、意欲ある食産業者を育成するとともに、宮城の食材をPRします。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>産業の生産性の向上と集積による生産力の強化が図られるよう、農林水産業や製造業などに必要な道路や港湾、漁港等の生産基盤の整備を目指します。</p>	<p><b>1 ほ場整備等農業に必要な基盤の整備</b></p> <p>農業の生産性の向上や農業経営の規模拡大、担い手の育成や確保等を図りながら、次世代に継承する食料生産基盤の整備を行います。</p>	
	<p><b>2 漁港、漁場等水産業に必要な基盤の整備</b></p> <p>水産物を安定的に供給するため、漁港における安全性、機能性、快適性の確保と漁場における水産資源の維持増大のために、防波堤の設置などの漁港の整備や人工魚礁の設置などの漁場の整備を目指します。</p>	
	<p><b>3 林道など林業に必要な基盤の整備</b></p> <p>適切な森林整備と林業経営のコスト削減を図るため、林道の開設など必要な基盤整備を目指します。</p>	
	<p><b>4 企業活動に必要な工業団地等の基盤整備</b></p> <p>新しい事業の創出や企業立地による産業振興や雇用機会の確保を図るため、関係機関と連携して、工業団地や業務団地などの造成及びその周辺の基盤整備を目指します。</p>	
	<p><b>5 戦略的な企業誘致</b></p> <p>県内への産業の集積を進め、県民所得の向上や雇用の場を創出するため、産学官が連携した戦略的な企業誘致を目指します。</p>	<p>全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合</p> <p>先端技術産業を戦略的に集積し、地域産業の振興を図る。 先端技術産業：租税特別措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工業（超精密プラスチック製品製造業、半導体基板材料製造業など24分類）</p>
	<p><b>6 物流、情報通信、エネルギー等産業活動に必要な基盤の整備</b></p> <p>産業活動を円滑に行うための基盤の充実を目指します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	先端技術企業誘致事業	0千円	最先端技術産業の集積を図るため、県外からの新規立地企業が行う大学との共同研究事業に助成を行う等戦略的な誘致を促進し、地域の産業振興及び雇用機会の拡大を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化</p> <p>農林水産業や製造業などの経営者が、時代のニーズを的確に捉え、戦略的な経営を展開できるよう、経営基盤の整備・強化を目指します。</p>	<p><b>1 農業における経営基盤の強化</b></p> <p>農業生産活動の活性化と安定した農業経営を図るため、農業経営者の経営管理能力向上のための支援や農業制度資金の活用などによる経営の体質強化、農協組織の財務基盤の強化を目指します。</p>	
	<p><b>2 林業における経営基盤の強化</b></p> <p>林業生産活動の活性化と安定した林業経営を図るため、県内の林業経営者の経営管理能力向上のための支援や林業制度資金の活用などによる経営の体質強化、森林組合の財務基盤の強化を目指します。</p>	
	<p><b>3 水産業における経営基盤の強化</b></p> <p>漁業生産活動の活性化と安定した漁業経営を図るため、県内の漁業経営者の経営管理能力向上のための支援や水産業制度資金の活用などによる経営の体質強化、漁協組織の財務基盤の強化を目指します。</p>	
	<p><b>4 中小企業の経営基盤の強化</b></p> <p>安定した企業経営を図るため、県内の中小企業経営者の経営管理能力の向上のための支援や中小企業制度資金の活用などによる経営の体質強化を目指します。</p>	<p>製造品出荷額</p> <p>中小企業（4人以上300人未満の事業所）における製造品出荷額</p>
	<p><b>5 国際化への対応</b></p> <p>進展する経済のグローバル化に対応するため、海外取引の支援、ビジネスチャンスの創出、海外情報の提供、海外への観光PR等地域の産業経済の国際化を目指します。</p>	<p>国際経済コンサルティングの利用事業所数</p> <p>国際経済課における国際経済に関するコンサルティングの利用事業所数</p> <p>宮城県の貿易額</p> <p>宮城県内（仙台塩釜港、石巻港、気仙沼港、仙台空港）の合計貿易額</p>
	<p><b>6 農協、漁協、商工会等産業関係団体の育成</b></p> <p>県内産業の健全な発展を図るため、農協、漁協、森林組合など農林水産団体の経営基盤の強化と、小規模事業者、事業協同組合等の育成強化に努める商工会、商工会議所、中小企業団体中央会など商工団体の組織基盤の強化を目指します。</p>	
	<p><b>7 経営診断等の専門的人材の育成</b></p> <p>県内産業の健全な発展を図るため、農協、漁協、森林組合や中小企業の経営の診断に関する知識、手法を修得し、適切な経営改善を指導できる専門的人材の育成を目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進  情報化や技術革新の進展など、産業を取り巻く環境の変化に対応した高度で専門的な技術や技能を身につけることができるよう、職業能力開発のための環境づくりや体制づくりを目指します。	<b>1 IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発</b>  IT(コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術)などその時代に求められる新たな技術や技能を、勤労者やこれから就職をしようとする人それぞれが身につけることができる環境づくりを目指します。	県の支援による職業技術向上者数  公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修員数
	<b>2 より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制</b>  めざましい技術革新の進展に 대응するために高度な技術や技能を、勤労者やこれから就職をしようとする人それぞれが身につけることができる職業訓練の体制づくりを目指します。	県の支援による職業技術向上者数  公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修員数
	<b>3 職業能力開発のための施設、設備の充実</b>  産業や雇用のニーズに対応した高度で専門的な技術や技能を身につけるために必要な訓練施設の整備や訓練用機器などの設備の整備を目指します。	県の支援による職業技術向上者数  公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修員数
	<b>4 高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成</b>  高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の確保や育成に向けて、指導者研修などにより、指導力の向上を目指します。	県の支援による職業技術向上者数  公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修員数
	<b>5 企業内における職業能力開発の推進</b>  企業の活力ある発展と従業員の充実した就業活動を促すために、企業が計画的、継続的に従業員の能力開発を実施する環境づくりを目指します。	県の支援による職業技術向上者数  公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修員数
	<b>6 個人が自ら職業能力開発できる環境整備</b>  それぞれの産業分野を担う人材が、自ら行う産業人としての能力開発を支援する仕組みづくりを目指します。	県の支援による職業技術向上者数  公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修員数
	<b>7 熟練技能者の能力の活用・継承</b>  本県の産業の発展を担ってきた優れた熟練技能者の能力の積極的な活用を図るため、熟練技能者の社会的認知と後世への技能の継承を目指します。	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	公共職業訓練推進事業(再掲)	350,868千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	37,869千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
1	公共職業訓練推進事業(再掲)	350,868千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	37,869千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
3	新林業機械作業システム技術者養成事業	1,755千円	高性能林業機械を活用し、伐採から育林まで一貫した新たな作業システムを確立していくための実践的・全体的な施業管理技術を備えた技術者を育成します。
1	公共職業訓練推進事業(再掲)	350,868千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	37,869千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
1	みやぎ農業未来塾	1,053千円	認定農業者等の農業技術向上を図るため、農業経営の発展段階に応じた研修教育を実施します。
2	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	37,869千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
3	新林業機械作業システム技術者養成事業(再掲)	1,755千円	高性能林業機械を活用し、伐採から育林まで一貫した新たな作業システムを確立していくための実践的・全体的な施業管理技術を備えた技術者を育成します。
1	公共職業訓練推進事業(再掲)	350,868千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	37,869千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
1	公共職業訓練推進事業(再掲)	350,868千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	みやぎ農業未来塾(再掲)	1,053千円	認定農業者等の農業技術向上を図るため、農業経営の発展段階に応じた研修教育を実施します。
3	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	37,869千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
4	新林業機械作業システム技術者養成事業(再掲)	1,755千円	高性能林業機械を活用し、伐採から育林まで一貫した新たな作業システムを確立していくための実践的・全体的な施業管理技術を備えた技術者を育成します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>雇用の安定と勤労者福祉の充実</p> <p>勤労者が安心して仕事を続けられるよう雇用の安定を図るとともに、働きやすい職場を作るための制度や福利厚生等の充実を目指します。</p>	<p><b>1 雇用の創出</b></p> <p>企業の育成や誘致により魅力的な働く場を生み出すとともに、女性や高齢者、障害者などで働く意欲のある方々が雇用され、就業できるようになることを目指します。</p>	<p>緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)</p> <p>当該事業を実施することにより、求職活動を行っている者が新たに雇用された人数(累計)</p>
	<p><b>2 労働者の業種間の円滑な移動</b></p> <p>構造的な失業の発生を避けるため、雇用の回復がなかなか見込めない業種で働く方々が、成長している業種にスムーズに移動できる体制づくりを目指します。</p>	
	<p><b>3 勤労者福祉の充実</b></p> <p>勤労者が、ゆとりを持って仕事と家庭を両立させ、地域での様々な活動もできるような環境づくりを目指します。</p>	
	<p><b>4 女性が働きやすい環境の整備</b></p> <p>働く女性の福祉の向上のため、働きやすい環境づくりを目指します。</p>	<p><b>育児休業取得率</b></p> <p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく男女別の育児休業取得率 育児休業取得率：育児休業取得可能な労働者に占める実際に取得した労働者の割合</p> <p><b>ファミリー・サポート・センターの設置箇所数</b></p> <p>ファミリー・サポート・センターは地域において、育児援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織であり、勤労者の仕事と家庭の両立を支援する制度である。</p>
	<p><b>5 高齢者の雇用・就業機会の拡大</b></p> <p>急速に高齢化が進む中で、年齢にかかわらず働き続けることができるよう高齢者の雇用・就業機会の拡大を目指します。</p>	<p><b>シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率</b></p> <p>シルバー人材センターは、60歳以上の会員に対して、臨時的、短期的な就業の機会を提供する公益法人である。設置率は、このセンター数を市町村数で除し、百分率表示したものであり、県内へのセンター事業の普及状況を見ることができる。</p>
	<p><b>6 障害者の多様な就業対策</b></p> <p>障害者が日常の社会でいきいきと働きながら地域で暮らせる体制づくりを目指します。</p>	<p><b>障害者雇用率</b></p> <p>一般の民間企業における障害者の雇用率</p>
	<p><b>7 新規学卒者の就職対策</b></p> <p>新規に大学や高校などを卒業する方が、希望する職業に就けるような体制づくりを目指します。</p>	<p><b>新規高卒者の就職内定(決定)率</b></p> <p>就職を希望する新規高卒者の就職内定(決定)率</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	雇用創出促進事業(工場再活用等雇用創出促進事業)	500千円	景気の長期低迷に伴い失業者の増加が予想されることから、中小企業への低利融資による経営安定化対策等による各雇用の創出や再就職促進策を講じ、雇用の維持及び雇用・就労の促進を図ります。
2	雇用創出促進事業(みやぎ雇用創出対策事業)	2,800千円	
3	雇用創出促進事業 (中小企業金融対策事業)	72,300千円	
4	中小企業再生支援事業(中小企業再生支援協議会運営費補助事業)	6,599千円	現下の厳しい経済情勢や金融機関の不良債権処理の加速化の中で、経営環境が悪化しつつある中小企業の再生支援を行うため、宮城県中小企業再生支援協議会に助成するとともに、独自の特別保証制度を創設し、県内中小企業の再生に取り組む支援体制の整備を図ります。
5	若年者就職支援ワンストップセンター事業	48,090千円	キャリアカウンセリングから職業紹介までをワンストップで行うセンターを核とし、若年者に対する就職支援を実施します。
1	勤労女性福祉推進事業(勤労女性支援事業)	696千円	働く女性に役立つ法律や制度の普及啓発を図るため、働く女性に必要な労働に関する法律や支援制度をまとめた冊子を発行します。
2	勤労女性福祉推進事業(仕事と家庭両立支援事業)	3,034千円	ファミリー・サポート・センターの設立を支援するため、ファミリー・サポートセンターを設置する市町村に運営経費補助(設置から3年間)を行います。
1	シルバー人材センター設立・育成事業	23,700千円	新規設置法人(設立年度を含めた5年間を補助期間)に補助することにより、シルバー人材センターの立ち上げを支援します。
1	障害者・就労雇用促進事業(障害者就労総合支援事業:障害者就労アドバイザー部分)	5,008千円	障害者の職場定着のための支援及び資格取得のための支援を行い、就労の促進を図ります。
2	障害者・就労雇用促進事業(知的障害者ホームヘルパー養成研修事業分)		
3	障害者・就労雇用促進事業(県庁業務障害者就労モデル事業分)	14,034千円	県庁内において、障害のある人たちの就労・雇用の場や就業体験の機会を提供し、一般就労への移行促進を図ります。
4	障害者・就労雇用促進事業(障害者就業・生活支援センター事業分)	15,577千円	就業や職場定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対して、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を行い、障害者の職業生活における自立を図ります。
5	みやぎ障害者ITサポート事業	17,197千円	パソコン等を活用し障害者の就労支援等を行います。
6	障害者就農支援モデル事業	515千円	知的障害者の農業における就業機会の拡大を図るため、障害者就農推進会議及び就農適応訓練、就農促進環境整備への事業を行います。
7	障害者・就労雇用促進事業(障害者就業・生活サポート事業)	6,700千円	障害者の就業や生活を支援する体制を整備するために補助し立ち上げを支援します。
8	障害者・就労雇用促進事業(職場適応訓練事業)	14,664千円	
9	障害者・就労雇用促進事業(障害者雇用支援のつどい等促進事業)	273千円	障害のある人が社会的・経済的に自立し、地域の中で生き生きと暮らしていくことができるよう障害者の就業や生活を支援する体制を整備するとともに、職場適応訓練を実施し、障害者の雇用促進・定着を図ります。
1	新規高卒未就職者対策事業	7,260千円	新規高卒未就職者の就職の促進のため、新規高卒未就職者を対象に出前カウンセリングの開催や職業意識の醸成を図ります。
2	新規学卒者就職支援事業	3,415千円	新規学卒者の就職の促進と県内労働市場への人材流入のため、新規学卒者を対象に就職面接会の開催や求人情報の提供を行います。
3	新規学卒者就職支援事業	5,222千円	就職ガイダンス、マナー講習や少人数による模擬面接など速効性のある支援を行います。
4	新規高卒者就職支援事業(戦略)	14,297千円	生徒の就職相談や希望する求人の開拓などにより就職活動を支援します。

政策名	施策名	政策評価指標名
<p>個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進</p> <p>限りない可能性を持つすべての子どもの個性が尊重され、21世紀を切り拓く人材として創造性に富んだ豊かな心が育まれるよう、特色ある教育を目指します。</p>	<p>1 特色ある学校づくり</p> <p>児童生徒の多様な興味・関心や個性に対応し、学校選択の幅を広げるために、特色ある学校づくりを進めます。</p>	<p>総合学科等の新しいタイプの県立学校数</p> <p>総合学科高校，単位制高校，多部制・単位制定時制高校，中高一貫教育校など新しいタイプの県立学校数</p> <p>児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)</p> <p>正答率60%以上の問題数の割合 授業が分かると答えた児童生徒の割合 平日に家庭等で学習時間を確保している児童生徒の割合</p> <p>生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校)</p> <p>平日に家庭等での学習時間が2時間以上の生徒の割合(高等学校1年生) 現役進学達成率の全国平均との乖離</p> <p>外部評価実施学校(小・中・高)の割合</p> <p>外部評価委員会による外部評価を実施している学校数の割合(外部評価を実施している学校数÷全学校数×100)</p>
	<p>2 不登校児童生徒等への支援</p> <p>小・中・高校生が不登校，ひきこもり，中途退学などに陥らないようにその防止を図ったり，そのような子どもたちの立ち直りや保護者を支える環境づくりを目指します。</p>	<p>不登校児童生徒の在籍者比率(小・中学校及び中学校1年の出現率)</p> <p>不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒数の全在籍児童生徒数に占める比率</p>
	<p>3 特別支援教育の充実</p> <p>どのような障害があっても，一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育が受けられるようにするとともに，小・中学校の児童生徒や地域の人々との交流や理解が深まる環境づくりを目指します。</p>	<p>特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合</p> <p>県立特別支援学校の小・中学部に在籍している児童のうち，居住地等の小・中学校において，その学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合</p>
	<p>4 私立学校教育の振興</p> <p>私立学校のもつ独自の校風と建学の精神で，魅力ある学校教育がより一層推し進められるよう私立学校教育の振興を図ります。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	県立学校整備推進事業	1,322千円	魅力ある学校づくりを推進するため、特色ある学科・コースの新設や改編等を検討するほか、県立高校将来構想の実現を図ります。
2	中高一貫教育推進事業	12,499千円	中学校と高校の6年間を通じて計画的・継続的な指導を行う中高一貫教育を推進します。
3	学校活性化プロポーザルモデル事業	3,000千円	小・中学校の校長の裁量を拡大し、保護者や地域との連携を図った学校運営の改善を進めるなど、創意と活力に満ちた個性ある学校づくりを推進する校長を支援・奨励し、その成果を普及することを通して県内各小・中学校の活性化を図ります。
4	学校活性化プロポーザル事業	1,791千円	高校の校長の自主性を生かしたプロポーザルを予算面等で支援し、成功事例を生み出すこと等を目的とします。
5	キャリア教育総合推進事業(再掲)	1,062千円	知識・技術など経験豊富で多彩な社会人を活用するなどにより、生徒の視野を広げ、望ましい職業観や勤労観を育てます。
6	学校評価支援事業	1,010千円	学校評価が円滑に実施される環境づくりのため、学校評価支援システムを開発・試行し、全校実施を行います。
7	学力向上推進事業	13,969千円	本県児童生徒の学力の定着状況を継続的かつ的確に把握し、具体的な授業改善の方策を示します。 県内7高校に地域学習支援センターを設置し、家庭における自学自習の充実を図ります。
8	進学指導充実支援事業	8,524千円	進学指導において特色ある学校づくりを推進するため、地域の進学指導拠点校に対して財政支援と指導助言を行います。
1	みやぎアドベンチャープログラム(MAP)事業	6,665千円	他人を信頼し思いやる心を育て、不登校やいじめ、学級崩壊などを未然に防ぎ児童生徒の豊かな人間関係を構築することに効果のあるプログラムを取り入れ、県内小・中・高校等において推進します。
	生徒指導総合対策事業(心の教室相談員配置)	5,529千円	スクールカウンセラーが配置されていない学校に心の教室相談員を配置し、生徒等との相談活動を行います。
2	生徒指導総合対策事業(不登校相談センター事業)	17,020千円	「不登校相談センター」に精神科医や臨床心理士等のスタッフを置き、児童生徒及び保護者等の相談活動を行います。
	生徒指導総合対策事業(在学青少年育成員配置)	15,595千円	各教育事務所に在学青少年育成員を配置し、学校や地域における生徒指導の充実と問題行動の未然防止に資するための相談・支援活動を行います。
3	青少年専門員設置事業(再掲)	15,823千円	青少年専門員が学校や関係団体等と連携し、地域における青少年の健全育成を推進します。
	学校不適応対策事業(在宅不登校児童生徒対策事業)	2,583千円	
4	学校不適応対策事業(けやきフレンド派遣)	340千円	学校不適応児童生徒の復学や未然防止及び児童生徒の社会的・精神的自立を図るため、適応指導教室への支援、適応合宿、不登校児童生徒や保護者との相談、家庭訪問等を実施します。
	学校不適応対策事業(集団宿泊適応合宿)	64千円	
	生徒指導総合対策事業(高等学校カウンセラー活用事業)	66,147千円	
5	生徒指導総合対策事業(中学校カウンセラー活用事業)	119,198千円	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するカウンセラーを中学校及び高等学校に配置し、学校や地域における生徒指導の充実と問題行動の未然防止に資するための相談・支援活動を行います。また、教育事務所に専門カウンセラーを配置します。
	生徒指導総合対策事業(事務所カウンセラー配置)	9,226千円	
1	障害児教育充実事業(医療的ケア推進事業)	87,407千円	障害のある児童生徒について教育環境の充実を図るため、盲・聾・養護学校において医療的ケアを要する児童生徒への看護師の派遣を実施します。
2	共に学ぶ学習システム整備事業(学習システム整備モデル事業)	120,455千円	障害の状況に応じた該学級への複数教員の配置や学習支援室への担当教員の配置、また介助員等の配置等に要する費用の一部補助を行います。
3	共に学ぶ学習システム整備事業(居住地校学習推進事業)	1,035千円	担任等が児童生徒の受入校へ同行し、個別指導計画に基づき受入校担任等と連携して指導にあたり、指導方法や校内体制の在り方等を検討します。
4	共に学ぶ教育研修充実事業	1,694千円	共に学ぶ教育の理解を図るとともに必要な知識の習得や実践力の育成を図るため、コーディネーター研修や障害児担当教員等実践研修、管理職研修を行います。
5	障害児教育広報啓発事業	799千円	共に学ぶ教育や特別支援教育について理解を深めるため、共に学ぶ教育や特別支援教育に関するシンポジウムを開催し広く県民の理解を深めるとともに、アニメーションを作成しHPで公開します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
	<p><b>5 大学等高等教育の充実</b></p> <p>高度な専門知識や技術を持つ人材の育成により、地域社会や地域経済の発展、学術研究の振興を図るため、大学等の高等教育の充実を進めます。</p>	<p>県立大学卒業生の就職率</p> <p>県立大学卒業生のうち、就職内定者の割合（5月1日現在）</p>
	<p><b>6 地域に開かれた学校づくり</b></p> <p>社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、地域の優れた知識や技能を持った社会人を学校に招くなど、地域に開かれた学校づくりを目指します。</p>	<p>全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合</p> <p>公立学校において、全授業日数中、ボランティアを含めた社会人講師等を活用した日数 (社会人講師等の活用日数÷全授業日数×100%)</p> <p>10日以上授業公開日を設定している学校の割合</p> <p>10日以上授業を地域に公開する学校数の割合</p>
	<p><b>7 地域社会と学校教育との協働の推進</b></p> <p>地域と学校がともに手をたずさえ子どもたちの教育の充実に取り組むことができるよう、児童生徒の体験学習（職場体験、農業体験、保育体験、福祉体験等）、現地学習（施設見学、自然観察等）、地域をテーマにした学習や学校支援などの効果的な展開に必要な環境を整えます。</p>	<p>小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合</p> <p>地域と学校が協働して取り組む「学社連携・融合事業」を実施している小中学校を調査し、学社連携・融合事業の実施率を把握する。</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	宮城大学新学部設置事業	2,847,676千円	本県の特徴ある高等教育機関として、新たな社会的ニーズに対応しながら、次代を担う産業人を育成するため、農業短期大学を4年制に転換し、宮城大学の新学部(食産業学部)とする再編整備を行います。
1	キャリア教育総合推進事業	1,062千円	知識・技術など経験豊富で多彩な社会人を活用するなど、生徒の視野を広げ、望ましい職業観や勤労観を育てます。
2	特別非常勤講師制度	7,337千円	社会に開かれた魅力ある学校づくりを促進するため、小学校、中学校において、優れた知識や技能を有する社会人の活用を推進します。
3	学校評価支援事業(再掲)	1,010千円	学校評価が円滑に実施される環境づくりのため、学校評価支援システムを開発・試行し、全校実施を行います。
4	地域学習支援センター設置事業	2,484千円	本県児童生徒の自学自習を支援するとともに保護者等からの直接相談に応ずる地域学習支援センターを、県立高校7校に設置して、児童生徒の自主的な学習態度と家庭での学習習慣を身に付けさせるとともに家庭の教育力充実を図ります。
1	みやぎらしい協働教育推進事業	11,319千円	地域と学校の協働を支える仕組みをつくり、地域と学校の協働による教育活動を展開するため、協働教育推進組織の構築、協働教育モデル実践の展開、各種研修会等の開催、普及啓発活動を行います。
2	13歳の社会へのかけ橋づくり事業	5,165千円	県内公立中学校の全1年生が、社会との接点となる体験活動を行うことによって、人間関係づくりをはじめ、思いやりの心や命を大切にする心や公共心、勤労観、自己達成感等を育成し、将来にわたり社会の中で生きていく力の涵養を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>生涯にわたって学び楽しめる環境の充実</p> <p>県民のだれもが、いつでも、主体的、自発的に学ぶことができ、生涯にわたって、自分を磨き、自己を充実させ、豊かで生きがいのある生活を送ることができるような環境づくりを目指します。</p>	<p><b>1 多様なニーズに対応した学習機会の提供</b></p> <p>県民のだれもが、主体的・自発的に学ぶことができる、多様な学習機会の提供を目指します。</p>	<p>みやぎ県民大学受講者数(累計)</p> <p>みやぎ県民大学累計受講者数 みやぎ県民大学：県内にある高等学校や大学、専修学校、専門施設などを開放して、パソコン講座をはじめとして一般向けの講座を開設し学習機会を提供する。</p> <p>公立図書館における図書資料貸出数(県民一人当たり)</p> <p>県民一人当たりの年度間の公立図書館における図書資料貸出数</p>
	<p><b>2 地域の主体的な生涯学習を支援する人材の育成</b></p> <p>地域の学習グループの相談に応じたり、様々な学習機会を企画立案できる人材やNPOなどの発掘・育成を目指します。</p>	
	<p><b>3 行政、大学及びNPO等生涯学習に関わる様々な機関・団体のネットワーク化</b></p> <p>生涯学習に関わる様々な機関や団体が、それぞれの役割や特性を踏まえ、相互に連携・協力して適切な生涯学習事業が進められるように、行政、大学等、関係機関・団体のネットワーク化を推進します。</p>	
	<p><b>4 生涯学習を支援する関連施設の整備・充実</b></p> <p>人々の学習の場としての機能にとどまらず、交流の場や情報センター、地域づくりの場としての機能を果たす、生涯学習関連施設の整備・充実を目指します。</p>	
	<p><b>5 生涯学習に関する様々な情報提供システムの充実</b></p> <p>それぞれの地域、家庭に居ながらにして、容易に生涯学習に関する情報を得られるように、様々な情報提供システムの充実を目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成</p> <p>家庭、地域、職場などあらゆる場面において、性別や年齢、障害の有無などに関係なく、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。</p>	<p><b>1 男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくり</b></p> <p>すべての男女がともにその個性と能力を発揮し、あらゆる分野で協力し合う「男女共同参画社会」の実現のため、男女が性別にかかわらずあらゆる場に対等に参画できるような環境づくりを目指します。</p>	<p>県の審議会等委員の女性比率</p> <p>県における審議会等への女性委員の参加比率</p>
	<p><b>2 青少年の社会参加</b></p> <p>次の時代を担う青少年が、地域活動やボランティア活動などを通して積極的に社会にかかわり、社会性が豊かにはぐくまれていく社会を目指します。</p>	
	<p><b>3 障害者の社会参加</b></p> <p>障害者が地域の中で自立し、いきいきと暮らすことのできる社会づくりを目指します。</p>	
	<p><b>4 高齢者がいきいきと生活する社会づくり</b></p> <p>高齢者がその能力を生かして社会に貢献し、いきいきと暮らすことのできる社会づくりを目指します。</p>	<p>高齢者のうち就業・社会活動している者の割合</p> <p>65歳以上の高齢者のうち、仕事を続けている「有業者」及び「社会奉仕活動」や「社会参加活動」を行っている人の割合</p>
	<p><b>5 女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護</b></p> <p>認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの方々が福祉サービスを適切に利用し、住み慣れた地域で自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や利用に関する体制づくりを目指します。</p>	<p>提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合</p> <p>宮城県内の社会福祉施設等で「高齢者」「障害(児)者」及び「子ども、母子、婦人」の入所系の施設のうち、第三者評価を実施した施設の割合</p> <p>「第三者評価」：事業者の提供するサービスを当事者(事業者及び利用者)以外の第三者機関が評価すること(県などが実施する「行政監査」等を除く。)を指し、基準・手法等については、特定しない。</p> <p>省令等で「第三者評価」が義務化された施設を除く。</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	みやぎ女性人材開発セミナー事業	452千円	政策・方針決定の場に参画できる女性人材を発掘・養成するため、セミナーを開催します。
2	男女共同参画相談と自立サポート事業	5,415千円	「みやぎ男女共同参画相談室」設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。
3	ポジティブ・アクション推進事業	2,288千円	職場での男女共同参画の取組状況を調査し、優良事例を表彰・紹介します。
1	みやぎシニアカレッジ運営事業	37,842千円	高齢者の生きがいづくりや学習意欲にこたえとともに、地域活動と指導者養成を図るため、「宮城いきいき学園」の運営を推進します。
2	明るい長寿社会づくり推進事業	58,000千円	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、意識啓発を図り、各種支援事業を実施します。
1	人権・権利擁護推進事業(高齢者虐待対策事業)	3,991千円	高齢者虐待に対する適切な対応体制の整備を推進します。
2	人権・権利擁護推進事業(介護サービス情報の公表制度推進事業)	6,876千円	高齢者の権利に配慮した介護サービスが提供されるよう、サービス内容の公表を行います。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興</p> <p>余暇時間の増大や価値観の多様化を背景として文化や芸術への関心が高まっていることを受け、地域の誇りとなる文化・芸術の振興や保存を目指します。</p>	<p><b>1 文化財、伝統文化の保存・継承・活用</b></p> <p>先人から引き継がれてきた文化遺産や生活に息づいている文化を、保護、保存、活用し、次代に引き継ぐことを目指します。</p>	
	<p><b>2 美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり</b></p> <p>豊かでうるおいのある生活を実現するため、音楽や演劇、美術、文学などの優れた芸術作品に、身近に接することができるような環境づくりを目指します。</p>	<p>県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)</p> <p>県立文化施設 5 施設 (東北歴史博物館、宮城県美術館、宮城県図書館、宮城県慶長使節船ミュージアム、宮城県民会館) の年間入場者数とみやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河) の参加者数の総計 (1月から12月)</p>
	<p><b>3 県民が行う創作活動や表現活動への支援</b></p> <p>創造的な営みを通していきいきとした暮らしを実現するため、県民が自ら行う創作活動や表現活動を支える体制づくりを目指します。</p>	<p>県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)</p> <p>県立文化施設 5 施設 (東北歴史博物館、宮城県美術館、宮城県図書館、宮城県慶長使節船ミュージアム、宮城県民会館) の年間入場者数とみやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河) の参加者数の総計 (1月から12月)</p>
	<p><b>4 食文化等の生活文化の保存・継承・活用</b></p> <p>地域の食材を生かした個性的な食の伝統を継承・活用し、豊かでゆとりのある食文化を醸成する取組を支援します。</p>	
	<p><b>5 文化・芸術活動を創造・先導する人材の育成</b></p> <p>新たな文化・芸術を創造し、文化・芸術活動を活発にする土壌を作るため、次代を担う人材の育成を目指します。</p>	
	<p><b>6 海外との文化交流等の推進</b></p> <p>海外との文化交流や異なる文化の融合などにより、新たな文化が生み出される環境づくりを目指します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>多様な主体の協働による地域づくりの推進</p> <p>それぞれの地域が抱える課題やニーズに住民が積極的に取り組み、解決していくことができるよう、自治体と住民とが共に進める地域づくりを目指します。</p>	<p><b>1 県・市町村・住民の協働による地域づくり</b></p> <p>地域の住民による主体的、内発的な地域づくりを、県、市町村が協働・連携して行うことにより、地域の特色・個性を生かした誇りの持てる地域づくりが進められるよう、各地域の実情に応じた地域振興策を推進します。</p>	
	<p><b>2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援</b></p> <p>社会が抱えるさまざまな課題に自発的に取り組み、社会的・公益的な活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの活動の活性化を目指します。</p>	<p>NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位)</p> <p>各都道府県における人口10万人当たりのNPO(民間非営利団体)の法人設立認証数の全国順位</p>
	<p><b>3 環境美化運動など地域コミュニティ活動</b></p> <p>それぞれの地域の抱える課題やニーズに地域住民が積極的に取り組み、解決していくことができるよう、住み良い地域社会の形成を目指すコミュニティづくりが進められています。</p>	
	<p><b>4 住民主体の地域福祉活動等の推進</b></p> <p>県民一人ひとりが住み慣れた地域社会で安心して自立した生活を営むことができるよう、社会福祉協議会の活動など住民が主体となった地域福祉活動の総合的な推進を目指します。 また、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県や市町村、警察の協力の下に、住民が主体的に参加する地域安全活動の展開を目指します。</p>	
	<p><b>5 市民団体等のネットワークづくり</b></p> <p>多様な主体との連携を図るため、市民団体等のネットワーク化を推進します。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化</p> <p>首都圏等の空港や港湾に依存しないで国内外の人やモノの交流を活発に行えるよう、県内の空港や港湾の機能の強化と活用を進めます。</p>	<p><b>1 仙台空港の機能の強化と活用</b></p> <p>国内外の交流拠点である仙台空港の機能を強化するとともに一層の活用を促進します。</p>	<p>仙台空港利用者数(国内線、国際線)</p> <p>仙台空港を発着する国内線、国際線旅客便(定期便及びチャーター便)を利用する旅客数</p>
	<p><b>2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用</b></p> <p>誰もが国内外の各地域に容易に行き来できるように、仙台空港へのアクセス(連絡手段)を整備するとともに、東北の空の玄関口にふさわしい街づくりを行うため、仙台空港周辺地域に仙台空港を核とした交流、物流、情報の拠点の形成を目指します。</p>	<p>仙台空港利用者数(国内線、国際線)</p> <p>仙台空港を発着する国内線、国際線旅客便(定期便及びチャーター便)を利用する旅客数</p>
	<p><b>3 仙台国際貿易港の整備と活用</b></p> <p>貿易や物流を拡大し、国際物流拠点化を図るため、仙台国際貿易港を整備します。</p>	<p>仙台塩釜港(仙台港区)外貿コンテナ貨物取扱量</p> <p>仙台塩釜港(仙台港区)における外国貿易に係る取扱貨物のうちコンテナ貨物(外航路及び内航路)の取扱量 ※内貿コンテナは、実質的に外貿の中継貨物であるため、これを加えた貨物量を採用した。 TEU(Twenty-Foot Equivalent Unit): 20フィート・コンテナ(高さ8フィート、幅8フィート、長さ20フィート)を1TEUとする換算個数の単位。40フィート・コンテナは2TEUとなる。(引越し荷物の運搬等で利用され、鉄道などで見かけるコンテナは12フィートで0.6TEU)</p>
	<p><b>4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用</b></p> <p>仙台国際貿易港の世界へのゲートウェイ的機能と仙台東部道路等の交通ネットワークを活かし、東北の産業経済拠点としての機能強化を図るため、仙台港背後地に商業・流通業務地を整備します。</p>	<p>仙台港背後地区市街化率</p> <p>仙台港背後地土地区画整理事業地内において、宅地や道路等の整備が行われ、使用収益可能となった宅地に建築物が設置された画地面積の割合(市街化率)。平成8年度から平成17年度までの当地区における実績から回帰直線を設定し、目標値を算出するよう、昨年度までの仮目標値を上方修正している。</p>
	<p><b>5 地域を支える港湾の整備と活用</b></p> <p>物資の大量輸送を受け持ち県内の産業経済を支える港湾の機能を高めます。</p>	
	<p><b>6 輸出入を促進する貿易振興策の充実</b></p> <p>企業や個人が空港や港湾を利用し、輸出入をしやすくする取組みを行います。</p>	



政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>国内の広域的な交流や物流が活発に行えるよう、道路や公共交通等のネットワーク化を目指します。</p>	<p><b>1 高速道路の整備</b></p> <p>県内各地と仙台空港や仙台国際貿易港等の拠点施設、県内外の中心都市、首都圏とを結び、人やモノが速く、安全に、行き来できるようにするため、高速道路を整備します。</p>	<p>高速道路IC40分間交通圏カバー率</p> <p>高速道路 I C まで到達時間が 4 0 分間以内となる地域内人口の県総人口に対する割合</p>
	<p><b>2 国道、県道、市町村道の整備</b></p> <p>県内の各地域相互や、各地域と高速道路ネットワークを有機的に結び、県内各地域の連携の強化等を図るため、国道、県道、市町村道を整備します。</p>	<p>道路の改良率</p> <p>改良延長とは、道路構造令の規格に則り改良された延長である。これを実延長で除したものを改良率という。</p> <p>緊急輸送道路橋梁整備率</p> <p>橋梁における耐震化事業の完了率</p>
	<p><b>3 バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備</b></p> <p>誰もが通勤、通学、通院、買い物などが容易にできるよう、バスや鉄道などの公共交通機関のネットワーク化を目指します。</p>	<p>県内移動における公共交通の利用率</p> <p>県内移動における全輸送機関利用者数に対する公共交通利用者数の比率</p>
	<p><b>4 各輸送機関相互の連携の強化</b></p> <p>人やモノが各種の移動手段を適切に乗り継ぐことにより環境にもやさしく円滑かつ迅速に移動できるような社会を実現するために、各輸送機関相互の連携を強化します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	高規格幹線道路整備事業	4,861,831千円	国土の骨格を形成し、ほくとう新国土軸の基幹となる高規格幹線道路の整備を促進します。
2	地域高規格道路整備事業	1,023,000千円	高規格幹線道路網と一体となって地域間相互の交流促進と交通拠点の連結を図り、地域構造を強化する地域高規格道路の整備を行います。
1	一般国道398号石巻バイパス	1,020,000千円	道路網を整備することにより、各地域の連携強化を図ります。
2	一般国道346号鹿島台バイパス	610,000千円	
3	一般国道113号館矢間バイパス	473,000千円	
4	橋梁耐震補強	992,670千円	震災時においても重要な拠点へのルートを確保するため、橋の耐震化を実施します。
1	地方生活バス路線の維持・活性化事業	52,501千円	国・県・市町村が連携して事業者及び市町村が運行するバス路線等へ支援を行うことにより、生活交通路線の維持確保を図ります。
2	宮城県バス事業振興補助事業	42,762千円	バス停上屋等の施設整備や安全運行への取組に対して支援することにより、バス利用者の利便性向上と安全運行の確保を図ります。
3	離島航路運行維持対策事業	55,333千円	離島航路は、離島住民の生活及び離島振興等において必要不可欠な唯一の交通機関であることから、離島航路の運行維持を図ります。
4	第三セクター鉄道対策事業	63,571千円	阿武隈急行線は、地域住民の生活の足として欠かすことのできない公共交通機関であり、運行の維持は沿線地域の活性化を図る上でも重要であることから、施設整備費について国・福島県・沿線市町と協調して支援します。
5	くりはら田園鉄道運行維持費補助金	19,000千円	くりはら田園鉄道は、地域住民の生活交通手段として必要な交通機関であることから、安全運行の確保を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進</p> <p>国際化の進展に対応して、異文化を理解し尊重する気風を根付かせ、国際社会においてコミュニケーションができる国際性豊かな人材の育成と、外国人の暮らしやすい環境づくり、県民参加型の国際交流・国際協力が活発に行われる環境づくりを目指します。</p>	<p><b>1 国際化を担う人材育成の推進</b></p> <p>指導方法の改善や教員の指導力の向上のほか、県民自らコミュニケーションを図ろうとする姿勢の育成を図るなど、コミュニケーションの手段としての外国語教育をさらに充実させることを目指します。</p>	<p>ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数</p> <p>J E Tプログラム (The Japan Exchange And Teaching Program) に基づき、県及び市町村の国際交流担当部局、市町村立中学校、県立高等学校及び私立学校等において設置している A L T (外国語指導助手) の数</p> <p>A L T (Assistant Language Teacher) : 「語学指導等を行う外国青年招致事業」に基づき、中学校や高等学校等において外国語指導の補助等に従事させるために、外国から招致する青年</p>
	<p><b>2 外国人の暮らしやすい環境づくり</b></p> <p>国際化が進み、結婚、就労、留学など様々な理由により、宮城県に暮らす外国籍県民の数は年々増加しています。今後も一層の増加が見込まれることから外国籍県民と一般県民が互いに理解し合い、共に安心して生活できる地域づくり、いわゆる「多文化共生社会」の形成を目指します。</p>	<p>県内外国人留学生数</p> <p>各年5月1日時点で、県内の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等に通っている外国人留学生の数</p>
	<p><b>3 さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進</b></p> <p>国際化が進展する中で、宮城県の個性を生かしながら、県民一人ひとりが実感できる国際交流を経済、産業、文化、学術、スポーツなどの各分野で推し進めるとともに、発展途上国等からの技術研修員の受け入れや専門家の派遣などの国際協力を行います。</p>	<p>公的主体による交流事業で海外と往来した延べ人数</p> <p>公的な主体による交流事業で、海外と往来した延べ人数</p>
	<p><b>4 国際交流活動を支える体制づくり</b></p> <p>国際化が進むことにより、国際交流の主体は行政から民間団体や県民に移りつつあり、団体数の増加とともにその活動内容も多様化しています。このような変化に対応するため、(財)宮城県国際交流協会を通じて積極的な情報提供や国際交流の機会づくりを目指します。</p>	

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	語学指導等を行う外国青年招致事業	15,401千円	地域レベルでの国際化の推進と国際理解・語学教育の充実を図るため、海外から青年を招致し、中学校、高等学校等や地方公共団体で外国語指導や国際交流事業に従事させます。
2	小学校英語教育推進事業	616千円	小学校における英語学習の充実をはかり、英語教育の充実、地域レベルの国際化を推進するため、モデル地域の指定や小学校英語活動研修会を開催します。
3	学校英語教育充実推進事業	19,108千円	中学校、高等学校の英語教育について、英語担当教員の研修体制の整備と生徒の英語によるコミュニケーションへの意欲・関心の高揚や実践的能力の向上を図ります。
4	外国語指導助手招致事業	255,547千円	ティーム・ティーチングを中心とした外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展を図るため、外国語指導助手50名を招致し、県立高校に配置します。
1	外国籍県民支援事業(みやぎ外国人相談センター設置事業)	3,016千円	相談等に母国語でアドバイスすることにより、困りごとの解消を図り、外国人県民を支援します。
	外国籍県民支援事業(災害時通訳ボランティア整備事業)	479千円	災害時、避難時等で支援にあたる通訳ボランティア制度を整備、運営します。
	外国籍県民支援事業(災害時外国人サポートウェブ事業)	3,370千円	災害情報等を自動的に多言語(英・中・韓・ポ)に翻訳し、メール配信、HP掲載するシステムの構築を行います。
	外国籍県民支援事業(多文化共生推進条例(仮称)推進事業)	416千円	「多文化共生社会」の形成を推進する、宮城県多文化共生条例(仮称)制定のため、懇話会を開催し検討等を行います。
2	外国人留学生里親促進事業	1,017千円	留学生が充実した生活を送れるよう支援するため、県民ボランティアを里親(留学生の相談相手として精神的な支援を行う。)とした交流を推進するとともに、留学生を通じ、留学生の母国に対し、本県の住みよさをPRします。
1	友好姉妹省州県交流関係事業(中国吉林省友好交流事業)	12,142千円	友好・姉妹関係にある中国吉林省、米国デラウェア州、伊国ローマ県との友好を深めるため、本県から専門家を派遣するなどの人的交流等を行うほか、経済交流の実現を目指します。
2	友好姉妹省州県交流関係事業(米国デラウェア州姉妹交流事業)	4,136千円	
3	友好姉妹省州県交流関係事業(伊国ローマ県姉妹交流事業)	1,490千円	
4	海外技術研修員受入事業	8,485千円	開発途上国等への技術協力及び将来の国際友好交流関係の構築のため、技術研修員を受け入れ、技術研修及び日本語研修等を実施します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>高度情報化に対応した社会の形成</p> <p>情報通信技術の進歩に対応し、各分野で I T (情報技術) を活用して県民だれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用、創造・発信できる社会の形成を目指します。</p>	<p><b>1 高速情報通信ネットワークの整備</b></p> <p>県民のだれもが I T を活用し、創造・発信できる情報通信環境の整備を目指します。</p>	
	<p><b>2 産業の情報化、情報産業等の集積促進</b></p> <p>地域経済の活性化を図るため、産業・経済分野での I T の活用、学術・研究分野との連携を促進するとともに、産業経済の発展を牽引する情報産業の集積を目指します。</p>	<p>情報サービス産業企業数</p> <p>経済産業省が毎年度実施する「特定サービス産業実態調査」の調査対象となった情報サービス産業関係事業所の数(抽出調査)</p>
	<p><b>3 県民生活に関する情報化の推進</b></p> <p>豊かな暮らしの実現を図るため、保健・医療・福祉・環境などの分野で I T 活用を促進します。</p>	
	<p><b>4 電子自治体化の推進</b></p> <p>行政サービスの電子化を進め、各種の申請手続がパソコンで行える電子申請などを導入し、効率的で円滑な行政運営を行う県庁を目指すとともに、県内市町村の電子自治体化を促進します。</p>	<p>電子申請・届出件数の割合</p> <p>県に対する電子申請化された手続きの申請・届出件数のうち、電子的申請・届出件数の占める割合</p>
	<p><b>5 次世代を担うIT人材の育成</b></p> <p>子どもたちがインターネットなどの I T を自由に活用できる環境づくりを目指すとともに、体験を通じて情報手段を適切に活用する能力を高めることを目指します。</p> <p>あわせて、教員のコンピュータを活用した学習指導能力を高め、様々な学習機会での I T 活用の促進を通して、豊かな教育活動を展開することを目指します。</p> <p>また、誰もが I T を活用できるようにするため、様々な学習機会の提供、指導者の育成を目指します。</p>	<p>コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率</p> <p>コンピュータを使って教科等の指導ができる教員数÷全教員数(非常勤を除く)×100</p>

事業番号	事業名	平成18年度 決算額	事業(概要)
1	情報通信関連企業立地促進奨励金(再掲)	77,714千円	県内に情報通信関連事業所を新設又は移転する企業及び県内にソフトウェアを営む事業所を新設若しくは増設又は移転する企業に対し、その事業所設置等に要する経費について、立地促進奨励金を交付します。
2	東北テクノロジーセンター運営事業(再掲)	5,000千円	高度IT技術者養成機関「東北テクノロジーセンター」の運営を支援し、応用実践力を備えた高度なIT人材を育成します。
3	ITビジネス市場開拓支援事業(再掲)	4,102千円	携帯電話、自動車、家電製品などの分野で市場が拡大している組込みシステムの技術者を育成し、県内IT企業のビジネス競争力強化及び市場獲得を支援します。
4	みやぎe-ブランド確立支援事業(再掲)	26,749千円	本県情報産業のブランドの確立を図るため、情報産業振興戦略に掲げる5つの分野に取り組む県内IT企業の優れたビジネスプランを具現化するための補助金の交付、優れた商品の表彰やマッチング機会の提供などの販促活動の支援を行います。
5	コールセンターサポート事業(再掲)	14,797千円	県内へのコールセンターの立地促進及び立地企業への安定的な人材確保を図るため、コールセンターのオペレータ養成や求職者向けの企業合同説明会等の機会を提供します。
6	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	100,000千円	新規開業等に係る資金調達の支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用した産業振興を行います。
1	電子県庁構想推進事業	610,115千円	ITを活用し、行政手続の透明化、迅速化や、インターネットを利用し、いつでも、どこからでも申請を可能にする各種行政手続の電子化、ホームページによる行政情報の提供等の行政サービスを行うことにより、県民サービスの質的向上を図るとともに、行政コストの低減並びに地域産業の活性化を目指します。
2	インターネット情報提供事業	39,122千円	県民に対するサービス提供の即時性及び双方向性を向上させるため、インターネットを活用して県の持つ行政情報の積極的提供及び県民の意見・要望の収集を行います。
3	情報処理研修事業	9,184千円	本県の行政情報化を推進するため、県・県内市町村職員を対象にした情報処理研修を行います。
1	学習情報ネットワークシステム管理費	133,573千円	インターネットを活用した新しい学習活動や教育活動及び学校の情報化を進めるため、県立学校及び市町村立学校のインターネット接続を推進します。
2	IT教育推進事業	1,627千円	みやぎIT教育ポータルサイトを充実し、授業で活用できる教育用デジタルコンテンツを研究開発等で集約するとともに、成果発表会や研究授業により普及啓発を図ります。
3	情報化ひとづくり事業(みやぎデジタルアカデミー)	5,676千円	県民の情報の受発信を活発にするために、高齢者や障害者等にも配慮しながら、情報教育の場を提供し、県民のリテラシー向上を支援します。
4	情報化ひとづくり事業(ちゃれんじど情報塾)	997千円	
5	情報化ひとづくり事業(身体障害者ワープロ操作研修)	471千円	
6	情報化ひとづくり事業(みやぎ障害者ITサポート事業)	17,197千円	
7	情報化ひとづくり事業(みやぎ県民大学)	295千円	